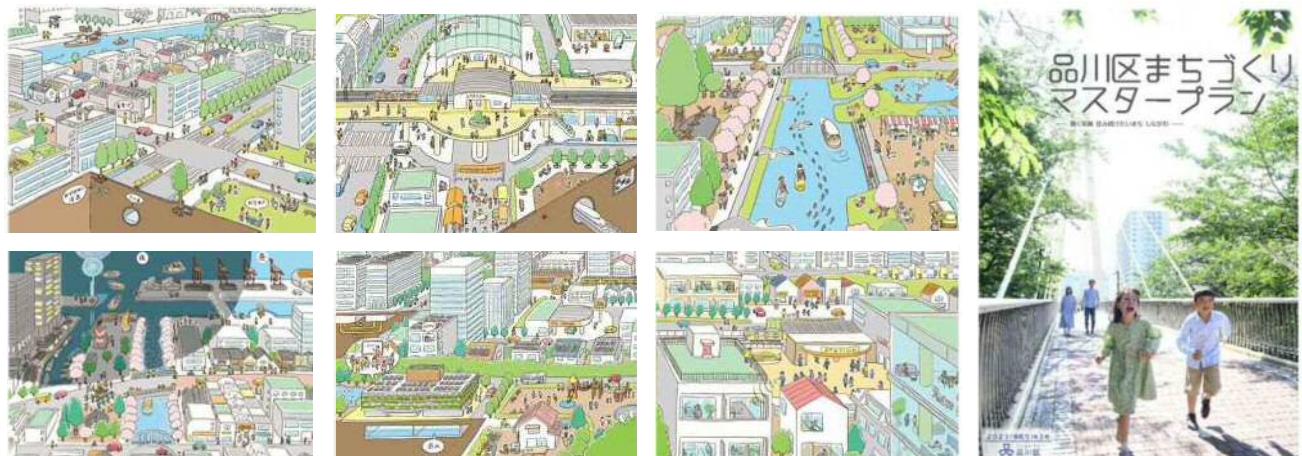


令和5年度 事務事業概要

都市環境部



品川区都市環境部組織図 (令和5年4月1日現在)

[課名]	[係名]	[係職員数]	事	技	能	再	会	派
都市計画課 21名	計画調整担当(主査) (部長・課長含む)	☆ 14	6	7				1
	空港環境担当(主査)	2	2					
	景観担当(主査)	☆ 5		4			1	
住宅課 15名	住宅運営担当(主査) (課長含む)	9	8				1	
	空き家対策担当(主査)	3	2				1	
	開発指導担当(主査)	☆ 3		2			1	
木密整備推進課 15名	木密整備担当(主査) (課長含む)	11	2	6		1	2	
	不燃化促進担当(主査)	4		2		2		
都市開発課 19名	都市開発担当(主査) (課長含む)	14	2	11			1	
	立体化担当(主査)	5	1	3				1
建築課 39名	事務調査係(課長含む)	☆ 6	4	1		1		
	審査担当(主査)	☆ 16		12			4	
	監察担当(主査)	3		3				
	細街路担当(主査)	11		9			2	
	耐震化促進担当(主査)	3	1	2				
環境課 23名	環境管理係(課長含む)	6	5			1		
	環境推進係	4	4					
	指導調査係	13	1	9		1	2	
品川区清掃事務所 240名	庶務係(所長含む)	10	9			1		
	事業係	217	3		168	21	25	
	リサイクル推進係	☆ 9	7		2			
	許可指導係	4	2			2		
合計	372	59	71	170	30	40	2	

* 事=事務職 技=技術職(土木造園、建築、機械、電気、衛生監視)

能=技能系(III、V、VI) 再=再任用(常勤・短時間) 会=会計年度任用職員 派=派遣(東京都)

☆育児休業者を含む

目 次

都市環境部組織図		
「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして	1
他課との連携事業一覧	8
都 市 計 画 課		
係別事務分掌	13
一.都市計画事務	14
1 品川区まちづくりマスターPLAN	14
2 都市計画の決定および変更	15
3 都市計画審議会	15
4 都市計画の相談等	17
5 都市計画の提案	17
6 国土利用計画法に基づく土地売買等の届出	17
7 都市計画GISデータの活用環境整備	17
8 沿道環境整備	18
9 用途地域の指定状況・見直し	19
10 品川区内の都市計画道路の現況	20
11 第四次事業化計画・在り方に関する基本方針	21
12 東京都施行事業の現況	22
13 首都高速道路㈱施行事業の現況	25
二. 公共交通の整備促進	26
1 鉄道網の現況	26
2 バス路線網の充実	26
3 コミュニティバスの導入	27
4 羽田空港アクセス線新駅可能性検討	29
三. 自転車活用推進事業	30
1 自転車活用推進計画の策定	30
四. 区民の自主的なまちづくりへの支援	31
1 区民の自主的なまちづくりへの支援	31
五. まちづくり検討(立会川・勝島地区、八潮地区、水辺)	32
1 立会川・勝島地区のまちづくり	32
2 八潮地区の将来像検討	32
3 品川区水辺利活用ビジョン	33
六. やさしいまちづくり推進事業	34
1 やさしいまちづくり推進事業	34
七. 航空機騒音常時測定事業	37
1 航空機の騒音測定	37
八. 都市景観形成事業	39
1 「品川区景観計画」	39
2 品川区景観計画の運用開始	39
3 令和5年度の取組み	40
九. 開発環境指導	41
1 中高層建築物等の建設に係る開発環境整備	41
2 ワンルーム形式等集合建築物に係る環境整備	42

3 建築物等の福祉に関する整備	42
住 宅 課		
係別事務分掌	43
一. 公営住宅の管理等	44
1 区営住宅の管理	44
2 区民住宅の管理	45
3 都営住宅および都民住宅入居者の公募	48
二. 住宅改善資金融資あっせん・助成事業	49
1 住宅修築資金融資あっせん	49
2 住宅改善工事助成事業	50
三. マンションの管理支援	52
1 セミナー・相談会	52
2 建替・修繕支援	52
3 管理運営支援	53
四. 業者紹介・各種支援事業	55
1 増改築施工業者の紹介	55
2 親元近居支援事業	55
3 住環境改善	56
五. 空き家等対策事業	57
1 空き家等対策事業	57
六. 居住支援事業	59
1 居住支援事業	59
七. 建築紛争調整事務	61
1 都市計画法に基づく開発許可事務	61
2 建築審査会	61
3 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整事務	62
4 建築物の解体工事に関する事前周知	63
5 葬祭場等の設置に係る環境整備	64
木密整備推進課		
係別事務分掌	65
一. 密集住宅市街地整備促進事業	66
1 地区位置図	66
2 地区の計画内容	66
3 実績	67
4 計画	67
5 助成の内容 (道路用地取得・拡幅整備状況)	68
6 木密連担地域改善事業	69
二. 不燃化特区支援事業	70
1 地区位置図	70
2 事業地区および事業期間	70
3 実績	71
4 計画	71
5 助成の内容	72
6 今年度の取り組み	72
7 防災建替え相談窓口	72

三. 防災街区整備事業	73
1 事業地区および事業期間	73
四. 都市防災不燃化促進事業	74
1 地区位置図	74
2 事業地区および事業期間	74
3 実績	75
4 計画	76
5 助成の内容	76
五. 防災生活圏促進事業	77
1 地区位置図	77
2 事業地区および事業期間	77
3 実績	77
4 計画	78
六. 避難道路機能強化事業(滝王子通り地区)	79
1 地区位置図	79
2 事業地区および事業期間	79
3 実績	79
4 計画	80
七. 従前居住者用住宅の管理	81
1 施設位置図	81
2 施設の所在および概要	81
3 計画	81
都 市 開 発 課		
係別事務分掌	82
一. 大井町駅周辺地区の整備	83
1 地区概要	83
2 事業概要	84
二. 大崎駅周辺地区の整備	85
1 全体概要	85
2 東五反田地区の事業概要	87
3 大崎駅西口地区の事業概要	89
4 西品川一丁目地区(国際自動車跡地および周辺)	90
5 大崎駅周辺地区における都市基盤施設の整備	92
6 広町一丁目周辺地区	93
7 大崎駅周辺地域におけるエリアマネジメントの展開	94
三. 目黒駅・五反田駅周辺地区の整備	95
1 目黒駅周辺地区概要	95
2 五反田駅周辺地区	96
3 西五反田三丁目地区(荏原市場跡地および周辺)	98
四. 武蔵小山駅周辺地区の整備	99
1 全体概要	99
2 事業概要	100
五. その他の拠点地区の整備	102
1 東品川四丁目地区(品川シーサイド)	102
2 西大井駅周辺地区	102
3 東品川二丁目地区(天王洲アイル)	103

六.鉄道連続立体化と周辺のまちづくり	104
1 京浜急行本線と品川駅南地域周辺地区	104
2 東急大井町線と戸越公園駅周辺地区	106
七.鉄道新線に関すること	109
1 リニア中央新幹線の整備	109
建 築 課		
係別事務分掌	110
一. 建築物等の確認審査・許認可	111
1 事前相談	111
2 建築確認事務	111
3 特例許可等に関する事務	112
4 風俗営業等の建築物に対する意見照会	112
5 建築行政支援システムの運用	112
二. 建築物等の維持・保全	114
1 特定建築物等定期調査報告	114
2 老朽建築物等の改善指導	114
3 防災査察	114
三. 違反建築物の取締り業務	115
1 違反建築物取締り事務	115
四. 建設リサイクル法受付事務	116
1 建設リサイクル法の目的と対象工事	116
五. 細街路拡幅整備事業	117
1 細街路拡幅整備	117
2 道路位置の指定・取消等	118
六. 私道整備事業	118
1 私道整備助成	118
七. 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業	119
1 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業	119
八. 住宅・建築物耐震化支援事業	120
1 耐震化助成の流れ	121
2 助成額一覧	122
3 実績	125
九. がけ・擁壁安全化支援事業	126
1 がけ・擁壁安全化支援事業	126
十. コンクリートブロック塀等安全化支援事業	127
1 コンクリートブロック塀等安全化支援事業	127
十一. その他の事業	127
1 各種証明発行	127
2 建築動態統計調査事務	128
環 境 課		
係別事務分掌	129
一. 省エネルギー対策事業	130
1 地球温暖化防止対策の推進	130
2 太陽光発電システム等設置助成事業	133
3 事業所用LED照明設置助成事業	134
4 低公害車買換え支援事業	135

5 ミスト設備助成事業	136
6 高効率給湯器設置助成事業	137
7 環境情報管理システム運用など	137
8 冊子による家庭向け温暖化啓発	138
二. 環境マネジメントシステム運用管理	139
1 しながわエコリンクの運用概要	139
2 各種研修の実施	140
3 環境監査の実施	140
4 表彰の実施	140
三. 環境学習交流施設管理運営	142
四. 環境行動推進事業	148
1 グリーン電力証書システムの活用	148
2 サマーレック、ウォームビズキャンペーン	149
五. 環境経営支援事業	151
1 エコアクション21認証取得支援事業	151
六. エコライフ普及事業	153
1 地球にやさしい環境運動推進事業	153
2 国産間伐材の有効活用事業	155
七. 地域エコ活動推進事業	156
1 環境講演会	156
2 環境表彰式	156
3 しながわ家庭エコチャレンジ	158
4 SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト	159
5 ボトルキヤップ回収運動	162
6 打ち水大作戦しながわ	163
7 使い捨てプラスチック削減推進事業	164
8 品川区環境活動推進会議	165
9 森林環境譲与税を活用した都内連携	166
八. カラス及び外来種対策事業	167
1 カラス対策	167
2 野鳥相談対応(カラス以外)	168
3 鳥インフルエンザ対策	168
4 外来種対策	168
九. 環境指導相談	171
1 工場指導	171
2 環境相談	176
十. 環境調査測定	177
1 環境調査測定	177
十一. アスベスト対策事業	184
品川区清掃事務所		
係別事務分掌	185
一. ごみ・資源収集実績量の推移	186
二. 直営事業の経営資源等	187
三. 主な委託事業等の概要	189
四. 収集作業計画(令和5年度)	190
(参考:品川区内のごみ・資源の流れ)	191
五. ごみ収集	192
1 ごみの収集運搬作業	192

2 排出指導	192
3 不法投棄対策	193
4 し尿収集作業	194
5 動物死体収集	194
6 粗大ごみの収集運搬	195
7 その他、付帯する事務・事業	196
六. 資源回収事業	199
1 資源ステーション回収	199
2 抛点回収	199
3 区施設資源回収	200
4 資源の持ち去り対策	201
5 リサイクル資源の売扱	202
令和5年度 資源処理フロー図	203
七. リサイクル活動支援事業	204
1 資源集団回収	204
2 家庭用生ごみ処理機購入助成	205
3 フリーマーケット	205
4 粗大ごみからのリユース事業	206
八. 事業系廃棄物に係る指導と許可	206
1 一般廃棄物処理業の許可指導	206
2 事業系廃棄物の排出指導	207
3 事業用建築物に係る指導	209
4 淨化槽清掃業の許可指導	210
九. 計画と普及啓発	211
1 品川区一般廃棄物処理基本計画	211
2 品川区一般廃棄物処理実施計画	212
3 品川区分別収集計画	212
4 廃棄物減量等推進審議会	212
5 廃棄物減量等推進員	213
6 ごみ・リサイクル出前講座	214
7 ごみ・資源追つかげ隊	215
8 普及広報	216

「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして

区では平成 20 年 4 月に区民と区との共同指針として「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を将来像とした基本構想を策定し、この実現に向け着実に施策を展開しています。

また、令和 2 年 4 月策定の新長期基本計画に基づき、「超長寿社会に対応する視点」、「多文化・多様な生き方を尊重する視点」、「強靭で魅力あるまちを未来につなぐ視点」、「先端技術を活用して課題解決と発展を図る視点」の 4 つの視点と、「地域」「人」「安全」の 3 つの政策分野からなる施策を今後、計画期間の令和 11 年度までの間において着実に進めていかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症は、5 月 8 日より感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ 5 類とされることから、行動制限などの制約が解消されることとなり、社会経済活動はポストコロナ期へ移行することとなります。

一方で、昨年 2 月から始まったロシアによるウクライナ侵攻は現在も継続しており、エネルギー供給不安など供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響など、現在も世界経済に大きな影響を及ぼしています。

このように、新型コロナ感染症への対応、エネルギー価格の高騰に伴う物価高、人口減少など、まさに激動する時代の只中にある今だからこそ、「新時代のしながわ」を力強く切り拓くべく、「区民の幸福（しあわせ）」、すなわちウェルビーイングの視点から、組織の力を結集し、区政を新たなステージへ押し上げるべく積極果敢に挑戦していくかなければなりません。

「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」を区民とともに創ることを目指すスタートとなる令和 5 年度は、防災対策、安全・安心なまちづくり、環境にやさしいまちづくりや、魅力や賑わいの創出に向けたまちづくりなどの施策を、日々変化する情勢に応じて、柔軟に展開しながら、必要な施策を着実に進めていく必要があります。

1. まちづくり

区は、江戸の昔は臨海部に東海道第一の宿場が位置し、明治以降は目黒川沿いを中心に工場が立地するなど、京浜工業地帯の一翼を担うものづくりのまちとして発展してきました。一方、内陸部は関東大震災を機に、東京の都心部から避難してきた人が移住し、この時期に相次いで鉄道が開業したこともあり、急速に市街化が進みました。戦災復興期においても、抜本的な対策を講じる間もなく人口の流入や工場の立地が進んだため、区の都市構造は、関東大震災後の市街化が始まった時点と基本的には変わらないまま現在に至っています。

このような歴史的背景を持つ品川のまちは、目黒川沿いや臨海部に比較的大規模の大きい工場などが立地する一方、内陸の台地部は、都市基盤が未整備の市

街地に住宅や小規模な事業所が密集しているという特徴を持っています。また、鉄道の駅が多いことや、沿道型の商店街が多いことも他に類を見ない特徴です。

こうした都市構造の特徴を踏まえ区では、平成 25 年に策定した「品川区まちづくりマスタートップラン」に基づき、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現に向け、様々なまちづくりの取り組みを進めてきました。

そのような中、切迫性が高まる大規模地震や激甚化する気象災害、低炭素社会から脱炭素社会への移行、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活や意識の大きな変化、違いや個性が尊重された一人ひとりの能力が活かされていく社会への変革など、社会の状況が変化しています。

また、これからまちづくりには、みどりと水辺などの多様な機能を柔軟に活用して、まちの安全性や快適性を向上することや、まち・みちの様々な場所で歩きたくなる魅力をつくることなど、新しい視点が求められます。

このような背景から、これまでの取り組みを継承しつつ、社会状況の変化に対応し、新しいまちづくりの視点を加えた「新しい魅力・価値を創造する強靭で持続可能なまちづくり」を開拓するため、令和 5 年 3 月にまちづくりマスタートップランの改定を行いました。改定計画に基づき、まちの安全性や快適性、利便性を高めるため、地域ごとの課題や特性に応じ、都市計画制度や景観計画などを活用しながら様々な事業を開拓していきます。

既成街区である大井町、五反田、目黒や、工場の移転などにより土地利用転換が進む大崎や天王洲などは、広域活性化拠点および都市活性化拠点として位置づけ、産業施策と連携しながら商業、業務など、拠点にふさわしい機能の充実を図っています。

特に、大崎駅周辺地域（約 60ha）は、地域の開発機運の高まりを踏まえ、平成 14 年 7 月に都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定され、区として地権者等によるまちづくりの主体的な取組みを支援しながら、地区計画制度等の都市計画手法を活用するなど、民間活力を活かしたまちづくりを推進しています。都市活性化拠点の大井町では、区の中心核にふさわしい商業・文化等の息づくまちづくりを目指し、広町地区において段階的な整備による複合拠点の形成を図っていきます。また、武蔵小山駅周辺地域では、東京のしゃれた街並み推進条例を活用したまちづくりを進めており、にぎわいと回遊性のある複合市街地の形成を図っています。

品川駅南地域や戸越公園駅周辺地域では、各地域の「まちづくりビジョン」に基づき、地域の将来像の実現に向け、まちづくりを進めていきます。

また、土地利用状況が大きく変化している立会川・勝島地区においても、今後のまちづくりの方針となる「まちづくりビジョン」を平成 31 年 1 月に策定し、現在、具体的な取組みとして、勝島運河への人道橋の整備などについて設計、協議を行い令和 6 年度の着手を目指し取り組みを進めています。また、八潮地区では、住民や事業者、行政がそれぞれの役割のもと、地域の課題を共有し、今後も連携を図りながら取組みを進めていけるよう、まちづくりガイドラ

インの令和 5 年度早期策定を目指し取り組みを行っています。

まちづくりは、行政からの提案だけでなく、そこに暮らす地元の方々の発意に基づき進めることができます。円滑な推進につながります。区はまちづくりの活動を行う団体に対し、補助金の交付やまちづくりの専門家を派遣するなど、区民の自主的な取組みを支援しています。

一方、民間の建築行為に対しては、都市計画法に基づく開発許可制度や開発環境指導要綱などに基づき指導を行うとともに、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整を行い、秩序あるまちづくりを進めています。

なお、平成 28 年 4 月 1 日施行の品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例にもとづき、地域活動課と連携しながら、マンションに関わる事業者に対し町会・自治会活動への協力を求めることにより、「毎日の暮らしの中でも、いざ！ というときにも共に助け合うまちづくり」を進めます。

2. 住 宅

区の住宅施策においては、高耐久・高品質・長寿命な住宅ストックの充実や活用を図ることにより、居住環境のさらなる向上を図っています。

区営・区民住宅については、「品川区公営住宅等長寿命化計画」を改定し、より適切な時期に改善・修繕ができるよう計画的に行い、建物の長寿命化を進めています。引き続き、良質な公的住宅の提供を進めています。

民間住宅に対しては、住宅改善工事助成、修築にかかる融資あっせんおよび地元業者の紹介等を実施することで、住環境の向上だけでなく、地元建設業界の支援にもつなげています。

民間の分譲マンションに対しては、「品川区マンション管理適正化推進計画」を作成するとともに、優良な管理計画を有するマンションを認定する制度を開始します。引き続き、様々なマンション支援策（マンション管理相談や専門家の派遣、マンション管理セミナーの開催等）によりマンションの諸問題に対して支援を行います。また、東京都の管理状況届出制度に基づく管理不全の兆候があるマンションへの調査や助言などを実施し、専門家と連携しながらマンションの適正な管理を促進していきます。

空き家等対策事業については、平成 30 年度に策定した「品川区空き家等対策計画」の中間見直しを行います。計画には、発生予防、適正管理、有効活用の 3 つの方針を位置付けており、引き続き様々な施策を展開していきます。

居住支援事業では、品川区居住支援協議会で住宅確保要配慮者への支援策について十分な議論を引き続き行います。また、「住宅確保要配慮者入居促進事業」により提供可能な民間賃貸住宅を掘り起こして入居の促進を行うほか、新規事業でセーフティネット住宅家賃低廉化補助を行うなど、住宅確保要配慮者の入居に対する支援を促進してまいります。

3. 防 災

首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の不燃化、耐震化に向けた取組みを進めています。

発災時の大規模火災等による被害を防ぎ、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動および避難を可能とするため、延焼遮断帯の形成や防災生活道路の整備、公園等のオープンスペースの確保を進めます。また、事業にご協力いただける方の住替え先を支援するため、令和4年度に開設したコンフォール品川西大井など計3棟の従前居住者用住宅の管理・運営を行っています。

都と区が連携して実施している不燃化特区支援事業では、老朽住宅の除却、住替えおよび火災に強い建物へ建て替える費用への助成、固定資産税等の減免、防災建替え相談窓口の設置や専門相談員の無料派遣等の各種支援に取り組んでいます。また、都市防災不燃化促進事業による沿道建築物の不燃化促進や防災生活圏事業による広域避難所の周辺整備および避難道路機能の強化にも取り組んでいます。

令和5年度は、密集住宅市街地整備促進事業の新規地区として、大井・西大井地区（大井5・7丁目、西大井2・3・4丁目）を追加し、防災性の向上と住環境の改善に取り組んでまいります。

今後も、引き続き老朽住宅の建替えや不燃化、耐震化を加速させるため、さらなる支援の強化と各種助成制度の周知を図るとともに、「燃えないまち・燃え広がらないまち」の実現に向け、地域の防災性の向上と、より安全で良好な市街地環境の形成に努めていきます。

4. 建築指導

建築行政は、建築確認や各種許可・認定、不特定多数の者の利用を前提とした特定建築物の定期報告制度や違反建築物に対する指導などを通じ、都市計画行政とともに、まちづくり行政の一翼を担っています。

建築確認は、平成19年以降、建築基準法の改正を重ね、構造計算適合判定機関によるピアチェックの導入や、一定規模以上の建築設計における構造設計一級建築士や設備設計一級建築士の関与の義務付けなど、建築関係法令の確実な執行に向けた体制整備が進められています。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物分野における省エネ対策を一層進めるため、令和7年度から原則全ての建築物の新築等に対して省エネ基準への適合が義務化される予定であり、これに伴う建築基準法令などの改正も数多くあります。個々の建築物が適切に建築されるよう、事前相談によるアドバイスや関係機関との連携などを通じて、建築確認事務の迅速化・適正化に今後も努めています。

また、細街路の適切な拡幅に向けた事前協議や区施工による整備、建築物の耐震化、がけ・擁壁やコンクリートブロック塀等の安全化に対する支援を通じ

て地域の防災性向上を促進し、安全・安心のまちづくりに取り組んでいきます。

5. 交 通 網

区内の交通網は、高密度に整備された鉄道網と、都心から南北方向に延びる放射道路網によって特徴づけることができます。交通網の整備は、都市の快適さや魅力を高めていくため最も重要な事業の一つです。将来にわたり住みよく、活力あるまちとして発展するには、鉄道や道路の安全性や利便性を高めるとともに、住民ニーズを踏まえた効率的な交通体系を形成していく必要があります。

区内の鉄道網は、りんかい線全線開通により、埼玉・新宿方面と臨海副都心・千葉方面を結ぶ広域ネットワークが形成されるとともに、湘南新宿ラインの全線直通運転や相鉄線の埼京線への乗り入れによる利便性の向上が図られました。また、踏切をなくし、地域がつながるまちづくりを進めるため、鉄道立体化にも取り組んでいます。完成した東急池上線、京急本線（新馬場駅以南）、東急目黒線に続き、新たに京急本線（北品川駅付近）において平成30年12月に都市計画決定、令和2年4月に事業認可を取得し、鉄道立体化事業を進めています。また、東急大井町線（戸越公園駅付近）は、令和3年4月に新規着工準備箇所として国に採択され、現在、事業化に向けて具体的な検討を進めています。駅施設のバリアフリー化については、令和3年度には、りんかい線品川シーサイド駅、天王洲アイル駅のホームドアが整備され、令和4年度には、目黒駅において、東急目黒線連絡改札口とJR山手線ホームを結ぶエレベーター整備の設計が行われています。

区では引き続き鉄道事業者に対しホームドア等の設置を働きかけていきます。また、平成27年3月策定の「大井町駅周辺地区バリアフリー計画」に続き、平成29年7月には、「旗の台駅周辺地区バリアフリー計画」を策定し、誰もが安心して移動できるまちづくりを更に進めています。

一方、区の東西を結ぶ都市基盤として、一刻も早い整備開通が求められてきた補助第26号線は、令和3年10月に交通開放され、令和5年3月1日には新たな民間バス路線の運行が開始されました。

区内バス路線は、他区に比べても交通利便性の高い状況にあります
が、バス停留所からやや距離がある地域や道路幅員などにより、バス路線を通せない地域もあり、更なる交通利便性の向上が求められています。令和元年度（平成31年度）に開始した、民間公共交通網を補完する、コミュニティバス導入に向けた検討は、令和3年度末に、西大井駅と大森駅を結ぶ大井ルートについて、愛称を「しなバス」と決定し、試行運行を開始しました。

都市計画道路については、東京都では平成28年3月に「東京における都市計画道路の整備方針」を策定し、令和7年度までに優先的に整備すべき路線を示し、区内では4つの路線が選定されました。また、東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」では、整備すべき特定整備路線として区内3路線が選

定されたことから、これら路線の整備に併せ、周辺のまちづくりも、都との連携・協力のもと事業を進めていきます。

6. 環 境

持続可能な社会の実現への関心の高まりの中、気候危機は一層深刻化し、脱炭素化の積極的な取り組みを着実に推進することがますます重要となっています。

区では「品川区環境基本計画」の中間年の見直しを令和4年度に実施し、2030年度に2013年度を基準として50%の二酸化炭素排出量の削減を行うカーボンハーフと、2050年度に二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンを目指しました。この目標達成に向け、区民、事業者、区が効果的に連携し取り組みを着実に進めています。

また、令和4年5月に開設いたしました「品川区立環境学習交流施設エコルとごし」におきましては、令和4年度内で約22万人の多数のご利用をいただいたところですが、令和5年度につきましても、環境学習・啓発・環境コミュニケーションの役割をSDGs啓発や講座、イベントの拡充などにより、しっかりと果たしていきます。

その他、フードドライブの通年実施による食品ロスの削減、ウォータースタンドの増設によるペットボトル削減、森林環境譲与税を活用した都区連携などを新規に実施いたします。

生活環境対策に関しては、大気汚染物質の定期的な測定や、騒音・振動、アスベスト対策や土壤汚染対策などの事業者への各種指導、相談を行い、区民が心安らかに暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。また外来種対策として、アライグマやハクビシンなどの防除や、ヒアリ等の特定外来生物の生息調査など、区民が安心して生活できる様々な取り組みを進めています。

7. 清掃・リサイクル事業

平成12年度に東京都から区へ清掃事業が移管されて以降、区では、ごみの減量とリサイクルを推進するため、地域特性に応じた区独自の取組みを積極的に実施してきました。

とりわけ、移管直後の平成12年5月からカラス対策とまちの美化の向上を目的に、商店街での早朝各戸収集を開始しました。その後、平成14年度からは、ごみの分別徹底などを目的に、住宅地での各戸収集実施エリアを順次拡大し、平成17年7月には区内全域に展開しました。更に、平成20年10月にはサーマルリサイクルの本格実施を機に分別変更も実施しました。

その後も、常に区民に寄り添った事業へのレベルアップに努め、高齢者に配慮した「ふれあい収集」や町会等への「出前講座」、子どもへの「環境学習」

などのきめ細やかな啓発事業にも取り組んでいます。

一方、資源回収については、移管時には古紙類、びん、缶などの5品目でしたが、その後ペットボトルなど品目も逐次拡大し、平成20年10月からは、プラスチック製容器包装等も追加して12品目に充実しました。あわせて、拠点回収では古着や廃食用油、不用園芸土の回収に加えて、平成25年10月からは小型家電の回収も開始しました。また、令和4年4月よりプラスチック資源循環促進法の施行に伴い、製品プラスチックの資源回収を進めていきます。

こうした取組みの結果、ごみ量は減少傾向を維持し、かつ、資源回収量も安定した回収水準を維持しています。

今後も、資源循環型社会の構築に向けて、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、なお一層の普及啓発に努め、区民の生活環境の向上を図ります。さらに、ごみ資源の適正な分別やごみ出しマナーの向上に引き続き取り組んでいきます。

このように、清掃・リサイクル事業は、廃棄物の適正排出・適正処理の啓発を通して衛生的で快適な住環境の維持向上を担いながら、他面、災害対応にも備えるなど、保有施設と人材を活かし、区民生活の安全・安心を確保する役割の一翼も担っていきます。

他課との連携事業一覧

都市計画課

事 業 名	連携事業内容	連携課名
自転車活用推進事業	自転車活用推進に係る自転車ネットワークおよび駐輪場整備等の検討・計画	土木管理課 道路課 商業・ものづくり課 文化観光課
やさしいまちづくり推進事業	やさしいまちづくりの推進	地域活動課 商業・ものづくり課 福祉計画課 高齢者福祉課 障害者施策推進課 障害者支援課 都市開発課 建築課 土木管理課 道路課 公園課
都市景観形成事業	品川区景観計画に基づく届出	文化観光課 都市開発課 土木管理課 公園課 河川下水道課 庶務課
中高層建築物等の建設に係る開発環境指導	各課所管条例・要綱等に対する意見照会、情報提供	企画課 地域活動課 商業・ものづくり課 子ども育成課 保育課 保育支援課 住宅課 木密整備推進課 都市開発課 建築課 環境課 品川区清掃事務所 土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課 防災課 庶務課 学務課

住宅課

事業名	連携事業内容	連携課名
空き家等対策事業	不適正管理状態にある空き家等の対策検討・実施	地域活動課 高齢者福祉課 生活衛生課 各保健センター 木密整備推進課 建築課 環境課 品川区清掃事務所
	空き家の有効活用の推進	地域活動課 子ども育成課 子育て応援課 福祉計画課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課 障害者支援課 生活福祉課
居住支援事業	住宅確保要配慮者に対する支援策の協議・検討	商業・ものづくり課 子ども育成課 子育て応援課 福祉計画課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課 障害者支援課 障害者施策推進課 生活福祉課
	住宅確保要配慮者入居促進事業	子育て応援課 高齢者地域支援課 障害者支援課 生活福祉課
都市計画法に基づく開発許可	開発許可申請にともなう公共施設管理者への協議、同意	土木管理課 公園課 道路課

木密整備推進課

事業名	連携事業内容	連携課名
密集住宅市街地整備促進事業	従前居住者用住宅（ルニ戸越）内装改修工事 従前居住者用住宅（ルニ中延）施設維持管理	施設整備課 住宅課
密集住宅市街地整備促進事業 防災生活圏促進事業 不燃化特区支援事業	防災広場の整備 防災生活道路の整備	建築課 土木管理課 道路課 公園課 福祉計画課
不燃化特区支援事業 都市防災不燃化促進事業	建築物除却費助成 防災広場の整備	建築課 障害者施策推進課 施設整備課

都市開発課

事業名	連携事業内容	連携課名
大井町駅周辺地区、大崎駅周辺地区、目黒駅・五反田駅周辺地区、武蔵小山駅周辺地区、品川駅南地域周辺地区、戸越公園駅周辺地区などの整備	産業振興・観光施策と連携したまちづくりの推進	商業・ものづくり課 文化観光課
	市街地再開発事業等に伴う公共施設の整備	企画課 経理課 新庁舎整備課 土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課
	整備に必要な地区計画、市街地再開発事業等の都市計画手続き	都市計画課
	整備地区に係る公有財産の活用、公益施設の取得	企画課 経理課 地域活動課 戸籍住民課 商業・ものづくり課 保育課
	大崎駅周辺地区におけるエリアマネジメントの展開	企画課 総務課 都市計画課 土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課 防災課
京急北品川駅周辺、東急戸越公園駅周辺の鉄道立体事業の推進	鉄道立体化による周辺道路、駅前広場等計画策定および都市計画手続きの調整	経理課 都市計画課 土木管理課 道路課

建築課

事業名	連携事業内容	連携課名
建築物等の確認審査・許可・認定	確認事務等に係る事務	都市計画課 木密整備推進課 都市開発課 住宅課 土木管理課
細街路拡幅整備事業	整備後に係る事務	木密整備推進課 土木管理課 道路課
建設リサイクル法受付事務	解体工事の看板設置 アスベスト除去工事の指導・合同パトロール	住宅課 環境課
住宅・建築物耐震化支援事業	町会会館耐震診断 対象案件の確認 除却後の住宅についての情報提供	地域活動課 木密整備推進課 住宅課
コンクリートブロック塀等 安全化支援事業	緑化の推進 道路境界の確認	公園課 土木管理課

環境課

事業名	連携事業内容	連携課名
しながわ家庭エコチャレンジ	区内小学校あてに環境学習動画を制作し、環境意識向上と負荷軽減を図る	学務課 教育総合支援センター
打ち水大作戦しながわ	地域センター、商店街、保育園、児童センターに実施協力依頼	地域活動課 商業・ものづくり課 子ども育成課 保育課
SHINAGAWA”もつたいない”プロジェクト	SHINAGAWA”もつたいない”推進店やフードドライブの実施等の各種事業を展開し、食品ロスの削減啓発を行う	商業・ものづくり課 子育て応援課
使い捨てプラスチック削減 推進事業	品川区民まつりにおける使い捨てプラスチック製容器類の置き換え	地域活動課
地球にやさしい環境運動推進事業	商店街と連携して環境啓発イベントを実施	商業・ものづくり課
国産間伐材の有効活用事業	商店街と連携して環境啓発イベントを実施	商業・ものづくり課
環境表彰式	総務課、地域活動課と顕彰者の選考会実施 公園課、品川区清掃事務所と式典を共同実施	総務課 地域活動課 品川区清掃事務所 公園課

事業名	連携事業内容	連携課名
グリーン電力証書システムの活用	みどりと花のフェスティバル、エシカル消費イベント、品川区民まつり、品川区民芸術祭（しながわアマチュアステージ、ティーンズコンサート）、ユニバーサルスポーツフェスタ、品川区民「秋のコンサート」、伝統の技と味／しながわ展、子どもスポーツフェスタ「わ！しなりんピック」、防災フェアで活用	地域活動課 商業・ものづくり課 文化観光課 スポーツ推進課 公園課 防災課
品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」のZEB実現に向けた運用検討	施設整備課、エコルとごし設計者・指定管理者とともに、「Nearl y ZEB」認証建築物である当該施設の効率的なエネルギー運用に係る検討業務を実施	施設整備課
温暖化防止対策関連計画の推進	「品川区環境基本計画」の進捗状況確認、重点プロジェクト事業の検討・実施 「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」の推進	全部局所
カラス対策事業	専用電話による相談受付業務を一本化して委託	品川区清掃事務所 道路課 公園課 庶務課
水質調査	河川下水道課と調査結果を共有	河川下水道課
環境影響評価	事業の環境影響評価に係る意見照会と調整	地域活動課 その他連携課
アスベスト対策事業	解体工事現場の立ち入り	建築課

品川区清掃事務所

事業名	連携事業内容	連携課名
ふれあい収集事業	高齢福祉部門でのひとり暮らし高齢者対応	高齢者福祉課
宿泊事業者への適正な廃棄物排出指導	宿泊（民泊）届出情報を共有し、宿泊（民泊）施設から出る廃棄物の適正な排出を指導	生活衛生課
大規模建築物（住宅・事業用）における保管場所等の設置および排出指導	大規模建築物に設置を義務づけている廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進状況等の調査・指導のための事前情報提供	都市計画課
ごみのカラス対策	カラス被害によるごみの散乱を防止するため、集合住宅への防鳥ネットの貸し出し	環境課
フリーマーケット・啓発展示	「“もったいない”推進店イベント」への出展参加・啓発展示等	環境課
拠点回収（再生園芸土配布）	「みどりと花のフェスティバル」への出展参加	公園課
資源集団回収（団体支援）	環境表彰式共同実施（資源リサイクル活動貢献団体への感謝状の贈呈）	公園課・環境課

都 市 計 画 課

係 別 事 務 分 掌

計画調整担当（主査）

- 1 部の予算、決算および会計の総括に関すること。
- 2 部の人事に関すること。
- 3 部の事務事業の進行管理に関すること。
- 4 部内他課との連絡調整に関すること。
- 5 まちづくり全般に係る企画、調整および調査に関すること。
- 6 国、都その他の機関が実施する都市計画事業等の連絡調整に関すること。
- 7 公共交通の整備促進に関すること。
- 8 都市計画の決定および変更に関すること。
- 9 都市計画審議会に関すること。
- 10 土国利用計画法に基づく土地売買等の届出に関すること。
- 11 部内他課、係に属しないこと。

空港環境担当（主査）

- 1 航空機騒音等に関すること。
- 2 羽田空港の機能強化に関する国、都その他の機関との連絡調整に関すること。

景観担当（主査）

- 1 景観まちづくりの企画、調整および推進に関すること。
- 2 景観計画に基づく指導に関すること。
- 3 景観審議会に関すること。
- 4 中高層建築物等の環境指導に関すること。

一. 都市計画事務 (計画調整担当)

【特別区の都市計画行政】

都市計画事務は、昭和49年の地方自治法の一部改正に伴い、昭和50年4月1日から都市計画決定権の一部が特別区に移管されました。その後、区が主体となって定める地区計画・沿道整備計画が創設され(昭和55年)、都市計画法施行令の一部改正(昭和58年)では、区は市町村に準じた都市計画決定権を得ています。さらに、都区制度改革および地方分権に係る改正(平成10、11年)により、1ha以下の特定街区やごみ焼却場、10ha未満の公園・緑地等に関する都市計画についての決定権限が区に移管されました。そして、平成23年に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、国または都が設置するもの以外の10ha以上の公園・緑地等、4車線以上の道路等に関する都市計画についての決定権限も区に移管されています。

1 品川区まちづくりマスターplan

都市計画行政を進める上で、住民に最も近い立場にある区が、その創意工夫の下、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、計画等をきめ細かくかつ総合的に定めることが望まれています。そのため区では、平成13年に市街地整備基本方針を定め計画的にまちづくりを進めてきました。その後、区を取り巻く状況は、人口の増減や少子高齢化、環境問題、災害に強い都市づくりへの喫緊な取組みの必要性など、まちづくりのあり方に影響を与える大きな変化が生じています。このため区では、区民の新たなニーズや時代の要請に的確かつ迅速に対応するため、まちづくりに関する各分野を包括した総合的な計画として、平成25年2月に「品川区まちづくりマスターplan」を策定し、計画的にまちづくりを推進してきました。

現行計画策定から約10年が経過し、この間、切迫性が高まる大規模地震や、脱炭素社会への移行、新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変化、違いや個性が尊重される社会への変革、ICTやAIなどの技術革新など、区を取り巻く社会状況が大きく変化するとともに品川区長期基本計画の策定や関連計画の策定・改定が行われてきました。

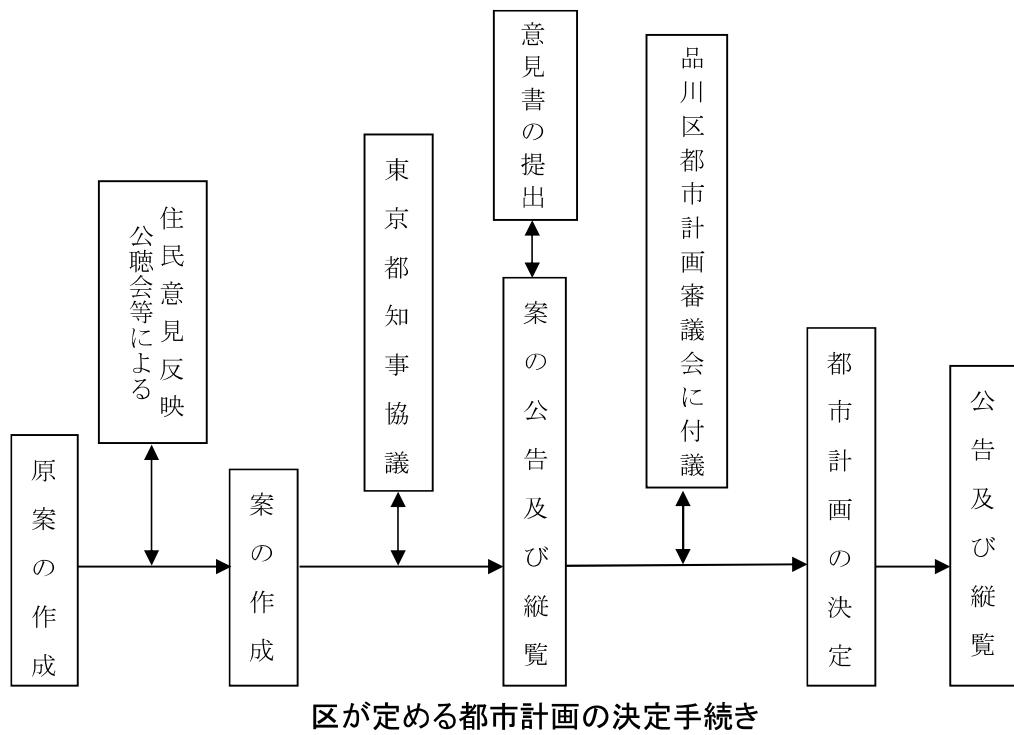
このような背景から、従来のまちづくりの取り組みを継承するとともに、各種計画との整合を図った上で、社会状況の変化に対応していくために、「品川区まちづくりマスターplan」を、令和5年3月に改定しました。この計画に基づき、しながわのまちづくりを進め、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」を実現します。



2 都市計画の決定および変更

区が決定および変更できる都市計画の主なものは、①防火地域および準防火地域・特別用途地区・高度地区・高度利用地区等の地域地区、②国または都が設置するもの以外の道路や公園等の都市施設、③国または都が施行するもの以外の50ha未満の土地区画整理事業、④施行区域面積が3ha以下の第一種市街地再開発事業、⑤地区計画があります。

都市計画決定および都市計画の変更決定を行う場合、東京都知事に協議し、品川区都市計画審議会の議を経て決定することになっています。



区が定める都市計画の決定手続き

3 都市計画審議会

品川区都市計画審議会は、都市計画行政の円滑な運営を図るため、「品川区都市計画審議会条例（昭和50年品川区条例第27号）」に基づき、区長の附属機関として設置されました。その後、平成12年4月の都市計画法の改正により、都市計画法に基づく審議会に位置づけられています。審議会は、学識経験者、区議会議員、関係行政機関の職員、区民の合計20名以内で構成され、任期は2年間です。

審議会は、区長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議しています。

- ① 品川区が定める都市計画に関すること
- ② 品川区以外が定める都市計画に関すること
- ③ その他区長が都市計画上必要と認める事項に関すること

審議会の開催状況 ※昭和50年9月19日（初回）から合計177回開催

単位：回

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	2	2	2	4	4

令和4年度 品川区都市計画審議会開催状況

回	開催月日	審議事項	備考
174	令和4年 7月4日	・東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	付議・答申
175	令和4年 11月16日	・新たな防火制度の導入区域拡大について（西品川一丁目） ・品川区まちづくりマスターplan素案	報告
176	令和5年 1月13日	・用途地域等の一括変更について (区域区分、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、特別工業地区、文教地区) ・風営法等の改正に伴う地区計画の一括変更 (大崎駅東口第2地区、品川駅東口地区、東五反田地区、東品川四丁目地区、大崎駅東口第3地区、武蔵小山駅東地区、北品川五丁目地区、西品川一丁目地区、西大井駅周辺地区、西五反田三丁目地区、戸越一丁目地区、東五反田二丁目地区、広町一丁目周辺地区、大井一丁目南地区、東五反田二丁目第3地区)	付議・答申
177	令和5年 3月8日	・東京都市計画道路の変更 (東京都市計画道路五反田駅付近広場第1号) ・品川区まちづくりマスターplan改定案	付議・答申 報告

令和5年度予算額 1,325千円

4 都市計画の相談等

都市計画道路や用途地域等の決定状況、図書の縦覧、決定区域・事業の実施等について、相談・問合せに対応しています。

都市計画相談件数

単位：件

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都市計画一般	335	660	703	446	800
計画道路	905	756	762	717	955
その他	603	317	390	88	162
計	1,843	1,733	1,855	1,251	1917

5 都市計画の提案

都市計画法の改正（平成14年7月）および都市再生特別措置法の制定（平成14年4月）により新たに、地権者による都市計画の決定や変更についての提案制度が創設されました。提案された案件は、都市計画を定める必要性について判断した後、都市計画手続を行い、都市計画が決定されます。

なお、平成20年度から令和4年度までの15年間の提案実績はありません。

6 國土利用計画法に基づく土地売買等の届出

國土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、2,000m²以上の土地取引をしたときは、2週間以内に届出するよう、権利取得者に義務付けています（法第23条）。区ではこの法に基づき受付事務を行っています。

土地取引とは、売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共用持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡を指します。

● 届出受理事務 品川区 都市環境部 都市計画課 計画調整担当

● 利用目的審査事務 東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課

単位：件

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
届出件数	39	29	25	24	17

7 都市計画G I Sデータの活用環境整備

G I S（地理情報システム）データを活用して都市計画関連情報の管理を行うことで、図書の作成や保管、提供や更新などの業務の効率化と高度化を図ることができます。また、精度の高いデジタルデータとして事業者や区民に公開し、社会課題に対応するためのデータ活用・連携を促進します。

令和5年度予算額 6,729千円

8 沿道環境整備

中原街道は、都心から川崎、横浜方面への交通の分散を図ることを目的に計画された幹線道路であり、道路交通騒音などが課題となっています。

そのため、平成18年12月に「品川区中原街道地区沿道地区計画」を定め、遮音上有効な建築物への誘導や沿道建築物の防音構造化へ支援を行い、適正で合理的な沿道地域の土地利用を図っています。

具体的には、沿道奥行20mの範囲において東京都が実施する騒音調査および防音工事助成の受付事務を行っています。



箇 所 名：中原街道

品川区内起点：

平塚二丁目4番地先

品川区内終点：

旗の台五丁目16番地先

品川区内延長：

2,385m

単位：件

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
騒音調査の申込	0	0	0	0	0
防音工事の助成申込	0	0	0	0	0

9 用途地域の指定状況・見直し

用途地域は、土地の合理的な利用を図るためのゾーニング制度である地域地区制度の中でも最も基本的なものです。ゾーンごとに、建築物の用途を規制することにより、市街地の建築物を用途別に合理的に配置し、良好な都市環境を確保することを目的としています。

東京都市計画用途地域(東京都知事決定) 令和5年4月28日告示・施行 (品川区内)

種 別	面積 (ha)	比率** (%)	内 容
第一種低層 住居専用地域	124.1	5.5	低層住宅の良好な環境保護のための地域
第二種低層 住居専用地域	0	—	小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域
第一種中高層 住居専用地域	209.9	9.4	中高層住宅の良好な環境保護のための地域
第二種中高層 住居専用地域	3.5	0.2	一定の利便施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域
第一種住居地域	557.6	24.9	大規模な店舗、事務所の立地が制限される、住宅の環境保護のための地域
第二種住居地域	14.8	0.7	大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域
準住居地域	0	—	道路の沿道等において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
田園住居地域	0	—	農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な環境保護のための地域
近隣商業地域	142.7	6.4	近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
商業地域	258.8	11.6	店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
準工業地域	867.1	38.7	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域
工業地域	61.0	2.7	工業の利便の増進を図る地域
工業専用地域	0	—	専ら工業の利便の増進を図る地域
合 計	2,239.5	100.0	

※表中の数値は小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、比率の合計が100%となっていない場合があります。

10 品川区内の都市計画道路の現況

品川区内の都市計画道路整備率は、令和5年4月1日現在69.7%となっています。なお、令和3年3月31日現在の23区の平均整備率は66.0%という状況です。平成27年度で終了した第三次事業化路線は6路線中4路線が着手し、事業が積極的に進められてきました。また、平成28年3月に策定された『第四次事業化計画』においては都施行1路線、区施行3路線が新たに優先整備路線に指定され、さらに整備が進み交通ネットワークが強化されます。なお、優先整備路線に位置づけられていなくても、まちづくり等地域の気運が高まった路線については随時事業化を図っていくことになっています。

また、都では「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づき、延焼遮断帯として効果のある都市計画道路を特定整備路線として指定し、重点的・集中的に取り組んでいます。

都市計画道路調書 (令和5年4月1日現在)

		全体	完成	事業中	概成	未着手
合 計	延長(m)	73,602	51,323	6,335	8,786	7,158
	率 (%)	100.0	69.7	8.6	11.9	9.7
区	延長(m)	21,703	17,149	275	1,325	2,954
	率 (%)	100.0	79.0	1.3	6.1	13.6
都	延長(m)	38,471	25,116	6,060	3,091	4,204
	率 (%)	100.0	65.3	15.8	8.0	10.9
国	延長(m)	13,428	9,058	0	4,370	0
	率 (%)	100.0	67.5	0	32.5	0.0

都市高速道路調書 (令和5年4月1日現在)

		全体	完成	事業中	概成	未着手
合 計	延長(m)	63,140	63,140	0	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 第1号線	延長(m)	21,930	21,930	(1,870)	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 第2号線	延長(m)	8,500	8,500	0	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 湾岸線	延長(m)	23,350	23,350	(500)	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 中央環状品川線	延長(m)	9,360	9,360	0	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0

※区外も含む

※()内は大規模更新の延長長さ(参考値)

※現在事業中の路線

・区施行路線

- 補助163号線^{注)}
- 区画街路7号線

・国施行路線

- 該当なし

・都施行路線

- 環状6号線 2区間
- 放射2号線 1区間(特定整備路線)
- 補助26号線 1区間
- 補助28号線 2区間(うち1区間が特定整備路線)
- 補助29号線 6区間(特定整備路線)

注) 市街地再開発事業による整備を含む

1.1 第四次事業化計画・在り方に関する基本方針

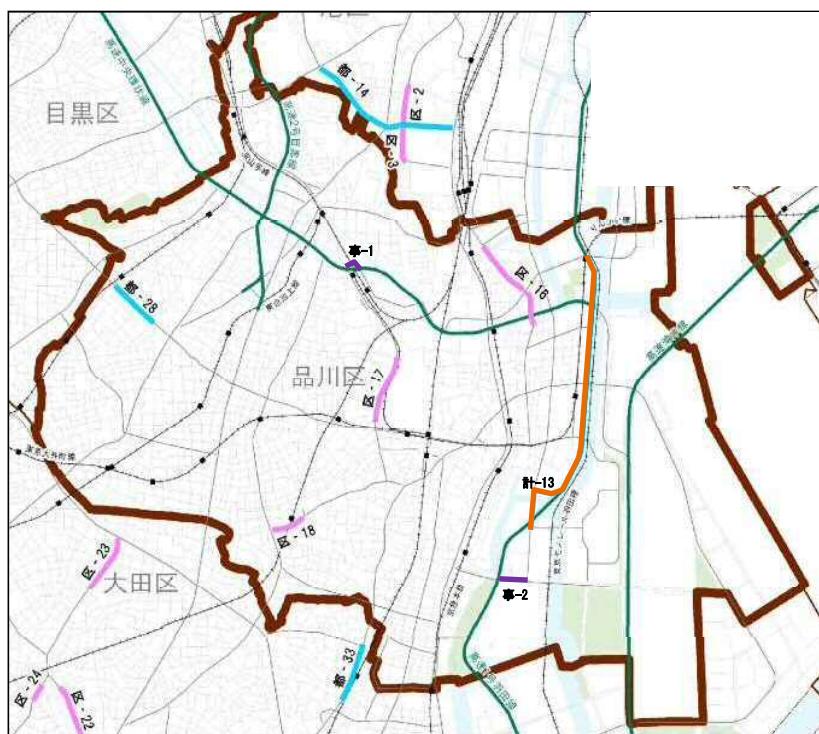
都市計画道路事業は、これまで、昭和56年、平成3年と平成16年の3回にわたり、概ね10年間で着手または完成すべき路線を選定した「事業化計画」を策定し、計画的、効率的な整備に努めてきました。その結果、放射・環状の主要な幹線道路については、その6割が完成し、都市の骨格的な道路ネットワークを形成しつつあります。また、交通処理機能のみならず、地下鉄等の収容空間、震災時の緊急輸送路や延焼遮断帯として都市の防災性向上に寄与するなど、着実に成果を挙げています。

第三次事業化計画（平成16年度～27年度）では、区部で約64kmが事業着手し、48%の着手率でした。

平成28年3月、東京都、特別区、26市、2町は東京が目指すべき将来像の実現に向け、東京の抱える道路整備の課題を解決するため、都市計画道路の整備に関わる基本目標として、「①活力 ②防災 ③暮らし ④環境」の4点を設定し、東京における都市計画道路全体の新たな計画として、第四次事業化計画（平成28年度～令和7年度（2016～2025年度））を盛り込んだ「東京における都市計画道路の整備方針」を策定しました。

「第四次事業化計画」では、上記4つの基本目標から15の検証項目を設定し、各都市計画道路を15の項目により検証することで、今後10年間で優先的に整備すべき路線「優先整備路線（区内では都施行1路線、区施行3路線が選定）」を選定するとともに計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する路線「計画内容再検討路線（区内では1路線が選定）」や必要性が確認されなかった路線「見直し候補路線」を位置づけました。

また、優先整備路線等として選定しなかった未着手路線（延長約535km）を対象に、概成道路における拡幅整備の有効性や既存道路による代替可能性などの新たな検証項目を設定し、都市計画道路の在り方について調査・検証を進め、令和元年11月に「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定し、新たに「変更予定路線」を位置づけました。



■都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)
優先整備路線一覧（都施行）

No	路線名・延長	区間
都-28	補助 26号線 480m	放射2付近～ 東急目黒線

優先整備路線一覧（区施行）

No	路線名・延長	区間
区-16	補助 162号線 840m	補助 149～ 補助 161付近
	補助 163号線 630m	西品川～ 補助 26付近
区-18	補助 205号線 310m	品区街3付近～ 補助 29付近

計画内容再検討路線一覧

No	路線名・延長	区間
計-13	放射 18号線 2,520m	勝島一丁目～ 環状6(鮫洲橋)

■都市計画道路の在り方に関する基本方針

変更予定路線一覧

No	路線名・延長	区間
事-1	環状6号線 280m	大崎陸橋付近
事-2	補助 145号線 260m	放射 18～ 補助 146

区内で位置づけられた「変更予定路線」は、環状6号線（大崎陸橋付近）と補助145号線（放18～補146）の2区間存在し、両区間とも都市計画事業以外の手法によって都市計画道路の整備が行われたことにより、現道の道路区域と計画線とが一致していない区間（事業実施済区間）になります。そこで、都市計画の適切な管理を行うことを目的として、都市計画道路の計画線を現道の道路区域に合わせる変更を令和4～5年度の2か年で実施します。

令和5年度予算額 6, 870千円

また、本線部は整備済みであるものの、隅切り部が未整備となっている箇所について、都市計画は適時適切な見直しが必要であることから、現在の隅切り長で道路の機能が確保できているか検証を実施します。

令和5年度予算額 7, 000千円

12 東京都施行事業の現況

(1) 都市計画街路事業

現在、品川区内では4路線の東京都施行の街路事業が進められています。特に補助26号線は区内を横断する重要な路線であり、区としては早期完成に向け都へ積極的な働きかけを行っています。

(令和4年4月1日現在)

路線名	地区	延長	幅員	事業期間 (年度)	用地取得率	備考
放射2号線	西五反田	1,255m	25～33m	H26～R7	44%	(特定整備路線)
補助26号線	豊町	665m	20～28m	H3～R5	99%	
補助28号線	南品川	335m	20m	H10～R7	70%	
	大井	520m	20m	H26～R7	73%	(特定整備路線)
補助29号線	大崎	520m	20m	H25～R7	31%	(特定整備路線)
	戸越	825m	20m	H26～R7	39%	(特定整備路線)
	戸越公園	460m	20m	H26～R7	22%	(特定整備路線)
	豊町	550m	20m	H25～R7	40%	(特定整備路線)
	西大井	390m	20m	H26～R7	23%	(特定整備路線)
	西大井東馬込	700m	15～24m	H26～R7	52%	(特定整備路線) 品川区 540m 大田区 160m

(2) 都市高速道路中央環状品川線

平成27年3月7日に品川区内を通る山手トンネル（湾岸線～渋谷線）が開通し、首都高速道路中央環状品川線が全線開通しました。

【概要】

- ・平成16年11月15日 都市計画決定
- ・平成17年9月16日 東京都事業認可取得
- ・平成18年6月20日 東京都・首都高事業認可取得
- ・平成25年7月25日 事業認可変更取得（東京都・首都高）
- ・平成27年3月4日 事業認可変更取得（東京都・首都高）（中目黒換気所外溝工事のため）
- ・平成27年3月7日 開通
- ・平成29年3月21日 事業認可変更取得（東京都・首都高）（街路復旧工事のため）
- ・期間：平成18年6月20日～平成30年3月31日
- ・延長：約9.4km ・車線数：往復4車線
- ・入口：1箇所（五反田） ・出口：2箇所（五反田、中環大井南）
- ・換気所：4箇所（大井北・南品川・五反田・中目黒）



中央環状品川線概要図

(3) 特定整備路線

東京都が進める「木密地域不燃化10年プロジェクト」において、延焼遮断帯の形成を促進し、木密地域を燃え広がらないまちにすることを目的に「特定整備路線」整備事業が位置づけられ、品川区においては、都市計画道路放射2号線、補助28号線、補助29号線の3路線が選定されました。

平成26年度には、区内全線全区間において事業認可を取得し終え、都区連携により、重点的・集中的に事業が進められています。

なお、「木密地域不燃化10年プロジェクト」としての事業期間は、当初令和2年度までの予定でしたが、令和7年度まで5年間延長されました。

＜特定整備路線位置図＞



【概要】

- ・平成24年 6月28日 特定整備路線の選定
- ・平成24年10月31日 追加区間の選定
- ・平成24年12月 7日 特別支援策の公表
- ・平成25年 1月～ 説明会等の開催
- ・平成26年 3月24日 事業認可取得（補助29号線[大崎区間][豊町区間]）
- ・平成26年 9月26日 事業認可取得（補助29号線[戸越区間][西大井区間]）
- ・平成27年 1月26日 事業認可取得（補助28号線）
- ・平成27年 2月 4日 事業認可取得
（補助29号線[西大井東馬込区間]、放射2号線）
- ・平成27年 2月16日 事業認可取得（補助29号線[戸越公園区間]）
- ・令和 2年 3月18日 事業認可変更取得（補助29号線[大崎区間][豊町区間]）
- ・令和 2年12月14日 事業認可変更取得（補助29号線[戸越公園区間]
[西大井東馬込区間]、放射2号線）
- ・令和 2年12月15日 事業認可変更取得（補助29号線[戸越区間][西大井区間]）
- ・令和 3年 2月 5日 事業認可変更取得（補助28号線）

1.3 首都高速道路(株)施行事業の現況

平成25年1月、首都高速道路構造物の大規模更新のあり方に関する調査研究委員会より提言を受け、首都高速道路株式会社では、首都高速道路の構造物が将来にわたって健全性を保つことが出来るよう、更新計画について検討が実施されました。

その中で、京浜運河に位置する首都高速1号線（東品川桟橋・鮫洲埋立部）は、過酷な使用状況や激しい腐食環境等からコンクリートの剥離や鉄筋の腐食等の損傷が多数発生しており、長期的な安全性を確保するには構造物の更新（造り替え）が必要と判断されました。

平成26年度に当該箇所における都市計画変更を完了し事業が認可されました。平成27年度より工事に着手し、令和7年度に完了する予定です。



首都高速1号線（東品川桟橋・鮫洲埋立部）
の更新イメージ



二. 公共交通の整備促進 (計画調整担当)

1 鉄道網の現況 (計14路線 延40駅)

品川区は鉄道網が発達しており、駅の数も40と区内のほぼ全域が駅まで概ね徒歩15分以内にあります。都心へ向かう南北方向の鉄道路線に比べて東西の鉄道路線は少ないものの、東京23区の中でも交通の利便性は高い環境にあると言えます。

会社名	路線名	区内の駅数および駅名	
JR東日本	山手線	3	目黒、五反田、大崎
	京浜東北線	1	大井町
	横須賀線	1	西大井
	埼京線	1	大崎
	湘南新宿ライン	2	大崎、西大井
東京急行電鉄	目黒線	4	目黒、不動前、武蔵小山、西小山
	池上線	5	五反田、大崎広小路、戸越銀座、荏原中延、旗の台
	大井町線	6	大井町、下神明、戸越公園、中延、荏原町、旗の台
京浜急行電鉄	本線	6	北品川、新馬場、青物横丁、鮫洲、立会川、大森海岸
東京都交通局	浅草線	3	五反田、戸越、中延
	三田線	1	目黒
東京メトロ	南北線	1	目黒
東京モノレール	羽田線	2	天王洲アイル、大井競馬場前
東京臨海高速鉄道	りんかい線	4	天王洲アイル、品川シーサイド、大井町、大崎
合計	14路線 延40駅	【実質駅数】33駅(改札を通らず乗り換えられる駅は複数路線でも1駅とカウントする) 大崎駅(りんかい線、山手線、埼京線、湘南新宿ライン) 目黒駅(目黒線、南北線、三田線) 西大井駅(横須賀線、湘南新宿ライン) 旗の台駅(大井町線、池上線)	
		【駅名数】26駅	

2 バス路線網の充実 (計64系統)

品川区内には、3つのバス事業者(都営、東急、京急)により主要な幹線道路を中心にバスが運行されており、身近な交通手段として区民に広く利用されています。

区では、新しい都市計画道路の整備や大規模開発等により交通需要が増大した地域で、交通環境の変化に適切に対応していくためにバス路線の再編・充実をバス事業者に働きかけ、きめ細かな交通ネットワークを実現し、交通混雑の解消と区民の利便性の向上を図っていきます。

会社名	系統数	備考
東京都交通局	都営バス	16
東急バス株式会社	東急バス	28
京浜急行バス株式会社	京浜急行バス	20

注) 系統数の集計にあたり、品川区内に1以上の停留所が存する系統を抽出

3 コミュニティバスの導入

区内の鉄道や路線バスなどの公共交通網は充実しており、公共交通の利便性は高い環境にありますが、一部では、道路幅員などの要因により、バス停から遠い地域もあります。このような地域の改善を図り、区内の交通利便性のさらなる向上に向け、コミュニティバスの導入について検討を進め、令和4年3月より西大井駅～大森駅区間の試行運行を開始しました。

(1) 検討経緯

令和元年度は、学識経験者やバス事業者、区民、交通管理者などから構成される地域交通検討会を設置し、区内の地域特性を踏まえ、コミュニティバスの導入効果の高い地域や試行運行路線候補の検討を行いました。

令和2年度は、地域交通検討会を道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域公共交通会議に移行し、地域公共交通が担う役割を明確にするとともに、コミュニティバスの目標像や事業展開の考え方をとりまとめ、令和2年10月には「地域公共交通基本方針」を、令和3年2月には、試行運行路線候補や運行事業者の選定方法を示す「コミュニティバス導入計画」をそれぞれ策定しました。

令和3年度は、3つの路線候補「大崎ルート」「大井ルート」「荏原ルート」のうち、「大井ルート」について簡易型プロポーザル方式により運行事業者（東急バス株式会社）を選定し、運行計画の作成、地域公共交通会議での審議を行いました。令和4年2月には、事業認可を取得するとともに、愛称を「しなバス」に決定し、同年3月より西大井駅～大森駅区間の試行運行を開始しました。

令和4年度は、大井ルートのうち、西大井循環区間の早期運行開始に向け、関係機関との協議を引き続き行うとともに、西大井駅～大森駅区間（以下、現行ルートという。）については、利用者アンケートや沿線住民アンケート、利用実態調査を行い、運行計画の検証・改善を進めてきました。

会議の開催状況

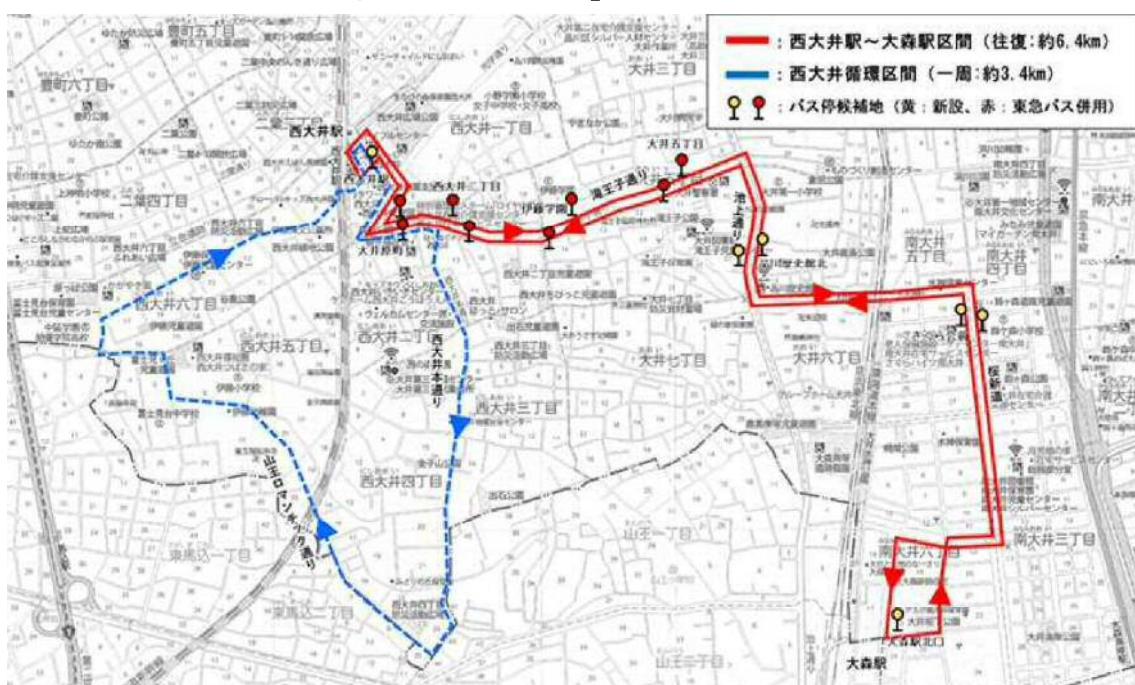
回	開催日	議題
【地域交通検討会】		
1	令和元年 8月30日	・品川区の交通に関する現況について ・地域公共交通の基本方針（構成案）について
2	令和元年 12月13日	・地域公共交通基本方針（骨子案）について ・コミュニティバス導入計画（骨子案）について
3	令和2年 3月17日	・地域公共交通基本方針（素案）について ・コミュニティバス導入計画（素案）について
【地域公共交通会議】		
1	令和2年 9月3日	・これまでの検討状況について ・地域公共交通基本方針（素案）のパブリックコメント結果について
2	令和3年 2月8日	・ワークショップ（地域意見交換会）の実施結果について ・候補ルート3案について ・試行運行実施ルート（案）について

		<ul style="list-style-type: none"> 事業者選定プロポーザルで提示する運行条件（案）について 試行運行期間と本格導入の判断基準（案）について
3	令和3年 12月27日	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバス導入に向けた検討状況について 試行運行路線の運行計画（案）について コミュニティバスの愛称の募集と今後の予定について
4	令和4年 8月9日	<ul style="list-style-type: none"> しなバスの利用状況について しなバスのダイヤ改正（案）について

（2）令和5年度の事業予定

西大井循環区間については、EVバス（電気バス）の導入を検討し、関係機関との協議を引き続き行っています。現行ルートについては、（仮称）利用者連絡会を設置し、利用者アンケート等を実施しながら、利用状況の分析・検証を行い、運行改善に向けて努めています。

（3）品川区コミュニティバス「しなバス」ルートマップ



令和5年度予算額 102,111千円



4 羽田空港アクセス線新駅可能性検討

区内を通過する羽田空港アクセス線の東山手ルートは、令和3年1月に国土交通省から事業許可がなされ、令和13年度の開業を目指し、JR東日本が事業を進めています。令和4年8月には、環境影響評価書が公表され、令和5年6月には工事着工の予定となっています。区としては、これら情勢の変化を捉え、機を逃さず、長期基本計画においても要望するとしている新駅について、区民の交通利便性の更なる向上と、都市の持続可能な発展を目的に、誘致の可能性について検討を行っていきます。

令和5年度予算額 2,700千円

三．自転車活用推進事業 (計画調整担当)

1　自転車活用推進計画の策定

環境対策、交通対策、健康増進等への対応として、平成29年5月に「自転車活用推進法」が制定され、国は平成30年6月に、東京都は平成31年3月にそれぞれ自転車活用推進計画を策定し、令和3年5月には両計画とも改定が行われました。品川区内においても、シェアサイクルの普及や、コロナ禍における自転車通勤の増加など、近年自転車利用に関する機運が高まってきています。

このような動向を踏まえ、区内の地域特性に応じた自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、自転車活用推進計画を令和4～5年度の2か年で策定します。

令和5年度予算額 11,118千円

四. 区民の自主的なまちづくりへの支援 (計画調整担当)

1 区民の自主的なまちづくりへの支援

区民の自主的なまちづくり活動を支援することにより、生活環境の改善を促進し、活力ある緑豊かな住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

(1) 助成事業

- ① まちづくり専門家派遣
 - ・活動支援業務 まちづくり団体の活動に対する指導・助言、相談等への対応
 - ・計画立案業務 地域の現況を踏まえた事業計画案を作成するほか、事業化に向けた課題等の計画立案
- ② まちづくり補助金 まちづくりを目的として活動している協議会などの団体への運営に必要な活動費の一部助成

(2) 実績 (平成2年度～令和4年度)

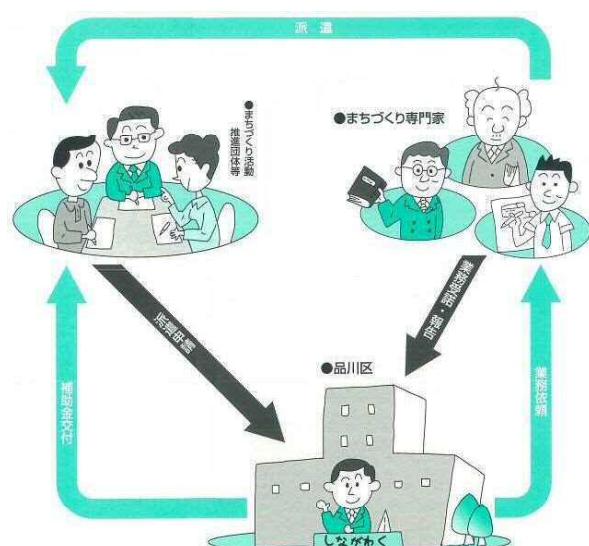
- ① まちづくり専門家派遣
 - ・活動支援業務 延224回
 - ・計画立案業務 延 6回
- ② まちづくり補助金交付事業 延 81団体

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
専門家派遣(件数)	10	0	0	1	0
専門家派遣団体(数)	1	0	0	1	0
補助金交付団体(数)	6	4	3	2	4

(3) 計画(令和5年度)

- ① まちづくり専門家派遣
 - ・活動支援業務 延6回
- ② まちづくり補助金交付事業 8団体

令和5年度予算額 1,029千円



五. まちづくり検討(立会川・勝島地区、八潮地区、水辺)

(計画調整担当)

1 立会川・勝島地区のまちづくり

(1) まちづくりビジョンの策定

勝島エリアは、その一角をなしていた倉庫街等にマンション建設ラッシュが生じるとともに、立会川駅が東京2020オリンピック会場の周辺駅となるなど、立会川・勝島地区の土地利用状況は大きく変化してきています。

そこで、地区の現状の課題を整理し、課題に対応した今後のまちづくりの方針となる「立会川・勝島地区まちづくりビジョン」を平成31年1月に策定しました。

(2) 都市再生整備計画の策定

運河の回遊性の向上や水辺空間の利活用、地域周辺のにぎわいの創出を推進していくために、勝島運河への人道橋の整備やしながわ花海道の修景整備、新浜公園の再整備など、地区の特性を踏まえたまちづくり目標とその目標を実現するために実施する各種事業等を掲載した

「都市再生整備計画」の策定を行い、令和6年度の着手を目指します。



2 八潮地区の将来像検討

八潮団地については、昭和58年の入居開始以降も、平成21年の地区計画による学校跡地の福祉施設等への機能更新や、団地内道路の歩道の拡幅、自治会や事業者による敷地内通路の改修など、それぞれの主体による取り組みが進められてきました。

今後も、住民や事業者、行政がそれぞれの役割のもと、地域の課題を共有し、連携を図りながら、地区全体が魅力あるまちとしてさらに発展していくために、まちづくりガイドラインを作成しています。平成30年度のアンケート調査と、令和3年度から4年度にかけて実施したワークショップの内容を踏まえ、令和4年度にはまちづくりガイドライン（案）が完成するとともに、そのガイドラインについて、八潮五丁目にお住いの皆様からご意見を伺いました。令和5年度は、頂いたご意見を取りまとめ、まちづくりガイドラインを策定します。



3 品川区水辺利活用ビジョン

区では、舟運観光活性化による外国人を含む来訪者の増加、地域経済の活性化等をめざした区内の豊かな水辺環境の積極的な利活用を図る取り組みを進めてきました。

今後の人囗増加やリニア中央新幹線開業など街並みへの変化が期待されるなか、区の特徴である水辺の利活用をより図ることが重要と考え、「品川区水辺利活用ビジョン」を令和2年5月に策定しました。

ビジョンでは、「水を感じ、楽しみ、憩える水辺の賑わい創出」を目標として定め、水辺を楽しむ拠点や回遊性、イベントなど「整える・結ぶ・使う」といった3つの視点から取り組みを推進し、地域住民や団体、NPO、行政など多様な主体参加と連携によって、水辺の賑わいの充実をめざします。



六 やさしいまちづくり推進事業 (計画調整担当)

1 やさしいまちづくり推進事業

高齢者や障害者などを含む誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、自由に行動できる環境と、やさしくふれあいに満ちたまちづくりが求められます。

これまで進めてきたハード、ソフトの施策をより充実し、地域で生活する区民・事業者・行政等、すべての人々が、やさしいまちづくりを支える一員としての役割を担い、協働してやさしいまちづくりの推進をめざします。

(1) 鉄道駅のバリアフリー化助成

区内鉄道駅においてバリアフリー化を図るため、エレベーターや可動式ホーム柵の整備にかかる費用の一部について助成を行っています。

実 績

設 置 駅 等		
平成28年度	<可動式ホーム柵整備助成>	JR 東日本京浜東北線大井町駅（設置工事）
		東急電鉄大井町線中延駅（設置工事）
平成29年度	<可動式ホーム柵整備助成>	JR 東日本京浜東北線大井町駅（設置工事）
	<エレベーター整備助成>	JR 東日本京浜東北線大井町駅（建築工事）
平成30年度	<可動式ホーム柵整備助成>	東急電鉄大井町線荏原町駅（設置工事）
	<エレベーター整備助成>	JR 東日本京浜東北線大井町駅（建築工事）
令和元年度	<可動式ホーム柵整備助成>	東急電鉄大井町線旗の台駅（設置工事）
	<エレベーター整備助成>	JR 東日本京浜東北線大井町駅（設置工事）
令和2年度	<可動式ホーム柵整備助成>	東急電鉄大井町線下神明駅（設置工事）
	<エレベーター整備助成>	東急電鉄大井町線戸越公園駅（設置工事）
令和3年度	<エレベーター整備助成>	東京モノレール天王洲アイル駅（設置工事）
	<可動式ホーム柵整備助成>	東急電鉄目黒線目黒駅（設置工事）
	<可動式ホーム柵整備助成>	東急電鉄目黒線不動前駅（設置工事）
	<可動式ホーム柵整備助成>	東急電鉄目黒線武藏小山駅（設置工事）
	<可動式ホーム柵整備助成>	東急電鉄目黒線西小山駅（設置工事）
令和4年度	<エレベーター整備助成>	東京モノレール天王洲アイル駅（設置工事）
	<可動式ホーム柵整備助成>	臨海副都心線品川シーサイド駅（設置工事）
令和5年度	<エレベーター整備助成>	JR 東日本山手線目黒駅（設計）

令和5年度対象

JR 東日本 山手線 目黒駅：エレベーター整備助成（2ヶ年工事）

京浜急行 本線 青物横丁駅：可動式ホーム柵整備助成（2ヶ年工事）

東急電鉄 池上線 五反田駅：可動式ホーム柵整備助成（2ヶ年工事）

令和5年度予算額 0千円 ※2ヶ年工事のため令和6年度に予算計上

(2) しながわお休み石設置

平成8年度に作成した「しながわお休み石構想」に基づき、少し足腰の弱った高齢者などがまちを歩くときに、腰をおろしてひと休みできるものとして、また街のサイン的要素もあわせ周囲の景観にも調和するものとして、お休み石を設置してきました。平成30年度からは計画的な維持・修繕を行っています。

これまでの設置実績

件数：基

区分	平成8年度～29年度
バス停お休み石	123
くつろぎお休み石	174
商店街お休み石	10
合 計	307

令和5年度予算額 7,424千円

※すでに設置されたお休み石の座面取替等にかかる修繕費（座面取替40基）

(3) バリアフリー計画策定

①大井町駅周辺地区

商業、公共、福祉施設が集積し、高齢者や障害者を含む多くの来街者が訪れる区の中心核である「大井町駅周辺」において、平成27年3月、バリアフリー計画^{※1}を策定しました。

平成27年度は、この計画に示した特定事業^{※2}に関する実施計画として特定事業計画を策定し、大井町駅周辺の一部区間に点字ブロックを敷設しました。平成28年度からは特定事業の進捗を確認し、特定事業計画の更新(改定)を行っています。



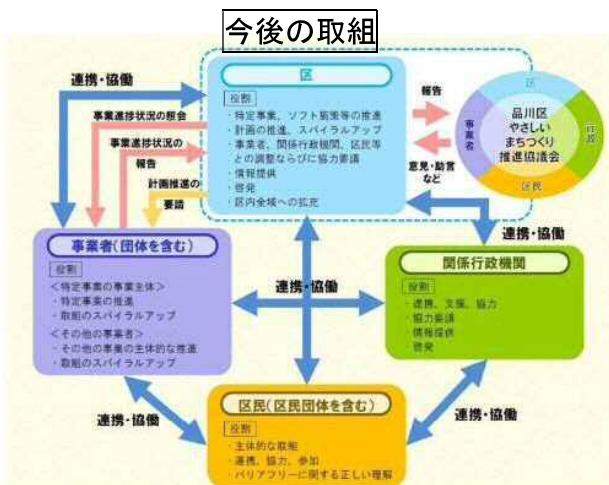
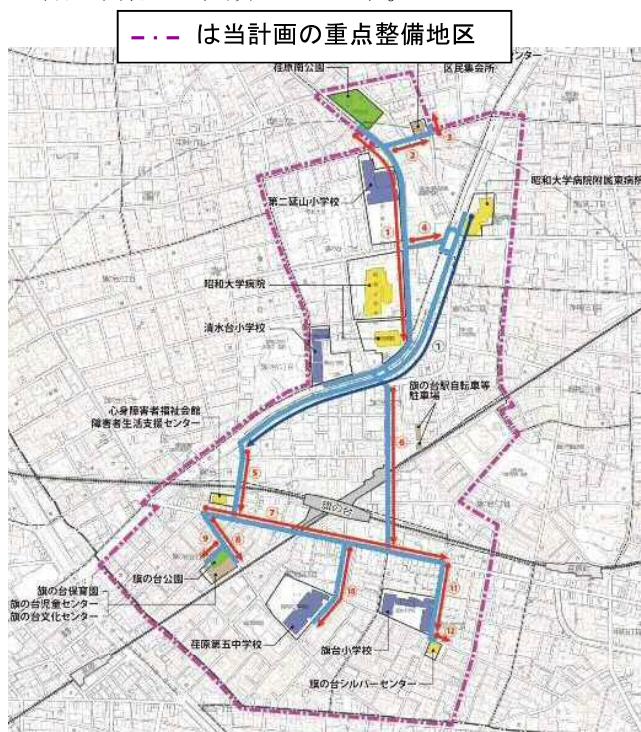
②旗の台駅周辺地区

大井町線と池上線の結節点であり、周辺に区内有数の医療機関、教育施設、心身障害者福祉会館が集積し、区民の日常的な暮らしを支える地域生活拠点である「旗の台駅周辺」において、平成29年7月、バリアフリー計画を策定しました。

また、同年11月に特定事業計画を策定しました。平成30年度からは特定事業の進捗確認を行うとともに特定事業計画の更新（改定）を行っています。

※1 バリアフリー計画とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第25条の「基本構想」に該当するものであり、旅客施設等を含んだエリアを重点整備地区として設定し、地区内の生活関連施設及び施設同士を結ぶ生活関連経路のバリアフリー化の取組について示すものです。

※2 特定事業とは、生活関連施設及び生活関連経路の移動円滑化のために実施すべき事業で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業の6種類があります。



七. 航空機騒音常時測定事業 (空港環境担当)

1 航空機の騒音測定

国土交通省は羽田空港の機能強化として、年間の約4割に相当する南風時の午後3時から7時までの実質3時間に限り、区の上空を着陸ルートとする新飛行経路の本格運用を令和2年3月29日から開始しました。区では、区民からの声を国に届けるとともに、国との協議や、都および近隣区との連絡調整、情報共有の実施、また、区内2ヶ所の航空機騒音測定局の設置ならびに測定値の公表を実施しています。

[根拠法令等]

環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準の評価

公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

(1) 測定概要

区の上空に進入し羽田空港に着陸する2本の航路下における航空機騒音の測定を行います。

(2) 騒音測定局の設置

A滑走路（16R進入航路）区立立会小学校 東大井4-15-9

C滑走路（16L進入航路）区立台場小学校 東品川1-8-30

(3) 測定時間

それぞれの測定局において常時測定とします。

(4) 測定方法

航空機騒音測定・評価マニュアル（令和2年3月環境省）に基づく航空機騒音測定および航空機騒音識別情報（トランスポンダ応答信号電波方式）データを活用し、航空機騒音を測定します。

(5) 測定結果

区内2地点での固定調査の年間 L_{den} の値

単位： L_{den} [dB]

測定地点	地域の類型 基準値	令和2年度	令和3年度	基準適合状況
立会小学校	I 57	45	47	○
台場小学校	II 62	46	47	○

※1 年間 L_{den} は、当該測定地点において1日ごとの L_{den} を算出し、全測定日についてパワーアップし算出した値である。

※2 環境基準(L_{den})の基準値はI類型(住居系地域)が L_{den} 57dB(デシベル)以下、II類型(他の地域)が L_{den} 62dB以下である。

※3 基準適合状況は、○が基準適合、×が基準超過を示している。

羽田空港新飛行経路に係る航空機騒音の測定結果（令和3年度分）

測定月	南風運用 の有無	立会小学校			台場小学校		
		最大騒音レベル (dB)			最大騒音レベル (dB)		
		最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
令和3年4月	19	82.9	59.1	74.7	85.4	58.3	73.1
令和3年5月	21	87.0	57.5	74.9	85.0	57.4	72.9
令和3年6月	22	82.1	57.8	74.9	85.3	57.1	72.3
令和3年7月	16	81.9	58.7	75.2	80.7	57.7	72.2
令和3年8月	21	84.4	60.8	75.4	84.9	57.7	72.3
令和3年9月	8	80.8	59.2	74.7	82.9	57.1	72.2
令和3年10月	9	84.9	58.5	75.0	82.9	57.9	72.0
令和3年11月	11	81.4	58.0	74.7	80.4	57.3	72.5
令和3年12月	7	79.7	60.0	74.6	81.2	58.6	72.6
令和4年1月	2	79.3	60.2	73.9	79.5	58.7	72.8
令和4年2月	5	81.8	57.1	74.9	77.8	56.9	71.7
令和4年3月	12	82.1	59.5	74.9	88.0	58.9	73.0
年間	153			74.9			72.5

※1 最大騒音レベル(単位：デシベル (dB))とは、個々の航空機騒音の発生ごとに観測される騒音レベルの最大値である。

※2 最大騒音レベルの平均値とは、エネルギー平均した値である。

※3 騒音発生回数とは、測定地点において発生した航空機騒音すべてのうち、騒音レベルの最大が直前の暗騒音レベルから 10 dB以上大きいもののみ集計した回数である。

※4 偶発的に発生し瞬間に最大騒音レベルが大きくなる現象が確認されており、最大騒音レベルの最大値が高く表示されている測定日がある。

令和5年度予算額 23,163千円

八. 都市景観形成事業 (景観担当)

利便性や機能性に優れているだけでなく、地域の特性や個性を活かし区民にとって愛着の感じられる景観まちづくりを進めることも重要です。

品川区では、地域の歴史やにぎわいなど多様で個性的な特徴を踏まえ、これらを活かすことで区内の街並みをより魅力的にできると考えています。

「品川区景観計画」は東京都景観計画を踏まえ、区の実態に応じたよりきめ細やかな景観形成を図ることを目的に平成22年12月に策定しました。

景観行政団体として、今後とも魅力ある景観、個性的な景観を創造していきます。

- [根拠法令等]
 - ・景観法
 - ・品川区景観条例

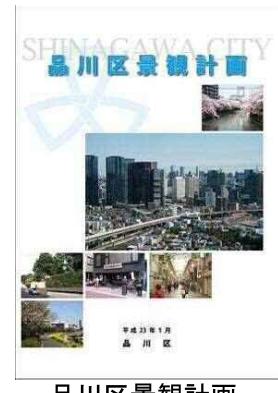
1 「品川区景観計画」

「品川区景観計画」は、区内全域を対象として、建築行為等に際して意匠形態などの届出義務等を定めており、パブリックコメント、都市計画審議会への意見聴取など所定の手続きを経て、平成23年4月1日より運用を開始しています。また、地区の個性や特徴を活かした景観ルールを取り決めた「重点地区」なども定めています。

この基準に適合しないものについては「景観法」、「品川区景観条例」に基づき是正勧告を行うとともに、必要に応じて変更命令を行います。

■景観計画の策定および重点地区の指定

平成22年 7月	「景観行政団体」となる 「品川区景観条例」制定・施行
12月	「品川区景観計画」策定告示
平成23年 4月	「品川区景観計画」運用開始 「旧東海道品川宿地区」重点地区指定
平成28年 4月	「大崎駅周辺地区」重点地区指定
平成30年 3月	「武蔵小山駅周辺地区」重点地区指定
令和 元年10月	「天王洲地区」重点地区指定



2 品川区景観計画の運用開始

(1) 景観行政団体

品川区景観計画に基づく届出等件数

単位：件

項目	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
届出	94	95	102	114	97
変更届	56	53	69	91	67
完了報告	71	72	57	80	78

(2) 景観審議会の概要

品川区の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する機関として、「品川区景観条例（平成22年品川区条例第31号）」に基づき、区長の附属機関として設置されました。

審議会は、学識経験者、区民および区内景観関係団体の構成員による計11名以内の委員で構成され、委員の任期は2年間です。

審議会は、次に掲げる事項等について調査審議します。

- ① 景観計画の策定または変更
- ② 重点地区などの決定
- ③ 景観法に基づく勧告・変更命令、景観重要建造物や景観重要樹木の指定
- ④ 事前の相談における必要な指導または助言ほか

景観審議会開催回数 単位：回

年 度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	6	6	5	5	6

(3) 街なみ環境整備事業の概要

品川区景観計画で重点地区に指定している「旧東海道品川宿地区」では、地域の個性や特徴を活かして、特に良好な景観づくりを推進するため、国の「街なみ環境整備事業」の補助制度を導入し、「旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱」を平成24年2月に制定しました。これに基づき、旧東海道にふさわしい街なみづくりに貢献する建物の修景に対し、修景費用の一部を助成します。

実績件数 単位：件

年 度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件 数	5	5	3	2	3



旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業（修景イメージ）

3 令和5年度の取組み

品川区景観計画に基づき、良好な景観形成を推進するため、「景観審議会」を開催し、旧東海道品川宿地区（重点地区）においては、「景観アドバイザーリスト」による景観アドバイスなどの窓口相談を実施します。国庫補助金については、令和5年度以降も引き続き活用していきます。天王洲地区（重点地区）においては、「天王洲地区デザイン会議」を開催し、建築計画書に対する意見聴取や、景観まちづくりの課題解決に向けた研究を実施していきます。

令和5年度予算額 14,488千円

九．開発環境指導 (景観担当)

良好な都市空間と住環境の形成を図るため、一定規模以上の建設事業について環境整備や防災対策について基準を定めています。適用事業の計画にあたっては、建築確認申請等の手続きを行う前に区と協議を行い、協定を締結する必要があります。地域の生活環境を良好なものとし、都市景観の形成と一体化された地域の特性や個性を活かした要綱指導を行っていきます。

1 中高層建築物等の建設に係る開発環境整備

(1) 目的

良好な都市空間と住環境の形成を図るため、一定規模以上の建築物を建設する事業主に対して、協力を求めることにより、住みよい街づくりに寄与することを目的としています。

[基準等] 品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱

(2) 内容

宅地開発や中高層集合住宅および大規模建築物等の事業計画について、共用スペース、憩いの場の確保、緑化の促進、雨水対策、震災対策用防火貯水槽の設置など、生活環境の整備・防災対策等について協力をお願いしています。

対象建築物

- ・5区画以上に分割して行う建売事業または宅地分譲事業
- ・集合住宅等の住戸の数が20以上のものの建設事業
- ・延べ面積2,000m²以上、または敷地面積1,000m²以上の建設事業
- ・店舗等のうち、不特定多数の区民の利用に供する部分の床面積の合計が300m²を超えるものの建設事業

実績件数

単位：件

年　度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件　数	63	68	86	64	70

■開発環境指導要綱による整備の事例(歩道状スペース)



歩道状に整備された共用スペースは、歩行者の利便性を向上させています。

(3) 令和5年度の取組み

品川区景観計画と連携した要綱指導を行い、良好な都市空間と住環境の形成を図っていきます。また、隣接する歩道状スペース等を連續化させるための境界塀の撤去等についての補助金を活用し、さらなる環境整備を進めていきます。

令和5年度予算額 1, 357千円

2 ワンルーム形式等集合建築物に係る環境整備

(1) 目的

ワンルームマンションの建設について、建築主と近隣住民との紛争を未然に防止し、良好な生活環境と地域社会の形成に資することを目的としています。

[基準等] 品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱

(2) 内容

ワンルーム形式の建築物の計画に対して、建築計画の標識設置、説明会の開催、ファミリータイプ住戸や要配慮者向け住戸の付置、壁面後退空地および緑地の確保、管理体制の確立、入居者の地域活動への参加等について、建築主と協議しています。

対象建築物

- ・ 1住戸あたりの床面積が30m²未満の住戸が集合した建築物で、1棟の戸数が15戸以上かつ階数3以上の建築物

3 建築物等の福祉に関する整備

(1) 目的

高齢者や障害者などを含む不特定多数の区民の利用に供する建築物等を支障なく利用できるよう、建築主等の協力を得て整備しています。

[基準等] 品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱

(2) 内容

建物を新築や全面改築する場合、また既存施設の改善など区民が支障なく利用できるように敷地内通路、主要な出入口、傾斜路、廊下、階段、トイレ、エレベーター、エスカレーター、駐車場、標示・誘導などの整備について、建築主と協議しています。

対象建築物

- ・劇場、映画館、展示場、旅館、ホテル、遊興施設（パチンコ店、カラオケボックスなど）等で、延べ面積が300m²を超えかつ1,000m²未満のもの
- ・事業所等で、敷地面積が1,000m²以上かつ延べ面積が2,000m²未満のもの
- ・20戸以上の集合住宅等で、敷地面積が1,000m²未満かつ延べ面積が2,000m²未満のもの

住 宅 課

係 別 事 務 分 掌

住宅運営担当（主査）

- 1 住宅施策の企画、調整および調査に関すること。
- 2 区営住宅および区民住宅の管理運営に関すること。
- 3 都営住宅および都民住宅の入居者の公募に関すること。
- 4 住宅の修築等に係る資金の融資あつ旋および助成に関すること。
- 5 マンションの管理支援等に関すること。
- 6 課内他係に属しないこと。

空き家対策担当（主査）

- 1 空き家等対策に係る企画、調整および調査に関すること。
- 2 空き家等適正管理審議会に関すること。
- 3 住宅確保要配慮者の居住支援に関すること。

開発指導担当（主査）

- 1 都市計画法に基づく開発許可に関すること。
- 2 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関すること。
- 3 建築審査会に関すること。
- 4 建築紛争調停委員会に関すること。

一. 公営住宅の管理等 (住宅運営担当)

1 区営住宅の管理

(1) 目的

健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に公営住宅を供給することで、区民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

[根拠法令等] 公営住宅法、品川区営住宅条例

(2) 管理内容

- ①使用料の徴収
- ②入居者の同居、承継等、適正利用の指導
- ③住宅および附帯設備の応急修繕ならびに計画修繕

(3) 指定管理者による管理

区営住宅の管理業務は、平成18年度から指定管理者により実施しています。

(4) 入居資格

- ①申込日現在、品川区内に居住していること
- ②現に同居し、または同居しようとする親族（内縁および婚約者も含む）または東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方があること
※単身者の場合、品川区内に引き続き3年以上居住している者であり、60歳以上、身体障害者手帳1～4級の方、生活保護受給者等のいずれかの要件を満たしていること
- ③現に住宅に困窮していることが明らかであること
- ④所得が定められた基準内であること

(5) 募集時期

7月上旬および1月中旬

(6) 応募・入居者数

単位：件

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
空き室応募件数	692	704	662	694	399
入居者数	16	11	11	19	9

[区営住宅一覧] <13団地439戸(令和5年4月現在)>

住宅名 (住所)	戸数	構造	床面積 (単位:m ²)	間取り	1戸あたりの 専有面積	建設年度 移管年度
大井二丁目 区営住宅 (大井2-1-25)	30 (2)	RC5階建	2,006.18	3DK	51.04 m ² (66.04 m ²)	S53年度 (作業所付) —
南大井六丁目 区営住宅 (南大井6-1-20)	20	RC5階建 エレベーター付	1,407.00	3DK	51.04 m ²	S48年度 S61年度

住 宅 名 (住 所)	戸 数	構 造	床面積 (単位: m ²)	間取り	1戸あたりの 専有面積	建設年度 移管年度
荏原七丁目 区 営 住 宅 (荏原 7-8-3)	33	RC5階建	1,310.10	2DK	33.48 m ²	S43 年度 H3 年度
二葉一丁目 区 営 住 宅 (二葉 1-4-25)	24	RC5階建	899.40	2DK	33.48 m ²	S44 年度 H3 年度
西大井六丁目 区 営 住 宅 (西大井 6-10-21)	40	RC5階建	1,901.20	3DK	41.73 m ²	S47 年度 H5 年度
南大井一丁目 区 営 住 宅 (南大井 1-13-7)	47	SRC10 階建 エレベーター付	2,928.05	3DK	43.96 m ²	S49 年度 H5 年度
南大井五丁目 区 営 住 宅 (南大井 5-7-10)	25	RC5階建 エレベーター付	1,768.37	3DK	51.04 m ²	S50 年度 H5 年度
西大井六丁目第二 区 営 住 宅 (西大井 6-17-5・7)	18	RC3階建	1,225.20	3DK	51.04 m ²	S54 年度 H6 年度
東大井三丁目 区 営 住 宅 (東大井 3-6-18・19)	45	RC8階建 エレベーター付	2,725.23	3DK	42.29 m ²	S46 年度 H8 年度
	12	RC3階建	799.09	3DK	51.04 m ²	S54 年度 H8 年度
西五反田五丁目 区 営 住 宅 (西五反田 5-6-13・14)	6	RC3階建	541.78	3DK	61.53 m ²	S58 年度 H10 年度
	24	RC4階建	2,057.68			
西大井六丁目第三 区 営 住 宅 (西大井 6-2-16)	46	RC6階建 エレベーター付	2,226.82	1DK 2DK 3DK	34.00 m ² 52.30 m ² 60.30 m ²	H15 年度 —
西中延区営住宅 (西中延 1-2-8)	48	S9階建 エレベーター付	2,587.34	2DK	34.50 m ² 53.70 m ²	H28 年度 —
中延一丁目 区 営 住 宅 (中延 1-10-12)	21	RC5階建 エレベーター付	1,226.42	2DK 3DK	45.06 m ² 49.84 m ²	H29 年度 —

令和5年度予算額 145,816千円

2 区民住宅の管理

(1) 目 的

中堅所得ファミリー層の定住化を図るため、居住環境が良好な賃貸住宅を適切な使用料で供給し、もって区民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

[根拠法令等] 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、品川区立区民住宅条例

(2) 管理内容

①入居者の管理

入居者の募集、退去、諸届け受理、同居承継等許可、使用料および共益費の徴収を行っています。

②施設管理

施設の維持管理、計画修繕、退去時の原状回復を行っています。

(3) 指定管理者による管理

区民住宅の管理業務は、平成18年度から指定管理者により実施しています。

(4) 入居資格

- ①品川区内に居住または勤務していること。または、本人、配偶者（内縁および婚約者も含む）もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方の親が品川区内に居住していること
※単身者の場合、65歳未満であり、品川区内に居住または勤務（在勤予定含む）していること
- ②現に同居し、または同居しようとする親族、里子もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方があること
- ③現に住宅に困窮していること
- ④所得が定められた基準内であること
- ⑤特別区民税を滞納していないこと

(5) 募集時期

9月

(6) 応募・入居者数

単位：件

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
空き室応募件数	99	105	123	87	96
入居者数	23	38	25	60	44

[区民住宅一覧] <8団地 741戸(令和5年4月現在)>

住宅名 (住所)	戸数	構造	床面積 (単位:m ²)	間取り	専有面積(m ²) 使用料	設置年月日
ファミーユ 西品川 (西品川1-16-2)	2	壁式RC 4階建 エレベーター なし	131.67	3DK	50.17、50.36 A 125,000円	H5.12.1
ファミーユ 小山 (小山3-12-15)	19	RC4階建 エレベーター なし	1,141.23	3DK 2LDK	54.62~54.71 A 146,000円 C 150,000円	H7.12.1
ファミーユ 大井 (大井1-14-1)	17	SRC 11階建	1,136.93	2LDK	56.93~69.95 A1 151,000円 A2 155,000円 A3 147,000円 B1 157,000円 B2 155,000円 B3 155,000円	H9.10.1
ファミーユ 旗の台 (旗の台5-13-9)	17	RC5階建	946.66	1DK 3DK 2LDK	27.45~57.90 D 77,500円 A1 141,000円 A2 134,000円	H9.12.1
ファミーユ 南大井 (南大井5-19-9)	56	RC9階建	4,735.76	1DK 2LDK 3DK	30.68~64.28 D 72,000円 B 128,000円	H12.3.1

住 宅 名 (住 所)	戸 数	構 造	床面積 (単位: m ²)	間取り	専有面積(m ²) 使用料	設置年月日
ファミーユ 下 神 明 (西品川 1-20-16)	132	R C 25階建	12,793.72	2DK 1LDK 2LDK 2LDK 3LDK 3LDK 3LDK	51.26~81.94 A 1 102,200円 ~112,900円 A 2 125,700円 A 3 112,300円 ~124,100円 B 1 133,900円 ~148,000円 E 1 137,300円 ~151,800円 E 2 159,000円 E 3 154,700円 ~171,000円 F 180,100円	H15.2.1
ファミーユ 西五反田西館 (西五反田 3-6-7)	98	S R C 14階建	9,632.19	2LDK 3LDK 3LDK 4DK	67.00~82.86 B 135,700円 ~145,700円 E 1 137,300円 ~162,600円 E 2 151,800円 ~159,800円 E 3 169,600円 F 164,300円 ~180,000円	H16.1.1
ファミーユ 西五反田東館 (西五反田 3-6-38)	400	S R C 31階建	47,183.16	1LDK 1LDK+N 2LDK 2LDK 2LDK+N 3LDK 3LDK+N 3LDK 4DK	50.19~80.79 A 1 104,800円 ~113,200円 A 2 117,800円 ~138,100円 B 127,600円 ~145,700円 E 1 147,700円 ~152,000円 E 2 137,500円 ~163,800円 F 1 162,200円 ~182,200円 F 2 152,300円 ~168,300円	H16.4.1

※注 A → 60 m²未満、 B → 60 m²以上、 C → 屋根裏収納あり
D → 単身者向、 E → 70 m²以上、 F → 80 m²以上

令和5年度予算額 662,090千円

3 都営住宅および都民住宅入居者の公募

(1) 目的

東京都の依頼により、都営住宅・都民住宅入居希望者の利便のため、区の地域センターや文化センター等で公募の申込用紙配付事務を行います。

(2) 都営住宅の応募状況

① 戸数（品川区内）

14団地3, 409戸

② 応募倍率（全都）

募集月	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
5月	一般世帯向け	14.8	13.7	14.2	11.7	11.2
	定期使用 (若年夫婦・子育て世帯向)	1.3	1.1	1.6	1.6	2.1
8月	ポイント方式	6.0	5.1	5.1	5.1	4.0
	単身者	47.1	46.8	48.6	47.5	48.9
	単身者車いす使用者	7.5	9.6	10.4	8.0	9.6
	シルバーピア	49.3	57.7	45.0	45.8	38.1
11月	一般世帯向け	14.7	13.5	12.7	10.2	11.5
	定期使用 (若年夫婦・子育て世帯向)	1.1	1.8	1.3	1.4	1.7
2月	ポイント方式	6.1	5.6	5.5	4.6	—
	単身者	45.4	50.4	36.5	49.7	52.8
	単身者車いす使用者	7.1	14.5	10.5	10.0	8.4
	シルバーピア	55.7	65.0	53.7	40.5	36.3

※2月のポイント方式の応募倍率は8月募集時期に公表

(3) 都民住宅の応募状況

① 戸数（品川区内）

1団地27戸

② 応募倍率（全都）

募集月	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
6月	1.4	1.9	1.5	3.8	—
12月	1.4	1.6	1.2	3.1	—

※都民住宅の応募倍率は令和4年度より先着募集に変更

二. 住宅改善資金金融資あっせん・助成事業 (住宅運営担当)

1 住宅修築資金金融資あっせん (昭和51年度より実施)

(1) 目的

居住環境の改善を図るため、自己居住用の住宅を修築する区民に対し、低利で融資が受けられるよう、区が金融機関に融資のあっせんを行います。

〔根拠法令等〕 品川区住宅修築資金金融資あつ旋条例

(2) 融資あっせんの条件

融資あっせん額	10万円以上1,000万円まで										
借受者負担利率	<table><tr><td>一般修築</td><td>1.3% (協定利率2.5%のうち区利子補給分1.2%)</td></tr><tr><td>災害復旧</td><td>0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)</td></tr><tr><td>耐震補強【木造住宅密集地域】</td><td>0.3% (協定利率2.4%のうち区利子補給分2.1%)</td></tr><tr><td>耐震補強【その他の地域】</td><td>0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)</td></tr><tr><td>アスペスト除去</td><td>0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)</td></tr></table>	一般修築	1.3% (協定利率2.5%のうち区利子補給分1.2%)	災害復旧	0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)	耐震補強【木造住宅密集地域】	0.3% (協定利率2.4%のうち区利子補給分2.1%)	耐震補強【その他の地域】	0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)	アスペスト除去	0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)
一般修築	1.3% (協定利率2.5%のうち区利子補給分1.2%)										
災害復旧	0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)										
耐震補強【木造住宅密集地域】	0.3% (協定利率2.4%のうち区利子補給分2.1%)										
耐震補強【その他の地域】	0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)										
アスペスト除去	0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)										
償還方法	据え置き2ヶ月を含む10年以内の元金均等月額償還										
信用保証料助成	信用保証機関の保証を利用し保証料を一括払いした場合に、保証料の2分の1を助成										

(3) 申込者の要件

- ① 区内に住所を有し、1年以上同一の住宅に居住していること
- ② 満18歳以上であること
- ③ 前年所得が1,200万円以下で、かつ年間返済元利金の3倍以上であること
- ④ 特別区民税を滞納していないこと
- ⑤ 連帯保証人もしくは信用保証機関の保証があること
- ⑥ 現在この融資あっせん制度を利用していないこと

(4) 取扱金融機関 (協定金融機関)

芝信用金庫、湘南信用金庫、城南信用金庫、さわやか信用金庫、東京シティ信用金庫、中央労働金庫、目黒信用金庫

(5) 実績

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
融資あっせん(件)	8	8	4	8	16
融資実行(件)	8	8	3	7	9
融資総額(千円)	19,440	32,890	15,450	30,420	36,750

令和5年度予算額 7,657千円

2 住宅改善工事助成事業（平成23年度より実施）

(1) 目的

住環境の整備および区内事業者の振興を図るため、区民、マンション管理組合または賃貸住宅の個人オーナーが、区内施工業者を利用して環境への配慮またはバリアフリー化を図る住宅改修工事を行う場合に、その工事費用の一部を助成します。

〔根拠法令等〕 品川区住宅改善工事助成事業実施要綱

(2) 申込者の要件

共通の要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 申込時点で未着工であり、令和6年2月29日（木）までに工事が完了すること ② すでにこの制度に基づく助成を受けていないこと ③ 申請に係る工事に他の助成制度を利用していないこと ④ 建築確認は、原則として品川区建築課で取得すること ⑤ 建築基準法その他の関係法令に適合していること
区民の要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事対象住宅に居住している、または、改修後に居住すること ② 前年の合計所得金額が1,200万円以下であること ③ 住民税の滞納がないこと ④ 申請に係る工事の対象住宅が賃借によるものである場合は、当該工事について所有者から承諾を得ていること
マンション管理組合の要件	申請に係る工事について、総会等で区分所有者の承認を得ていること
賃貸住宅個人オーナーの要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 前年の合計所得金額が1,200万円以下であること ② 住民税の滞納がないこと

(3) 対象となる工事の要件

既存住宅のリフォームで工事費用が10万円以上の工事であって、次のいずれかに該当するものであること。

エコ住宅改修	(例)遮熱性塗装、日射調整フィルム設置、換気設備設置、環境に配慮した内装材使用、断熱化、高断熱浴槽設置、節水型便器設置、LED照明器具の設置など
バリアフリー住宅改修	(例)手すり設置、段差解消、廊下・出入口の拡張、扉改修、トイレ改修、浴室改修など
その他の工事	(例)屋根の軽量化、外壁耐火パネルの設置、防犯ガラス・扉等の設置、家具転倒防止器具の設置、耐震性を高めるための工事など
	エコ住宅改修、バリアフリー住宅改修およびその他工事で助成対象となる工事のうちのいずれかと同時に行う工事

(4) 助成額等

	区民	マンション管理組合 賃貸住宅オーナー
助成率	工事費用の10%	工事費用の10%
助成限度額	200千円	1,000千円
助成予算額	52,000千円	

※ 申込が助成予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

(5) 実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般住宅	助成件数(件)	245	240	259	255	268
	助成額(千円)	36,908	37,908	37,573	38,379	40,680
共同住宅	助成件数(件)	27	27	14	34	23
	助成額(千円)	6,012	8,467	5,497	12,895	10,287
合計	助成件数(件)	272	267	273	289	291
	助成額(千円)	42,920	46,375	43,070	51,274	50,967

令和5年度予算額 52,073千円

三．マンションの管理支援 (住宅運営担当)

マンション管理組合や居住者に対し、マンション管理に関する諸問題とその対処方法について啓発・相談を行うことで、マンション居住者による問題解決を促進します。

また、東京都が施行した「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく管理状況届出制度により、管理不全の予防および適正な管理の促進を行うことで、マンションを良質な住宅ストックとして維持管理していくことを支援します。

さらに、令和5年度より「品川区マンション管理適正化推進計画」に基づきマンション管理計画認定制度が開始され、優良な管理計画を定めているマンションに対し区が認定を行うことで管理組合の自律的な運営による適正なマンション管理を促進します。

1 セミナー・相談会

(1) マンション管理セミナー

弁護士、建築士等の専門家が講師となって講演等を行い、分譲マンションの管理に関する啓発を行います。

(2) マンション管理個別相談会

分譲マンションの管理組合や居住者等が抱える諸問題について、専門家による支援や助言を行います。



《マンション管理セミナー》



《マンション管理個別相談会》

(実績)

単位：人

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
セミナー	51	34	23	12	34
個別相談会	-	-	10組	6組	11組

※令和元年度までは年2回セミナーを開催（平成30年度の参加人数は2回の合計数）

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため2回目のセミナーを中止し、それ以降は、2回目のセミナーを相談会形式に変更して実施

2 建替・修繕支援

(1) 一級建築士の派遣 (平成23年度より実施)

マンションの大規模修繕について、専門知識と豊富な経験を有する一級建築士を管理組合に派遣し、アドバイスを行います。

派遣内容：1回2時間程度、3回まで（土日、夜間可）

派遣員：(一社) 東京都建築士事務所協会品川支部会員

(実績)		単位：件			
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	3	4	2	0	1

(2) マンション建替・修繕相談（平成29年度より実施）

相談窓口開設日：毎月第3火曜日 午後1時から午後4時まで

相談員：品川マンション管理士会会員（マンション管理士・弁護士等）・

（一社）東京都建築士事務所協会品川支部会員

(実績)		単位：件			
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	14	2	14	9	9

(3) マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成（平成29年度より実施）

建替・修繕相談を受けたマンションを対象に、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが実施するアドバイザー制度の派遣料を1回まで全額助成します。

〔根拠法令等〕品川区分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度利用助成要綱

3 管理運営支援

(1) マンション管理士の派遣（平成20年度より実施）

マンションの維持管理や建替を円滑に進めるため、管理組合に対しマンション管理士を派遣し、アドバイスを行います。

派遣内容：1回2時間程度、3回まで（土日、夜間可）

派遣員：品川マンション管理士会会員

(実績)		単位：件			
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	2	0	1	2	9

(2) マンション管理相談（平成18年度より実施）

相談窓口開設日：毎月第2・第4水曜日 午後1時から午後4時まで

相談員：品川マンション管理士会会員

(実績)		単位：件			
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	43	44	35	42	36

(3) 管理状況届出制度（令和2年度より実施）

区内分譲マンションを対象とした管理状況に関する届出の受理および未届となっている要届出マンションへの督促を行い、管理不全の兆候があるマンションに対しては必要に応じた助言などにより適正な管理を促進します。

※要届出マンション：昭和58年以前に建築された6戸以上ある分譲マンション

(4) マンション管理計画認定制度（令和5年度より実施）

マンション管理の適正化推進を目的に「品川区マンション管理適正化推進計画」を令和5年3月に策定し、これに基づき、令和5年4月よりマンション管理計画認定制度を開始します。本制度は、管理組合が作成したマンション管理計画が一定の基準を満たす優良な場合に区が当該管理計画の認定を行います。なお、認定を受けたマンション管理組合は、住宅金融支援機構によるマンション共用部分リフォーム融資の借入金利の引き下げ等の優遇措置を受けることができます。

令和5年度予算額 2, 878千円

四. 業者紹介・各種支援事業 (住宅運営担当)

1 増改築施工業者の紹介

(1) 目的

住まいの新築・増改築・修繕等を希望している区民に、区内の建設組合4団体で結成した「品川区住宅センター協議会」を通じて、施工業者を紹介します。

(2) 実績

単位：件

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
紹介件数	312	360	331	364	305

2 親元近居支援事業（平成23年度より実施）

(1) 目的

親世帯と子世帯の近居・同居を促進することにより、子育てや介護等について相互に助け合い、安心して品川区に住み続けられる住まいの実現を図ります。

〔根拠法令等〕 品川区親元近居支援事業実施要綱

(2) 内容

次の要件を満たす場合に、中学生以下の子どもがいるファミリー世帯に対して区内共通商品券等と交換・利用することができるポイントを交付します（上限10万ポイント）。

また、高齢者・障害者・ひとり親世帯など、一定の要件を満たす世帯に対し、ポイントの加算を行っています（上限は合計で15万ポイント）。

（要件）

ファミリー世帯が 区外から転入した場合	親世帯が区内に1年以上居住していること
ファミリー世帯が 区内で転居した場合	①、②ともに該当すること ① 親世帯・ファミリー世帯ともに区内に居住しておりい ずれかの世帯はその期間が1年以上であること
親世帯が 区内で転居した場合	② 互いの住居間が直線距離で1,200m圏内になること

※ 転入・転居費用（登記費用、礼金、仲介手数料、引越費用等）に対し、1円あたり1ポイントを交付します。

（実績）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付決定件数	38	29	35	21	35
交付ポイント数	3,616,000	2,809,500	3,321,000	2,104,000	3,466,500

令和5年度予算額 4,555千円

3 住環境改善

(1) 目的

耐震化・不燃化に関する全般的な相談体制を整備し、戸別訪問による区民相談等の積極的な働きかけを行うことにより、災害に強い住宅の整備を促進し、区民の安全・安心なくらしの実現を図ります。

(2) 内容

① 品川区住宅耐震化促進協議会活動助成

住宅相談ならびに木造住宅密集地域を対象とした戸別訪問相談（耐震・不燃化相談、工事受注、区の助成制度対象工事についての申請代行等）、耐震工事に至らない現状についての実態調査活動およびセミナー開催等の住宅改善に関する啓発活動に対し、助成を行います。

(実績)		単位：件			
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
住宅相談件数	48	45	24	32	49

② 家具転倒防止器具取付助成事業（平成27年度より実施）

ア 内容

区内施工業者を利用して、家具転倒防止器具を取り付けた世帯を対象として、取付費用の一部を助成します。

[根拠法令等] 家具転倒防止器具取付助成要綱

イ 申込要件

- ・器具取付の住宅に居住していること
- ・区内施工業者に発注して行う工事であること
- ・住民税を滞納していないこと

ウ 助成額等

	課税世帯	非課税世帯
助成額	取付費用の50%	取付費用全額
助成限度額	4千円	8千円
助成総額	120千円	

※ 申込が助成総額に達した場合は、受付を締め切ります。

※ 取付費用とは、取付工事費から器具代を除くものをいいます。

(実績)		単位：件			
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数	3	1	1	1	1

令和5年度予算額 2,154千円

五. 空き家等対策事業 (空き家対策担当)

1 空き家等対策事業

平成31年3月に策定した「品川区空き家等対策計画」に基づき、空き家の発生予防を推進し、空き家等の適正な管理を図るための措置および支援を行うほか、空き家および空き地の有効活用を推進することにより、区民の生活環境の向上を図ります。

〔根拠法令等〕 空き家等対策の推進に関する特別措置法

品川区空き家等の適正管理等に関する条例

(1) 発生予防の推進（令和元年度より実施）

① 空き家予防啓発セミナー

建物所有者である高齢者世代や高齢者の子ども世代等に対し、空き家に関する知識の習得や意識の向上を図る目的で、専門家と連携した啓発セミナーおよび相談会を行います。

(実績)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	2回	1回	1回	1回
セミナー参加者数	72名	12名	26名	18名
相談会参加者数	13組	5組	6組	2組

(2) 適正管理の促進

① 不適正管理状態にある空き家等に対する対応（平成27年度より実施）

不適正管理状態にある空き家等の所有者等に対し、文書または面会等により改善を促します。改善がみられない空き家については、法令に基づき措置を行います。

(実績)

単位：戸

年度	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
空き家数 (うち不適正管理)	644 (101)	629 (100)	595 (107)	572 (90)	541 (97)
新たな空き家	56	57	49	43	26
居住確認または 除却された空き家	480	72	83	66	57
不適正管理から 改善された空き家	17	27	24	36	36

② 空き家等適正管理審議会（平成27年度より開催）

条例に基づき、区長の附属機関として設置され、空き家等の適正な管理に関する重要な事項を調査審議します。

(審議事項)

- ア 空き家が管理不全状態にあると認めること
- イ 空き地等が廃棄物等に起因する管理不全状態にあると認めること
- ウ 公表
- エ 代執行 など

(開催実績)		単位：回			
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	4	2	0	2	0

③ 空き家ホットライン（平成28年度より実施）

近隣等からの相談・情報提供を受け付け、区や専門相談窓口と連携を図り、不適正管理状態にある空き家等については、現地調査等の初動対応を行います。

(実績)		単位：件			
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談・情報提供の受付	36	48	54	27	31
現地調査	322	353	341	390	354

④ 品川区空き家専門相談窓口（令和3年度より実施）

空き家所有者や管理者等からの相続問題や売却・賃貸などの専門的な相談に対して、ワンストップで相談できる窓口を設置しました。区の助成制度の案内や具体的な提案を行うことで解決につなげます。

(実績) 令和3年度 相談件数25件、解決件数6件（8月24日開始）
令和4年度 相談件数28件、解決件数9件

⑤ 空き家有効活用提案書作成（令和4年度より実施）

適正管理を促しているが、なかなか状態が改善されない不適正管理状態の空き家所有者等に対して、民間事業者の蓄積された様々な活用事例を踏まえた活用提案書を作成し、空き家の活用方法の提案を行います。空き家所有者等の関心を引き出し、不適正管理状態の改善を目指します。

(実績) 令和4年度 送付件数28件

（3）有効活用の推進

① 空き家改修助成（平成27年度より実施）

空き家を公共的用途として活用するために改修した場合に、その費用の一部を助成します（改修費用の2/3、限度額1,500千円）。

令和5年度予算額 21,915千円

六. 居住支援事業 (空き家対策担当)

1 居住支援事業（令和元年度より実施）

平成29年10月に住宅セーフティネット機能を強化するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正されたことに伴い、高齢者・障害者・低額所得者などの住宅確保要配慮者に対して民間賃貸住宅への円滑な入居等を支援します。

〔根拠法令等〕 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

（1）居住支援協議会（令和元年度設立）

区・不動産関係団体・居住支援団体等で構成し、様々な住宅確保要配慮者への居住支援について連携を取りながら、情報共有や円滑な入居、安心できる住まいの支援や施策等について協議や検討を進めています。

（実績）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回 数	1回	1回	1回	2回

（2）セミナー開催

住宅セーフティネット制度の概要や先進的な事例を学べるセミナーを、大家および不動産事業者向けに実施し、居住支援に関する啓発や区の取り組み等の周知を行います。

（実績）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	1回	2回	2回
セミナー参加者数	27名	50名	59名

（3）住宅確保要配慮者入居促進事業

高齢者、障害者、ひとり親世帯および低額所得者を対象に、自分で住まいを探すことが困難で、住居の確保に配慮が必要な方に対して、区内不動産関係団体と連携し相談者にあった住宅情報の提供を行っています。また、その情報提供の結果により入居に至った場合には、住宅確保要配慮者と賃貸借契約を締結した賃貸住宅オーナーおよびあっ旋した不動産事業者双方に対して協力金を支払うことで、入居を促進します。

(実績)

令和3年度実績（11月29日開始）

・あつ旋決定者数 37名、協力金支払件数 26件

令和4年度実績

・あつ旋決定者数 265名、協力金支払件数 141件

(4) セーフティネット住宅家賃低廉化補助（令和5年度より実施）

セーフティネット住宅の専用住宅の普及を推進するため、住宅確保要配慮者が低廉な家賃で入居できるように補助制度を創設します。

(5) 居住支援相談会（令和5年度より実施）

相談者の希望条件と提供される物件情報のミスマッチを減らすため、相談者が不動産事業者に対して、希望条件を伝えることが可能な機会を提供するための居住支援相談会を実施します。

令和5年度予算額 18,588千円



七. 建築紛争調整事務 (開発指導担当)

1 都市計画法に基づく開発許可事務

(1) 目的

開発許可制度に基づき、公共施設などの整備・改善指導を行い、無秩序な土地利用を抑制し、快適かつ機能的な都市環境の確保を図ります。

〔根拠法令等〕 都市計画法

(2) 開発許可の内容

開発許可を必要とする開発行為とは、開発区域の土地面積が 500 m²以上で、主として建築物の建築または特定工作物の建設に供する目的で行う土地の区画の変更、形や質の変更をいいます。

開発行為の許可件数および面積

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
電話・来庁による開発行為相談（件）	166	170	175	170	172
開発許可（件）	1	2	2	1	3
開発許可面積（m ² ）	692.6	21,712.41	1,104.36	542.62	6,593.3
変更許可（件）	1	1	1	1	0

2 建築審査会

(1) 目的

建築基準法に基づき、区長の附属機関として設置され、審査請求に対する裁決および特定行政庁の許可等に対する同意・不同意の判断ならびに重要事項の調査審議を行います。

〔根拠法令等〕 建築基準法

(2) 建築審査会の職務内容

- ① 建築基準法、同施行令および関係条例の規定による特定行政庁および建築主事等の処分または不作為についての審査請求を審理し裁決すること
- ② 建築基準法上、特定行政庁が例外的に許可する事項について、同意、不同意の判断をすること
- ③ 特定行政庁の諮問に応じて建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議すること
- ④ 建築基準法の施行に関する事項について、関係行政機関に対して建議すること

建築審査会審査請求および同意案件取扱件数

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数(回)	8	6	6	9	9
審査 請求 件数	審査請求(件)	0	0	1	2
	裁決(件)	0	0	1	1
	取下げ(件)	0	0	0	0
	その他(審理中)	0	0	0	1
同意 案件 件数	同意議案提案(件)	22	16	13	13
	同意(件)	22	16	13	13
	不同意(件)	0	0	0	0
	取下げ(件)	0	0	0	0

令和5年度予算額 2,775千円

3 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整事務

(1) 目的

建築紛争の予防と建築紛争に至ったときの調整手続きを定めた「品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、マンションなど中高層建築物の建築に際して、良好な近隣関係の保持と地域における健全な生活環境の維持向上を図るよう調整を行っています。

〔根拠法令等〕品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

(2) 紛争の予防事務

条例に基づき、対象となる建築物を建築しようとする場合には、建築計画の概要を標識により事前に公開し、さらに近隣住民（町会長や商店会長など地域の住民組織の代表も含む。）に対し、建築計画の説明会の開催をお願いしています。

また、建築主に対し、建築物を計画する場合は、周辺の生活環境に及ぼす影響を十分配慮し良好な近隣関係を保つよう指導するとともに、紛争が生じた場合は、建築主および近隣住民に対して、譲り合いの気持ちを持って解決するようお願いしています。

(3) 紛争の調整事務

中高層建築物の建築に伴い、建築主と近隣住民との間で紛争の解決の見込みがないときは、双方からの申出により弁護士、学識経験者による「あっせん」および「調停」を行います。

建築紛争事務取扱件数

単位：件

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
標識設置届		181	216	213	191	184
電話・来庁による建築紛争相談		76	74	72	136	85
陳情書受付		5	5	6	3	1
建築紛争処理結果	受付件数	当該年度	2	1	2	8
		過年度分	0	0	0	0
		合計	2	1	2	8
	解決件数	当該年度	0	0	0	0
		過年度分	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0
	未解決件数	当該年度	2	1	2	8
		過年度分	0	0	0	0
		合計	2	1	2	8
	あっせん件数	当該年度	0	0	1	1
		過年度分	0	0	0	0
		合計	0	0	1	1
	調停件数	当該年度	0	0	0	0
		過年度分	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0

※あっせんによって、紛争解決の見込みがないときは、調停に移行することがあります。

令和5年度予算額 1,102千円

4 建築物の解体工事に関する事前周知**(1) 目的**

建築物の解体工事計画について、事業者に対し近隣への事前説明を求め、解体工事による近隣住民との紛争を未然に防ぎ、住民の快適な生活環境と良好な近隣関係を確保します。

[根拠法令等] 品川区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱

(2) 解体工事に関する指導内容

建築物の床面積が80m²以上の解体工事について、標識により解体計画を事前に周知するとともに、解体工事に伴う騒音や振動、アスベスト等の有害物質の有無、処理方法について、近隣住民に説明を行うよう事業者に協力をお願いしています。

単位：件

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
解体標識設置届出	496	480	471	524	513

5 葬祭場等の設置に係る環境整備

(1) 目的

葬祭場等の設置について、事業主などと近隣住民との紛争を未然に防止し、あわせて良好な生活環境と地域社会の形成を確保するよう、事業主に対して葬祭場の設置計画・管理などについて事前協議を行っています。

〔根拠法令等〕 品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱

(2) 内容

葬祭場を、新築、改築、用途変更および使用方法の変更などにより設置する場合に、設置計画の標識設置、説明会の開催、壁面後退、緑地の確保、自動車駐車場の確保、管理体制の確立等について、事業主と協議しています。

対象建築物

- ・業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設

葬祭場等の設置に関する指導件数

単位:件

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
葬祭場設置要綱に基づく協定締結	0	0	0	0	0

木密整備推進課

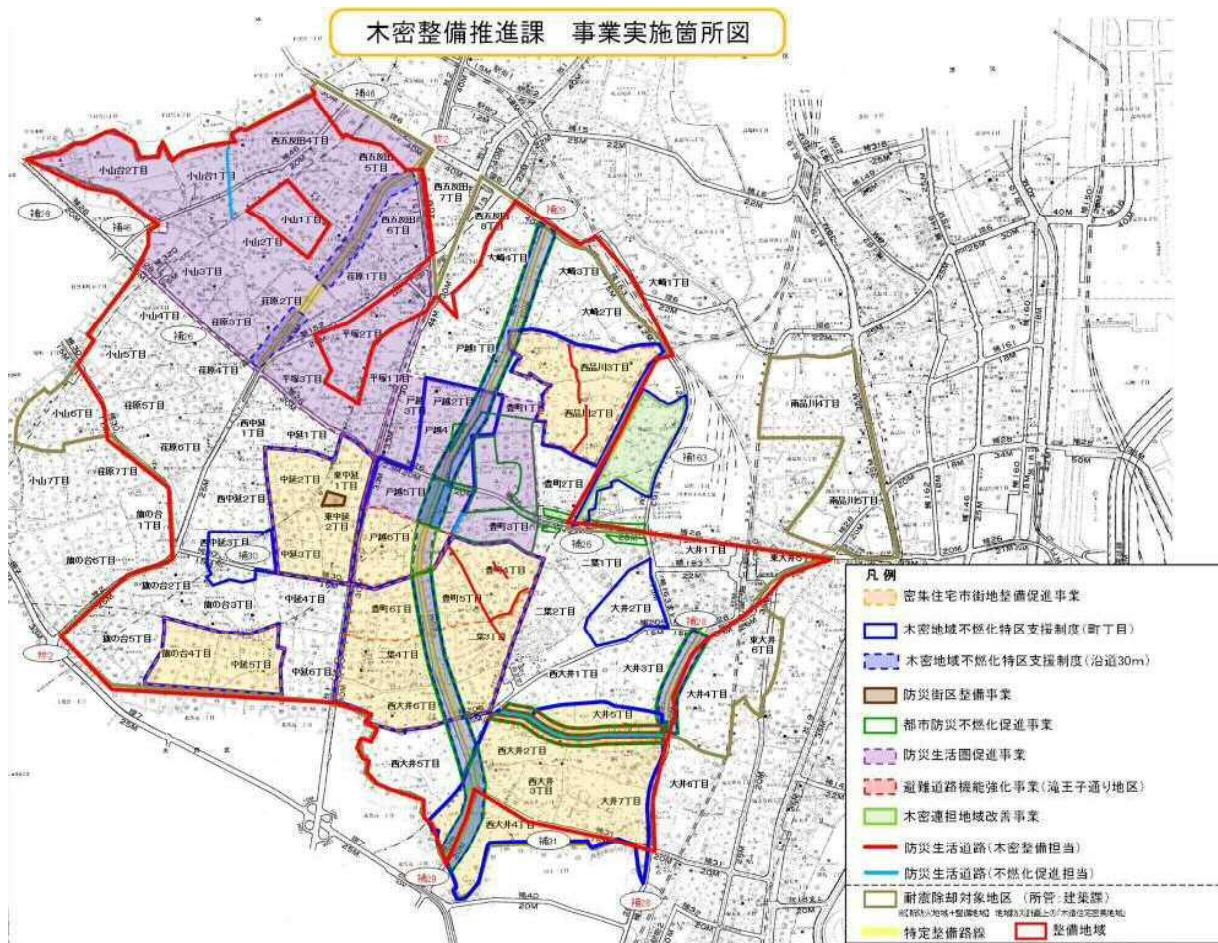
係別事務分掌

木密整備担当(主査)

- 1 密集市街地における街区の整備および不燃化の促進に関すること。
- 2 課内他係に属しないこと。

不燃化促進担当(主査)

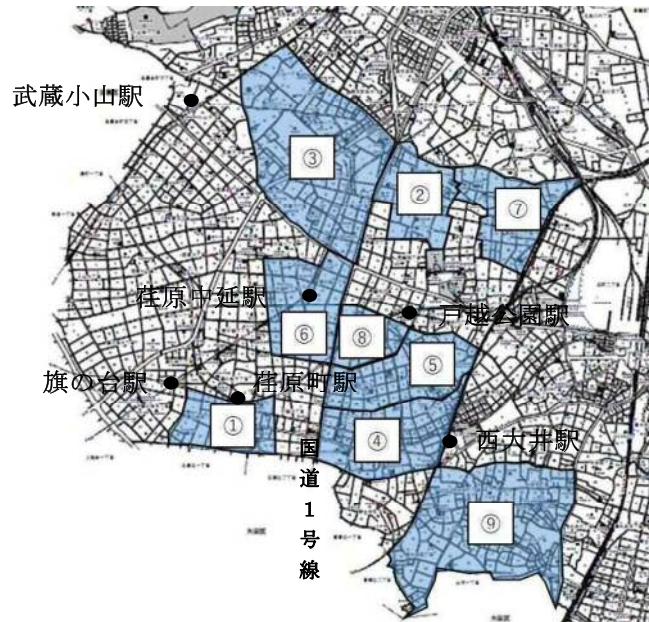
- 1 特定整備路線に係る沿道の整備および延焼遮断帯の形成の促進に関すること。
- 2 広域避難場所周辺の不燃化の促進に関すること。



一. 密集住宅市街地整備促進事業（木密整備担当）

密集住宅市街地における防災性の向上と居住環境の改善を図るため、国土交通省の「住宅市街地総合整備事業」や東京都の「東京都防災密集地域総合整備事業」などの補助事業を活用し、老朽建築物の除却、共同・協調建替えの促進、従前居住者の居住確保、道路や防災活動広場等の整備などを総合的に行います。

1 地区位置図



2 地区の計画内容

地区名	事業期間	計画内容
① 旗の台・中延地区	平成元(1989) ～令和6年度(2024)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進等
② 戸越一・二丁目地区	平成5～平成17年度	事業完了。一部地域に地区計画、利子補給
③ 荘原北地区	平成7～平成16年度	事業完了。
④ 二葉三・四丁目、 西大井六丁目地区	平成18～令和7年度 (2006) (2025)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画等
⑤ 豊町四・五・六丁目 地区	平成19～令和7年度 (2007) (2025)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画等
⑥ 東中延一・二丁目、 中延二・三丁目地区	平成19～令和7年度 (2007) (2025)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討、防災街区整備事業実施等
⑦ 西品川二・三丁目 地区	平成30～令和9年度 (2018) (2027)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討等
⑧ 戸越六丁目地区	令和3～令和12年度 (2021) (2030)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討等
⑨ 大井・西大井地区	令和5～令和14年度 (2023) (2032)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討等

3 実績 (平成2年度～令和4年度)

項目	旗の台・中延地区 (事業完了)	戸越一・二丁目地区 (事業完了)	荏原北地区 (事業完了)	西大井六丁目地区 二葉三・四丁目	豊町四・五・六丁目地区	東中延一・二丁目・ 中延二・三丁目地区	西品川一・三丁目地区	戸越六丁目地区	合計
老朽住宅の建替え促進	3棟 (27戸)	12棟 (121戸)	11棟 (158戸)	0	0	0	0	0	26棟 (306戸)
防災広場等整備	5か所	3か所	4か所	5か所	9か所	3か所	0	0	29か所
主要生活道路整備	213 m ²	556 m ²	817 m ²	80 m ²	324 m ²	93 m ²	12 m ²	0	2,095 m ²
行き止まり道路整備	0	2か所	0	0	1か所	0	0	0	3か所
道路用地取得	157 m ²	556 m ²	817 m ²	80 m ²	238 m ²	93 m ²	12 m ²	0	1,953 m ²
従前居住者用住宅整備	0	1棟 (10戸)	0	0	0	1棟 (31戸)	0	0	2棟 (41戸)
まちづくり事務所設置	0	1か所	0	0	0	0	0	0	1か所
事業用地取得	0	0	0	6か所	3か所	0	0	0	9か所

4 計画 令和5年度

【各地区共通】

老朽住宅の建替え促進、防災広場整備、主要生活道路整備、行き止まり解消、道路用地等取得

5 助成の内容

共同化事業に要する費用のうち次のものが補助対象となり、補助対象事業費の2／3を限度として助成しています。

- ① 調査設計計画費（建築設計費、工事監理費）
- ② 建築物除却費（既存建物の除却費、整地費）
- ③ 共同施設整備費（空地等整備費、共用通行部分整備費）

【道路用地取得・拡幅整備状況】

整備前

<西品川 3 丁目 15 番>

整備後



<西品川 2 丁目 7 番>



<豊町 4 丁目 18 番>



6 木密連担地域改善事業

「防災都市づくり推進計画の基本方針」（東京都・令和2年3月）における「整備地域」は、指定の基準となる地域危険度・不燃領域率が町丁目全域の平均値である上に、指定の基本単位が防災生活圏（延焼遮断帯に囲まれた圏域）という広範な区域であるため、局的に密集度が高いにも関わらず整備地域の指定から外れているエリアが存在します。

このような状況を改善するため、東京都は平成28年度から整備地域外における防災まちづくりに関する方針の検討に対し、支援を行う方針が示されました。

区では、整備地域外で局的に密集度が高いエリアにおいて防災まちづくりの検討をすることとし、対象として、整備地域である西品川二・三丁目地区に隣接し、密集市街地が形成されている西品川一丁目を選定しました。

(1) 地区位置図・現地状況写真



現地状況

(2) 事業実施地区

西品川一丁目（西品川一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行区域およびしながわ中央公園の区域を除く）

(3) 計画 令和5年度

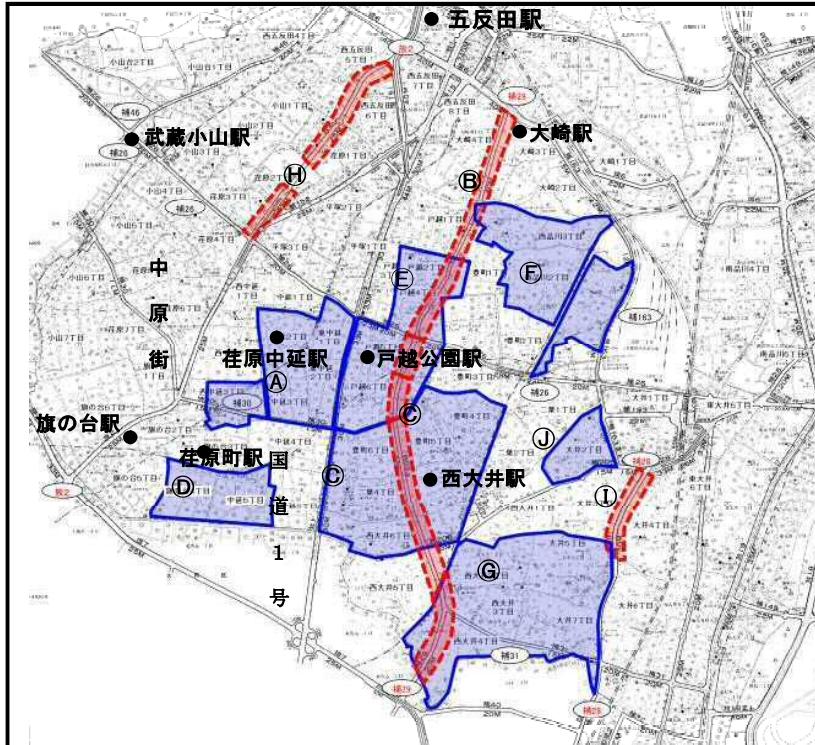
地域とのアンケート・意見交換、防災まちづくり整備計画素案策定、防災まちづくり組合設立

令和5年度予算額 301,760千円

二. 不燃化特区支援事業（木密整備担当）

令和2年度まで「不燃化10年プロジェクト」として区内9地区で進めてきました不燃化特区支援事業では、東京都が制度の5年間延伸を決定し、事業期間を令和7年度までとしたことを受け、令和3年度より1地区を追加、2地区を拡大しました。引き続き、燃えないまちの実現を目指して、事業（老朽家屋除却、移転、建替えの助成等）を推進していきます。

1 地図位置図



2 事業地区および事業期間

	地区名	事業期間	備考
(A)	東中延一・二丁目、中延二・三丁目 及び西中延三丁目地区 ※西中延三丁目はR3拡大地区	平成25～令和7年度 (2013) (2025)	先行実施地区
(B)	補助29号線沿道地区		
(C)	豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目 及び西大井六丁目地区	平成25～令和7年度 (2013) (2025)	本格実施地区 (前倒し地区)
(D)	旗の台四丁目・中延五丁目地区		
(E)	戸越二・四・五・六丁目地区		
(F)	西品川一・二・三丁目地区 ※西品川一丁目はR3拡大地区	平成26～令和7年度 (2014) (2025)	
(G)	大井五・七丁目、 西大井二・三・四丁目地区	平成27～令和7年度 (2015) (2025)	本格実施地区
(H)	放射2号線沿道地区		
(I)	補助28号線沿道地区		
(J)	大井二丁目地区 ※R3追加地区	令和3年～令和7年度 (2021) (2025)	

3 実 績 (平成25～令和4年度 助成実績件数)

地区名	老朽建築物除却		不燃構造化 支援助成	住替え 支援助成
	不燃化特区 支援事業	※耐震化 支援事業		
東中延一・二丁目、中延二・三丁目及び西中延三丁目地区	168	28	70	85
補助29号線沿道地区	20	9	41	39
豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目及び西大井六丁目地区	259	73	130	148
旗の台四丁目・中延五丁目地区	100	18	47	79
戸越二・四・五・六丁目地区	103	30	64	76
西品川一・二・三丁目地区	119	24	66	75
大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区	229	41	127	159
放射2号線沿道地区	11	4	5	7
補助28号線沿道地区	1	7	5	4
大井二丁目地区	8	2	3	2
計	1,018	236	558	674

※建築課事業

4 計 画 令和5年度

地区名	計画内容
東中延一・二丁目、中延二・三丁目及び西中延三丁目地区	
補助29号線沿道地区	各種支援策の推進
豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目及び西大井六丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ・取壊し・建替えに関する相談に専門家を派遣 ・老朽建築物の解体除却費用の助成 ・解体・建替えのための引越し費用の助成 ・燃えない、燃えにくい建物を建てる費用の助成 ・固定資産税・都市計画税の減免
旗の台四丁目・中延五丁目地区	
戸越二・四・五・六丁目地区	
西品川一・二・三丁目地区	
大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区	
放射2号線沿道地区	ケーブルテレビ品川PR動画の放映
補助28号線沿道地区	協議会・相談会による周知
大井二丁目地区	

令和5年度予算額 1,769,859千円

5 助成の内容

- ① 老朽木造建築物の解体除却に対して 1 m²あたり最大 28,000 円かつ上限 14,000,000 円の助成が受けられます。（助成対象：平成 17 年 3 月 31 日以前に建築された木造建築物、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された軽量鉄骨造建築物）
※軽量鉄骨建築物は限度額が異なります。
- ② 取壊し・建替えに関する相談窓口の設置に加え、当該年度 5 回まで、専門家（弁護士・一級建築士・ファイナンシャルプランナーなど）を無料で派遣します。
- ③ 更地になった土地や建替えた家屋に対して、最長 5 年間にわたり 8 割ないし 10 割の固定資産税や都市計画税の減免が受けられます。
- ④ 老朽木造建築物を解体除却して耐火建築物または準耐火建築物を建築する際に、建築設計費・工事監理費・不燃構造化費用について助成が受けられます。
- ⑤ 老朽木造建築物を解体除却する際に、住替え先や仮移転先への移転費用・転居一時金（礼金等）・家賃について助成が受けられます。

6 今年度の取り組み

二葉三・四丁目、戸越二・四・五・六丁目、西品川二・三丁目で事業周知のための全戸訪問を実施します。また、令和 2 年度に西大井三丁目地域防災広場用地として取得した敷地について、令和 4 年度に続き広場整備の整備工事を行います。

7 防災建替え相談窓口

不燃化特区内にある老朽建築物の建替えや解体除却を促進するために、資金・税制・建築計画などについての相談を無料で受ける窓口を開設しています。



相談窓口の外観

所在地：品川区豊町 3-2-1
シルバー高山 101 号室
電話：03-6421-6777



専門家との相談の様子
(一級建築士)

三. 防災街区整備事業 (木密整備担当)

密集住宅市街地整備促進事業地区内において、密集住宅市街地整備促進に関する法律に基づき、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を目的として防災街区整備事業による共同化建替えを推進しています。



中延二丁目旧同潤会地区

1 事業地区および事業期間

地区名（面積）	準備組合設立	都市計画決定	組合設立認可	工事着工	工事竣工
荏原町駅前地区 (0.1ha) ※事業完了	平成 24 年 3 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 4 月	平成 25 年 11 月	平成 28 年 3 月
中延二丁目旧同潤会地区 (0.7ha) ※事業完了	平成 26 年 3 月	平成 27 年 4 月	平成 28 年 2 月	平成 29 年 2 月	平成 31 年 3 月
東中延一丁目 11 番地区 (0.2ha)	令和 3 年 4 月	令和 4 年 3 月	令和 4 年 10 月	令和 5 年度 (予定)	令和 7 年度 (予定)

令和5年度予算額 622,960千円

四. 都市防災不燃化促進事業（不燃化促進担当）

広域避難場所および避難路のより一層の安全性確保を目指し、災害時の市街地大火を防ぐ延焼遮断機能の形成を図るため、老朽建築物の除却や建築物の不燃化を促進する事業です。

このため、広域避難場所周辺と避難路沿道において「品川区建築物不燃化促進条例」に基づき、下記のとおり助成を行います。

- 木造建築物(耐火建築物・準耐火建築物以外)の除却者(所有者)に除却費の一部を助成
- 一定基準に適合した耐火建築物または準耐火建築物(区域が限られます)を建築する建築主に対し、建築費の一部を助成

また、東京都が進める特定整備路線の事業進捗に合わせ、都市防災不燃化促進事業の導入、沿道まちづくりの支援等を実施していきます。

1 地区位置図



2 事業地区および事業期間

●—● 事業期間

地区名	平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
戸越公園一帯周辺	●																								
補助26号線その2	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●					
滝王子通り					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●					
補助29号線							●												●	—	●				
補助29号線その2							●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●				
補助29号線その3								●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●			
補助29号線その4									●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●		
補助28号線										●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●		
放射2号線地区															●										●

3 実績

・不燃化建築助成（棟数は令和5年3月末時点）

単位：棟

地区名	平成29以前計	30	令和元	2	3	4	計	事業期間
林試の森公園周辺	128						128	S63年度～H13年度
補助26号線	27						27	H10年度～H19年度
補助46号線品川	45						45	H15年度～H24年度
戸越公園一帯周辺	117(11)	6(0)	4(1)	5(2)	8(2)	11(3)	151(19)	H18年度～R7年度
補助26号線その2	4	2	1	0	0	0(0)	7(0)	H18年度～R7年度
瀬王子通り	25(4)	5(3)	5(2)	5(2)	3(1)	3(0)	46(12)	H21年度～R5年度
補助29号線	3(0)	1(0)	3(0)	2(0)	2(1)	0(0)	11(1)	H28年度～R7年度
補助29号線その2	2(0)	9(0)	10(4)	12(1)	6(3)	8(2)	47(10)	H28年度～R7年度
補助28号線	6(1)	6(2)	3(0)	5(0)	5(0)	3(1)	28(4)	H28年度～R7年度
補助29号線その3		0(0)	3(0)	2(1)	1(0)	3(0)	9(1)	H30年度～R9年度
補助29号線その4			0(0)	4(2)	0(0)	0(0)	4(2)	H31年度～R10年度
放射2号線地区					2(1)	2(0)	4(1)	R3年度～R12年度
総計	357(16)	29(5)	29(7)	35(8)	27(8)	30(6)	507(50)	

※ ()内は助成件数全体のうち「準耐火建築物」の助成棟数

・不燃化除却助成（棟数は令和5年3月末時点）

単位：棟

地区名	平成29以前	30	令和元	2	3	4	計	事業期間
戸越公園一帯周辺	21	7	5	7	7	7	54	H26年度～R7年度
補助26号線その2	1	2	0	0	0	0	3	H26年度～R7年度
瀬王子通り	14	3	1	2	6	4	30	H26年度～R5年度
補助29号線	2	3	1	0	1	2	9	H28年度～R7年度
補助29号線その2	12	11	10	12	6	8	59	H28年度～R7年度
補助28号線	0	0	1	1	2	0	4	H28年度～R7年度
補助29号線その3		1	1	3	2	0	7	H30年度～R9年度
補助29号線その4			2	0	0	0	2	H31年度～R10年度
放射2号線地区					0	0	0	R3年度～R12年度
総計	50	27	21	25	24	21	168	

※ 除却助成は平成26年度からスタート（国・都に準じて）

○不燃化建築助成の一例（戸越公園一帯周辺地区）



建替え前



建替え後

4 計画 令和5年度

① 不燃化助成

地 区 名	除却助成	建築助成
戸越公園一帯周辺地区	7棟	8棟
補助26号線その2地区	1棟	1棟
滝王子通り地区	5棟	5棟
補助29号線地区（大崎区間）	3棟	1棟
補助29号線その2地区（戸越/豊町・西大井区間）	10棟	10棟
補助28号線地区	5棟	2棟
補助29号線その3地区（戸越公園（北側）/西大井・東馬込区間）	3棟	2棟
補助29号線その4地区	3棟	2棟
放射2号線地区	2棟	2棟

② 委託料

- 事業促進業務委託 9地区
- 不燃化建築計画業務委託 9地区

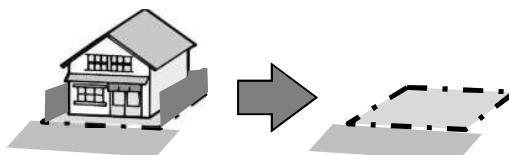
令和5年度予算額 211,365千円

5 助成の内容

（1） 除却助成

耐火・準耐火建築物以外の木造建築物を除却する場合、除却助成対象建築物の床面積等に応じ、除却者（所有者）に対して助成されます。

※現在建っている木造建築物の除却のみでも助成の対象となります。



（2） 建築助成

① 一般建築助成（基本となる助成）

建築助成対象建築物の1階から3階までの建築助成対象床面積に応じ、建築主に対して助成されます。

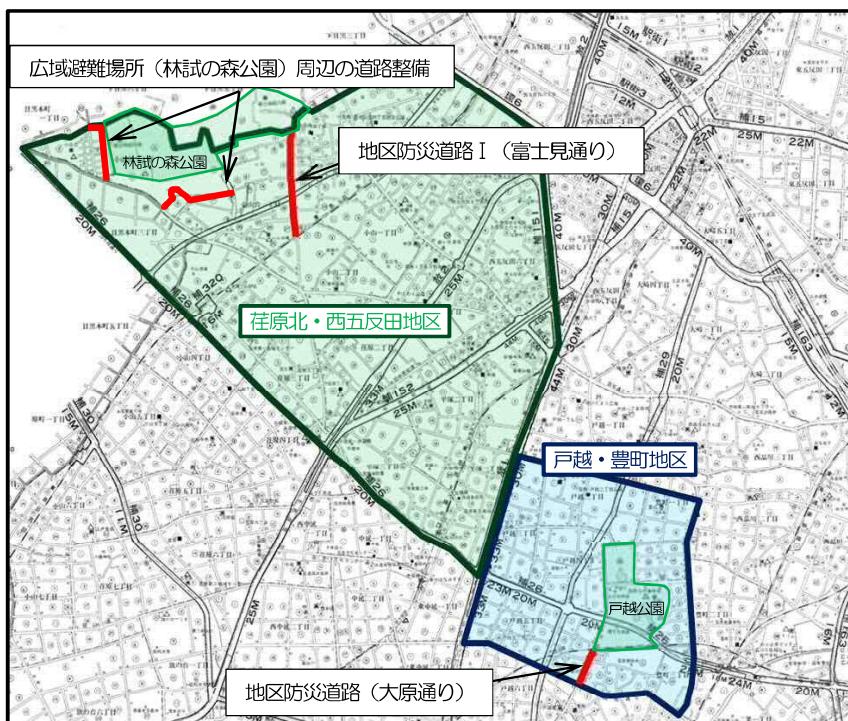
② 加算助成

- 住宅型不燃建築物助成
- 共同建築助成（100万円）
- 協調建築助成（60万円）
- 三世代住宅助成（60万円）

五．防災生活圏促進事業（不燃化促進担当）

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地震に強い都市づくりを推進するため、広域避難場所の入口整備、避難経路の拡幅整備、防災活動の拠点となる広場の整備など、公共施設の整備を進め、安全で住みよい防災生活圏の形成を図っています。

1 地区位置図



2 事業地区および事業期間

地区名	平成 10	11	18	19	23	24	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8
荏原北・西五反田	●														●
戸越・豊町				●										●	

3 実 績

- 地区防災道路拡幅整備
(荏原北・西五反田地区)



富士見通り（拡幅整備状況）

- 防災広場整備
(戸越・豊町地区)



ぞう3広場（戸越三丁目）

・用地取得・整備（平成10年度～令和4年度）

(箇所)

		平成 29以前	30	令和 元	2	3	4	合計
荏原北・西五反田地区	道路用地取得	20	0	1	1	0	0	22箇所
	拡幅整備	19	0	0	1	1	0	21箇所
	広場用地取得	5	0	0	0	0	0	5箇所
	広場整備	5	0	0	0	0	0	5箇所
戸越・豊町地区	道路用地取得	6	0	1	0	0	0	7箇所
	拡幅整備	5	0	2	0	0	0	7箇所
	広場用地取得	6	0	1	0	0	0	7箇所
	広場整備	6	0	0	0	1	0	7箇所

4 計画 令和5年度

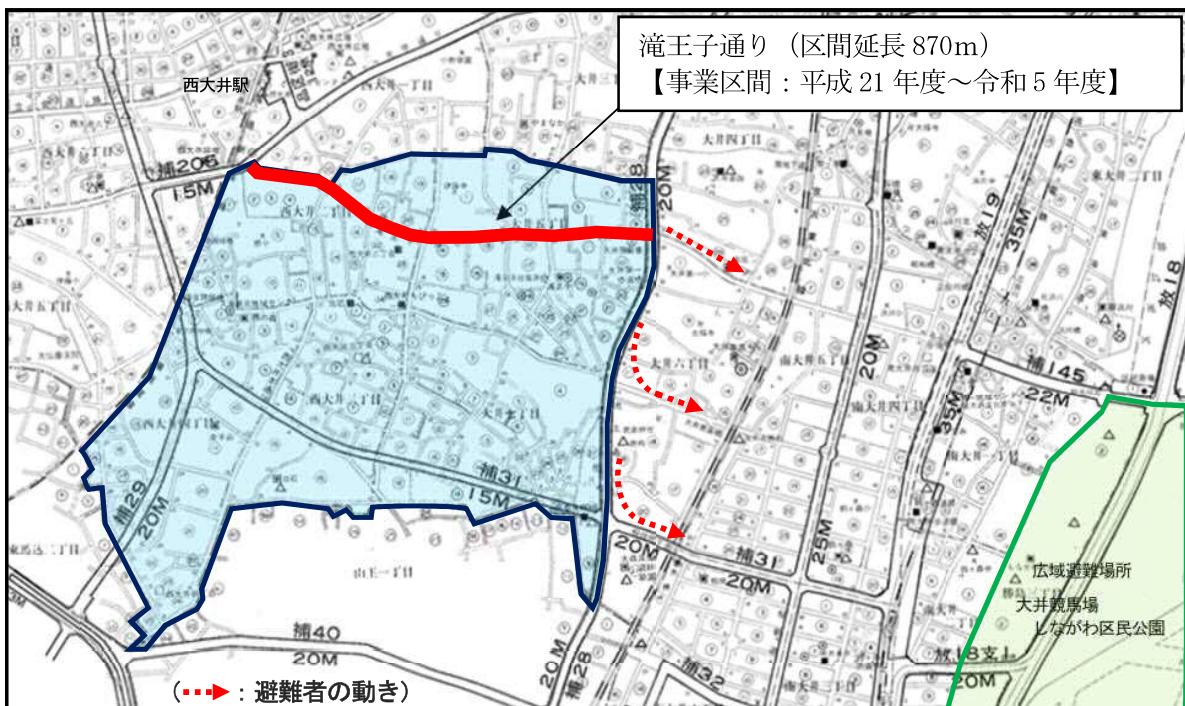
- ・林試の森公園周辺拡幅道路設計委託等
- ・道路整備工事
 - 地区防災道路（富士見通り）、林試の森公園周辺拡幅道路暫定整備工事
- ・用地取得費（測量委託、土地鑑定評価委託、用地取得）
 - 地区防災道路（富士見通り、大原通り）
 - 林試の森公園周辺拡幅道路用地（国有地、都有地）
- ・補助29号線事業用地残地活用広場整備工事

令和5年度予算額 681,978千円

六 避難道路機能強化事業（滝王子通り地区）（不燃化促進担当）

広域避難場所「大井競馬場・しながわ区民公園」までの避難を安全・円滑に誘導するため、滝王子通りの現況幅員約7.2mを10mに拡幅する事業です。また、安全な避難道路としての沿道を整備し、都市防災不燃化促進事業による不燃化も促進しています。

1 地図位置図



2 事業地区および事業期間

地区名	事業期間														
	平成 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5
滝王子通り	●														●

3 実績

	平成 29 以前	3 0	令和 元	2	3	4	合 計
用地 取得	16 箇所 309.91 m ²	2 箇所 28.71 m ²	0 箇所 0 m ²	0 箇所 0 m ²	3 箇所 12.44 m ²	3 箇所 19.22 m ²	24 箇所 370.28 m ²
拡幅 整備	10 箇所 130.57m	1 箇所 10.67m	5 箇所 40.11m	0 箇所 0m	0 箇所 0m	3 箇所 15.77m	19 箇所 197.12m

○ 避難道路拡幅整備状況（滝王子通り）

拡幅前



拡幅後



拡幅前



拡幅後



4 計画 令和5年度

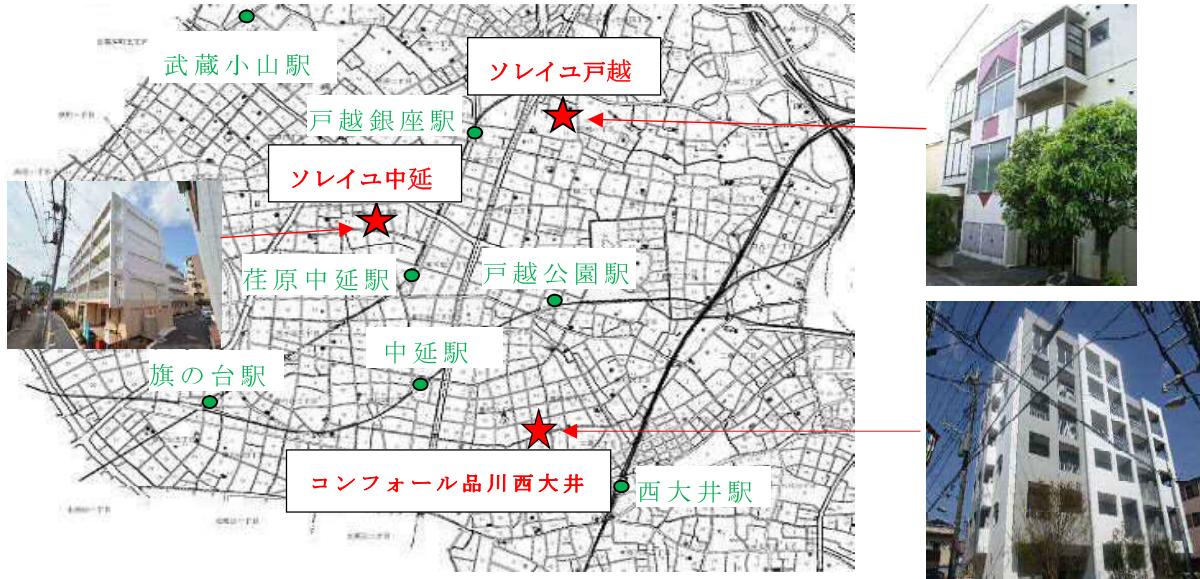
- ・土地鑑定委託 2箇所
- ・測量委託 2箇所
- ・道路拡幅整備工事 3箇所
- ・拡幅用地取得費 2箇所

令和5年度予算額 19,753千円

七. 従前居住者用住宅の管理（木密整備担当）

密集住宅市街地整備促進事業等の施行に伴い、公共施設用地の提供・共同化事業への参加・老朽住宅の除却等により現在の住居に居住できなくなる方を対象とした賃貸住宅（従前居住者用住宅）を設置し、その管理および運営を行っています。令和4年度には、URが設置した住戸の一部を借上げて運営する新たな住宅（コンフォール品川西大井）を開設しました。事業協力者の転居先の選択肢を増やすことで、安心して事業にご協力をいただき、事業を推進していきます。

1 施設位置図



2 施設の所在および概要

施設の名称	所在地	施設概要
ソレイユ戸越 (10戸)	戸越一丁目4番6号	構造・規模：RC造 地上3階建て 間取り・戸数：2DK (49.71 m ²) 2戸 1K (27.47 m ² ~31.80 m ²) 8戸
ソレイユ中延 (31戸)	中延一丁目10番12号 (中延一丁目区営住宅に併設)	構造・規模：RC造 地上5階建て 間取り・戸数：1DK (29.23 m ²) 24戸 2DK (48.74 m ²) 7戸
コンフォール品川 西大井 (16戸) ※全25戸中16戸 を借上げ	二葉四丁目13番14号	構造・規模：RC造 地上6階建て 間取り・戸数：2DK (45.98 m ²) 4戸 1LDK (40.06 m ²) 4戸 1R (29.29 m ² ~34.06 m ²) 6戸 1K (27.50 m ²) 2戸

3 計画 令和5年度

【ソレイユ戸越・ソレイユ中延・コンフォール品川西大井共通】

施設および借上住戸の適切な管理運営

令和5年度予算額 43,410千円

都 市 開 発 課

係 別 事 務 分 掌

都 市 開 發 担 当 (主 査)

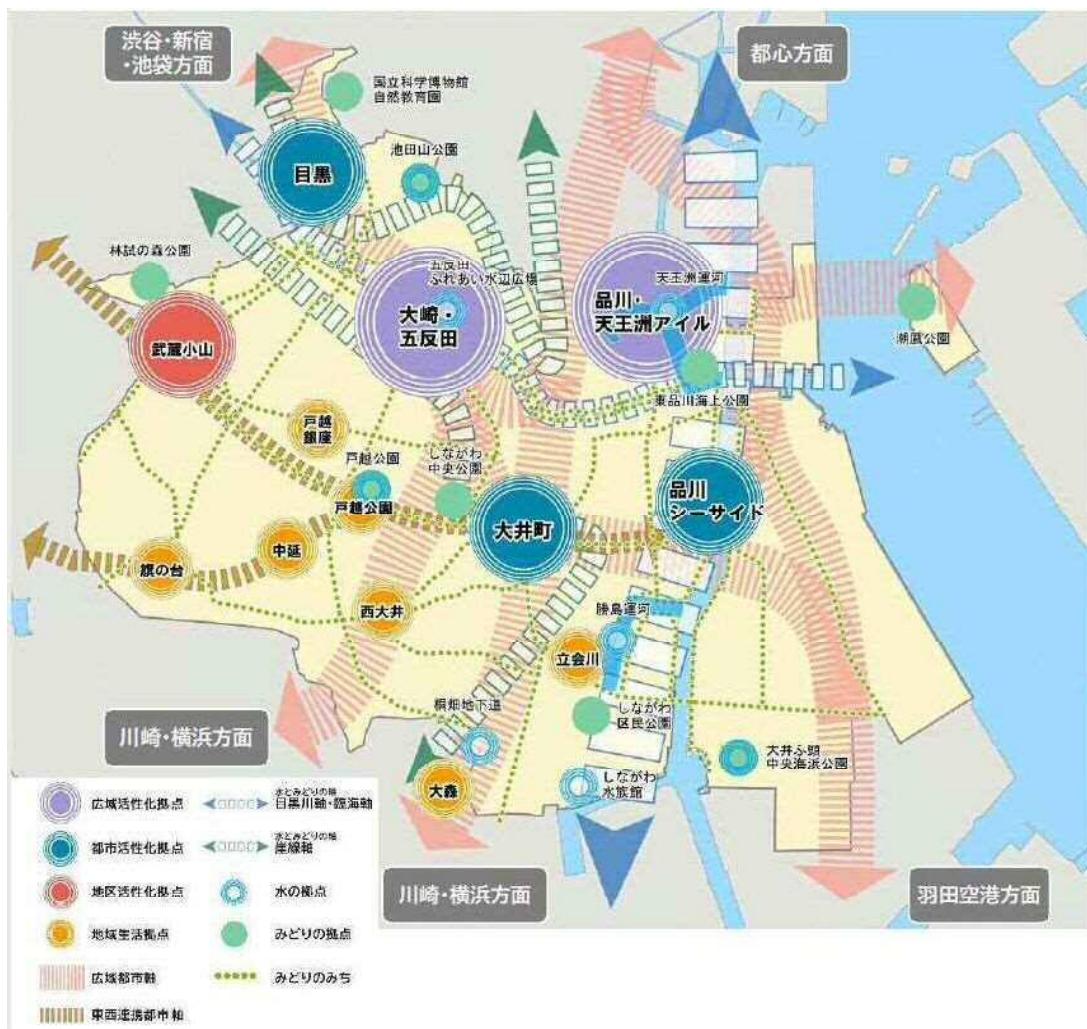
- 1 再開発等の計画、調整および推進に関すること。
- 2 課内他係に属しないこと。

立 体 化 担 当 (主 査)

- 1 道路と鉄道との連続立体交差化に関すること。
- 2 道路と鉄道との連続立体交差化に伴う周辺のまちづくりに関すること。
- 3 鉄道新線に関すること。

都市開発課では、「品川区まちづくりマスタートップラン」（令和5年3月改定）で示された大井町駅周辺や大崎・五反田地域、さらには鉄道立体化が動き出した品川駅南地域等の拠点整備を進めるため、地区計画や市街地再開発事業等の都市計画手法を活用し、民間開発事業を適切に誘導、支援するとともに地域の課題を解決しながら、必要な都市基盤施設の整備を促進しています。

品川区まちづくりマスタートップラン・将来都市構造図（R5.3改定版）

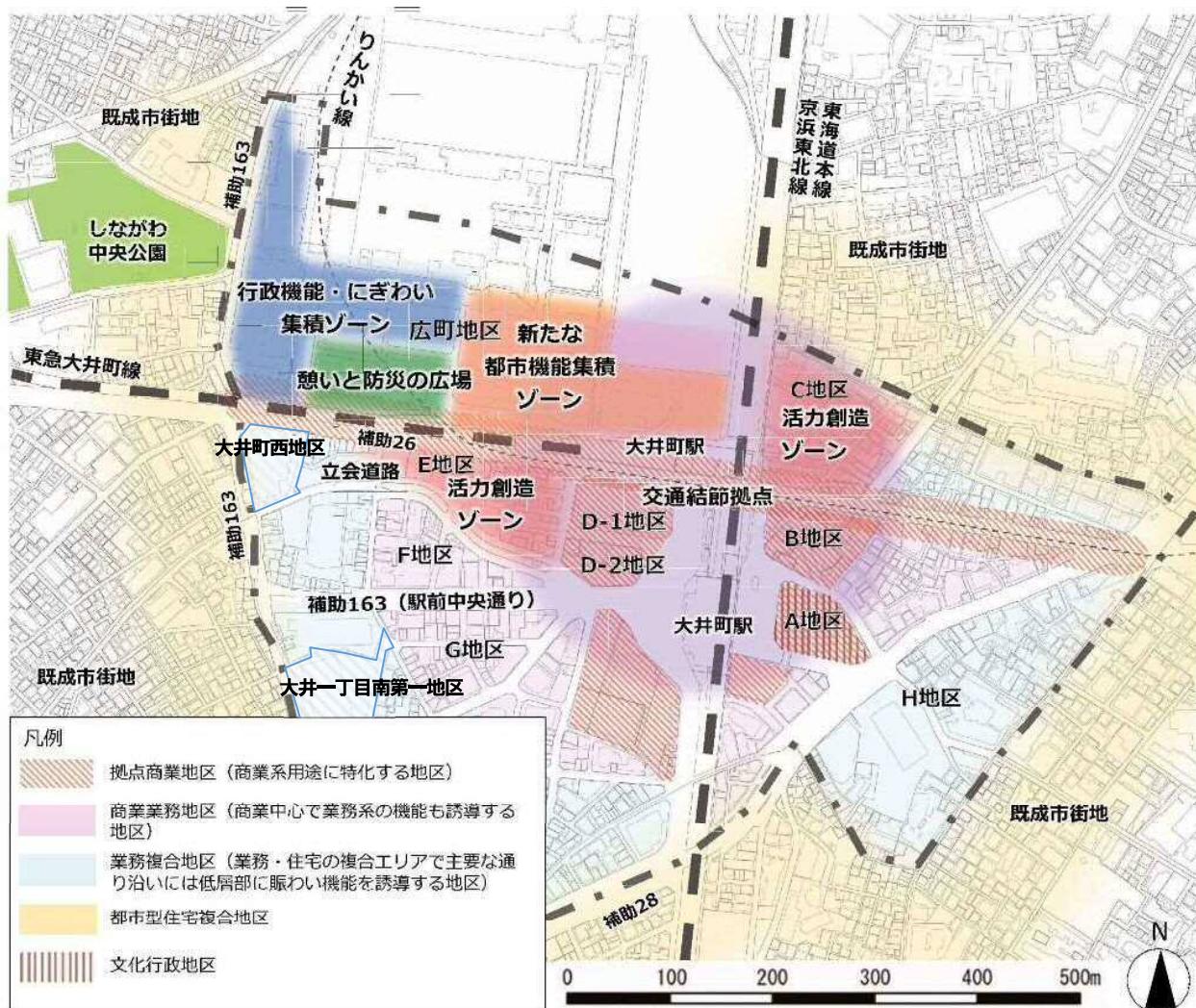


一．大井町駅周辺地区の整備 (都市開発担当)

1 地区概要

大井町駅周辺地区は、「区の中心核」に位置付けられ、文化・商業・業務・交流・居住等地域の魅力を高める機能の集積を図るなど、便利で安全なまちづくりを進めています。これまでに、A地区（きゅりあん等）・D-1地区（商業施設）・大井町西地区や大井一丁目南第一地区などが都市開発諸制度等により整備されてきました。

平成23年度に「大井町駅周辺地区まちづくり構想」、令和2年度に「大井町駅周辺地域まちづくり方針」を策定し、区の中心核としてふさわしい業務・商業機能が充実し、人々が集い楽しく安全に暮らすことができる都市活性化拠点の形成を図っています。



大井町駅周辺の土地利用方針（「大井町駅周辺地域まちづくり方針」を使用し作成）

2 事業概要

大井町駅周辺における歩行者の回遊性を高め、既存の賑わいと広町地区における新たな賑わいとの相乗効果を創出する歩行者ネットワークの強化を図ることを目的とした計画の検討を行います。

大井町駅の西側に位置するE地区においては、地区内権利者と品川区による「大井町駅西口E地区まちづくり協議会」が平成27年11月に立ち上がり、まちづくりの検討を進めてきました。現在は、令和2年度に設立された「まちづくり検討協議会」による勉強会が行われており、準備組合設立に向けた動きがみられます。

JR京浜東北線の東側に隣接するC地区においては、地区内権利者による勉強会などまちづくりに関する動きが見られます。

令和5年度予算額 6,800千円

参考：広町地区（総務部）

広町地区は、JR線・りんかい線・東急線の3路線が結節する大井町駅に近接した交通利便性の高い地区であるとともに、区役所等の行政機関が集積する、品川区の中心的な拠点となっています。

令和4年度からは土地区画整理事業（施行者：UR都市機構）が行われ、地区内では新庁舎整備や民間開発が連携を図りながら、まちづくりが進められています。



広町地区整備方針（「大井町駅周辺地域まちづくり方針」より）

二. 大崎駅周辺地区の整備 (都市開発担当)

1 全体概要

大崎駅周辺は大正から昭和の初期にかけて、目黒川沿いに工場が集積し、有数な工場地帯として発展してきましたが、昭和50年代に入ると工場の転出がはじまり、跡地にマンションやオフィスビルが建設されるようになりました。品川区ではこのような土地利用の転換の動きに対応して、無秩序な開発を防止するとともに再開発事業などによる計画的なまちづくりへと誘導することを長期基本計画に位置付け、以来、事業の推進を図ってきました。

また、東京都でも昭和57年の長期計画において、大崎地区を含む6つの副都心を指定、その後、平成6年に副都心育成・整備指針を、平成9年に副都心整備計画を策定しています。

さらに平成14年7月には、大崎駅周辺の約60haの地域が都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」に指定され、また同年12月には、りんかい線の全面開通や埼京線、湘南新宿ラインの乗り入れにより交通アクセスが飛躍的に向上しました。

大崎のポテンシャルがますます高まっていく状況で、地域の将来像を明らかにし、一体的なまちづくりを進めていくための戦略などを検討するため、区、都および地元関係者による「まちづくり連絡会」が平成15年2月に設立され、平成16年11月には「都市再生ビジョン」がとりまとめられました。区は、この都市再生ビジョンを大崎駅周辺地域の整備方針として位置づけ、まちづくりを進めています。

大崎駅周辺地区は、これまでの再開発事業推進の経緯などから主に大きく次の3つの地区に区分されています。

●大崎駅東口地区

昭和53年の品川区長期基本計画策定とともに事業の推進を図ってきた駅周辺における再開発の先導的地区で、すでに第1地区（大崎ニューシティ 昭和62年しゅん工）、第2地区（ゲートシティ大崎 平成10年しゅん工）で事業が完了しています。また、東口第4地区では、都市計画に向けてまちづくりに向けた検討や協議等が進められています。

●東五反田地区

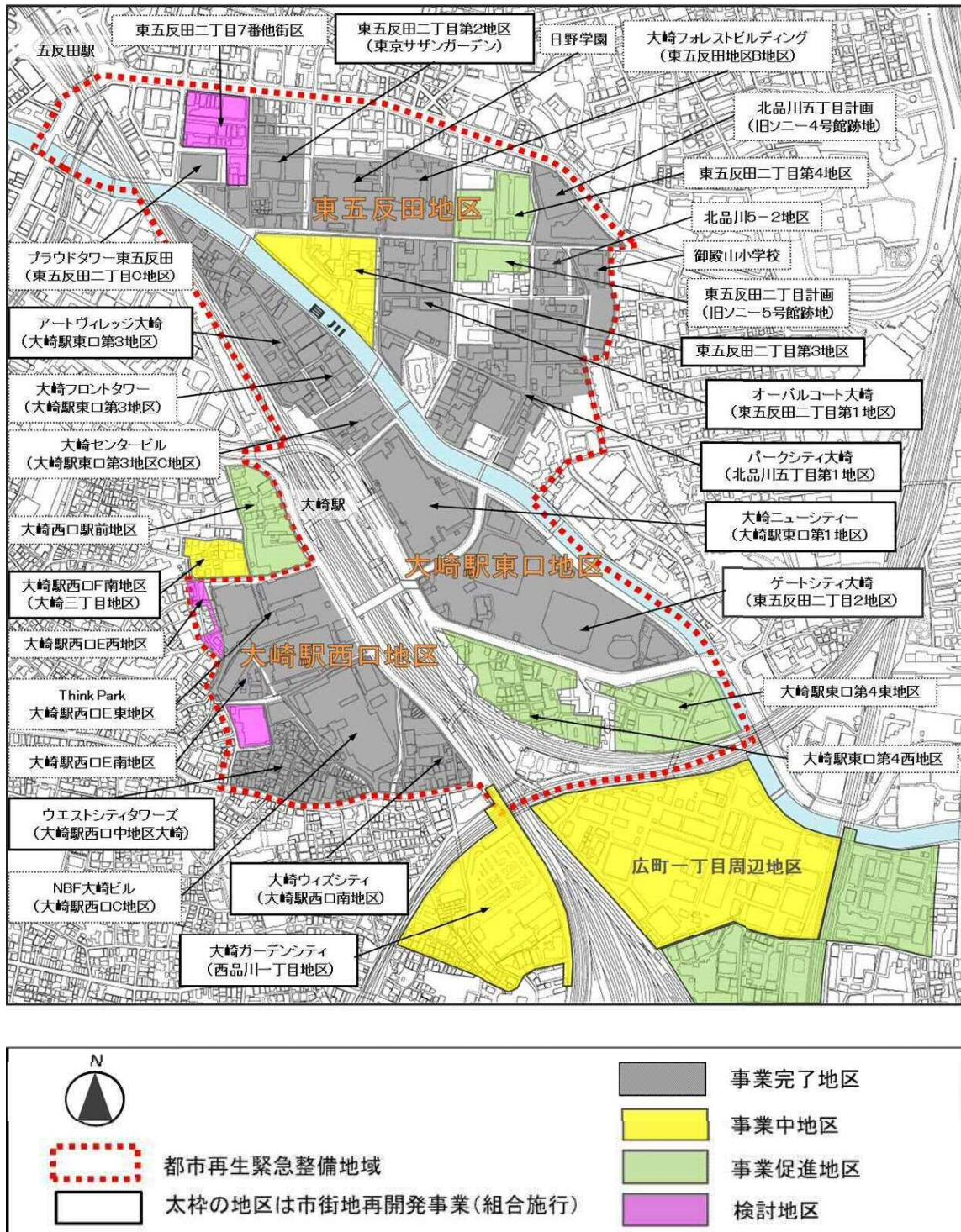
東京都の副都心構想や東口地区再開発事業などの動向を踏まえ、区では大崎駅周辺地区全体の整備指針として昭和61年度に「大崎駅周辺地区市街地整備構想」を策定しました。このうち、東五反田地区においては、地元のまちづくり組織が設立されるなど再開発への機運が高まり、平成4年に東五反田地区更新計画が策定されています。

●大崎駅西口地区

東口地区が先行する形で大崎駅周辺の再開発が進められてきましたが、西口地区においてもまちづくりに関するさまざまな検討が進められています。

また、上記3地区の近接地区においても、再開発事業等による計画的なまちづくりが進められています。

大崎駅周辺地区的地区区分・開発状況



2 東五反田地区の事業概要

東五反田地区は、大崎駅と五反田駅の間に位置する約29haの区域で、昭和62年以降、住民や事業者による「東五反田地区街づくり推進協議会」等が設立され、地元のまちづくり活動が活発に行われてきました。区においても平成4年に地区整備のマスタープランとして地区更新計画を作成、計画的なまちづくりを誘導、推進してきました。

これまでに東五反田二丁目第1地区（オーバルコート大崎）、大崎駅東口第3地区（アートヴィレッジ大崎）、東五反田二丁目第2地区（東京サザンガーデン）、北品川五丁目第一地区（パークシティ大崎）の4地区で市街地再開発事業が完了しました。現在、東五反田二丁目第3地区（約1.6ha）では再開発事業が実施中であり、東五反田二丁目第4地区では再開発準備組合が設立されるなど、まちづくりが進展しています。

なお、地区計画区域内では民間開発事業も多く展開されています。

東五反田地区（再開発事業地区）



(1) 東五反田二丁目第3地区

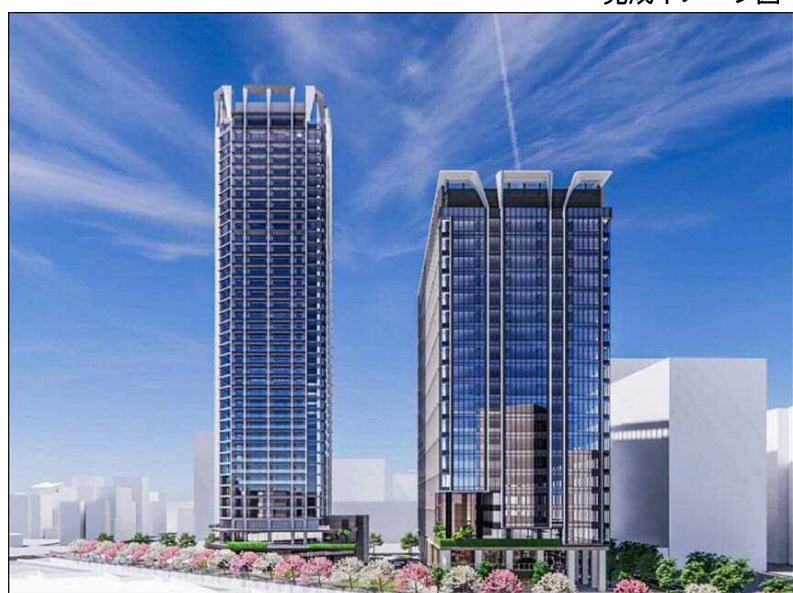
東五反田地区の中心に位置する本地区では、平成28年3月に地元権利者により東五反田二丁目第3地区準備組合が設立されました。令和2年10月に都市計画決定、令和4年2月に組合設立（事業計画）認可、令和5年2月に権利変換計画認可を受け、令和9年の建物しゅん工を目指して事業が進められています。地区周辺の開発整備の成果と連携した道路・歩行者空間のネットワークを構築するとともに、地域の貴重な環境資源である目黒川に沿って、公園や緑道等の親水空間の創出を目指します。

令和5年度予算 1,291,836千円

配置図



完成イメージ図



3 大崎駅西口地区の事業概要

大崎駅西口地区は、当初、駅前の大規模工場街区である明電舎地区およびソニー地区、これに隣接する住商工の混在密集地である中地区および南地区の4つの地区で構成されていました。

東口地区が先行する形で大崎駅周辺の再開発が進められてきましたが、西口地区においても昭和60年前後の時期からまちづくりに関する様々な検討が続けられてきました。

平成11年には、4つの地区の事業者と区とで「大崎駅西口地区まちづくり協議会」を設立、互いに調整しながら計画的な整備を進めることとし、平成14年に西口地区全体の整備方針や公共施設の配置などを地区計画で定めました。これに基づき各地区が事業を実施し、段階的に整備が進められました。

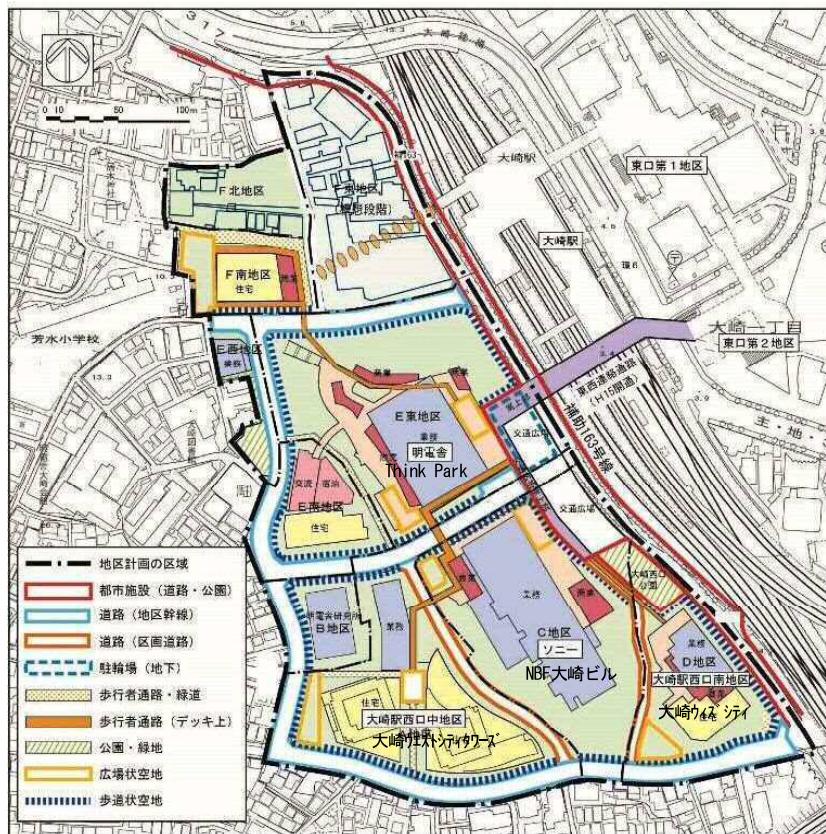
明電舎地区のうちE東地区で、都内初の「都市再生特別地区」の指定を受けて事業着手し、平成19年10月にThinkParkとしてオープンしたのに続き、中地区の市街地再開発事業が平成21年9月に、ソニー地区が平成23年3月に、南地区の施設建築物が平成26年1月にしゅん工し、平成27年3月末に事業が完了しました。

その後、西口地区は開発機運が高まった隣接地区を含めて拡大し、現在は大崎駅西口F南地区で市街地再開発事業が実施中であり、また大崎西口駅前地区でも準備組合による再開発事業の検討が行われています。



大崎駅西口地区近況

大崎駅西口地区開発計画図



(1) 大崎駅西口 F 南地区（大崎三丁目地区）、大崎西口駅前地区

平成19年8月に大崎三丁目地区市街地再開発準備組合が地元関係権利者により設立されたほか、駅前のマンション等が多く立地する区域においても、平成26年8月に大崎西口駅前地区市街地再開発準備組合が設立されました。大崎駅西口 F 南地区は、平成29年度に市街地再開発事業の都市計画が決定、令和3年3月に組合設立認可、令和4年3月に権利変換認可を受け、令和7年の建物しゅん工を目指しています。本地区ならびに準備組合で再開発事業検討中の大崎西口駅前地区は、平成6年に品川区が提案した「大崎駅西口地区のまちづくり」計画の対象区域に含まれており、事業が完了した隣接街区との連携を図りながら、まちづくりが進められています。

令和5年度予算額 1, 857, 800千円

区域図



4 西品川一丁目地区（国際自動車跡地および周辺）

本地区は、大崎駅周辺の都市再生緊急整備地域に隣接し、未整備の都市計画道路補助第163号線により大井町方面と連絡する位置にあります。このため「大井町-大崎都市軸整備計画」（平成23年5月）においては、「大崎連携拠点」として大規模低未利用地の土地利用転換により大崎駅周辺地域に立地する都市機能を補完しつつ、地域に不足している大規模な緑の空間などを創出する地区とされています。

また、防災上危険な崖や細街路のみに接する宅地があるほか、地区周辺には密集住宅市街地が連なっていることから、防災拠点性の高い空間をもつ大崎連携拠点にふさわしい複合市街地の形成を目指し、補助第163号線（鉄道高架下を含めて整備）をはじめとする都市基盤施設の整備に合わせて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることとしています。

国際自動車跡地とその周辺を含む約3.9haの区域を対象に平成21年12月に設立された準備組合を中心に市街地再開発事業による一体的な整備を目指して関係権利者の合意形成や関係機関との調整が進められ、平成24年12月に都市計画決定され、平成25年7月31日に再開発組合の設立が認可されました。その後、平成27年1月には権利変換

認可を受け、平成27年7月には建築工事に着手し、A街区の建物は平成30年1月にしゅん工し、B街区の建物は平成30年8月にしゅん工しました。補助第163号線鉄道高架下工事については、平成30年5月に着工、令和4年度先行開通、令和5年度完成を目指しており、令和6年に再開発事業が完了する予定です。

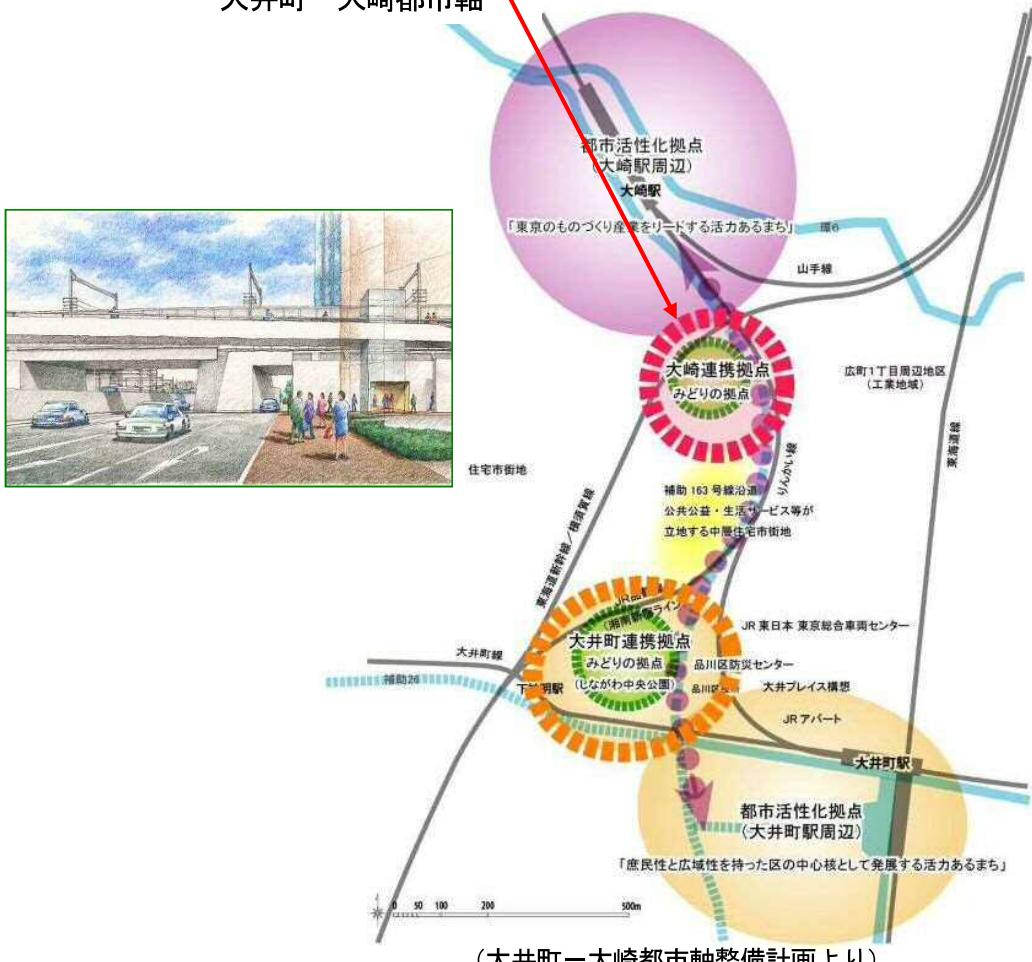
西品川一丁目地区再開発区域（約3.9ha）



A街区（事務所・店舗等）

B街区（住宅・事業所等）

大井町一大崎都市軸

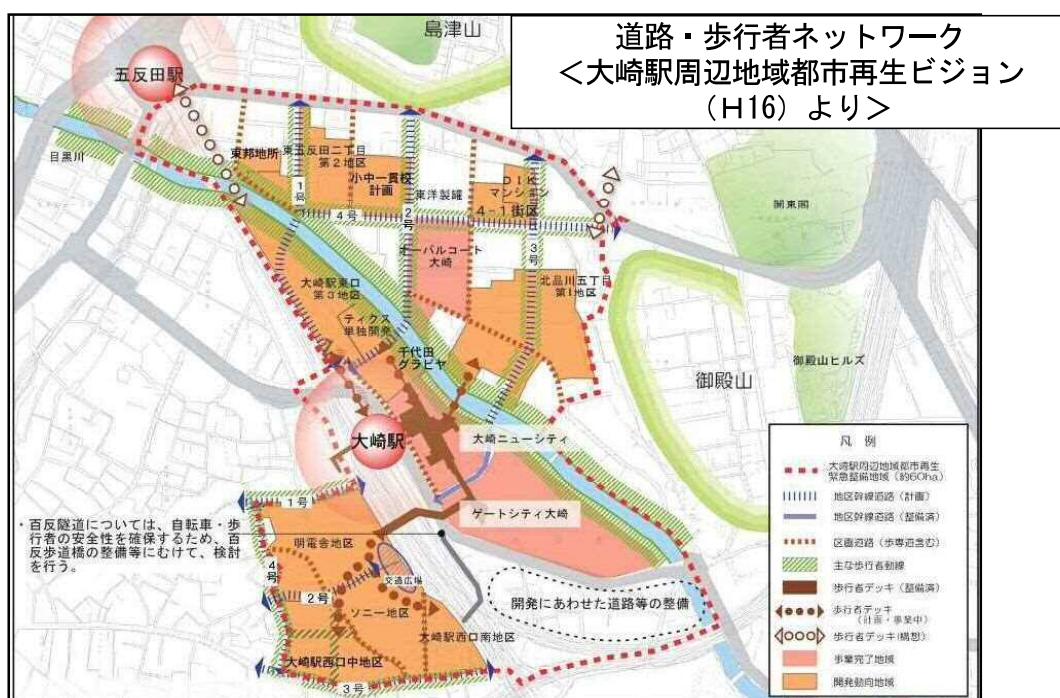


5 大崎駅周辺地区における都市基盤施設の整備

大崎駅周辺は課題であった道路等の都市基盤施設の脆弱性を解消するため、公共施設の整備方針等を定めながら、再開発等に伴い、道路（車道・歩道）、デッキネットワーク、駅前広場、橋や公園等の基盤整備をおこなってきました。これまでの成果との連携を踏まえ、今後も引き続き都市基盤施設の整備を図ります。

また、現在は大崎駅の混雑緩和に向けてJR東日本と協議を進めており、令和5年度は、昨年度に引き続き大崎駅北口自由通路の整備に向けた調査設計等を実施します。

令和5年度予算額 37,732千円



6 広町一丁目周辺地区

広町一丁目周辺地区は工業地としての環境を維持・保全し、研究開発施設の集積を進めるとともにオープンスペースや緑地の確保に努め、周辺環境にも配慮した都市型工業市街地の形成を図るため、地区計画（平成23年12月都市計画決定告示・平成26年10月変更）に基づく整備を促進します。A・B地区については、研究所等の建替えにあわせて周辺道路や広場・緑道の整備について関係者との調整を進め整備の促進を図ります。また、C地区については工業用途以外の制限強化を図り、工場等の操業環境の保全を図ります。

A地区の開発に伴い、令和2年度に周辺道路の一部を整備し、令和4年度は下水道幹線の工事完了に伴ない区有駐車場を移転しました。令和5年度は引き続き、周辺道路と緑道等の整備を行います。

広町一丁目周辺地区 地区区分図



7 大崎駅周辺地域におけるエリアマネジメントの展開

大崎駅周辺では、これまでのまちづくりの過程において4つのまちづくり組織（大崎周辺まちづくり協議会、東五反田地区街づくり推進協議会、大崎駅西口地区まちづくり協議会、大崎駅周辺地域都市再生緊急整備地域まちづくり連絡会）が設立され、開発整備に向けた協議・調整や地域イベントの開催等のまちづくり活動が継続的に行われてきました。

開発段階から管理運営段階へと移行しつつある中、これまでのまちづくり活動、成果、資源を継承し、大崎がひとつになってまち全体の管理運営（エリアマネジメント）を強力に推進していくため、これら組織を一つに統合した「大崎駅周辺まち運営協議会」が平成26年7月に発足しました。

大崎ウェルカム・ビジョンを活用した情報発信事業



まち運営協議会の事務局は、「大崎駅周辺地域都市再生ビジョン」（平成16年）に基づき、平成19年に大崎駅西口地区関係者により設立された「一般社団法人大崎エリアマネジメント」と平成22年に東五反田地区関係者により設立された「一般社団法人大崎・五反田タウンマネジメント」が協力して担ってきました。そして平成30年4月1日、両地区的エリアマネジメント組織が一つとなり「一般社団法人大崎エリアマネジメント」として、大崎駅周辺のさらなるエリアマネジメント活動を展開していくことになりました。区では引き続き、にぎわい創出や安心安全まちづくり等まちの将来像を定めた「まち運営プラン」に基づいたエリアマネジメント活動を、支援していきます。

令和5年度予算額 6,700千円



目黒川冬の桜イルミネーションイベント

三．目黒駅・五反田駅周辺地区の整備

(都市開発担当)

1 目黒駅周辺地区概要

区は昭和63年に目黒駅周辺地区について、ターミナル機能、居住機能および高次都市サービスの強化を図り、地区内の3つの広場計画(トライスクエア)を中心としたまちづくりを進めるため「目黒駅周辺地区整備構想」(トライスクエア構想)を公表しました。

都バス営業所の敷地を含む目黒駅前地区では、平成22年12月に市街地再開発事業等が都市計画決定、平成24年7月に設立された市街地再開発組合により、市街地再開発事業が進められ、平成25年9月には権利交換計画の認可を受けました。その後、平成26年8月に建築工事に着手し、令和2年8月に事業完了しました。同地区内には、公共施設として、子育て支援施設・行政サービスコーナー・在宅介護支援センター・防災備蓄倉庫の整備をしました。

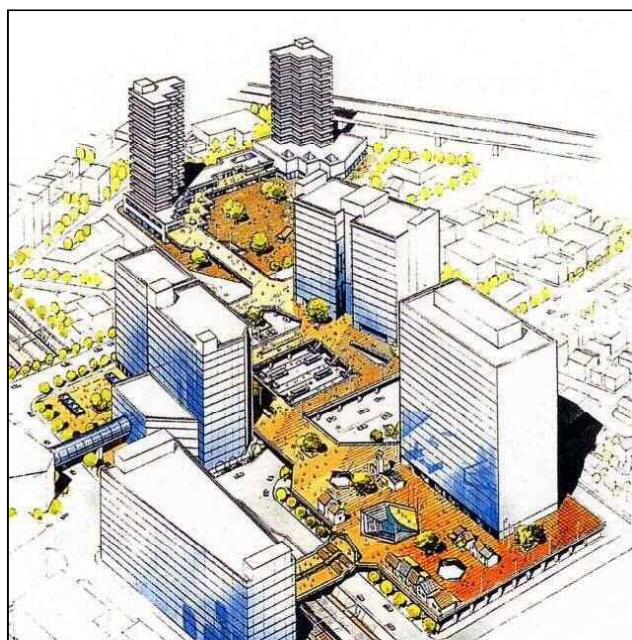
今後も、地元のまちづくりの動きに合わせて検討を進めています。

目黒駅周辺地区整備構想

(広場・ゾーン配置図)



(整備構想図)



2 五反田駅周辺地区

五反田駅周辺は、昭和40年代初めの戦災復興土地区画整理事業の完了を機に都市機能の集積が進み、道路・鉄道などの交通利便性も活かして業務・商業施設を中心に発展してきました。しかし、以来50年を経て、更新時期を迎えてる建物も多く見受けられます。中でも西五反田七丁目に立地し、大きな集客力をもつ大規模複合施設T.O.Cの建替えなどは、五反田駅周辺の都市環境や産業構造に大きな変化を及ぼすことが予想されます。

こうした状況を踏まえ、五反田駅からT.O.Cに至る「五反田駅周辺にぎわいゾーン」（約30ha）について、地元町会、商店会等の関係者により平成16年に設立された「五反田地域街づくり協議会」と連携して、まちの将来像やまちづくりの方向性、具体的な整備手法の検討などを行い、平成22年度に「五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョン」をとりまとめました。「品川区まちづくりマスタートップラン」においても、このまちづくりビジョンに基づいた五反田らしい魅力とにぎわいのあるまちづくりを促進することとしています。

五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョンにおいてにぎわい拠点として定められている旧ゆうぽうとの建替え工事が、令和5年建物しゅん工を目指し進められています。同施設内のにぎわい施設等については、日本郵政不動産㈱と設置及び運営について協議を進めています（地域振興部）。

同じく、にぎわい拠点として定められているT.O.Cビルは、昭和45年に開業し、建築後50年以上が経過していることから、建替えによる耐震性確保および機能更新が計画されています。高度利用地区の適用により、周辺地区に不足する歩道状空地や広場等の整備と合わせて、既存の商業・催事機能の強化や五反田のビジネス機能を高める大小のオフィス機能の整備を実現する開発計画が予定されています。令和4年4月に高度利用地区などの都市計画を決定し、令和6年に既存建物の解体工事に着手する予定です。

西五反田二丁目地区では、平成23年度から地区内の老朽業務ビルの効率的な更新の促進に向け、まちづくりの機運に合わせ小規模街区や幅員の狭い区画道路の再配置等、土地の有効な高度利用や道路ネットワークの整理による大街区化についての検討を進め、平成26年6月に「西五反田二丁目のまちづくりに向けて～大街区化促進に向けてのプラン～」をとりまとめました。

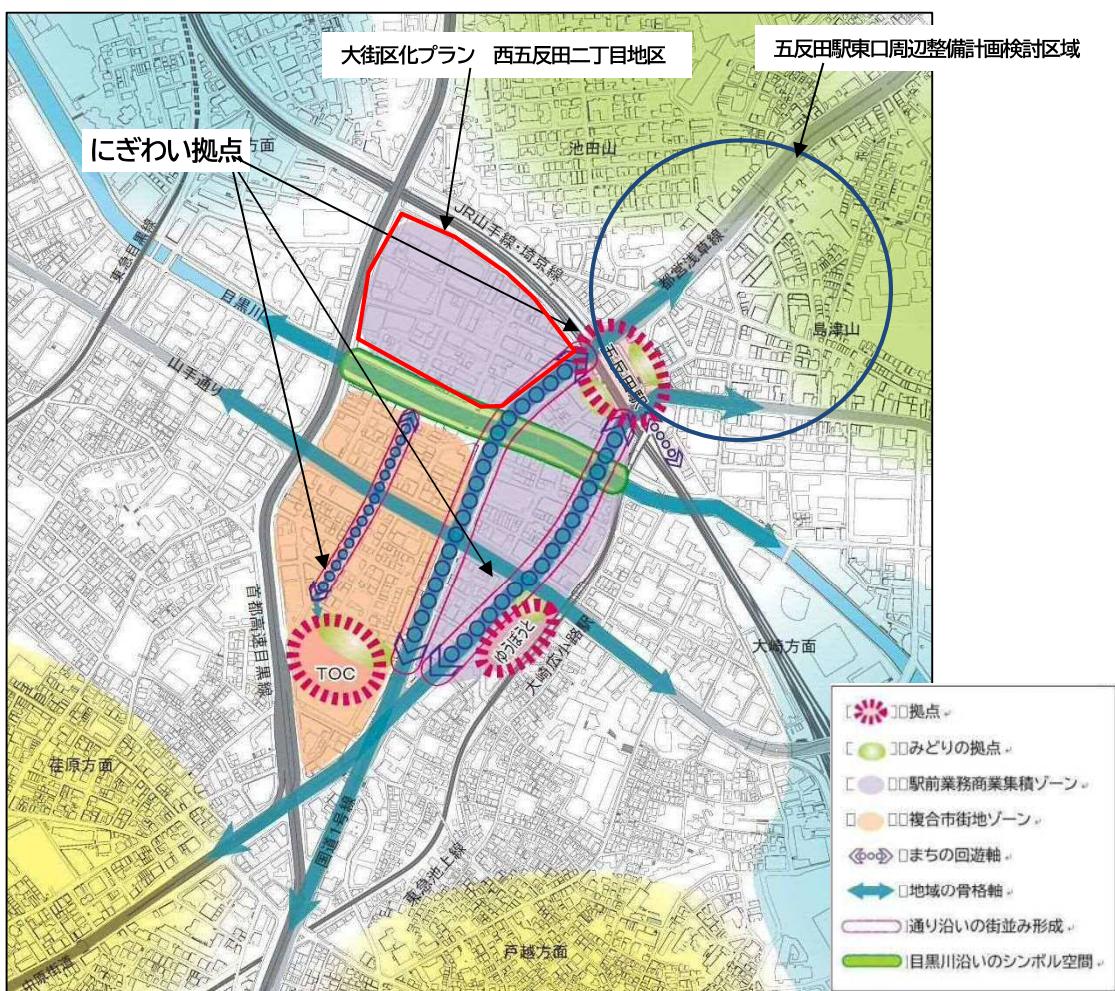
同プランを踏まえ、西五反田二丁目20番・21番では、平成27年度に区道の区域変更を行い、民間事業者が大街区化に事業着手、平成31年3月に建物がしゅん工しました。本事業において民間敷地地下に約100台分の駐車場を整備したことにより、目黒川沿いの路上駐車場（コインパーキング）の撤去と、緑豊かな水辺を楽しめる歩道整備を令和2～3年度にかけ行ない、にぎわいの創出に寄与することができました。

また五反田駅東口周辺におけるまちづくりの方向性を検討するため、現在コーディネート検討委託においてまちづくり方針の策定に向け検討を進めています。令和5年度は、地元の皆様の意向を聞きながら方針の策定を目指し、引き続き検討していきます。

令和5年度予算額 3,900千円

五反田駅周辺にぎわいゾーン（将来イメージ図）

（五反田駅周辺にぎわいゾーン まちづくりビジョンより）



新TOCビル開発計画



3 西五反田三丁目地区（荏原市場跡地および周辺）

目黒駅と五反田駅の中間に位置する西五反田三丁目地区（9.4ha）では、荏原市場跡地等を活用して、住宅中心の複合市街地の整備を図ることを目標として、平成8年5月に地区計画を定めています。

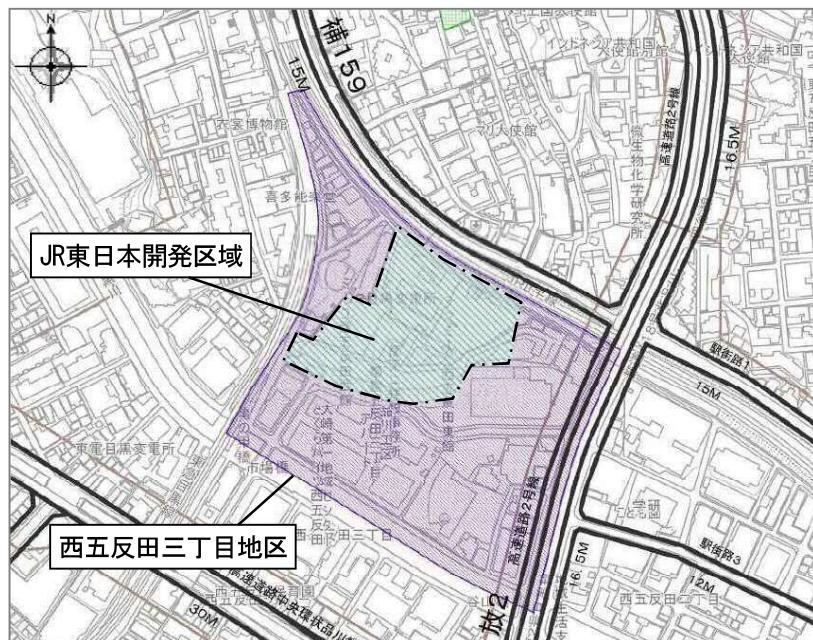
荏原市場跡地では、目黒川の治水対策を目的とした荏原調節池20万m³の整備が東京都により行われたのをはじめ、跡地の一部を、平成10年度に区が東京都から取得し、400戸の超高層棟区民住宅を建設

（平成15年度しゅん工）しました。同時に、調節池の上部には98戸の区民住宅および高齢者施設などの複合施設を整備しました。

また、平成27年5月よりJR東日本によるJR目黒変電所の改築工事に併せ、前面道路の拡幅工事を行い、平成27年9月にしゅん工しました。隣接するJRの社宅跡地では、JR東日本が主体となり、地区計画区域内の単独開発計画（街区名称：MEGURO MARC（メグロマーク））が進められています。規模は、約1.93haで、道路の拡幅、公園の設置、また保育園を設置していく予定です。3街区に分け、A棟が事務所・店舗で地上13階地下1階（令和4年3月しゅん工）、B棟が共同住宅・保育所地上24階地下2階（令和4年10月しゅん工）、C棟が共同住宅・店舗地上32階地下1階（令和5年しゅん工予定）となっています。



西五反田三丁目地区



西五反田三丁目地区位置図

四. 武蔵小山駅周辺地区の整備 (都市開発担当)

1 全体概要

武蔵小山駅周辺は、区の西の玄関口、荏原地区の中心核として発展が期待され、品川区まちづくりマスタープランでは地区活性化拠点と位置づけ、都市機能の強化、更新、集積ならびに防災性の向上を図り、にぎわいと回遊性のある複合市街地の形成をめざすとしています。

区では、平成23年度に武蔵小山駅周辺地域の目指すべき将来像を明らかにするため「武蔵小山駅周辺地域まちづくりビジョン」を策定、さらに平成24年度にはビジョンの実現に向けて「街並み誘導指針」を策定、令和元年度にその指針を追補しました。武蔵小山駅周辺地区は、これまでのまちづくり事業推進の経緯などから大きく4つの地区に区分され、区では、これらまちづくりの推進とともに、道路や広場などの都市基盤施設の整備もあわせて進めています。



【目指すべき地域の構造】

(品川区まちづくりマスタープランより)

●武蔵小山駅東地区（武蔵小山駅前）

東急目黒線の地下化や駅前広場の整備が進められていた平成16年、老朽密集した市街地の改善に向けた地域関係者による共同建替えの動向等を踏まえ、武蔵小山駅東地区（約3.0ha）が、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく街並み再生地区に指定されました。

●パルム商店街周辺地区（賑わい軸）

完成当時東洋一と言われたアーケードを抱えるパルム商店街は、店舗・建物の老朽化が進んでいることから、今後更新が必要になってきます。

地域関係者による共同建替えの動向等を踏まえ、令和元年武蔵小山賑わい軸地区（賑わい先導地区約3.1ha）が、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく街並み再生地区に指定されました。

●小山台一丁目地区（林試の森公園）（環境軸）

広域避難場所となる都立林試の森公園を抱える地区で、防災街区整備地区的地区計画により都市防災不燃化促進事業を進めている地区です。

●都道補助26号線沿道地区（旧平塚小学校跡地）

東京都の施行による都市計画道路の拡幅整備が行われる補助26号線沿道は、地権者による個別の建替え等が進んでいる地区で、今後も同様のまちづくりを進めています。

2 事業概要

(1) 再開発事業

区では、武蔵小山駅周辺におけるまちづくり活動を支援するとともに、各地区が互いに連携・協調してまちづくりを進めるため武蔵小山駅周辺地区開発連絡会を平成24年度に設置しています。今年度も連絡会の運営だけではなく、地区間のコーディネートを行い、円滑に事業が推進し、より良いまちづくりが行われるよう開発整備を誘導していきます。



武蔵小山駅周辺地区区域図

平成17年6月に、武蔵小山駅東地区地区計画が都市計画決定され、このうちD地区は都心共同住宅供給事業を活用した共同化事業（平成20年建物しゅん工）を行いました。

B地区（武蔵小山パルム駅前地区）は、平成26年5月に再開発組合設立認可を受けて、市街地再開発事業が行われました（令和元年12月建物しゅん工）。また、A地区（武蔵小山駅前通り地区）では平成28年4月に再開発組合設立認可を受けて、市街地再開発事業が行われています（令和3年4月建物しゅん工）。C地区・H地区でも、まちづくりに関する検討が行われています。

令和4年3月に、武蔵小山賑わい軸地区地区計画が都市計画決定され、小山三丁目第1地区・小山三丁目第2地区では、準備組合により市街地再開発事業の事業化に向けた検討が進められています。

令和5年度予算額 3,400千円

① 小山三丁目第1地区

武蔵小山商店街振興組合のまちづくり委員会を中心にこれまでまちづくりに関する検討が進められてきましたが、機運が高まってきたA地区の権利者を中心に約1.4haの区域を対象とする小山三丁目第1地区市街地再開発準備組合が平成24年5月に設立されました。

準備組合では、市街地再開発事業の事業化に向けた検討が進められています。



② 小山三丁目第2地区

小山三丁目第1地区と同様に武蔵小山商店街振興組合のまちづくり委員会を中心に進められていたまちづくりの気運の高まりに応じて、B地区の権利者を中心に約1.6haの区域を対象とする小山三丁目第二地区市街地再開発準備組合が平成30年3月に設立されました。

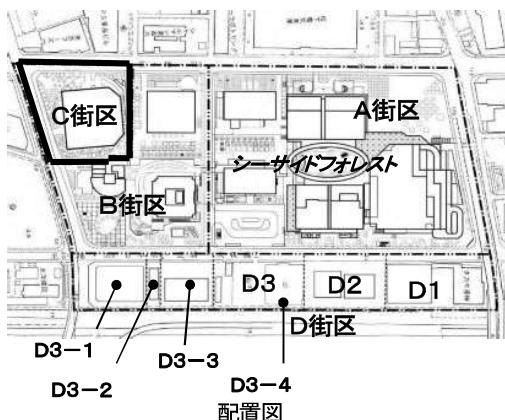
準備組合では、市街地再開発事業の事業化に向けた検討が進められています。

令和5年度予算額 621,600千円

五. その他の拠点地区の整備 (都市開発担当) (立体化担当)

1 東品川四丁目地区 (品川シーサイド)

東品川四丁目地区 (13.9 ha) では、りんかい線品川シーサイド駅 (平成14年12月開業) の新駅設置に伴い都市基盤施設の整備や住宅、商業、業務のバランスのとれた複合市街地の形成など、臨海部と内陸部を結ぶ地域生活拠点にふさわしいまちづくりが進められてきました。平成10年3月に地区全体をA～Dの4つの街区に分けた地区計画を定め、その第一段階として、日本たばこ工場跡地を中心としたA・B街区(9.6 ha)において、新駅開業に合わせた再開発事業が進められ、平成16年に完了しました。また、運河側のD街区においては土地利用の転換にあわせて随時地区計画の変更を行い、市街地整備を進めています。これまでにD2ブロックやD3ブロックの一部が整備完了し、ホテルや事務所、共同住宅などが建設されています。C街区については、個別の開発計画の検討が進められ、平成27年6月に地区計画の変更の告示が行われました。平成28年6月に建設工事に着手し、平成31年1月にしゅん工しました。



東品川四丁目地区の近況



C街区しゅん工写真

2 西大井駅周辺地区

JR (当時は国鉄)横須賀線に再開発事業を活用した新駅建設を実現するため、昭和56年に西大井一丁目地区市街地再開発基本構想が策定されました。これに基づき、西大井一丁目地区第一種市街地再開発事業により新駅（西大井駅）建設とあわせて共同住宅や店舗、文化施設（マイプルセンター）などの建築物ならびに駅前広場などの公共施設の整備が昭和61年に完了しています。

その後、住宅と工場、商店が共存した特色ある生活拠点の形成を目指し、平成6年に地区計画を定めるとともに西大井駅前南地区の市街地再開発事業を促進し、超高層の共同住宅と作業所、ファブレスオフィス、保育園などの施設整備が平成15年に完了しています。

近年、西大井駅前エリアにおいて、地元まちづくり協議会の活動により、まちづくりの気運が高まっています。令和5年度、区は西大井駅周辺の民間開発の動向を踏まえ、基礎調査



西大井駅周辺近況

を行います。

令和5年度予算額 5, 000千円

3 東品川二丁目地区（天王洲アイル）

天王洲地区では、昭和63年3月に東品川二丁目地区地区計画を定め、その後、平成3年2月の都市計画変更により南側に地区を拡大しました。

これまでに地区計画に沿って多くの民間開発事業が完了しているほか、モノレール天王洲アイル駅やりんかい線天王洲アイル駅も開業し、交通利便性も一段と向上しました。



平成18年2月には、初めて水域占用の規制緩和による観光振興施設が開設され、運河ルネッサンスガイドラインに基づく計画による水域利用と周辺まちづくりが進められており、平成27年度には、水辺の賑わい空間が拡大されました。

平成30年3月には、東京都港湾局が「運河エリアライトアップ・マスタープラン」を策定するなど、東京オリンピック・パラリンピックやその後を見据えた水辺の利活用に向けた動きが活発化しています。

令和元年10月には、品川区景観計画における重点地区として「天王洲地区」の運用が開始され、「天王洲地区景観まちづくりルール」に基づいて、個性と品格のあるデザインで構成される都市空間の形成や、アートの映える街並みの形成などの「天王洲らしさ」を表現する景観づくりが行われています。

また、令和3年6月には、地元企業33社が協力し一般社団法人エリアマネジメントTE NNOZが設立されました。これを機に、変化する時代に適応した持続可能なまちづくりに向けたエリアマネジメント活動が推進されています。

区では関係課や地元エリアマネジメント団体等と協働して、新たな賑わいを創出しながら人が集まり暮らす街となるよう、さらなる拠点性の向上を目指したまちづくりに取り組んでいきます。

令和5年度予算額 7, 500千円

六. 鉄道連続立体化と周辺のまちづくり（立体化担当）

1 京浜急行本線と品川駅南地域周辺地区

品川駅南地域周辺地区は、品川区まちづくりマスタープランにおいて広域活性化拠点として位置づけられており、先進性と伝統の魅力が融合した次世代の首都・東京の玄関口にふさわしい国際交流都市をめざしたまちづくりを進めています。

また、京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業による踏切の解消やリニア中央新幹線の整備が行われ、品川駅や羽田空港へのアクセスの利便性の向上が図られています。

さらに、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020（東京都）」では、水辺景観との調和に配慮しながら、立地特性を踏まえ、商業・業務・居住等の多様な都市機能の集積を図る地域として位置づけられており、地区内の特徴である旧東海道宿場町の伝統・文化や、品川浦の水辺資源を活かした複合的都市機能を集積した拠点形成が進められています。

（1）京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業

東京都、港区、品川区、京浜急行電鉄の4者（事業主体：東京都）は、平成29年1月に京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差化計画等の都市計画案説明会、平成29年12月に都市計画案説明会を行いました。

平成30年12月には都市計画決定、平成31年1月には用地測量等説明会を開催し、令和2年4月に事業認可を取得しました。

区は、引き続き東京都等と連携し、令和9年度の鉄道切換に向けて取り組んでいきます。

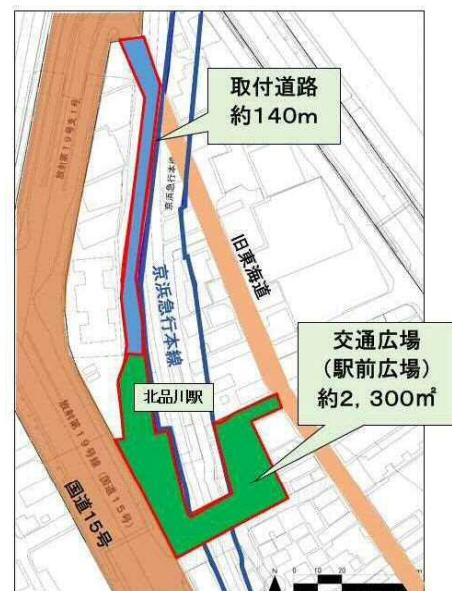
また、区が事業主体となる北品川駅駅前広場計画については、平成31年1月に都市計画案（変更）説明会を開催、令和元年6月に都市計画決定、令和元年8月に用地測量等説明会を開催し、令和2年4月に事業認可を取得しました。

今年度も引き続き東京都と連携し、事業用地の取得を進めていきます。

＜京浜急行本線連続立体交差事業の計画図＞



＜北品川駅駅前広場の概要図＞



令和5年度予算額 1,061,386千円

(2) 品川駅南地域周辺地区

品川駅南地域周辺地区は、東は天王洲運河、南は目黒川、西は御殿山に囲まれた約9.2haの地域で、地元で平成22年10月に「品川駅南地区の未来を創る推進協議会」が設立、平成24年5月に「品川駅南地域まちづくり構想」が作成され、まちの将来像の実現に向けた活動が進められています。

また、「品川駅南地域まちづくりビジョン（平成26年6月 品川区策定）」の重点検討区域では、平成29年8月に「品川浦周辺地区再開発協議会」が設立、平成31年3月には事業支援パートナーが選定され、基本計画策定に向けた活動が進められています。

区では引き続き、地域住民、地域のまちづくり組織との連携を図るとともに、基盤施設等について関係機関との調整を行い、拠点性と賑わいを兼ね備えたまちづくりを進めています。

＜品川駅南地域まちづくりビジョン・重点検討区域＞



令和5年度予算額 2,500千円

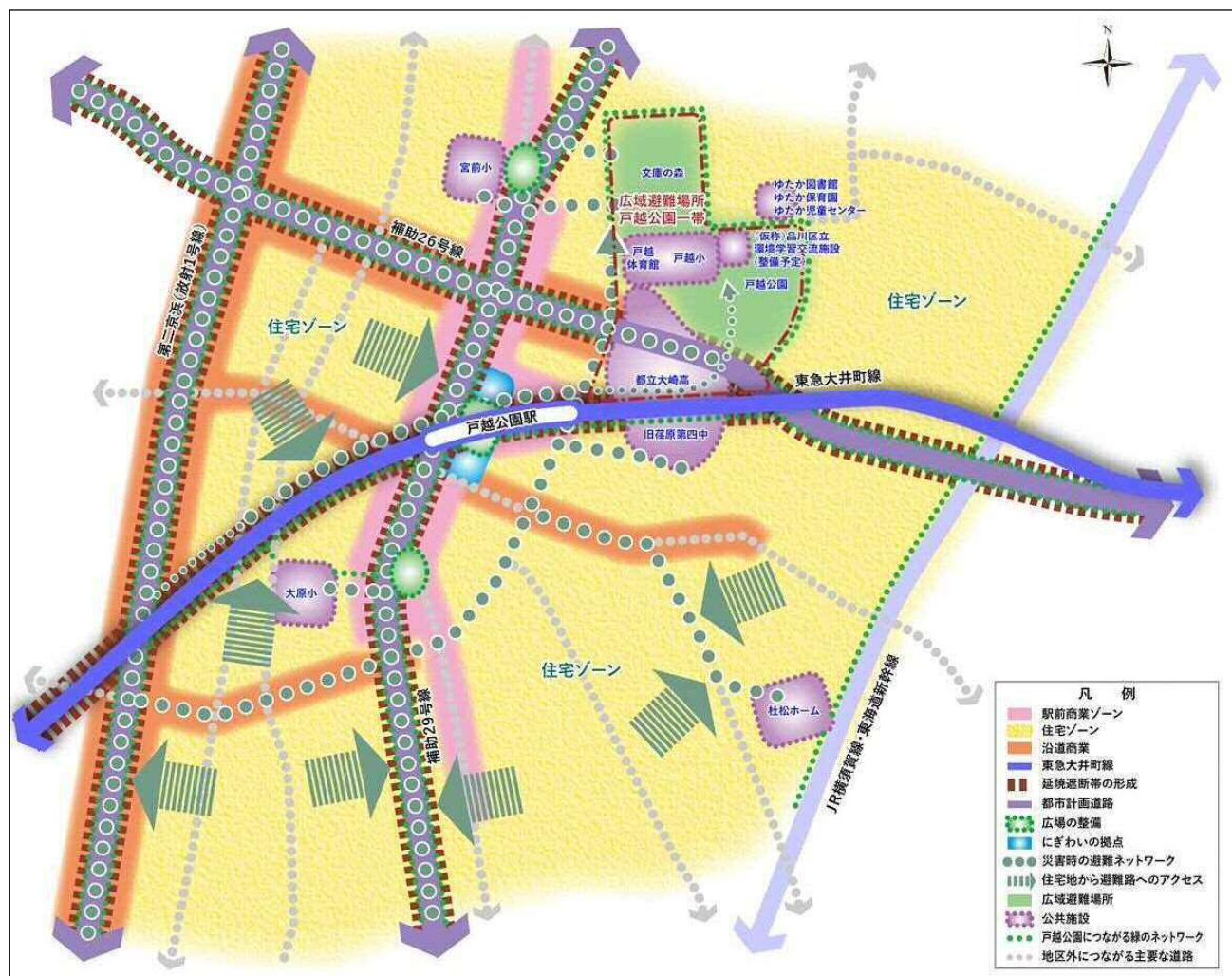
2 東急大井町線と戸越公園駅周辺地区

戸越公園駅周辺は、品川区まちづくりマスタープランにおいて地域生活拠点の一つとして位置づけられており、既存の商店街と調和したにぎわいを創出するとともに、駅周辺における踏切解消、戸越公園一帯への避難の円滑化などのまちづくり方針を掲げています。

また、平成27年1月に道路整備を契機としたまちづくりの指針となる「戸越公園駅周辺まちづくりビジョン」を策定するとともに、令和2年1月には道路整備および鉄道立体化を契機としたまちづくりの指針となる「戸越公園駅周辺まちづくりビジョン基本計画編」、令和3年5月には交通広場（駅前広場）の整備方針となる「戸越公園駅周辺まちづくりビジョン駅前広場計画編」を策定しています。

引き続き、関係機関や地元まちづくり協議会等と連携し、駅前の都市基盤の整備、駅南北の市街地再開発事業の促進、広域避難場所である戸越公園一帯周辺の不燃化促進等、にぎわいの創出と防災性の向上を目指し、まちづくりを進めています。

<戸越公園駅周辺のまちづくりの将来イメージ>



(1) 東急大井町線（戸越公園駅付近）

戸越公園駅付近には、6カ所の踏切が連続して存在しており、このうち、1時間あたりの遮断時間が40分以上の開かずの踏切が存在するなど、鉄道による地域分断の解消等が課題となっています。

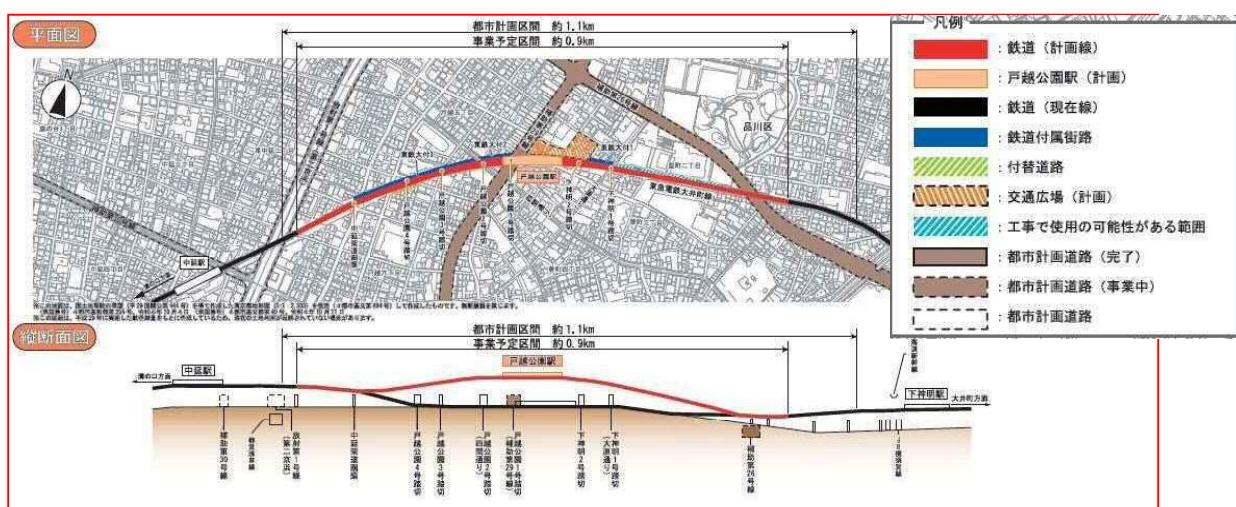
このような背景から、東京都では、鉄道と交差する都市計画道路補助第29号線の事業化やまちづくりの進捗状況を踏まえ、平成28年3月に連続立体交差事業の事業候補区間に位置づけ、同年6月から鉄道立体化の可能性について調査検討を進めてきました。

この調査検討の結果を踏まえ、東京都は国に対して連続立体交差事業の着工準備に係る補助金を要望し、令和3年4月に新規着工準備箇所として採択されました。

令和5年2月には、東京都・品川区・東急電鉄の3者で、東急電鉄大井町線（戸越公園駅付近）連続立体交差化計画および関連する道路計画と交通広場についての都市計画素案説明会を行いました。

今年度は、引き続き、東京都および東急電鉄と連携し、鉄道立体化や交通広場等の都市計画決定に向けた手続きを進めています。

<東急電鉄大井町線（戸越公園駅付近）連続立体交差化計画および関連する道路計画と交通広場計画>



<戸越公園駅交通広場計画>



令和5年度予算額 33,200千円

(2) 戸越公園駅周辺のまちづくり

戸越公園駅周辺では、都市計画道路補助第29号線整備および鉄道立体化を契機とし、にぎわい創出に向けたまちづくりの機運が一層高まっています。

区では、地元まちづくり協議会や東京都と連携しながら建物の共同化や商店街の活性化等、地元の意向を踏まえたまちづくりを支援しています。

また、戸越六丁目では、防災性の高いまちづくりや地域商業機能の再構築を目標に地元住民等で組織する戸越六丁目地区まちづくり計画検討委員会が発足しており、平成30年5月に戸越六丁目東地区まちづくり案が区に提出されたことから、平成31年3月に戸越六丁目東地区地区計画を策定しています。

今年度は、引き続き、戸越公園駅周辺まちづくりビジョン基本計画編等に基づき、地元や東京都と連携のもと、検討委員会の支援や地権者の意向を踏まえた建物の共同化等の支援など戸越公園駅周辺における具体的なまちづくりを検討していきます。

令和5年度予算額 7, 689千円

(3) 戸越五丁目19番地区

戸越五丁目19番地区（約0.3ha）は、老朽化した建築物が密集し、狭隘な道路に囲まれているとともに、駅前立地でありながらオープンスペースが無いなど防災上の課題を抱えていました。

このような背景から、平成17年度より地権者によって不燃・共同化の検討が始まり、平成25年9月に市街地再開発準備組合が設立され、再開発事業の実現に向けて検討を進めてきました。

その後、平成30年3月に市街地再開発事業の都市計画決定、平成30年12月に市街地再開発組合設立の認可、令和2年7月に権利交換計画の認可がなされました。令和3年9月には、建物の解体工事が完了し、令和3年10月から建築工事を行っています。

今年度は、引き続き建築工事を進め、令和6年度に建築工事がしゅん工する予定です。

＜完成イメージ図＞



令和5年度予算額 2, 206, 122千円

七. 鉄道新線に関すること (立体化担当)

1 リニア中央新幹線の整備

リニア中央新幹線は、昭和48年に基本計画が決定し、地形・地質調査等が実施されました。平成23年5月には営業主体・建設主体として東海旅客鉄道株式会社が指名され、整備計画が決定しました。

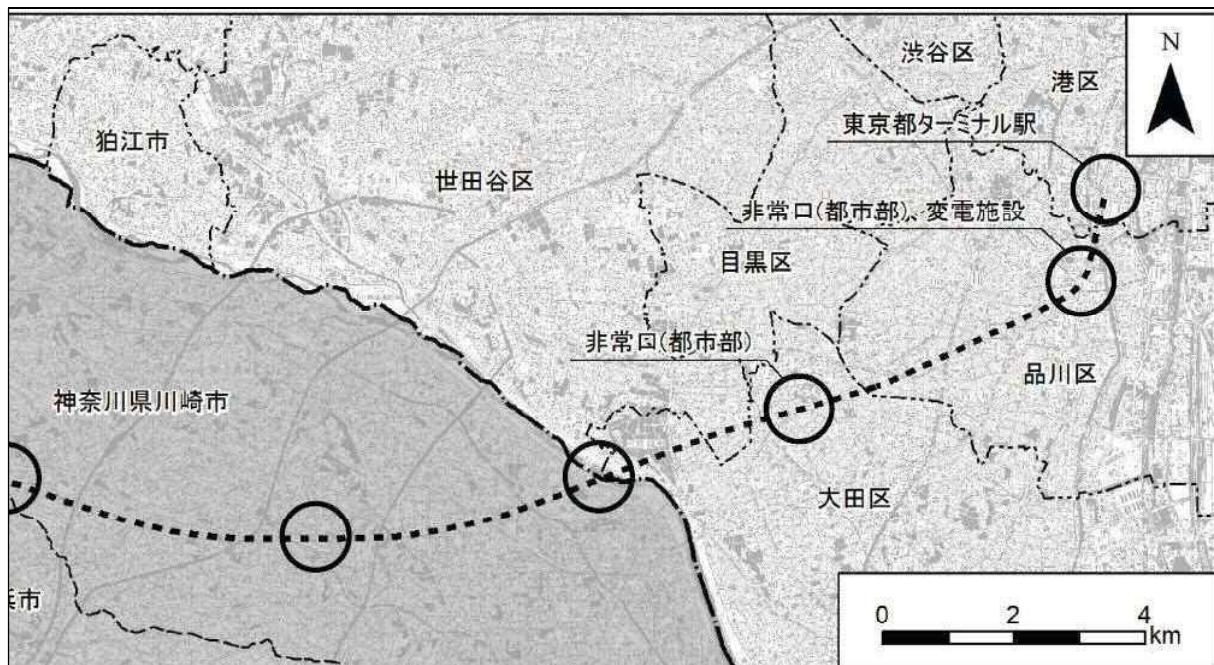
事業主体であるJR東海において、平成23年から平成26年にかけて環境影響評価が実施され、平成26年10月に「品川駅～名古屋駅間」の事業が認可されました。また、平成27年9月に品川駅新設（北工区）工事、平成27年10月に品川駅新設（南工区）工事が着手され、平成30年10月には大深度地下使用の認可がなされました。

品川区内においては、平成28年4月より、北品川三丁目地内に北品川非常口および変電施設新設工事が着手されました。

また、令和3年3月にシールドマシンの組立が完了し、令和3年10月より、調査掘進が行われています。

- ・整備時期：令和9年に名古屋まで、令和27年に大阪まで開通予定
 - ・移動時間：東京～名古屋 最速40分（想定）、東京～大阪 最速67分（想定）
 - ・停車駅：品川、相模原、甲府、飯田、中津川、名古屋
- 区ではリニア中央新幹線の整備状況等について、情報収集に努め、関係者と協議していきます。

＜東京都路線概要図＞



建築課

係別事務分掌

事務調査係

- 1 建築に係る確認、許可申請書等の受理および通知書の交付ならびに手数料の収納に
関すること。
- 2 建築物に係る証明に関すること。
- 3 建築関係の統計および調査報告に関すること。
- 4 課内他係に属しないこと。

審査担当(主査)

- 1 建築物および工作物の確認、許可、認定に係る次に掲げる事項の審査に関する事項。
 - ア 意匠
 - イ 構造
 - ウ 設備
- 2 建築物および工作物の検査および指導に関する事項。
- 3 特定建築物等の定期報告に関する事項。
- 4 建築工事現場の危険防止の指導に関する事項。
- 5 地域地区の照会を含む建築確認の事前相談に関する事項。
- 6 被災建築物の応急危険度の判定に関する事項。
- 7 建築指導行政に係る企画および調整に関する事項。
- 8 優良宅地造成認定等の申請に係る審査に関する事項。
- 9 長期優良住宅の認定申請に係る審査に関する事項。

監察担当(主査)

- 1 建築物および工作物の違反の摘発、処分および是正指導に関する事項。
- 2 建築物等の防災調査および指導に関する事項。
- 3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく申告、届出または通知の受
理等に関する事項。

細街路担当(主査)

- 1 細街路の拡幅整備に関する事項。
- 2 建築法令に係る道路の調査および指導に関する事項。
- 3 道路位置の指定、変更および廃止に関する事項。
- 4 私道整備受託事業の調査、設計および工事に関する事項。

耐震化促進担当(主査)

- 1 建築物の耐震化経費の助成に関する事項。
- 2 耐震相談に関する事項。

一．建築物等の確認審査・許認可

[根拠法令等] 建築基準法
建築基準法関係法令

1 事前相談（審査担当（意匠・設備・構造））

建築物の法令等の基準は年々複雑・多岐になってきています。このような状況を踏まえ、建築確認事務について的確かつ迅速な処理が図れるよう、建築物の計画段階において設計者などを対象に、法令等の相談業務を行っています。

また、相談窓口では用途地域、道路条件などの照会、物件調査に必要な事項についての相談も併せて行っています。

2 建築確認事務（審査担当（意匠・設備・構造））

建築確認申請を受付けてからの書類審査、確認済証交付などの確認審査事務、建築工事着手後の中間検査、完了検査など、申請に基づく建築確認事務を行っています。

（1）確認審査事務について

建築確認審査事務は、確認申請が建築基準法、都市計画法、バリアフリー法など関係法令に適合したものであるかの審査、指導を行うもので、審査内容は、意匠審査、構造審査、設備審査に大別されます。

- ① 意匠審査は、主に建築物の形態上の制限や防火上の制限、避難上の制限などについて審査、指導を行うものです。
- ② 構造審査は、主に建築物が自重や積載荷重、地震力などの外力に対し、構造計算などにより、安全な構造であるかについて審査、指導を行うものです。
- ③ 設備審査は、主に建築物に設置される給排水設備、排煙設備、換気設備、照明・電気設備、昇降機などの各種建築設備について、基準に基づき適正に設置されているかについて審査、指導を行うものです。

（2）中間検査・完了検査について

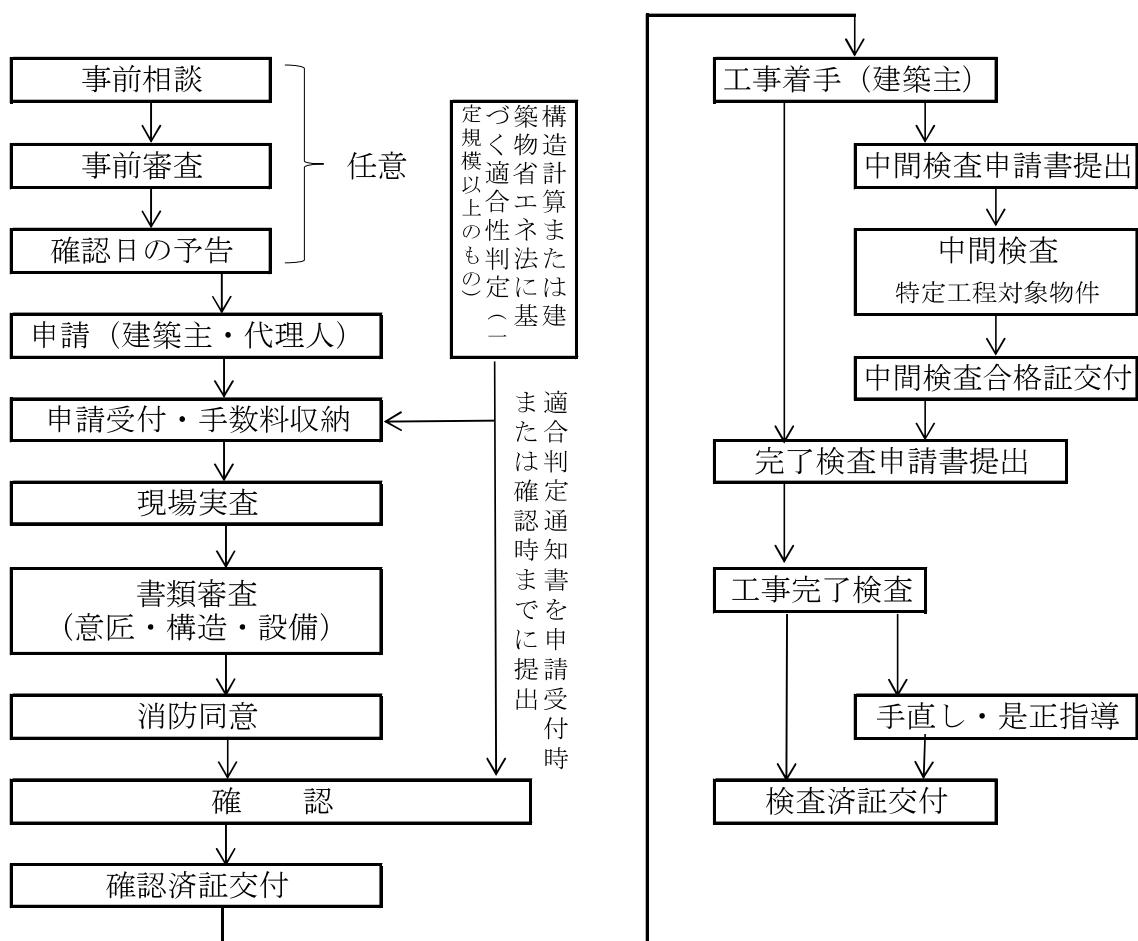
中間検査・完了検査などの検査業務は、建築物の工事の中間や完了時に、建築主の申請に基づき検査を行い、適合するものについては中間検査合格証や検査済証の交付を行っています。

- ① 中間検査は、木造3階建以上の建築物について、建て方の完了時など、一定の工程に達した際、施工状況について検査を行います。
- ② 完了検査は、建築物の完了時に、建築関係規定に適合しているかの検査を行います。



中間検査合格証シール

建築確認事務の流れ



3 特例許可等に関する事務 (審査担当 (意匠))

建築基準法や東京都建築安全条例などの法令に基づく特例許可等の事務を行っています。主なものに、道路内に設ける建築物の許可、建築物の接道義務に係る許可、公共空間の確保と併せて土地の有効活用を図る総合設計許可、仮設建築物の許可などがあります。また、一敷地に複数の建築物を認める一団地認定や地区計画区域内の制限に係る特例などの認定事務を行っています。

4 風俗営業等の建築物に対する意見照会 (監察担当)

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」および「食品衛生法」に基づく営業許可申請の際、所轄警察署、保健所からの意見照会により、当該建築物の建築基準法上の適否について調査し、意見書の発行を行っています。

5 建築行政支援システムの運用

建築物確認申請等の情報と特定行政庁が指定した路線ごとの道路の位置と種類を明示した台帳（指定道路図）の情報を統合し、平成29年度から運用開始しました。

建築物確認等の申請受付件数

単位：件

年 度		平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
所 管		区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計
建築物 確認申請	行政	27	3	30	26	2	28	23	3	26	17	1	18	10	0	10
	民間	986	9	995	959	7	966	971	9	980	882	11	893	860	12	872
	通知	31	0	31	24	1	25	16	0	16	15	1	16	20	0	20
建築設備 確認申請	行政	5	0	5	2	0	2	5	0	5	3	1	4	0	0	0
	民間	152	64	216	140	28	168	159	20	179	171	23	194	155	42	197
	通知	11	0	11	6	1	7	9	0	9	6	2	8	5	0	5
工作物 確認申請	行政	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	民間	17	3	20	20	0	20	18	0	18	19	3	22	10	1	11
	通知	1	0	1	1	0	1	2	0	2	0	0	0	1	0	1
計	行政	32	3	35	28	2	30	29	3	32	20	2	22	11	0	11
	民間	1,155	76	1,231	1,119	35	1,154	1,148	29	1,177	1,072	37	1,109	1,025	55	1,080
	通知	43	0	43	31	2	33	27	0	27	21	3	24	26	0	26

区所管は延べ床面積が1万m²以下のもの。

仮使用認定申請受付件数

単位：件

年 度		平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
所 管		区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計
仮使用認定	行政	5	0	5	10	0	10	10	0	10	1	0	1	1	0	1
	民間	1	1	2	0	0	0	2	0	2	1	1	2	2	2	4
	通知	2	0	2	4	0	4	9	0	9	3	1	4	0	0	0

区所管は延べ床面積が1万m²以下のもの。

許可・認定申請受付件数

単位：件

年 度		平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
所 管		区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計
仮設建築物 許 可	行政	6	3	9	17	3	20	7	3	10	7	0	7	1	0	1
	通知	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2
43条2項2号 許 可	行政	1	0	1	0	0	0	1	0	1	3	0	3	2	0	2
	通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44条1項 許 可	行政	19	0	19	6	0	6	5	0	5	7	0	7	1	2	3
	通知	2	0	2	8	0	8	6	0	6	1	0	1	3	0	3
その他の 許可・認定	行政	7	0	7	3	7	10	8	2	10	15	6	21	3	7	10
	通知	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	2	1	3
計	行政	33	3	36	26	10	36	21	5	26	32	6	38	7	9	16
	通知	3	0	3	9	0	9	6	1	7	1	1	2	7	1	8

区所管は延べ床面積が1万m²以下のもの。

構造別件数(建築物確認申請、行政分および計画通知分のみ)

単位：件

年 度		平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
所 管		区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計
木 造		8	0	8	4	0	4	7	0	7	3	0	3	2	0	2
鉄筋コンクリート造		12	0	12	10	1	11	12	3	15	6	0	6	8	0	8
鉄骨造		35	0	35	34	2	36	20	0	20	22	2	24	20	0	20
鉄骨鉄筋コンクリート造		3	3	6	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0
コンクリートブロック造		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		58	3	61	50	3	53	39	3	42	32	2	34	30	0	30

事前相談件数

単位：件

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
道路	13,840	8,766	7,148	7,543	6,556
法令・その他	19,010	11,726	9,983	6,881	5,743
計	32,850	20,492	17,131	14,424	12,299

長期優良住宅認定件数

単位：件

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
78	69	100	97	95

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく建築物の認定件数

単位：件

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
15	30	27	85	55

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づく届出件数

単位：件

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
139	142	167	138	140

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づく適合認定件数(平成29年4月1日施行)

単位：件

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2	0	1	2	5

二．建築物等の維持・保全

1 特定建築物等定期調査報告（審査担当（設備・構造））

不特定多数の者が利用する建築物、建築設備（特定建築物等）の所有者または管理者に対し、建築基準法第12条1項および3項に基づく定期調査報告を求め、建築物等の安全性の確保や適切な維持保全について、指導を行っています。

2 老朽建築物等の改善指導（審査担当（構造））

老朽工作物（擁壁等）や老朽建築物について、現地調査を行い、必要に応じてその所有者に対して安全性の確保や適切な維持保全について、指導を行っています。

3 防災査察（監察担当）

建築物等の安全性の確保や適切な維持保全について、建築物の状況等を調査し、指導を行っています。

特定建築物等定期調査報告件数

単位：件

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定建築物	869	380	299	925	408
昇降機	4,678	4,718	4,773	4,940	5,098
建築設備	1,504	1,547	1,614	1,654	1,696
防火設備	337	546	779	799	842
計	7,388	7,191	7,465	8,318	8,044

(特定建築物・建築設備は棟数、昇降機・防火設備は設置台数で報告のあった実数)



特定建築物報告済証



昇降機報告済証



建築設備報告済証



防火設備報告済証

三．違反建築物の取締り業務

1 違反建築物取締り事務（監察担当）

建築関係法令に基づいて、違反建築物および工作物の取締り、是正指導を行います。

また、違反発生を未然に防止するため「違反建築防止週間」の設定、「一斉公開パトロール」等を実施し、良好な市街地環境の形成に努めています。

違反建築物

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調査件数	205	209	180	124	86
違反取締り・是正指導件数 (違反建築取扱件数)	39	33	20	10	20

違反事項別延件数(上記、違反建築取扱件数の内訳 重複有)

単位：件

違反事項	該当条項	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建築確認申請手続	法第6条	9	23	16	11	28
敷地と道路の関係	法第43条	3	2	1	0	0
道路内の建築制限	法第44条	6	4	2	1	0
建ぺい率制限	法第53条	5	4	1	1	0
道路斜線制限	法第56条1項1号	0	0	1	0	0
高度地区の高さ制限	法第58条	1	0	0	0	0
防火・準防火地域内の建築物の構造	法第61条	17	14	10	5	13
その他	法第20・27・36・52・56条 条例第7・19条	21	6	0	1	1
計		62	53	31	19	42

法：建築基準法

条例：東京都建築安全条例

四．建設リサイクル法受付事務

[根拠法令等] 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

1 建設リサイクル法の目的と対象工事 (監察担当)

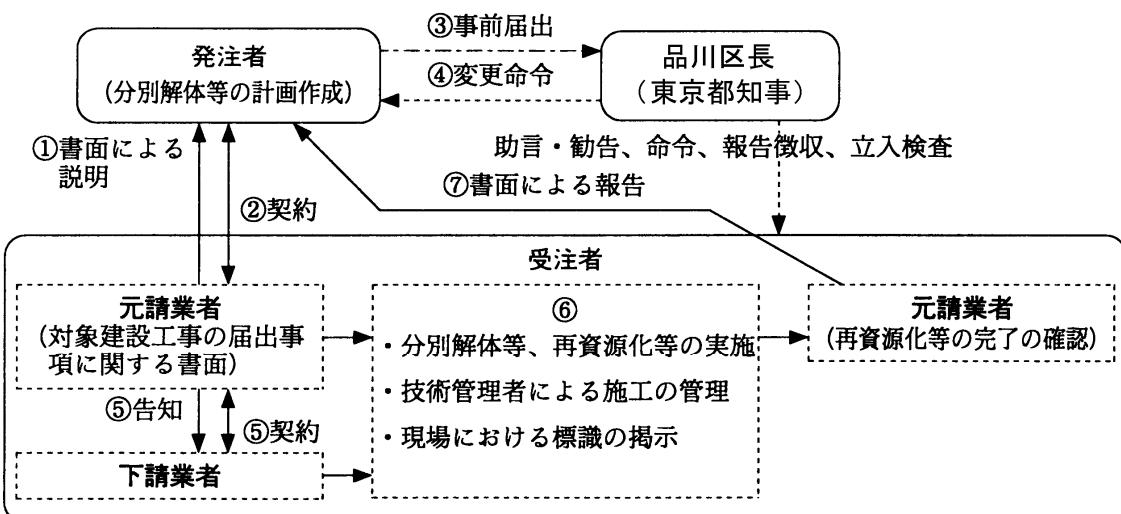
特定の建設資材（コンクリート、コンクリートおよび鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）について、その分別解体および再資源化を促進し、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を図ることを目的としています。別表の対象工事について、届出書等により分別解体等の計画が適正であるかなどについて審査を行います。

また、必要に応じて現場検査を行い、助言、勧告を行います。

別表

対象工事の種類	規模の基準	
建築物の解体	床面積の合計	80 m ² 以上
建築物の新築・増築	床面積の合計	500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負代金の額	1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額	500万円以上

[手続フロー]



対象建設工事に係る受付件数

単位：件

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
届出 (民間)	解体	643	615	562	600	617
	新築等	91	89	111	74	86
	土木工事等	230	214	152	123	130
	計	964	918	825	797	833
通知 (公共)	解体	5	6	4	5	5
	新築等	15	2	5	4	13
	土木工事等	184	174	142	127	95
	計	204	182	151	136	113

五. 細街路拡幅整備事業

[根拠法令等] 建築基準法第42条2項

品川区細街路拡幅整備要綱

目的：良好な住環境を確保し、安全で快適なまちづくりを促進するため、幅員4m未満の生活道路（細街路）を、建物の建替え等に併せて建築基準法第42条2項に基づく後退線まで後退する際に、後退費用の一部を助成するなどの誘導策を実施しています。

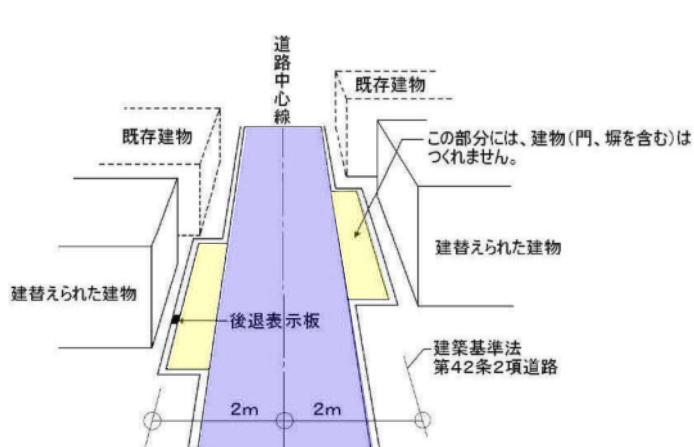
平成27年度より木密整備推進課と連携し、行き止まり道路の助成対象区域を、不燃化特区事業エリアや防災生活圏促進事業エリア内に拡大し、重点的かつ集中的に取り組むことにより、細街路の解消とともに市街地環境と防災性の向上を図ります。

1 細街路拡幅整備（細街路担当）

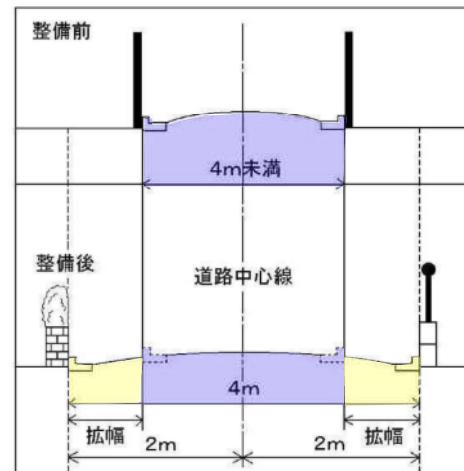
幅員が4mに満たない道路（細街路）は、消防活動や交通、環境上、大きな障害となっています。そこで建築基準法第42条2項に指定されている道路については法令による後退線まで拡幅整備するため、整備に必要な費用の助成や、後退用地の寄付に際して奨励金を交付するなどの誘導策を実施し、細街路の解消に努めています。

【細街路拡幅整備のイメージ】

拡幅整備は、建物の建替えや塀の改修時に合わせて整備工事を行っていきます。そのため、その道路は凹凸の状態になりますが、その道路に面したすべての建物が建替わった時に4mの道路幅になります。なお、拡幅整備による効果が十分に発揮されるよう、拡幅部分に通行の支障となるものが置かれないための啓発にも努めています。



<拡幅整備前>



<拡幅整備後>



実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
協議(件数)	423	488	438	439	446
整備(件数)	296	320	427	258	287
助成金額(千円) (件数)	943 6	1,789 3	2,248 7	1,156 2	0 0
奨励金額(千円) (件数)	528 2	6,253 5	1,256 2	2,900 2	4,435 4

令和5年度予算額 466,425千円

2 道路位置の指定・取消等 (細街路担当)

建築物の敷地は、法令上幅員4m以上の道路に接していなければなりませんが、一定の手続きや構造基準を踏まえて新たに道路を造ることで、規定の道路に接しない土地を建築敷地として利用することができます。

また、総合的な開発事業などで道路の位置を変更したり、不用となった道路を取消したりすることも可能です。

これら道路位置の指定・取消・変更は申請に基づき行っています。

位置指定道路(1項5号)の指定・取消・変更件数

単位：件

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定	4	0	0	1	0
取消	2	2	1	1	6
変更	1	0	0	0	1
計	7	2	1	2	7

六. 私道整備事業

[根拠法令等] 品川区私道整備に関する条例および同施行規則

1 私道整備助成 (細街路担当)

私道における通行の安全確保や生活環境の向上に資するため、舗装や排水施設、階段手すり等で私道整備に係る工事を受託し、必要な助成を行っています。

[助成内容]

全額助成 ⇒ 幅員が2.5m以上で、起点または終点が公道に接続しているか、公道に通り抜けられる私道(幅員2.5m以上)に接続している私道

90%助成 ⇒ 幅員が1.2m以上2.5m未満で、起点または終点が公道に接続しているか、公道に通り抜けられる私道(幅員2.5m以上)に接続している私道

(ただし私道のうち、行き止まりの場合は2戸以上の利用がある場合に限ります。)

[助成工種]

●舗装 ●L形側溝等排水施設 ●階段手すり等補修 ●交通安全施設



<施工前>



<施工後>

実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
整備件数	24	11	13	23	6
助成額（千円） (工事請負費)	50,403	39,771	24,303	45,274	21,996

令和5年度予算額 61,790千円

七．被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業

1 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業 (審査担当（構造）)

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、建築物の当面の使用の可否について判定を行う防災ボランティアの活動を支援します。

今年度も引き続き、防災ボランティアの応急危険度判定の模擬訓練や講習会を実施するとともに、防災ボランティアのリーダーである判定コーディネーターの育成に向け、研修を行っていきます。

連絡網登録者数（令和5年4月現在） 単位:名

総 数	区 民		区 民 以 外	
	在勤者	非在勤者	在勤者	非在勤者
170	35	96	30	9



判定ステッカー

令和5年度予算額 63千円

八. 住宅・建築物耐震化支援事業（耐震化促進担当）

[根拠法令等] 建築物の耐震改修の促進に関する法律

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例

品川区耐震改修促進計画

品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱

品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱

品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱

品川区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱

品川区耐震シェルター等設置支援事業実施要綱

品川区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業実施要綱

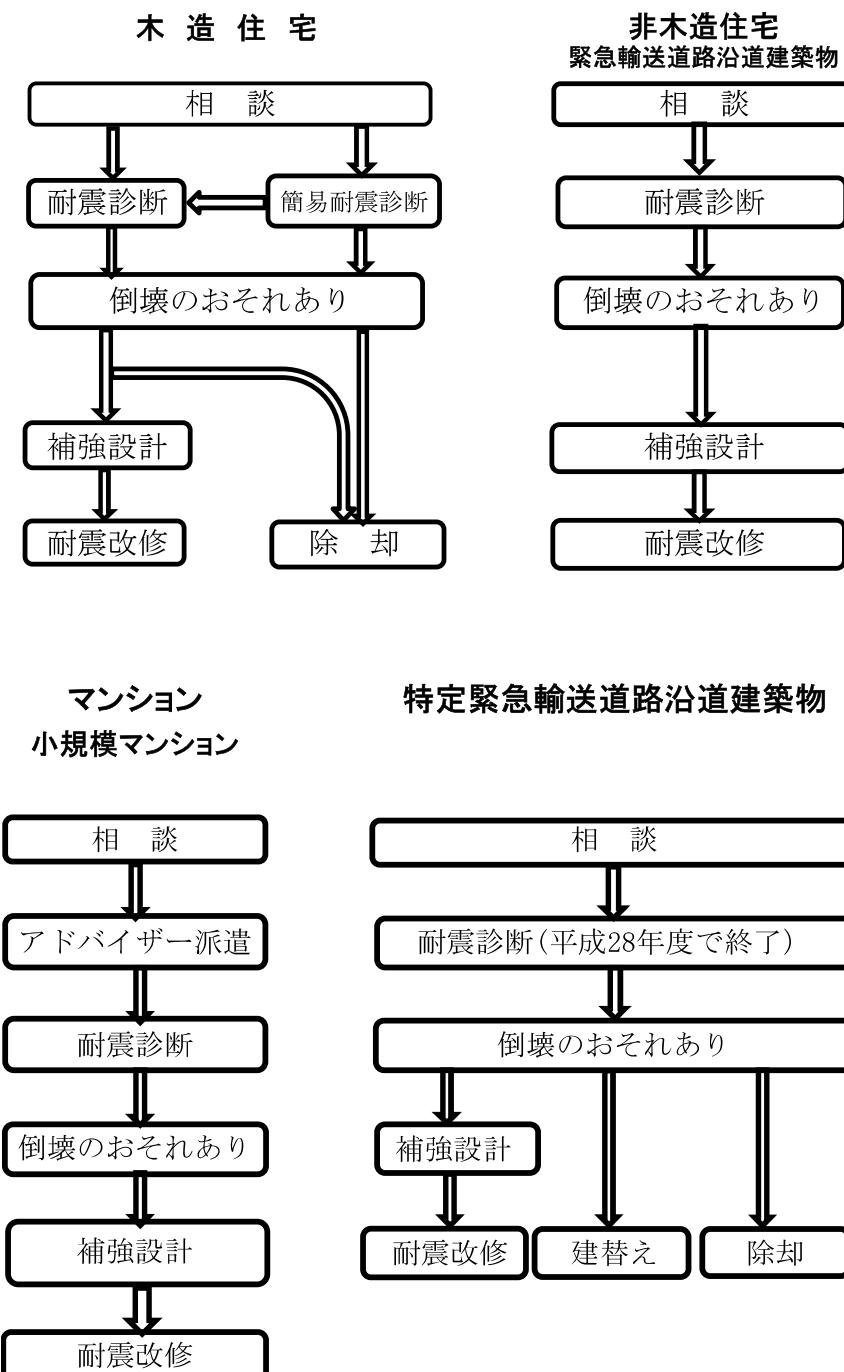
品川区耐震改修促進計画（令和3年3月改定）における目標達成に向け、耐震化に関する戸別訪問等の取り組みを定めた品川区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（令和3年度）に基づき、耐震化等に関する直接的な周知啓発を計画的に実施し、災害に強いまちづくりを促進していきます。

耐震化の現状と目標（「品川区耐震改修促進計画（令和3年3月改定）」より）

種類	種別	耐震化率		
		前回	現状	目標
		平成29 (2017)年度	令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度
住宅		88.4%	91.1%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
	木造住宅 (戸建・長屋・共同住宅)	68.3%	80.2%	
	非木造住宅 (戸建・長屋)	94.2%	94.6%	
	マンション	94.7%	94.5%	
民間特定建築物	多数の者が利用する一定規模以上の建築物	94.2%	95.1%	更なる耐震化の促進
	危険物を取り扱う施設	95.9%	100.0%	
	緊急輸送道路沿道建築物	81.4%	83.6%	95%
区有建築物	防災上重要な施設（庁舎・保健所・地域センター・学校施設など）	98.7%	98.7%	100%
	その他の施設（住宅・高齢者福祉施設・公園管理施設など）	100.0%	100.0%	

- ① 木造住宅等の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修・除却支援
- ② 非木造住宅等の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修支援
- ③ マンション・小規模マンションの耐震診断・耐震補強設計・耐震改修支援
- ④ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修支援
- ⑤ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強設計・耐震改修・建替え・除却支援
- ⑥ 品川シェルター設置支援
- ⑦ 耐震化アドバイザーの派遣

1 耐震化助成の流れ



2 助成額一覧

(1)住宅等

①耐震診断支援

構造	要件	支援内容	助成限度額
木造	住宅(戸建 長屋) 併用住宅含む	昭和56年5月31日以前の建築かつ個人が所有する建築物	7.5万円
	共同住宅		13.5万円
	非木造住宅 (共同住宅含む)		10万円
マンション	昭和56年5月31日以前の建築かつ個人が所有する建築物で、3階以上の分譲マンションかつ1,000m ² 以上または啓開道路に接する建築物	診断費用の1/2	150万円
小規模マンション	昭和56年5月31日以前の建築かつ個人が所有する建築物で、3階以上の分譲マンションかつ1,000m ² 未満の建築物		100万円
緊急輸送道路沿道建築物	敷地が緊急輸送道路に接する建築物 前面道路の幅員の1/2以上の高さの建築物 昭和56年5月31日以前の建築物	診断費用の全額	300万円
町会会館	昭和56年5月31日以前に建築された建築物で品川区町会・自治会館建設補助金交付要綱で補助の対象となる会館		なし

※対象区域は、区内全域

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

町会会館においては町会、または町会代表者

②補強設計支援

構造	要件	支援内容	助成限度額
木造	住宅(戸建 長屋) 併用住宅含む	耐震補強設計費用の 1/2	20万円
	共同住宅		
	非木造住宅 (共同住宅含む)		
マンション	耐震診断の結果、構造耐震判定指標値が基準値未満の建築物	耐震補強設計費用の 2/3	200万円
小規模マンション			100万円
緊急輸送道路沿道建築物			200万円

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

③改修工事支援

構造		要件	支援内容	助成限度額	
木造	住宅（戸建・長屋）併用住宅含む	耐震診断の結果、構造耐震判定指標値が基準値未満の建築物かつ補強設計の助成金の交付対象となった建築物	耐震改修工事費用の1/2	150万円	
	共同住宅		耐震改修工事費用の1/3	300万円	
非木造住宅（共同住宅含む）	マンション		耐震改修工事費用の全額	150万円	
			耐震改修工事費用の1/3	2,500万円	
小規模マンション	緊急輸送道路沿道建築物		耐震改修工事費用の1/3	1,000万円	
			耐震改修工事費用の2/3	2,500万円	

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

④除却工事支援

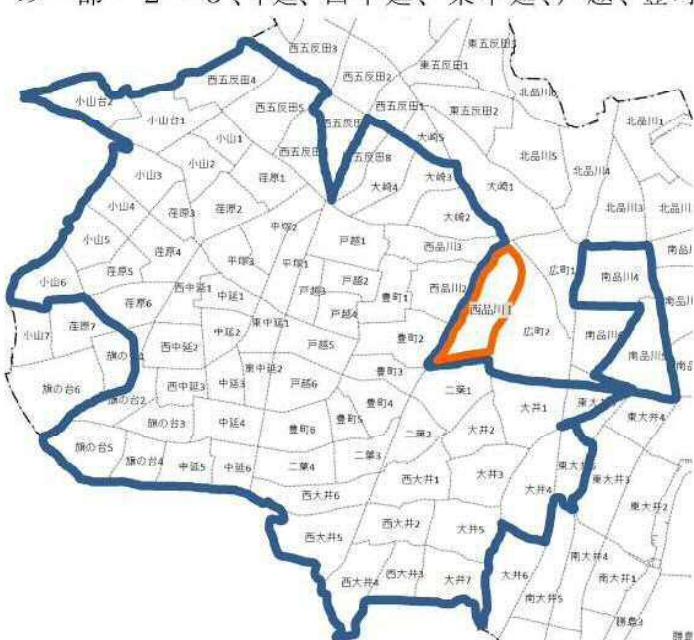
構造		要件	支援内容	助成限度額
木造	住宅（戸建・長屋）併用住宅含む	対象区域は整備地域または新防火地域内かつ、昭和56年5月31日以前に建築された以下の建築物 ・個人が所有する建築物 ・簡易耐震診断で耐震性が不十分と判断された建築物	除却工事費用の全額	150万円
	共同住宅			300万円

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

★木造住宅密集地域★

（東京都防災都市づくり推進計画の整備地域または新防火区域）

南品川4・5、西品川2・3、西五反田4～6・8、大崎2～4、東大井5の一部・6、大井1～5・7、西大井1～6、小山台、小山1～6、荏原1～6、平塚、旗の台1の一部・2～5、中延、西中延、東中延、戸越、豊町、二葉



※令和5年7月1日から西品川1丁目全域が追加されます。

(2)特定緊急輸送道路沿道の建築物

①耐震診断支援 平成28年度で終了

②補強設計支援

要件	助成限度額	
耐震診断支援による耐震診断または、東京都防災・建築まちづくりセンターの認める耐震診断の結果「倒壊の恐れあり」と判断された建築物	助成対象費用が600万円以下	助成対象費用×1/1
	助成対象費用が600万円を越え1,200万円以下	助成対象費用×2/3 +200万円
	助成対象費用が1,200万円を超える場合	助成対象費用×5/12 +500万円

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

③改修・建替え・除却支援

要件	助成対象費用	助成限度額	
耐震診断支援による耐震診断または、東京都防災・建築まちづくりセンターの認める耐震診断の結果「倒壊の恐れあり」と判断された建築物	延べ面積5,000m ² 以下の部分	助成対象費用が7,500万円以下	助成対象費用×9/10
		助成対象費用が7,500万円を越え15,000万円以下	助成対象費用×17/30 +2,500万円
		助成対象費用が15,000万円を超える場合	助成対象費用×11/30 +5,500万円
	延べ面積5,000m ² を超える部分	助成対象費用の11/60 延べ面積5,000m ² 以下の部分で算出された限度額に加算	

※延べ面積が5,000m²を超える建築物については、

助成対象費用を面積按分により5,000m²以下の部分と5,000m²以上の部分に分け、それぞれ計算を行ったものを合計

※Is値が0.3未満の建築物の耐震改修の場合、助成額を加算することが可能

(3)品川シェルター

対象住宅	助成対象者	内 容	助成限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物 ・階数2以下 ・木造の住宅 (長屋、共同住宅含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢者のいる世帯 ・身体障害者（障害者等級2級以上）のいる世帯 ・世帯所得600万円未満 	助成対象費用の全額	50万円

3 実績

単位：件

区分	年度	平成29年度まで	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計	
	簡易診断	171	27	11	11	18	14	252	
耐震診断	木造 戸建て	896	17	13	6	9	5	946	
	木造 共同住宅	112	2	0	1	2	0	117	
	非木造住宅	10	0	1	1	0	0	12	
	マンション	40	3	1	1	2	2	49	
	特定緊急輸送道路	163	1					164	
	一般緊急輸送道路	0	0	1	2	2	1	6	
	町会会館	15	0	0	1	1	0	17	
	計	1,236	23	16	12	16	8	1,311	
耐震補強設計	木造 戸建て	156	9	4	2	2	2	175	
	木造 共同住宅	21	1	0	0	0	0	22	
	非木造住宅	2	0	0	0	0	0	2	
	マンション	7	2	0	0	0	0	9	
	特定緊急輸送道路	36	5	6	4	1	1	53	
	一般緊急輸送道路	0	0	0	1	2	0	3	
	計	222	17	10	7	5	3	264	
耐震改修工事	木造 戸建て	改修	182	6	6	0	1	2	197
		建替え	202						202
		除却	537	127	123	120	108	82	1097
		改修	19	0	0	0	0	0	19
		建替え	27						27
	木造 共同住宅	除却	143	42	23	39	31	14	292
		改修	2	0	0	0	0	0	2
		建替え	6	0	1	0	1	0	8
	非木造住宅	改修	20	1	3	1	2	1	28
		建替え	1	1	1	0	1	0	4
		除却	10	0	1	0	1	0	12
	マンション	改修	0	0	0	0	0	1	1
			1,149	177	158	160	145	100	1,889
	シェルター	品川シェルター	19	1	1	0	0	1	22
		耐震シェルター	6						6
耐震化アドバイザー派遣	棟数	70	3	2	1	0	4	80	
	回数	79	4	2	1	0	5	91	

令和5年度予算額 904, 578千円

九．がけ・擁壁安全化支援事業

[根拠法令等] 品川区がけ・擁壁安全化アドバイザー派遣事業実施要綱
品川区がけ・擁壁の安全化対策支援事業実施要綱

1 がけ・擁壁安全化支援事業（審査担当（構造））

土砂災害への対応として、平成29年度より、災害発生時の道路閉塞による避難や消火活動への支障となる危険性の解消に向け、専門家アドバイザーの派遣や擁壁の改修工事費の一部助成を行う「がけ・擁壁安全化支援事業」を開始しました。

事業実施には、擁壁所有者等への直接的な事業周知や意識啓発が重要であることから、窓口でのチラシ案内、広報紙やHPでの周知の他、郵送等による個別周知を行うとともに、2か年をかけ区内全域で行った擁壁等の実態調査に基づき、安全性が低いと思われる擁壁所有者等へは、直接個別訪問により助言や啓発を行うなど積極的に働きかけ、災害に強いまちづくりを促進します。

（1）がけ・擁壁安全化アドバイザーの派遣

対象とするがけ：品川区内に存する高さ2mを超えるがけ等

アドバイス業務：がけ等の安全性に係る現状把握や維持管理、改善対策について助言する。年度内2回まで無料で派遣

コーディネート業務：がけ等の安全化に向けた改修工事の計画や進め方について提案する。
1回に限り無料で派遣

（2）がけ・擁壁改修工事費助成

①急傾斜地崩壊危険箇所または土砂災害警戒区域内のがけ等改修工事費助成

A：擁壁の新設

助成額：工事費の1／2かつ上限額10,000千円

②道路・公共施設沿いの高さ2m超のがけ等改修工事費助成

B：擁壁の新設

助成額：工事費の1／2かつ上限額4,000千円

③上記①②共通

C：補強工事

助成額：工事費の1／2かつ上限額1,000千円

D：防護壁工事

助成額：工事費の1／2かつ上限額2,000千円

実績

単位：件

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	47	93	32	98	105
がけアドバイザー派遣	11	11	11	17	6
がけコーディネーター派遣			2	10	1
工事費助成	0	0	1	5	1

令和5年度予算額 25,038千円

十．コンクリートブロック塀等安全化支援事業

[根拠法令等] 品川区コンクリートブロック塀等安全化支援事業実施要綱

1 コンクリートブロック塀等安全化支援事業 (審査担当(構造))

平成30年12月より、通行時の安全性を高めるため、区内全域で、安全が確認できない道路に面するコンクリートブロック塀等の除却工事費等を助成する「コンクリートブロック塀等安全化支援事業」を開始しました。これにより、災害時のコンクリートブロック塀等の倒壊による事故や道路閉塞を防ぎ、災害に強いまちを目指します。

また、令和2年10月より建築確認申請に係る手数料等の支援を拡充しました。

助成内容

①ブロック塀等除却工事費助成

対象：高さ80cm以上のコンクリートブロック塀、万年塀、石積み塀、レンガ塀、

助成額：工事費の1/1かつ上限額30千円/m

②軽量フェンス等設置工事費助成(除却と同時に行う工事)

助成額：工事費の1/2かつ上限額26千円/m(ブロック積等)

16千円/m(軽量フェンス等)

③設計費および工事監理費(建築確認申請に係る手数料を含む。)

助成額：上限額150千円

実績

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	69	120	103	77	86
助成件数	5	22	47	40	37

令和5年度予算額 18,102千円

十一．その他の事業

1 各種証明発行(事務調査係)

(1)住宅用家屋証明の発行

居住用家屋の取得時における、登録免許税の軽減を受けるため、租税特別措置法に規定された専用住宅であることの証明を行っています。

(2)台帳記載事項証明、道路位置指定証明、建築計画概要書記載事項証明の発行

建築確認済証、検査済証等が発行済みであることの事実証明としての台帳記載事項証明、道路位置指定、変更、廃止等の証明としての道路位置指定証明、不動産調査等の利便性を図るために建築計画概要書記載事項証明を発行しています。

また、証明書セルフ発行窓口システムによる窓口の混雑緩和を図ります。

住宅用家屋証明等の発行件数

単位：件

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
住宅用家屋証明	1,989	3,115	2,645	1,738	1,439
道路位置指定証明	1,148	1,228	865	925	1,247
台帳記載事項証明	5,602	5,887	5,023	5,936	5,939
建築計画概要書 記載事項証明	17,475	18,125	16,003	18,161	19,129
計	26,214	28,355	24,536	26,760	27,754

2 建築動態統計調査事務（事務調査係）

建築基準法第15条1項の規定による建築工事届および建築物除却届の受理ならびに建築統計の作成を行っています。

環 境 課

係 別 事 務 分 掌

環境管理係

- 1 環境施策に係る計画に関すること。
- 2 環境マネジメントシステムに関すること。
- 3 課内他係に属しないこと。

環境推進係

- 1 環境の啓発に関すること。
- 2 環境学習の推進に関すること。
- 3 環境に係る区民、事業者、NPO等との連携に関すること。
- 4 環境学習交流施設に関すること。

指導調査係

- 1 公害関係法令および条例に基づく工場等に係る認可、届出、規制、調査および指導に関すること。
- 2 公害等に係る苦情、相談、指導および啓発に関すること。
- 3 環境に係る調査および監視に関すること。
- 4 環境影響評価に係る調査および調整に関すること。



一．省エネルギー対策事業（環境管理係）

「品川区環境基本計画（平成30年3月策定）」が、令和4年度に中間年を迎えるにあたり、長期的な視点で喫緊の環境課題を踏まえながら、実効性のある計画となるよう中間見直しを行いました。

また、区が一事業者として二酸化炭素削減への取り組み方針を示した「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」についても、5年の計画期間満了を受け、令和4年度に改定を実施しました。

- [根拠法令等]**
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）
 - ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

1 地球温暖化防止対策の推進（平成15年度より実施）

（1）品川区環境基本計画

① 期間

2018（平成30）年度～2027（令和9）年度

② 計画の目標

- 基本目標1 「脱炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）
基本目標2 「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）
基本目標3 「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然循環）
基本目標4 「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）
基本目標5 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）
共通目標 次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる
(環境教育・環境コミュニケーション)

③ 品川区全体の二酸化炭素排出量削減目標

- | |
|-----------------------------|
| <2030（令和12）年度目標> |
| 2013（平成25）年度比で50%減（カーボンハーフ） |
| <2050（令和32）年度目標> |
| 実質ゼロ（ゼロカーボン） |

(2) 品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～

① 期間

2023（令和5）年度～2027（令和9）年度

② 区有施設の二酸化炭素排出削減目標

<2027（令和9）年度目標>・・・計画最終年度

2013（平成25）年度比で41%削減

<2030（令和12）年度目標>

2013（平成25）年度比で50%削減

計画の詳細はこちらのQRコードを参照



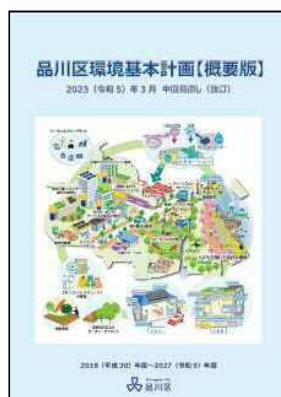
区ホームページ
(品川区環境基本計画)



区ホームページ
(品川区職員環境行動計画)



品川区環境基本計画（本編）



品川区環境基本計画
【概要版】



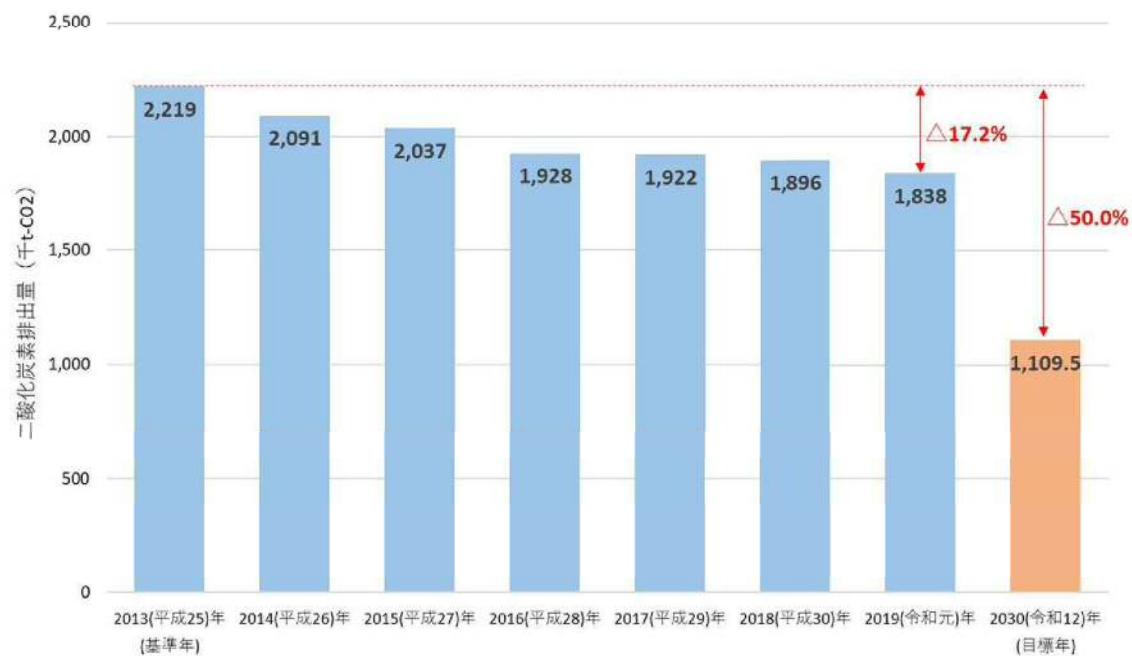
しながわこども環境ブック
(子ども用概要版)



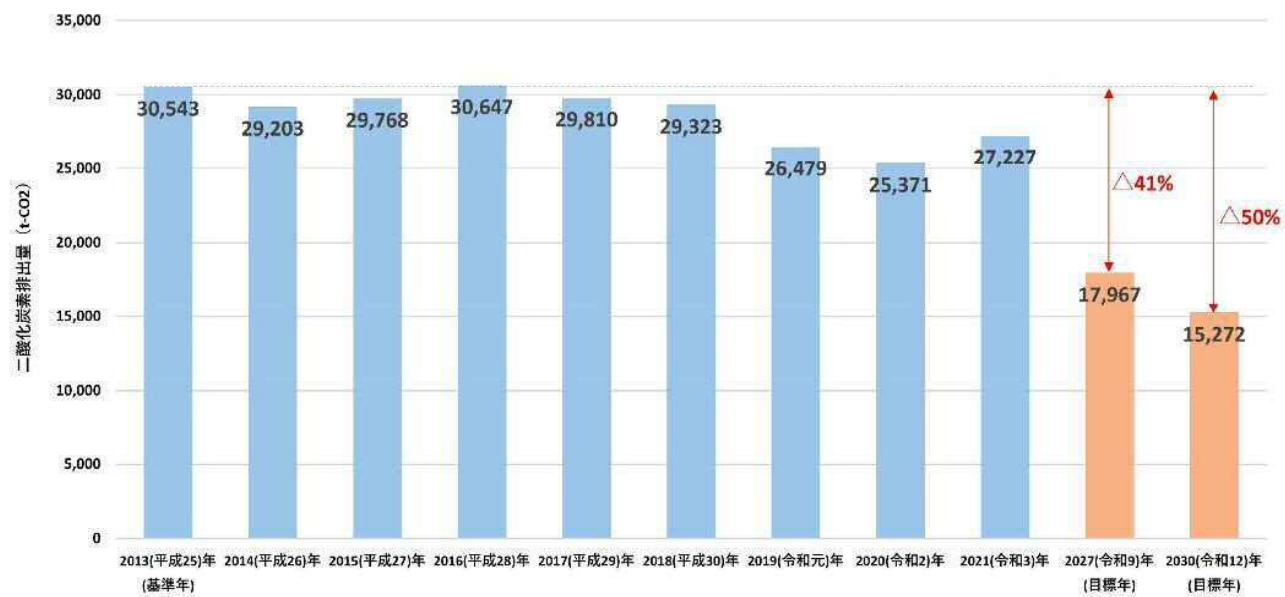
品川区職員環境行動計画
～しながわ職員エコアクト～

(3) 各計画の実績

① 品川区の二酸化炭素排出量



② 品川区有施設の二酸化炭素排出量



(4) 計画目標達成に向けて

品川区における二酸化炭素削減目標達成に向けて、区の二酸化炭素の三大発生要因である「家庭」「業務」「自動車」の各分野に対する各種助成（太陽光発電システム、蓄電池システム、家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム、低公害車買換え支援など）や、エコルとごしでの環境学習講座やSDGs啓発などの環境教育・環境コミュニケーションの推進、またフードドライブの通年受け付け、区有施設へのマイボトル用給水機増設によるペットボトルの削減、森林環境譲与税を活用した連携事業などに取り組みます。

また、区有施設における二酸化炭素削減目標達成に向けて、太陽光発電システムの導入や、低炭素なエネルギーの導入に引き続き取り組みます。令和5年4月時点で、46の施設において太陽光発電システムを設置しています。また10施設において、再生可能エネルギー利用率100%の二酸化炭素を排出しない電気を使用しています。

令和5年度予算額 696千円

2 太陽光発電システム等設置助成事業（平成23年度より実施）

地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進するために、区民・中小企業者が家庭および事業所等に太陽光発電システムおよび蓄電池システムを設置する際の費用の一部を助成します。

- [根拠法令等] • 品川区太陽光発電システム等設置助成事業実施要綱
• 品川区太陽光発電システム等設置助成事業事務取扱要領

(1) 助成内容

		助成額	助成上限額	予定期数
太陽光発電システム	家庭用	30,000円/kW	90,000円	35件
	業務用	30,000円/kW	150,000円	5件
蓄電池システム	家庭用	10,000円/kWh	50,000円	35件
	業務用	10,000円/kWh	50,000円	5件

(2) 助成実績

〈太陽光発電システム〉 金額：千円

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
家庭用	21	1,845	12	998	34	2,878	22	1,769	41	3,517
業務用	2	300	0	0	1	150	2	124	2	300

<蓄電池システム> 金額：千円

	令和4年度	
	件数	金額
家庭用	42	2,092
業務用	1	50



令和5年度予算額 6,008千円

3 事業所用LED照明設置助成事業（平成26年度より実施）

省エネルギー効果の高いLED照明の普及を促進することで地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るために、区内施工業者を利用し、LED照明を設置する事業者に対し、その設置に要する経費の一部を助成します。

- 【根拠法令等】
- ・品川区事業所用LED照明設置助成事業実施要綱
 - ・品川区事業所用LED照明設置助成事業事務取扱要領

（1）助成対象

種別	基準
LED照明器具	1. 固有エネルギー消費効率が85lm/W以上であること。 2. LEDモジュール寿命が40,000時間以上であること。
LEDを光源とした内照式表示灯	定格寿命が30,000時間以上であること。
電球形LEDランプ	1. エネルギー消費効率が70lm/W以上であること。 2. 定格寿命が30,000時間以上であること。

助成額 設置費用の10%（上限300,000円）

予定件数 3件

（2）助成実績

金額：千円

平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
件数	金額	件数	金額	件数	件数	件数	金額	件数	金額
4	507	6	434	5	5	6	214	5	558

令和5年度予算額 906千円

4 低公害車買換え支援事業（平成26年度より実施）

区内中小企業者等に対し環境保全活動を促進し良好な環境の確保に寄与するため、低公害車への買換え助成を行います。

[根拠法令等] ・品川区低公害車買換え支援事業利子補給等交付要綱

（1）助成内容

都の融資あっせんを受けた際、利子については都が1／2を補助し、信用保証料については2／3を補助しますが、補助されない自己負担分を区が助成します。

（2）助成実績

金額：円

△	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
台数	18	20	9	8	5
合計	318,747	285,347	188,667	179,104	163,640

（3）助成金支出予定額

金額：円

△	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
台数	5	5	5	4	2
合計	105,805	67,963	38,907	21,099	10,110

令和5年度予算額 528千円

5 ミスト設備助成事業（令和元年度より実施）

夏の暑さの緩和を目的に、人が自由に入り出しができる場所や公共交通機関の施設等に移動式微細ミスト設備をレンタルし、設置する事業者等へ設備の設置経費等の一部を助成します。

- 【根拠法令等】
- ・品川区ミスト設備助成事業実施要綱
 - ・品川区ミスト設備助成事業実施要領

（1）助成内容

機器の種類	助成対象経費	助成金額
移動式 微細ミスト設備	<ul style="list-style-type: none">・レンタル料・基本料・設置経費（レンタル事業者が借主の指定した場所に設置する際に要した経費の1回分）・運搬費（往復分） <p>※水道料金や上記以外の運搬費、故障時のメンテナンスの費用は対象外</p>	対象経費の1/2 (1台あたり上限6万円)

（2）助成実績

金額：千円

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4	653	2	392	3	461	2	255

令和5年度予算額 508千円

6 高効率給湯器設置助成事業（令和5年度より実施）

地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るために、区民が高効率給湯器を設置する際の費用の一部を助成します。

- [根拠法令等]
- ・品川区高効率給湯器設置助成事業実施要綱
 - ・品川区高効率給湯器設置助成事業事務取扱要領

・助成内容

	助成額	予定期数
家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム（エネファーム）	一律 100,000 円	40 件
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	一律 50,000 円	40 件
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	一律 30,000 円	23 件

令和5年度予算額 6,742千円

7 環境情報管理システムの運用など

（1）環境情報管理システム運用および環境法令に基づく届出（平成22年度より実施）

自治体に課せられる複数の法令遵守等※に対応する「環境情報管理システム」を運用することにより、正確かつ迅速なデータ管理と遅滞のない届出を行うとともに、情報共有によるエネルギー使用量削減を図ることを目的としています。

平成30年度には施設管理者などがエネルギー使用量の変化をより分かりやすく把握するためのシステム改修、令和3年度には運用経費の軽減や作業効率化を図るためのシステム更改を行いました。

※法令遵守等

- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）に基づくエネルギー使用量の把握・届出
- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づくエネルギー使用量の把握・届出
- ・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づく報告書制度への対応
- ・品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～に基づくCO₂排出量の計画的削減

(2) 品川区有施設の二酸化炭素排出量分析委託（令和元年度より実施）

「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」において、二酸化炭素排出量の年間実績の算定や増減の要因分析は、環境課職員が行ってきました。この業務を専門業者に委託し、技術者視点における増減要因の分析や、それに基づいた今後の環境施策について検討を行います。また令和元年度に配布した設備機器の「運用改善マニュアル」について、空調や照明等の運用改善対策の活用が施設でどのような効果を挙げたかについての検討も併せて実施します。

令和5年度予算額 2,843千円

8 冊子による家庭向け温暖化啓発（令和2年度より実施）

品川区全体の温室効果ガス排出量において、家庭部門は約3割を占めます。家庭の排出量は減少傾向にあるものの、オフィスビル等が該当する業務部門と比較すると減少幅が鈍化しています。そのため令和2年度に作成した家庭向けの温暖化啓発冊子を新たに印刷し、新4年生を対象に配布します。冊子は漫画風の構成で特に子どもの好奇心を刺激することを期待しており、子どもからその家族へ省エネ対策に関する知識が広がり、環境意識を世帯単位で高められる仕組みになっています。

(1) 内容

- ①省エネやエネルギーの低炭素化につながる行動の事例紹介
- ②子どもの目に留まるような、漫画風の構成

(2) 配布実績

年度	配布対象	配布枚数
令和2	品川区立小学校・義務教育学校（計37校）の4～6年生児童、図書館、地域センター、文化センター	13,815
令和3	品川区立小学校・義務教育学校（計37校）の4年生児童	2,975
令和4	品川区立小学校・義務教育学校（計37校）の4年生児童	3,099



令和5年度予算額 0千円

二. 環境マネジメントシステム運用管理 (環境管理係)

区の環境に関する取り組みを推進する区独自の仕組みであるしながわエコリンクを円滑に運用し、継続的な環境保全活動を全庁的に推進します。

1 しながわエコリンクの運用概要 (平成27年度より実施)

区では、率先して一層の環境保全・改善に取り組み、区民・事業者等の環境行動の促進を図るため、しながわエコリンクの運用をしています。

しながわエコリンクの運用により、環境関連法令や実行計画に基づく省エネ・省資源活動を着実に推進していくために、年度ごとの環境目標を定め、その進行管理を行います。

また、区有施設における環境法令管理の強化を図り、適用を受ける環境法規制の遵守の徹底を図ります。

平成30年度は「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」策定や、各種法令の改訂などに基づき、文書改訂を行いました。

▪ スケジュール

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実務担当者研修	●	●										
環境法令研修		●										
職場研修			●	●								
環境監査員研修				●								
環境監査					●	●	●					
環境対策庁内会議 (課長級職員)					●							
環境対策推進会議 (部長級職員)											●	
表彰											●	
各所属長等 による点検・評価	●			●		●			●			
区長または都市環境 部長による見直し											●	

2 各種研修の実施

実務担当者研修や環境法令研修等を実施することにより、しながわエコリンクの制度概要や運用方法、法令の知識等を担当者等が習得し、適切にシステムを運用します。環境監査員研修では、模擬監査を交え実践的な研修を実施しています。

令和5年度予算額 561千円

3 環境監査の実施

しながわエコリンクの適切な運用を確認するため、課長級職員を主任環境監査員とする環境監査を実施します。監査では所属長（課長・施設長）とのヒアリングや現地調査などを通じて監査部署の運用状況を確認するとともに、関係書類等の確認や、優れた環境改善・保全活動の発見等を行い、令和4年度は指摘事項0件、改善・提案事項7件、適切事項97件、優良事項34件が報告されました。

4 表彰の実施

各部署における環境に関する取り組みについて、優良と認められるものについては表彰を行います。令和元年度より表彰状にバナナペーパーを用いています。これはバナナの繊維を混ぜた表彰状で、紙原料である木材の使用量を抑えられるほか、バナナを作る発展途上国の生産者をサポートすることにもつながります。

(1) 令和4年度の表彰内容

①水神児童センター

他部署で使用しなくなった「生ごみをたい肥に変える装置」を再利用し、リサイクルの啓発と食品ロスの削減に取り組みました。

②ゆたか保育園

サツマイモを調理・再利用する環境学習体験を実施し、子どもたちの食品ロス削減啓発に率先して取り組みました。

③大井第一小学校

教員のSDGs行動宣言を校内に掲示し、全校的なSDGsの意識付けを図り、子どもたちの環境意識向上に取り組みました。



令和5年度予算額 9千円

三．環境学習交流施設管理運営（環境推進係）

（1）目的

地球温暖化による影響が年々顕著になる中で、その対策は世界共通の切迫した課題として更なる対策が求められており、国内においてもその対策や環境に関する学びへの需要が高まっています。

品川区では、こうした社会的な変化に対応し、より効果的に環境保全を促進するため、平成30年3月に「品川区環境基本計画」を策定しました。計画に示す環境教育・コミュニケーションの充実や、環境保全について日常的に実践する人を育て、次代につなぐ環境都市の実現を目指すため、環境を体感して学べる施設として「品川区立環境学習交流施設エコルとごし」を整備しました。

（2）施設概要

- ① 名 称 品川区立環境学習交流施設
(愛称：エコルとごし)
- ② 開設日 令和4年5月1日
- ③ 所在地 品川区豊町2-1-30
(戸越公園内)
- ④ 構 造 鉄骨造
- ⑤ 規 模 地上3階建て
延床面積1,865.83m²



（3）施設のキャッチコピー

「つなぐ つづける つくりだす ~エコなミライへ~」

＜キャッチコピーの考え方＞

区の今までの環境保全に対する取り組みなど、今あるものをつなぎ持続可能にすることとあわせ、施設から今までにない新たな魅力やにぎわいをつくり育てるという観点から掲げたものです。

（4）ターゲット

第1ターゲット…未来をつくる子どもたち 第2ターゲット…子どもを支える人たち

＜ターゲットの考え方＞

子どもたちへの啓発から、子どもたちにとって最も身近で直接支える家族、その周りで支える学校や地域の人々へ結びをつなぎ、環境行動の輪をつくりだすことを目指します。

（5）施設機能

体験学習機能、情報発信機能、交流・連携機能

（6）管理運営手法

指定管理による管理運営

(7) 事業内容（指定管理業務）

- ① 環境の保全に関する学習の推進
- ② 環境の保全に関する情報の収集・提供
- ③ 環境保全活動に主体的に取り組む人材の育成・支援
- ④ 施設および設備の使用に関する事（貸室等の運用）

(8) 施設構成

	主な諸室	定員	内容
	多目的スペース (149.9 m ²)	1/3面 33名 2/3面 66名 全面 100名	講座・講演会やワークショップ開催、社会科見学等で使用（貸出可）
3階	映像展示室 常設展示室 ホワイエ兼メッセージ展示 (385.7 m ²)	-	温暖化対策をメインテーマとして、自分と環境との関わりを疑似体験できる大型映像展示・「みる・きく・さわる」といった体感を重視した常設展示・思いを発信するメッセージ展示
2階	地域交流室 (50.4 m ²)	27名	町会・自治会など、地域活動・団体活動の場（貸出可）
2階	ボランティア室 (45.0 m ²)	25名	施設で活躍するボランティアなど、環境に関するボランティアを行っている方の活動の場
1階	コミュニティラウンジ (194.2 m ²)	-	誰もが利用できる休憩スペースをはじめ、情報発信エリア、企画展示エリア・キッチンを備えた多機能ラウンジ
1階	キッズスペース (45.5 m ²)	-	壁面で遊ぶことができるパズルやマグネット、木製玩具を備えた乳幼児と保護者向けスペース（推奨対象年齢0～3歳）

(9) 利用時間・休館日

区分	利用時間	休館日
コミュニティラウンジ	7:00～21:30	第4月曜日
展示室・キッズスペース	9:00～18:00	・
ボランティア室 地域交流室 多目的スペース	9:00～21:30	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)

(10) 実績

① 来館者数

	令和4年度
年間累計来館者数	219,553人
月平均来館者数	19,959人

② 環境学習講座

気象予報士によるお天気実験教室や、木材・廃材を使った工作、戸越公園の自然を活用した自然体験講座等、子どもたちも楽しみながら参加できる体験型の講座・イベントを開催しています。

		令和4年度
講座開催回数	指定管理事業	50
	アウトリーチ講座	7
	エコルフェス内講座	5
全講座参加者数（人）		3,935

③ 来館者向けのZEBガイドツアー

来館者を対象に、ZEBへの理解・普及促進のため「エコルとごしの魅力とZEB関連設備を巡るツアー」と題し、週に一回程度施設内を案内するツアーを実施しています。

		令和4年度
ツアー参加者数		141
実施回数		63

④ 企画展

地域・環境情報発信の一環として、大型企画展を含み全8回、企画展を実施しました。

内容	期間
品川歴史館による出張展示	令和4年5月20日（金）～6月20日（月）
しながわ水族館に行こう！	令和4年7月26日（火）～8月21日（日）
9月は防災月間！品川区の防災について知ろう！	令和4年9月10日（土）～9月25日（日）
わお！な生きものフォトコンテスト写真展	令和4年11月12日（土）～12月4日（日）
見慣れた景色の見えない防災展 ～戸越銀座、目黒川、立会川の地下をのぞいてみよう！～	令和4年12月1日（木）～12月26日（月）
木づかい☆環境・社会へのやさしい気づかい	令和4年12月17日（土）～12月23日（金）
本濃研太段ボール彫刻展「エコルとごしに動物たちがやってきた！」（大型企画展）	令和5年2月28日（火）～3月26日（日）
せかい！動物かんきょう会議 動物が語るSDGs 「気候変動対策」展	令和5年3月10日（金）～4月10日（月）

⑤ ボランティア登録数

区民の自主的な環境保全活動の支援・育成につなげていくため、環境や施設に関心のある方は施設ボランティアとして登録し、講座・イベント等で協力いただいています。

		令和4年度
登録者数（人）		25

⑥ 環境情報発信

施設ホームページ、各種SNS、施設広報紙の発行（年6回）等により、環境情報・施設情報をリアルタイムで発信しています。

令和4年度	
施設ホームページ閲覧数（件）	411,268
SNS累計フォロワー数（人）	1,505

⑦ 貸室利用

多目的スペース・地域交流室の2室は、環境学習講座や社会科見学で主に利用し、地域活動や環境保全活動支援のため貸室としても利用提供しています。

令和4年度	
多目的スペース利用者数（人）	18,391
地域交流室利用者数（人）	7,147
合計	25,538

（11）環境学習展示

＜テーマ＞ 「温暖化対策」中心

＜展示の流れ＞

- ①映像展示（環境そのものへの関心をもつ）：「バランスプラネット」「いきものタッチ」
床・壁に投影する映像装置と人の動きを感じるシステムにより、環境との関わりを楽しく疑似体験できる大型映像展示です。
- ②常設展示（映像展示を深堀りし、新たな気付きを生む）：「トイカケのジカン」
1秒・1日・1年などの「時間」を軸に環境をとらえ、身近な視点で楽しく学ぶことのできる体験型展示です。
- ③メッセージ展示（学んだことから答えを出し、発信）：「ミライのタネ」
①②で学んだことを自ら考え、未来へのメッセージを発信・共有することができる参加型の展示です。



大型映像展示



常設展示



メッセージ展示

（12）建物の特徴

① 建材の活用

区と交流・連携する自治体と、東京都多摩地域を産地とした木材等を、建物の随所に活用しています。

② 都内公共施設で初めてとなる「Near1y ZEB (※)」認証取得建物

建築物省エネルギー性能表示制度（B E L S）の「Near1y ZEB」認証を取得しました。年間を通じて安定した温度である地中の未利用エネルギーを空調熱源として利用し、再生可能エネルギーである太陽光発電によりエネルギーを創るなど、竣工時点で建築物のエネルギー消費量の91%削減、令和4年度の運用段階では97%の削減を実現しました。

③ 災害に強い建物計画

太陽光発電システムと蓄電池を組み合わせることにより、施設の一部照明やトイレ等を使用できるものとし、避難所機能としての活用も可能とします。

(※) ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) …

省エネ効果の高い設備を導入することにより、省エネルギーを実現、かつ、使用するエネルギーを創出することで、快適な室内環境を維持しながら、年間の一次エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることをめざした建築物。



(13) ZEB普及支援事業

都内公共建築物で初となる「Near1y ZEB」認証を取得したエコルとごしの設計者によるセミナーおよびエコルとごしの施設見学会を実施することとあわせ、建築物のZEB化を検討している事業者の疑問点・課題等の解決に寄与するため、ZEBプランナーによる個別相談会を実施し、区内のZEBの普及・導入支援をしています。

① 対象

ZEB化導入を検討する区内民間事業者（デベロッパー・設計事務所等）

② 内容

第1回：令和4年9月5日（月）

第2回：令和4年11月26日（土）

※建築課主催建築イベント「オープンしなけん」として開催

第3回：令和5年1月25日（水）

③ 実績

セミナー・見学会：合計38社・67人

＜内訳＞

第1回：10社・29人参加

第2回：18組・20人参加

第3回：10社・18人参加

個別相談会：合計 5 社

＜内訳＞

第1回：2社参加

第2回：2社参加

第3回：1社参加

(14) 環境保全活動団体および個人の認定

① 登録数 18 件 (個人 1 件を含む)

② 内 訳 地域団体：11 件 企業：6 件 個人：1 件

③ 主な活動内容

リサイクル、SDGs 啓発、町内美化、環境教育、花植え、エシカル消費 等

令和5年度予算額 162,964千円

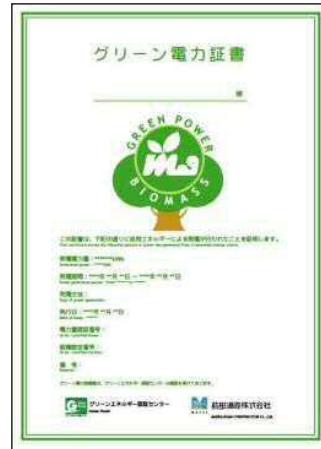
四. 環境行動推進事業（環境管理係・環境推進係）

1 グリーン電力証書システムの活用（環境管理係）（平成21年度より実施）

グリーン電力証書システムは、バイオマスや太陽光等の再生可能エネルギーで発電された電気が持つ目に見えない

「環境価値」を「電気そのもの」と切り離して取引する制度であり、グリーン電力証書を購入することによって、「環境価値」のある電力を利用したとみなすことができるシステムです。

このグリーン電力証書システムを活用し、イベント時に使用する電力について証書を購入します。これにより、CO₂の削減と自然エネルギーの活用について、広く区民に啓発を図っていきます。



（1）令和5年度に予定しているイベント（計30件）

・みどりと花のフェスティバル（しながわ区民公園・戸越公園・西大井広場公園・東品川海上公園）	4,000 kWh (500kWh×8会場)
・エシカル消費イベント	500 kWh
・品川区民まつり	6,500 kWh (500kWh×13会場)
・品川区民芸術祭（しながわアマチュアステージ、ティーンズコンサート）	1000 kWh (500kWh×2会場)
・ユニバーサルスポーツフェスタ（6月）	500 kWh
・品川区民 秋のコンサート	500 kWh
・伝統の技と味／しながわ展	500 kWh
・環境講演会	500 kWh
・子どもスポーツフェスタ「わ！しなりんピック」	500 kWh
・防災フェア	500 kWh

※ただし、「子どもスポーツフェスタ『わ！しなりんピック』」が開催されなかった場合、「ユニバーサルスポーツフェスタ」10月分に適用する。

（2）令和4年度 実績（21件）

・みどりと花のフェスティバル（しながわ区民公園・戸越公園・西大井広場公園・東品川海上公園）	4,000 kWh (500kWh×8会場)
・エコルとごしオープニングイベント	500 kWh
・品川区民まつり	4,500 kWh (500kWh×7会場)
・ユニバーサルスポーツフェスタ	500 kWh
・品川区民 秋のコンサート	500 kWh

・伝統の技と味／しながわ展	500 kWh
・環境講演会	500 kWh
・防災フェア	500 kWh

令和5年度予算額 83千円

2 サマールック、ウォームビズキャンペーン（環境推進係）

〔 サマーリックキャンペーン：平成14年度より実施
　　ウォームビズキャンペーン：平成18年度より実施 〕

電力需要の増大する夏季および冬季期間において、区が率先して省エネルギー行動を実行・啓発することで、区民・事業者に省エネの取り組みを促すことを目的とし実施します。

（1）内容

①サマーリックキャンペーン（期間：令和5年5月1日～10月31日）

室内温度が原則28℃となるように冷房運転時の設定温度を調節し、軽装で執務を行い、体感温度を服装で調整するよう庁内、民間事業所、区関連施設等に呼びかけます。

あわせて夏季における省エネルギーの取り組みを周知・紹介し、各家庭での省エネ行動啓発につなげます。

②ウォームビズキャンペーン（期間：令和5年11月1日～令和6年3月31日）

室内温度が原則19℃（民間事業所は20℃）となるように暖房運転時の設定温度を調節し、厚着で執務を行い、体感温度は服装で調整するよう庁内、民間事業所、区関連施設等に呼びかけます。

あわせて冬季における省エネルギーの取り組みを周知・紹介し、各家庭での省エネ行動啓発につなげます。

（2）事業者等との連携

東京商工会議所品川支部、東京電力パワーグリッド（株）品川支社、東京ガスネットワーク（株）東京中支店、区内のISO認証取得事業所・エコアクション21認証取得事業所、JR等と連携して実施します。

※令和4年度 参加協力依頼区内事業所数：142事業所

（3）区民への周知・紹介方法

①広報媒体：広報しながわ、品川区統合チラシ、しながわ産業ニュース

②SNS等の活用：区HP、ケーブルテレビ、区SNS

③その他掲示等：庁舎懸垂幕

【ポスター、チラシ例】



令和4年度サマールックキャンペーン
ポスター（左）チラシ（右）

令和4年度ウォームビズキャンペーン
ポスター（左）チラシ（右）

令和5年度予算額 392千円

五．環境経営支援事業（環境管理係）

企業が自主的に環境改善の取り組みを行うことにより、競争力・収益力の向上に結びつく経営の促進を支援します。

1 エコアクション21認証取得支援事業（環境管理係）（平成23年度より実施）

国が策定した環境経営システムであるエコアクション21の認証取得に対し、区が区内の中小企業者へ様々な支援を行うことで、環境に配慮した事業活動を促進し、地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図ることを目的とします。

- [根拠法令等]
- ・品川区エコアクション21認定取得支援助成金交付要綱
 - ・品川区エコアクション21認定取得支援助成金交付事務取扱要領

（1）内容

①環境経営説明会（募集人数：30名程度）

環境経営に興味のある中小規模事業者を対象に、具体的な取り組み事例を交えた環境経営に取り組むメリットや、環境認証制度であるエコアクション21の概要および利点等に関する説明会を実施します。

②エコアクション21認証取得支援セミナー（全4回）

エコアクション21中央事務局が実施する「自治体イニシアティブプログラム」を活用し、専門家による集団指導および個別指導を実施し、実際の認証取得に向けた支援を行います。

③認証取得に係る経費の助成

・助成対象経費

エコアクション21の認証・登録に要した経費のうち審査費用、現地審査のための交通費・宿泊費およびコンサルント委託費、および認証・登録料とする。

・上限額

コンサルタントを活用して認証取得を行った場合・・・20万円

自社のみで認証取得を行った場合・・・・・・・・・・・・15万円

(2) セミナー実績

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度 ※	
	人数	日程	人数	日程	人数	日程	人数	日程
説明会	4 社	5/23	7 社	5/9	9 社	9/17	1 社 (2 社)	5/10 (9/6)
認証取得セミナー	5 社	6/20～ 10/24	6 社	5/31～ 9/25	3 社	10/9～ 12/21	3 社	6/2～ 10/12

	令和 4 年度	
	人数	日程
説明会	2 社	5/11
認証取得セミナー	2 社	6/2～ 10/7

※令和 3 年度は初回の説明会後に、認証取得セミナーの参加事業者がいなかったため、導入セミナーを 2 回実施。

※() 内は 2 回目の参加人数と日程。

(3) 助成実績

金額：千円

平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4	331	1	105	0	0	0	0	0	0

令和 5 年度予算額 307 千円

六. エコライフ普及事業（環境推進係）

地球温暖化防止や良好な地域環境実現のため、環境にやさしいライフスタイルを区民に普及します。

1 地球にやさしい環境運動推進事業（平成24年度より実施）

（1）目的

区内における地球温暖化対策を推進するためには、家庭部門での省エネルギー・節電の取り組みが重要な課題となっています。そこで、区内商店街の持つメディアネットワークを最大限に活用し、区民に向けて省エネ・節電の啓発活動を普及するとともに、商店街を舞台として事業展開を行うことで、商店街の活性化を図ります。

[根拠法令等] ■ 地球にやさしい環境運動推進事業補助金交付要綱

（2）内容

①環境学習

環境学習講座「まなびや」の開催

- ・サルベージパーティー

食品ロスの要因や解決策を学ぶこと目的として、各家庭から食べ切れない食材を持ち寄り美味しく変身させるサルベージパーティーを実施します。

②普及啓発・宣伝活動

（ア）エシカルキャンペーン

エシカル消費につながる店舗を紹介する冊子の作成やスタンプラリーを実施します。

（イ）エコカップスポーツ大会

- ・サッカー3年生大会・ママさん大会・キッズフェスタ（1・2年生大会）
- ・親子バレーボール大会
- ・フットサル社会人大会

スポーツ大会と同日に環境活動啓発イベントを開催します。

（ウ）環境啓発フラッグ製作

区内商店街にて、節電などをテーマにしたフラッグの作成を補助します。

（3）令和4年度実績

①環境学習

（ア）環境学習講座「まなびや」の開催

- ・食べ残しNOゲーム

食品ロスの要因や解決策を学ぶことで食べ残さないように意識するカードゲームを実施しました。

(日時) 令和5年3月21日(火・祝)
(参加) 12名

②普及啓発・宣伝活動

(ア) 環境啓発フラッグ製作

(参加商店街数) 5商店街
(製作枚数) 173枚

(イ) エシカルCHOICEチャレンジ

新型コロナウイルス感染症拡大状況を鑑み中止

(ウ) エコカップスポーツ大会

【サッカー3年生大会】

(期間) 令和4年4月～5月
(参加者) 約400名

【キッズフェスタ(1、2年生サッカー大会)】

(期間) 令和4年10月～11月、令和5年2月、3月
(参加) 約400名

【ママさん大会(サッカー大会)】

(日時) 令和4年10月16日(日)
(参加) 約200名

【親子バレーボール大会】

(日時) 令和4年12月4日(日)
(参加者) 約200名

【フットサル社会人大会】

(日時) 令和4年11月3日(木・祝)、12日(土)
(参加者) 約600名



令和5年度予算額 5,000千円

2 国産間伐材の有効活用事業（平成24年度より実施）

(1) 目的

「間伐材を知る」「間伐材に触れる」きっかけを作り、国産間伐材の有効活用による森林保全・環境保全の周知・啓発を行うことで、環境に関する意識の向上を図ります。

「根拠法令等」　・国産間伐材の有効活用事業補助金交付要綱

(2) 内容

- ①間伐材ツアー
東京の森あそび木づかいツアーを実施します。
 - ②WEBサイト「木ッカケ」プロジェクト
木材製品の利用促進を図るため、WEBサイトと商店街の店舗にて木製品や木材活用に関する情報を紹介する他、ワークショップを実施します。

(3) 令和4年度実績

- ①間伐材ツアー「東京の森あそび木づかいツアー」
(日時) 令和4年8月6日(土)、8月20日(土)
(参加) 25組50名

②木ッカケプロジェクト
間伐材等の利用促進を図るべく、特設HPを制作し、製品や森や木材活用などの情報紹介や、間伐材等の製品の販売を行いました。
(サイト閲覧数) 4,966回



令和5年度予算額 3,000千円

七. 地域エコ活動推進事業 (環境管理係・環境推進係)

地球温暖化防止や良好な地域環境実現のために、区民の自主的な環境活動を推進するとともに、広く区民に環境啓発を図ります。

1 環境講演会 (環境推進係) (平成17年度より実施)

区民の環境意識の向上、また、環境配慮への動機付けとなることを目的に講演会を開催します。

今年度は、令和6年2月開催予定です。

(1) 令和4年度実績

- ①日 時 令和5年2月25日（土）
- ②会 場 スクエア荏原 ひらつかホール
- ③講演内容 講 師：リュウジ氏
「料理研究家リュウジが本気で考える「食品ロス」」

(2) 参加者実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	144	中止	中止	122	300

令和5年度予算額 860千円

2 環境表彰式 (環境推進係) (平成18年度より実施)

区民の環境保全に関する優れた環境活動を展開している団体や個人を「環境保全活動顕彰」として表彰することで、その活動の強化や地域等でのエコ活動を推進します。

なお、表彰式は、環境に関する表彰事業として、公園課が実施する「みどりの顕彰」、品川清掃事務所が実施する「資源リサイクル活動貢献団体」と合同で実施しています。

また、令和元年度より、各表彰状・感謝状の用紙には、環境配慮と発展途上国の雇用支援につながる「バナナペーパー」を採用し、フェアトレードの啓発にもつなげています。

[根拠法令等] 環境保全活動顕彰制度実施要綱

(1) 令和4年度実績 環境保全活動顕彰

企業大賞	EASE 「遊びで人と人をつなげる 遊びと学びのパーク」 ・環境啓発イベント等の実施
企業賞	オイシックス・ラ・大地株式会社 「環境負荷低減の取り組み」 ・廃棄物の管理 ・包装資材の環境配慮 ・従来のフードロス食材のバリューアップ
地域大賞	特定非営利活動法人しながわ花海道 「しながわ花海道および勝島運河周辺地区における環境保全活動」 ・勝島運河沿いの花壇化・護岸上部の清掃やイベントの実施
地域賞	平塚三丁目 相生クラブ 「町内花壇の整備美化・町内清掃活動」 ・ひらさん広場花壇 花植えと手入れ ・花作り推進事業に参加 ・緑化活動の技術習得 ・町内清掃ボランティア
	小山二丁目 東部町会ボランティア/花愛好会ボランティア 「品川区防災まちづくり公園みどりと花のボランティア」 ・公園の花壇の水やり、花柄つみ、草抜き
	潮路東ハイツ自治会 植栽クラブ 「美化清掃・環境保全活動」 ・地域の美化及び環境保全 ・住民コミュニティの活性化

令和5年度予算額 254千円



3 しながわ家庭エコチャレンジ（環境推進係）（平成18年度より実施）

家庭における環境意識の向上のため、令和4年度までは、環境学習冊子を、学校（小学校・義務教育学校）を通じて配布し、学年ごとに内容の違う取り組みを実施していましたが、令和5年度は紙媒体の冊子に代わり環境学習動画を制作・運用いたします。動画の特性を活かし、幅広い世代に分かりやすく環境課題について考える機会を提供し、環境活動に取り組む契機とします。

(1) 内容

動画内容：地球温暖化・食品ロス・使い捨てプラスチックなどの環境課題について、小学生でも理解しやすいアニメーションやテロップ等を活用して制作

対象：小学生

制作本数：2本 ※1～3年生用・4～6年生用を各1本（1本つき8分程度）

(2) 令和4年度実績

①しながわ家庭エコチャレンジ

学年ごとに異なる内容に取り組み、チャレンジした結果を学校ごとに取りまとめた上、環境課へ提出します。

1・2年生テーマ：『もったいないをへらしてエコにくらそう』

3・4年生テーマ：『食品ロスをみんなでへらそう！！』

5・6年生テーマ：『知ってる？地球温暖化』

②記念品の配布

エコチャレンジに取り組んだ生徒に、記念品（環境配慮型鉛筆：不用として廃棄されていた木材を100%再利用して作成）を配布しました。

(3) 参加実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加校	38	38	38	38	38
取り組み児童数(人)	10,496	10,745	11,188	12,512	13,402

令和5年度予算額 1,500千円

4 SHINAGAWA “もったいない” プロジェクト（環境推進係）

（平成27年度より実施）

“もったいない”の精神を普及するため、「食品ロス削減」をテーマに啓発事業を展開することで、区内の環境意識の向上を図り、魅力あるまちづくりにつなげていきます。

（1）内容

食品ロスに対する認知度向上や幅広い世代に対し食品を大切に扱う意識の醸成を図るため各種事業を展開します。

① SHINAGAWA “もったいない” 推進店

区内の飲食店や食品を扱っている小売店等を対象に、小盛り対応や食べ残し削減のPR活動など食品ロス削減に取り組んでいる店舗を「SHINAGAWA “もったいない” 推進店」として登録し、区が紹介します。

② フードドライブ

家庭にて食品の賞味期限・消費期限をチェックし、使わないまたは使い切れない食品を持ち寄ってもらい、イベント等で回収します。これにより家庭で、食品の在庫やその消費期限等をチェックするきっかけを作り、食品の買い過ぎや期限切れによる食品ロスの削減につなげます。また、集まった食品は社会福祉協議会などに寄付します。

今年度は、区内2施設で常設窓口を設置する他、環境啓発イベント「エコルフェス-2023 SPRING-」、「環境講演会」などで実施予定です。

【常設窓口設置施設】

・品川区役所（環境課窓口） 　・品川区立環境学習交流施設エコルとごし

③ “もったいない” 推進店イベント

“もったいない” 推進店が行う食品ロス削減方法を紹介するとともに、飲食出店を行うイベントを実施することで、楽しみながら食品ロス削減について考える機会を提供します。

④ 3010運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンである「3010運動（乾杯から30分間と、お開き前の10分間を自分の席で料理を楽しむ時間とするよう呼び掛ける運動）」の実施を、広報や区ホームページで呼び掛けます。

(2) 令和4年度実績

① SHINAGAWA “もったいない” 推進店

品川区商店街連合会の協力を得て、本事業に協力してくれる商店街を紹介してもらいたい、登録店舗数増加に努めました。現在26の商店街と個店に協力を得て、155店舗の推進店が誕生しています（令和5年3月現在）。

地区	商店街	飲食店	小売店	EC サブ
品川地区	青物横丁商店街	5	1	0
	北品川商店街	1	1	0
	京急新馬場商店街	6	4	0
	北品川本通り商店会	1	0	0
	南馬場商店街	1	1	0
	個店	0	2	0
大崎地区	大崎ニューシティ店舗会	3	1	0
	五反田商店街	1	0	0
	不動前駅通り商店街	10	0	0
	個店	3	6	0
大井地区	立会川駅前通り繁栄会	3	4	0
	立会川駅前商店会	4	0	0
	大井銀座商店街	1	0	0
	大井サンピア商店街	1	1	0
	桜新道商盛会	0	2	0
	大井光学通り商店街	13	0	0
	個店	10	8	0
荏原地区	旗ヶ岡商店街	6	1	0
	旗の台東口通り商店街	7	0	0
	親友会通り商店街	3	4	0
	荏原町商店街	10	2	0
	戸越公園駅前南口商店街	0	1	0
	戸越公園中央商店街	1	0	0
	中延商店街	2	4	0
	戸越銀座商店街	2	2	0
	戸越銀座銀六商店街	2	2	0
	戸越銀座商栄会商店街	1	0	0
	旗の台三丁目商店会	1	1	0
	宮前商店街	0	1	0
	個店	2	5	0
その他		0	0	1
合 計		100	54	1



登録店が検索できます

②フードドライブ

【定期実施】

- ・計 4 回（各回 1 週間実施）
- ・受付場所：3 か所（環境課・環境学習交流施設エコルとごし・消費者センター）

実施日	寄付者数	総数 (食品重量)
令和 4 年 6 月 27 日～7 月 3 日	82 名	1,674 点 (357.9kg)
8 月 29 日～9 月 4 日	125 名	2,008 点 (489.1kg)
10 月 24 日～30 日	114 名	1,494 点 (328.6kg)
令和 5 年 1 月 16 日～22 日	99 名	1,649 点 (721.5kg)
合計	420 名	6,825 点 (1,897.1kg)

【イベントでの実施】

イベント名	実施日	場所	寄付者数	総数 (食品重量)
エコルフェスしながわ 2022	令和 4 年 5 月 1 日	エコルとごし	21 名	329 点 (64.4kg)
エコカップキッズフェスタ ※	令和 5 年 2 月 23 日	しながわ中央公園	12 名	75 点 (13.5kg)
環境講演会	令和 5 年 2 月 25 日	スクエア荏原	39 名	283 点 (63.8kg)
食べ残し NO ゲーム体験会※	令和 5 年 3 月 21 日	本照寺	2 名	7 点 (2.2kg)
合計			74 名	694 点 (143.9kg)

※エコカップキッズフェスタおよび食べ残し NO ゲーム体験会は、品川区商店街連合会が主導し、フードドライブを実施。



③3 0 1 0 運動

区ホームページで 3 0 1 0 運動の啓発を実施しました。

令和 5 年度予算額 6,791 千円

5 ボトルキャップ回収運動（環境管理係）（平成27年度より実施）

職員の持続的な資源循環行動を推進するために、職員が廃棄するペットボトルキャップの分別回収を実施します。

[根拠法令等] ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器法）

（1）内 容

回収したペットボトルキャップは、社会福祉法人福栄会を通じて、新たなプラスチック製品へ再利用されています。

（2）実 績

単位：kg

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収量	1,037	986	1,064	621	808

令和5年度予算額 50千円

6 打ち水大作戦しながわ（環境推進係）（平成18年度より実施）

温度が上昇する夏季、区民に古くから日本にある「打ち水」で涼を取ってもらうとともに、節電や低炭素化社会の実現について考える機会としてもらうため、打ち水を推進しています。

（1）令和4年度実績

打ち水大作戦しながわ2022

ポスター掲示・チラシ配布による打ち水啓発や打ち水用品の貸出を実施しました。また、エコルとごしにて、近隣施設であるゆたか児童センター、ゆたか保育園、三ツ木保育園の各児童を対象とした打ち水イベントを実施しました。

①期 間

令和4年7月23日（土）大暑～8月23日（火）処暑

②ポスター掲示・チラシ配布

ポスター掲示・チラシ配布（商店街、小・中・義務教育学校、保育園・幼稚園、児童センター、その他区関連施設）、区ホームページ掲載、広報しながわ



（2）打ち水大作戦参加者実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
累計参加者数	3,108	5,922	集計なし	4,617	4,556

令和5年度予算額 268千円

7 使い捨てプラスチック削減推進事業（環境推進係）（令和元年度より実施）

近年、プラスチックごみによる海洋汚染や、マイクロプラスチック（サイズが5ミリ以下の微細なプラスチックごみ）による生態系への影響が懸念されています。普段の生活の中で、使い捨てプラスチック製品の使用を見直すきっかけとなるように、区民・区職員に対して意識啓発を行います。

(1) 内容

①エコルとごし開館1周年記念イベントでのリユース食器導入

「エコルとごし開館1周年記念イベント」での飲食容器として、リユース食器を使用することで、使い捨てプラスチック削減の啓発を行います。

②区民まつりでの使い捨てプラスチック削減啓発

区民まつりにおける環境配慮型容器類購入の補填のため、13地区に助成を行います。

③区有施設へのマイボトル用給水機設置

ウォータースタンド(株)と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結し、区有施設へマイボトル用給水機を設置することによりペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用抑制およびプラスチックごみ削減に向けた啓発を図ります。

(2) 令和4年度実績

①エコルとごしオープニングイベントでのリユース食器導入

「エコルとごしオープニングイベント」での飲食容器として、リユース食器を使用することで、使い捨てプラスチック削減の啓発を行います。

※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う飲食中止のため実施なし。

②区民まつりでの使い捨てプラスチック削減啓発

区民まつりにおける環境配慮型容器類購入の補填のため、13地区に助成を行います。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う飲食中止等のため2地区で実施。

③区有施設へのマイボトル用給水機設置

令和4年度設置施設：品川区立環境学習交流施設エコルとごし

令和5年度予算額 650千円

8 品川区環境活動推進会議（環境管理係）（平成15年度より実施）

- 【根拠法令等】
- ・品川区環境活動推進会議設置要綱
 - ・品川区環境活動推進会議事務取扱要領

（1）経過

平成15年10月に設置され、任期を2年として定期的に会議を行い、現在、第十一期（令和5年4月1日～令和7年3月31日）の委員が活動しています。環境活動推進会議では、テーマを定め、環境に関する各種課題について議論しています。

第十一期では、水とつながりから人間社会と自然との関係性を考えることをテーマに掲げ、会議に取り組んでいます。

（2）第十一期委員構成

35人

- ①区長が指定する者（学識経験者、小・中学校長） 3人
- ②区内の関係団体が推薦する者（町会、東京商工会議所、商店街、助産師会、小・中学校PTA） 6人
- ③区内の事業所が推薦する者（東京電力パワーグリッド株式会社 品川支社、東京ガスネットワーク株式会社、品川区リサイクル事業協同組合カムズ） 3人
- ④公募により委員とする者 23人

（3）第十期 環境活動推進会議の主な活動実績

第十期環境活動推進会議の主要検討テーマを「環境活動推進委員で作る環境学習講座」とした。委員が主体となって講座の企画から運営までを行い、実際に区民を対象とした講座を開催した。

令和3年度は各委員が3つのテーマの中から興味のあるものを選択し、各テーマを2つのグループに分け、計6グループに別れて講座内容の検討を行った。

令和4年度の10月から11月にかけて、計3回の環境学習講座を開催した。

【令和3年度 講座案】

- | | |
|---------------|--|
| テーマ1 「食品ロス削減」 | 講座案1：区内を歩いて食品ロス削減のヒントを探そう！
講座案2：食品ロス問題体験学習～知る・見る・やってみる～ |
| テーマ2 「SDGs」 | 講座案1：カードゲームでSDGsを知ろう！！
講座案2：フェアトレード |
| テーマ3 「ごみ削減」 | 講座案1：捨てていた野菜から芽生える命
講座案2：My HASHIと○○のススメ |

【令和4年度 実施講座】

テーマ1 「食品ロス削減」

講座名：“じぶんごと”で考えよう！食品ロス削減～知る・見る・やってみる～
日 時：令和4年10月22日（土）10時から11時30分
場 所：品川区環境学習交流施設エコルとごし 3階多目的スペース
講 師：立正大学 李斗領 教授
参加者数：14名（環境活動推進会議委員含む）

テーマ2 「SDGs」

講座名：SDGsカードゲームでフェアトレードを学ぼう
日 時：令和4年11月20日（土）10時から12時30分
場 所：品川区環境学習交流施設エコルとごし 3階多目的スペース
講 師：八潮学園教諭 石田千尋 先生
参加者数：12名（環境活動推進会議委員含む）

テーマ3 「ごみ削減」

講座名：ほめあうリユースとーーく～Let's ごみ削減～
日 時：令和4年11月5日（土）10時から11時20分
場 所：品川区環境学習交流施設エコルとごし 3階多目的スペース
参加者数：16名（環境活動推進会議委員含む）

令和5年度予算額 740千円

9 森林環境譲与税を活用した都内連携（環境管理係）（令和5年度より実施）

森林環境譲与税の有効活用のため、東京23区と多摩地域による森林整備や木材利用などを進める広域連携事業に参加します。

多摩地域で行う森林整備などに必要な事業費を23区の森林環境譲与税で負担することで、増加した二酸化炭素吸収量分は23区がカーボン・オフセットしたものとみなすことができます。

令和5年度予算額 204千円

八. カラス及び外来種対策事業（指導調査係）

鳥獣のうち、人や建物の被害防止を目的に、カラス及び外来種（アライグマ・ハクビシン等）に関する業務を行います。「カラス・外来種総合窓口」を設置し、区民からの相談等について総合的に受付します。

- [根拠法令等]
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
 - ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

1 カラス対策（平成17年度より実施）



（1）カラスの巣、落下ヒナの撤去

カラスの巣や落下ヒナが原因で、区民が威嚇や攻撃を受けている場合、区民の安全のため巣等を撤去します。巣等の場所により、公園等は公園課、区道等は道路課、区立学校等は庶務課、その他民有地等は環境課、ごみ捨て場等の相談は清掃事務所がそれぞれ担当し、他課と連携して業務を行っています。

（2）カラスの相談および巣の撤去等実績（区全体）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	巣の撤去	171	157	172	109	107
	ごみの散乱・対策等	542	413	430	3,693	3,998
	鳴き声	4	19	9	5	10
	死骸の処理	50	43	61	40	50
	その他	51	46	88	168	313
	合計	818	678	725	4,015	4,478
撤去数	巣の撤去	131(26)	146(22)	132(28)	116(30)	101(35)
	落下ヒナの撤去	32(3)	37(8)	43(6)	14(5)	46(8)
	合計	163(29)	183(30)	175(34)	130(35)	147(43)

() 内は民有地内の撤去数

※令和3年度より清掃事務所からの報告書でカラス被害が見られた件数も含めることとした。

2 野鳥相談対応（カラス以外）

野鳥へのえさやりは繁殖を招き、フン害や鳴き声等のトラブルが発生することがあります。えさやりが行われている場所が民有地である場合は環境課、または道路、公園等で行われているえさやりの場合は所管する課でパトロール等の対応を行っています。

○えさやり防止看板の配布（令和元年度より実施）

えさやり防止看板を希望する方に配布し、マンションや神社等に掲示していただくことで、区民への啓発を行っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配布枚数	2	11	25	20

3 鳥インフルエンザ対策（平成26年度より実施）

鳥インフルエンザの発生に備え、感染症の疑いの野鳥に関する相談があつた際に、迅速かつ適切な対応を可能とする体制を敷いています。さらに、人への鳥インフルエンザの感染を防ぐためHP等を用い区民への注意喚起を実施しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	13	6	27	14	7

4 外来種対策（平成25年度より実施）

アライグマ・ハクビシンの箱わなによる捕獲、危険な昆虫類・は虫類等についての防除等を実施します。

（1）アライグマ・ハクビシン

特定外来生物に指定されているアライグマおよび鳥獣保護管理法に基づく狩猟鳥獣に指定されているハクビシンにより、隣接する県や区市では生態系への被害が発生しています。

区内での目撃情報や建物被害の報告も増加傾向にあり、今後さらに生息域拡大の恐れがあるため効果的に防除を進める必要があります。都が策定した「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、現在23区のうち21区が防除を実施しています。

（都の補助金制度を活用・・・経費の1／2）

① 情報提供

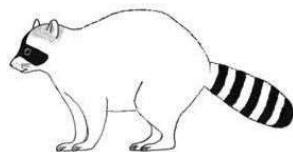
アライグマ・ハクビシンに関する区民からの相談業務とともに、チラシ等により生態・出没情報の周知等を行っています。

② 箱わなの設置・捕獲

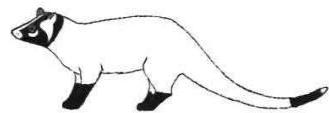
アライグマ・ハクビシンの被害を受けている区民の家屋等に対し箱わなの設置・捕獲・回収・処分を行います。特に捕獲が望める民有地等について、区が所有する箱わなの長期間設置、暗視カメラの設置による生息状況の確認などにより、効果的な防除を目指します。

③ 相談および捕獲実績等

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
目撃情報	132	123	183	201	171
箱わな設置件数	58	49	61	42	24
捕獲件数	7	2	9	4	11



アライグマ



ハクビシン

(2) アルゼンチンアリ (平成 27 年度より実施)

アルゼンチンアリは、生態系への影響のほか、屋内への侵入により生活に支障をきたすなど不快害虫として被害を及ぼす特定外来生物です。八潮 2 丁目付近におけるアルゼンチンアリの防除を品川区アルゼンチンアリ防除実施計画のもと実施し、令和 2 年度に地域根絶を達成しました。令和 3 年度以降は再侵入による被害の未然防止を目的として定点モニタリング調査を行い、状況に応じて薬剤の設置および散布を行っています。
(都の補助金制度を活用・・・経費の 1 / 2)

(3) 危険な特定外来生物

特定外来生物のうち、人への被害が報告される生物について、東京都は「危険な特定外来生物」と定めました。区ではこれらの特定外来生物が区内で確認された場合の初動対応を行い、休日も含めて迅速な対応を行うことで区民の安全と安心を確保します。

① ヒアリ・アカカミアリ（平成29年度より実施）

区内においては、大井ふ頭（都有地）（平成29年7月、8月、令和2年7月、10月、令和3年8月、令和4年7月）、品川ふ頭（都有地）（令和元年7月、10月）でヒアリ、アカカミアリが確認されています。令和元年9月、10月に青海ふ頭（江東区）で発見されたヒアリについて、専門家から他の場所へ拡散した可能性、また速やかな周辺調査と防除の必要性が指摘されたことから、同年11月に区内の港湾周辺地域におけるヒアリ等特定外来生物モニタリング調査を実施しました。令和4年度末までに実施したモニタリングのいずれにおいても特定外来種のアリは確認されていません。引き続き業者委託による調査を実施し、区民へ情報提供を行うとともに、疑いのあるアリについては区で簡易検査等を行い国や都と連携して周辺地域の防除等を実施します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	3	6	7	9	8
簡易検査件数	7	7	10	5	0

② 昆虫類・は虫類（令和元年度より実施）

特定外来生物であって被害を及ぼす昆虫類、は虫類等が区内で発見された場合、発見個体の処分と周辺の生息調査・防除を実施し、外来種被害を防止するための取り組みを行っています。

令和5年度予算額 11,550千円

九. 環境指導相談（指導調査係）

区民の生活環境の保全および公害の未然防止の為、法令に基づく工場・指定作業場・特定施設等の指導を行い、特定建設作業・石綿含有建築物解体工事等の届出の受付・指導等を行います。

また、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染などの典型7公害といわれる公害苦情相談業務を行っています。

[根拠法令等]

- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）・環境基本法
- ・公害紛争処理法・騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・大気汚染防止法他

1 工場指導

（1）工場公害対策（昭和44年度より実施）

区内には、令和4年度末現在、約1,400件の工場と約750件の指定作業場があります。工場・指定作業場を設置または変更する際には、環境確保条例に基づき、事前の認可および届出をしなければなりません。

区では、工場などの設置や変更の内容を審査し、条例を遵守するように指導を行います。

申請等の受理実績件数（工場）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設置認可申請	11	4	4	4	3
変更認可申請	4	3	2	3	2
工場完成届	13	7	7	5	6
氏名変更届	15	25	34	24	27
承継届	1	11	3	4	2
現況届	0	4	1	0	3
廃止届	27	30	30	29	34
合計	71	84	81	69	77

届出の受理実績件数（指定作業場）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
設置届	12	11	8	9	10
変更届	1	9	4	3	2
氏名変更届	42	55	35	39	44
承継届	13	9	14	3	5
廃止届	32	9	23	14	9
合計	100	93	84	68	70

（2）化学物質の適正管理（平成 14 年度より実施）

化学物質は非常に種類が多く、人への影響を及ぼす物質も少なくないことから、化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、管理の適正化や環境への排出の抑制等が進められています。

環境確保条例では、性状および使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質（適正管理化学物質）を取り扱う事業者について、毎年度取り扱いのあった適正管理物質ごとの使用量等を把握し、「適正管理化学物質使用量等報告書」に基づき報告するよう求めています。また、事業所ごとに「化学物質管理方法書」を作成し、従業員数が 21 人以上の事業所については「化学物質管理方法書」を提出するよう求めています。

届出受理実績件数

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
工 場	報告書	37	42	41	38	36
	方法書	0	0	2	7	0
指定 作業場	報告書	38	35	33	28	30
	方法書	0	0	0	11	1

（3）土壤汚染対策（平成 13 年度より実施）

特定有害物質により汚染された土壤からの有害物質の大気中への飛散、または土壤汚染に起因する地下水の汚染が、人への影響を及ぼすことを防止するため「環境確保条例」および「土壤汚染対策法」で規制しています。区では環境確保条例第 116 条を所管しています。

有害物質取扱事業者は、工場若しくは指定作業場を廃止し、または主要な部分を除却しようとするときは、土壤汚染状況を調査し、その結果を届け出なければなりません。

環境確保条例は平成31年4月に改正施行され、土壤汚染対策法との整合が図られたほか、条例独自の地下水対策、操業中調査規定等が盛り込まれました。

土壤汚染状況調査に係る届出実績件数（カッコ内は操業中調査件数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
工 場	12	6	14(1)	12	21
指定作業場	6	4	3	2	5
合 計	18	10	17	14	26

（4）地下水揚水規制（平成14年度より実施）

地盤沈下の防止や地下水の保全を図るため、地下水の揚水施設の構造および揚水量は制限されています。全ての揚水施設を設置する際には環境確保条例に基づき届出を行い、規則で定める基準に適合させ、年度ごとの揚水量を報告する必要があります。

地下揚水量報告実績件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
工場	3	4	4	4	4
指定作業場	20	18	21	21	20
その他（個人・非常用）	9	8	9	8	8

（5）特定施設の規制・指導（昭和43年度（騒） 昭和51年度（振）より実施）

「騒音規制法」・「振動規制法」に基づき、指定地域内において工場・事業所に著しい騒音・振動を発生する機械（特定施設）の設置または変更する際には、届出が必要です。区では届出内容を審査し、対象施設について法令を遵守するように指導を行います。

騒音規制法に基づく特定施設届出実績件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設置届	13	6	3	8	2
数等の変更届等	1	0	2	0	1
氏名変更届	35	45	38	45	30
承継届	12	11	9	3	4
使用全廃届	7	8	9	12	14
合計	68	70	61	68	51

振動規制法に基づく特定施設届出実績件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
設置届	5	2	1	3	0
数等の変更届等	2	1	1	1	1
氏名変更届	7	14	17	13	12
承継届	2	4	6	2	2
使用全廃届	7	10	11	7	12
合計	23	31	36	26	27

(6) 建設作業公害規制・指導（昭和 43 年度より実施）

建設作業の中で、解体・杭打ち・杭頭処理などの工事は著しい騒音・振動を発生させることから、騒音規制法・振動規制法では特定の機械を使用する工事を「特定建設作業」と位置付けています。区では作業内容の届出を受け付け、施工者に低騒音・低振動型の建設機械の使用や防音シートで囲うなどの防音、防振対策を指導します。

特定建設作業に係る届出実績件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
騒音規制法	440	437	437	464	407
振動規制法	277	297	278	298	307
合計	717	734	715	762	714

(7) 石綿含有建築物解体工事の届出（平成 6 年度より実施）

石綿含有の建築物の解体・改修工事の際には、すべての工事について大気汚染防止法に基づく届出が必要です。また、吹付石綿の使用面積が 15 m²以上、もしくは建築物等の延べ面積が 500 m²以上規模以上の建物については、環境確保条例に基づく届出も必要となります。区では届出された工事について、工事計画を審査するとともに、工事上の遵守事項などについて必要な指導を行います。

届出実績件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
特定粉じん排出等作業実施届出	42	56	52	32	32

令和3年4月からは改正大気汚染防止法が施行され、法の対象に石綿含有成形板等を含めることでより一層の石綿対策の推進が図られています。また、令和4年4月からは事前調査結果の報告制度の開始、令和5年10月からは有資格者による事前調査の開始など、今後も段階的に規制が強化されます。区は改正法・条例に基づく立入検査の実施や区民・事業者への情報提供を通じ、より一層の石綿対策の推進を目指します

	令和3年度	令和4年度
大気汚染防止法に基づく立入検査件数	372	714

(8) 公害防止管理者の選解任受付（昭和45年度より実施）

東京都環境確保条例に規定された特定の作業を行う、または特定の化学物質を使用する工場については、工場からの公害発生を防止するため公害防止管理者を選任することが定められており、その選解任届出の受付や指導を行います。長期優良な東京都公害防止管理者は区民表彰の対象となります。

届出実績件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東京都公害防止管理者等届出	7	6	12	4	5

(9) 法律に基づく公害防止管理者の選解任受付

特定工場における公害防止の整備に関する法律に基づき、工場の中でも特に大きな騒音・振動を発生させる施設について義務付けられている公害防止管理者の選任・解任等届出の受付や指導を行います。

(10) 工場立地法に基づく規制（平成24年度より実施）

工場立地法改正により平成24年度に東京都から権限委譲されました。工場立地法の対象となる大規模の工場（特定工場）は現在区内に3事業場あります。敷地面積に対する緑地面積の割合（緑地面積率）等の規制を行っています。

2 環境相談

(1) 公害苦情

公害紛争処理法をはじめ環境関係法令に基づき、騒音・振動、大気汚染、水質汚濁等の公害に関する区民からの苦情申立てにより、現場確認・調査等を行い改善対策などの指導を行っています。

苦情受付件数

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計	190	136	214	184	218

(2) 環境一般相談

建設作業の届出関係・アスベスト・動物類及びその他一般の環境に関する相談を受け付けています。

また、土壤汚染に関連して事業場の台帳を作成し、窓口で閲覧できるようにしています。

環境一般相談受付件数

分類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計	982	1,011	971	741	646

土壤汚染相談件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件数	2,119	2,145	1,854	1,941	1,931

(3) 測定機器の貸出

騒音・振動を区民自身で計測し、公害発生源からの影響を把握してもらうため、騒音計・振動計の貸出を行います。

貸出実績件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
騒音計	43	53	53	64	62
振動計	17	18	22	13	25

令和 5 年度予算額 5,969 千円

十. 環境調査測定（指導調査係）

大気汚染、騒音・振動、公共用水域（目黒川・立会川・海域）の水質汚濁状況の把握と、環境基準の達成状況を監視し、区民に情報を提供することで、区民の健康と生活環境の保全を図ります。

- [根拠法令等]
 - ・環境基本法・騒音規制法・振動規制法・水質汚濁防止法
 - ・環境庁告示「環境基準」・東京都環境確保条例

1 環境調査測定

(1) 大気汚染調査

- ①一般環境大気測定（八潮大気測定局 昭和59年度より実施）

一般環境（八潮小学校）における大気汚染物質の濃度を常時測定し、環境基準達成状況や経年変化をモニタリングし、測定結果は区のホームページで公表しています。

- ②自動車排出ガス測定

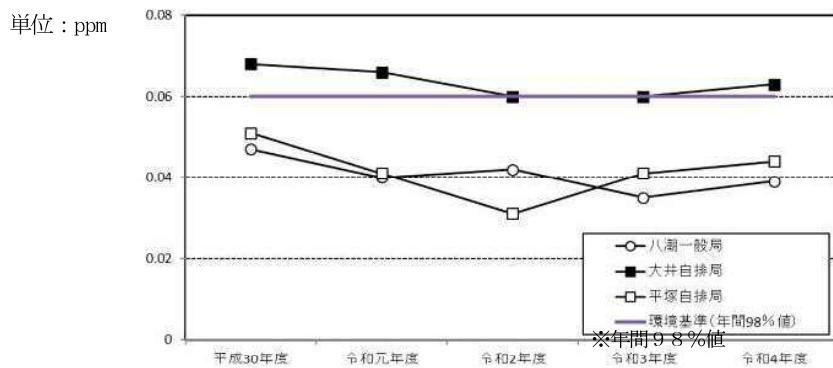
（大井中央陸橋測定局 平成11年度より実施、平塚橋測定局 平成16年度より実施）

幹線道路の交差点付近（大井中央陸橋下交差点、平塚橋交差点）で、大気汚染物質の濃度を常時測定します。

（ア）二酸化窒素測定結果

二酸化窒素は工場・事業場や自動車などから排出される物質で、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨および光化学オキシダントの原因物質になると言われています

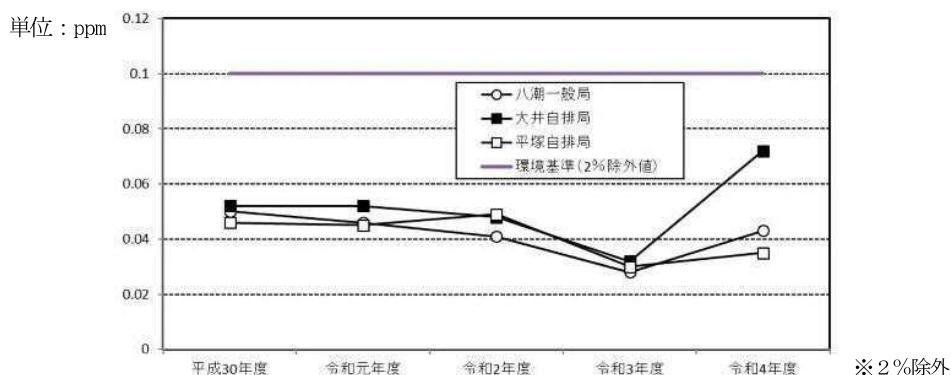
区では、国や都、近隣区、民間業者と広域的かつ継続的に連携し、大気環境の保全に取り組んでいます。



(イ) 浮遊粒子状物質測定結果

ボイラーや自動車の排出ガス等から発生する浮遊粉じんのうち、粒径 $10 \mu\text{m}$ 以下の粒子状物質のことをいい、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器系に影響を及ぼします

平成30年度～令和4年度の測定結果では、区内3局全てにおいて環境基準を達成しています。

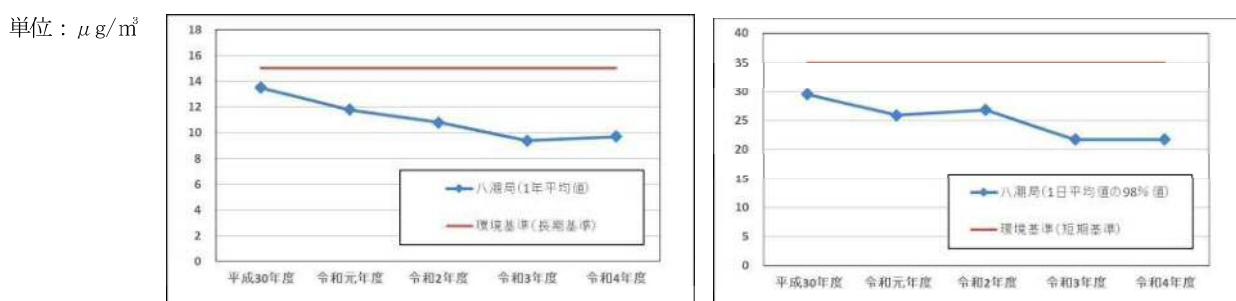


(ウ) 微小粒子状物質（PM2.5）測定結果

浮遊粒子状物質のうち、さらに小さい粒径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下のものは微小粒子状物質（PM2.5）と呼ばれています。浮遊粒子状物質よりさらに肺の奥まで入りやすく、健康への影響も大きいと考えられている物質で、区では八潮一般局で測定を行っています。

PM2.5の環境基準については、1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることと定められています。平成30年度～令和4年度の測定結果では環境基準を達成しています。

注意喚起情報の周知については、東京都からの情報を基に区民および関係機関へ周知します



③光化学スモッグ緊急時対策（昭和45年度より実施）

東京都からの光化学スモッグ注意報等の発令情報を区内の小・中学校、幼稚園、保育園等へ府内LAN・東京都からのメール・区からのFAXで通知します。

注意報が発令された場合は、防災無線放送や、品川区公式SNS（LINE、Twitter）等を活用し周知を行います。

区分	光化学スモッグ緊急時の発令基準
学校情報	オキシダント濃度が0.10ppm以上になり、その状態が続くと認められる時
注意報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、その状態が続くと認められる時

光化学スモッグ発令日数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学校情報	13	9	7	5	6
注意報	3	5	5	1	4

④現在の区内大気状況の公開（しながわの空）（平成18年度より実施）

平成18年から区のホームページにおいて、前述の区有の一般測定期・自動車排出ガス測定期のほかに、都の一般測定期（豊町）・自動車排出ガス測定期（中原口交差点・北品川交差点）など合計6局の大気汚染測定データを公開しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アクセス数	47,252	59,450	74,025	53,217	50,226

（2）騒音・振動調査

①自動車騒音振動要請限度調査（昭和50年度より実施）

主要幹線道路における自動車騒音・振動および交通量を測定し、要請限度の超過状況や経年変化をモニタリングします。国・都の道路管理者へ情報提供し、低騒音舗装など騒音対策事業の根拠として活用されます。調査結果は区のホームページにて公表します。

②自動車騒音常時監視調査（平成15年度より実施）

幹線道路に面する地域について、環境基準の達成状況を把握するため、5年サイクルで14路線（28区間）の調査をします。24時間騒音調査・背後地騒音減衰調査・交通量調査・住居戸数等の沿道状況調査等を行います。

(ア) 令和4年度自動車騒音振動要請限度調査結果

令和4年度は1路線1地点で夜間の要請限度を超過しました。

調査期間：令和4年10月24日～28日

単位：dB

調査路線	騒音 LAeq		振動 L10	
	昼間	夜間	昼間	夜間
国道15号(第一京浜)(東大井3)	72	70	44	40
国道15号(第一京浜)(南大井2)	73	<u>72</u>	43	39
都道2号(東京丸子横浜線)(中原街道) (旗の台1)	71	67	48	45
都道316号(日本橋芝浦大森線) (海岸通り)(東品川1)	66	62	43	38
都道317号環状6号線(西五反田7)	65	64	42	37
都道420号鮫洲大山線(東大井1)	66	63	44	39
都道420号鮫洲大山線(区役所通り) (戸越4)	65	62	37	31
都道420号鮫洲大山線(平塚3)	63	61	34	29
特別区道7号(競馬場通り)(南大井1)	67	62	42	37
特別区道III-40号(東品川5)	70	67	53	47
特別区道補助46号線(小山台1)	62	58	43	37

※太字およびアンダーラインは基準超過

(イ) 令和4年度自動車騒音常時監視調査結果(平成15年度より実施)

令和4年度は1路線1地点で環境基準を超過しました。環境基準の達成状況は国や都へ報告し、今後の自動車騒音対策に活用されます。

調査期間：令和4年10月24日

単位：dB

調査路線	基準点等価 騒音レベル(LAeq)	
	昼間	夜間
都道環状6号線(北品川3-9-27)	70	<u>68</u>
都道環状6号線(西五反田5-3-1)	67	63
都道421号東品川下丸子線(大井6-18-36)	66	64
都道421号東品川下丸子線(東品川4-12-5)	64	59
特別区道7号(八潮5-6-32)	64	60
特別区道31号(東品川3-32-27)	68	63

※太字およびアンダーラインは基準超過

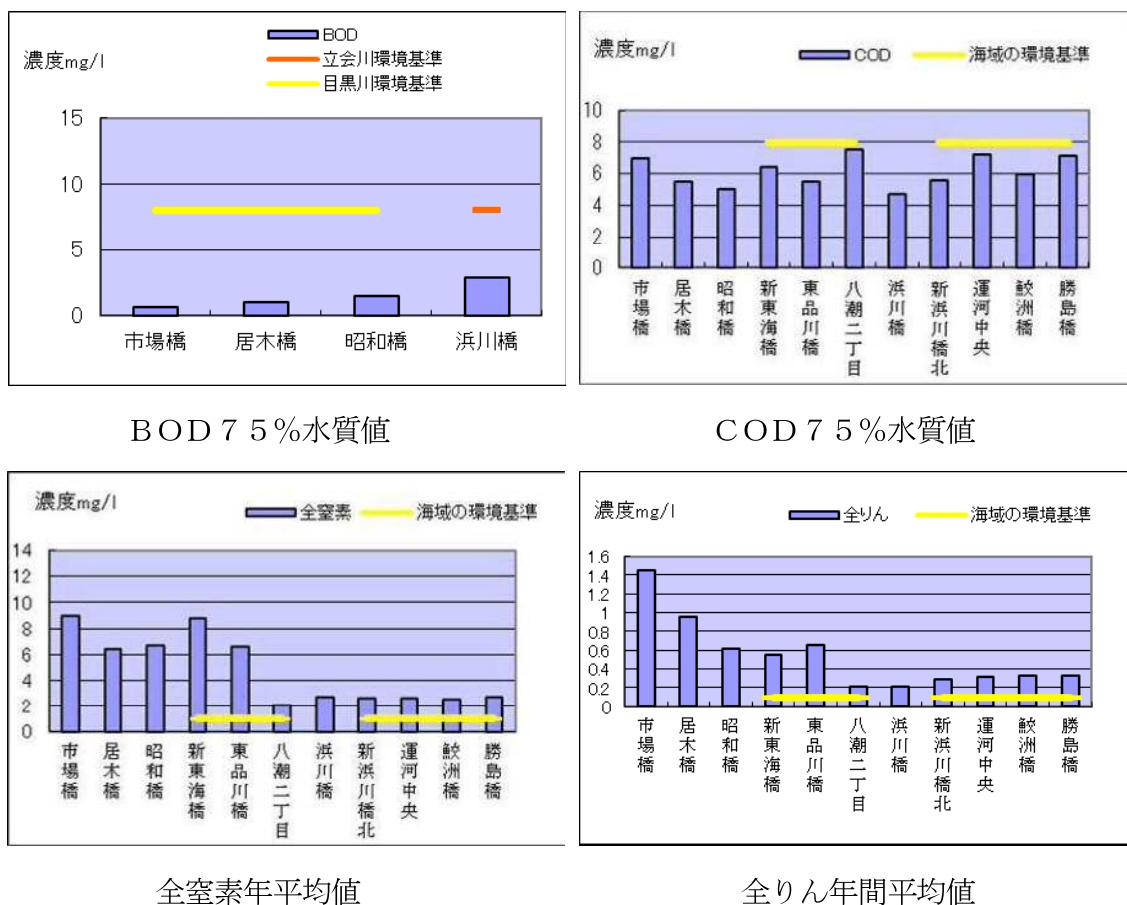
(3) 水質調査（昭和53年度より実施）

①公共用水域水質調査

年間4回、目黒川3地点・立会川1地点・運河6地点・海域1地点、計11地点で表層水と下層水を採取し、科学的・生物学的な分析を行うとともに、年間2回、河川2地点で底質の調査を行い、区内の公共用水域の実態を把握しています。令和元年度より新たにTOCの測定を行い、BODやCODと組み合わせてより詳細に汚濁の原因が推察できるようになりました。また河川の異常着色や魚類の大量死などの水質異常事故等が発生した場合、現象に応じ調査し、原因究明を行います。

目黒川・立会川の水質汚濁指標であるBODや、運河・海域のCODは改善してきていますが、新東海橋の調査地点は水が滞留しやすい運河であるため依然としてCODが高く、全窒素・全りんは海域の環境基準を満たしておらず、富栄養化しています。富栄養化した海域ではプランクトンが増殖し赤潮が発生しやすくなります。

(ア) 令和4年度 公共用水域水質調査結果



②地下水水質調査

河川や海域に流れ込む汚染の原因の1つとして地下水が存在するため、昭和54年より地下水調査を行っています。令和4年度の都の調査結果では、大井地区で硝酸性窒素および亜硝酸性窒素が環境基準を満たしていませんでした。

(4) 放射線測定（空間放射線量）（平成23年度より実施）

平成23年3月11日の東日本大震災により発生した、東京電力福島第一原子力発電所事故に際し、放射性物質が大気中へ放出されたことから、区内における影響を把握し区民の不安を解消することを目的としています。

①定点測定

品川保健センター及び荏原保健センターの2地点において空間放射線量の定点測定を実施しています。これまでの測定結果は、全て基準値未満であり、区のホームページで公表しています。

②測定機器貸出

放射線測定機器を区民に貸し出し、区民自身が区内の空間放射線量を測定することにより、放射線に対する不安解消につなげています。

貸出実績件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸出件数	7	8	5	9	3

(5) 環境影響評価

環境アセスメント（環境影響評価）とは、大規模な開発事業などを実施する際にあらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きをいいます。

区では、環境影響評価法、東京都環境影響評価条例等に基づく事案等に関して 各課と調整を図り、関係機関に意見書等を提出します。

[根拠法令等] ・環境影響評価法 ・東京都環境影響評価条例

平成30年度から令和4年度までに、品川区に関連した環境影響評価

時 期	事 業 名
平成30 年度 (5 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅～新馬場駅間)連続立体交差事業（見解書） ・(仮称)芝浦一丁目建替計画（環境影響評価書） ・(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業（環境影響評価書案） ・京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅～新馬場駅間)連続立体交差事業（環境影響評価書） ・東京都市計画道路幹線街路環状第4号線(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間)建設事業（環境影響評価書）
令和元年度 (7 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・西品川一丁目地区再開発計画（事後調査報告書） ・(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業（見解書、環境影響評価書、事後調査計画書） ・羽田空港アクセス線(仮称)整備事業（環境影響評価調査計画書） ・(仮称)小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業（環境影響評価調査計画書） ・中央新幹線（東京都・名古屋市間）（事後調査報告書） ・東京都市計划道路幹線街路環状第4号線(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間)建設事業（事後調査計画書） ・東京都市計划道路環状第2号線(港区新橋～虎ノ門間)建設事業及び環状第2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業（事後調査報告書）
令和2 年度 (5 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)小山三丁目第2地区第一種市街地再開事業（環境影響評価調査計画書） ・目黒清掃工場建替事業（事後調査報告書） ・大井町駅周辺広町地区開発（環境影響評価調査計画書） ・京浜急行電鉄湘南線連続立体交差事業（事後調査計画書） ・(仮称) 芝浦一丁目建替計画（事後調査計画書）
令和3 年度 (5 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・羽田空港アクセス線(仮称)整備事業（環境影響評価書案、見解書） ・(仮称)小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業（県境影響評価書案） ・大井町駅周辺広町地区開発（環境影響評価書案） ・中央新幹線（東京都・名古屋市間）（事後調査報告書） ・目黒清掃工場建替事業（事後調査報告書）
令和4 年度 (6 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業（調査計画書） ・(仮称)小山三丁目第1地区第一種市街地再開事業（評価書、見解書） ・(仮称)小山三丁目第2地区第一種市街地再開事業（評価書、見解書） ・目黒清掃工場建替事業（事後調査報告書） ・大井町駅周辺広町地区開発（評価書） ・羽田空港アクセス線(仮称)整備事業（評価書、着工届・事後調査計画書）

[環境影響評価の予測・評価項目]

大気汚染、悪臭、騒音・振動、風環境、土壤汚染、地盤、地形・地質、廃棄物、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガス、水質汚濁、水環境

十一. アスベスト対策事業（指導調査係）

アスベスト（石綿）は断熱性・絶縁性に富み、安価であるため、以前は様々な建設資材に使用されていました。しかし、空気中に飛散したアスベストを吸引すると肺がん・中皮腫等の原因となり、暴露から10年以上経過してから発症するおそれがあります。

このアスベストを使用した建築物等が、現在、解体・改修の時期を迎えており、工事にあたり飛散防止対策を確実に行うことが必要です。

国の補助制度を活用し、平成23年度からアスベスト分析調査助成、平成25年度からは除去助成を実施してきました。平成30年度からは区独自事業としてのアスベスト分析調査助成、令和元年度からは石綿等使用状況調査を開始し、アスベスト対策を確実に行うことにより、区民の不安を解消するとともに健康被害の未然防止を図ります

[根拠法令等] ・大気汚染防止法 ・環境確保条例

事業内容

助成対象者：建築物の所有者（個人および中小企業者）

助成対象建築物：区内における自らの住宅および従業員の住宅、業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であって、建築基準法による建築確認を受けた建築物

（1）アスベスト分析調査助成（平成23年度より実施）

1棟につき調査費用の全額（上限5万円）を助成（年間6件）

（平成30年度から区独自事業として実施）

（2）アスベスト除去助成（平成25年度より実施）

1棟につき除去費用の2／3（上限戸建て50万円、共同住宅等100万円）を助成（年間2件）

（国の補助金制度を活用・・・助成金額の1／2）

（3）石綿等使用状況調査（令和元年度より実施）

建築物所有者等からの申請にもとづき、石綿含有建材調査者を派遣し、石綿等の使用状況について目視による調査を行います。（年間5件）

実績件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アスベス ト分析調査	2	2	1	4	4
アスベス ト除去	0	0	0	1	2
石綿等使 用状況調 査		2	4	1	0

令和5年度予算額 2,958千円

品川区清掃事務所

係別事務分掌

庶務係

- 1 所の予算、決算および会計に関すること。
- 2 所の人事に関すること。
- 3 所の事業の進行管理に関すること。
- 4 統計および調査に関すること。
- 5 所内の取締りおよび施設、設備等の維持管理に関すること。
- 6 清掃およびリサイクル事業の企画調整に関すること。
- 7 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- 8 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- 9 他の特別区および東京二十三区清掃一部事務組合との連絡調整に関すること。
- 10 所内他係に属しないこと。

事業係

- 1 一般廃棄物(し尿を含む。)の収集および運搬に関すること。
- 2 大規模建築物(事業用大規模建築物を除く。)の廃棄物保管場所等に関すること。
- 3 作業用自動車の運行管理(修理を含む。)に関すること。
- 4 清掃事業の普及啓発に関すること。
- 5 家庭廃棄物の排出指導に関すること。
- 6 資源物の持ち去りの防止に関すること。

リサイクル推進係

- 1 リサイクルの普及啓発に関すること。
- 2 資源物の分別回収および集団回収に関すること。
- 3 資源化センターの管理運営に関すること。
- 4 分別収集計画に関すること。
- 5 廃棄物減量等推進員に関すること。

許可指導係

- 1 一般廃棄物処理業の許可および指導に関すること。
- 2 事業系一般廃棄物の排出指導に関すること。
- 3 事業用大規模建築物の廃棄物保管場所等に関すること。
- 4 凈化槽に係る届出および指導に関すること。

一. ごみ・資源収集実績量の推移 (事業系・リサイクル推進係)

単位：トン

	区分	平成30年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度比
①	ごみ	72,564	73,664	77,040	73,701	70,458	95.6%
	燃やすごみ	66,974	67,862	69,667	66,701	64,433	96.6%
	陶器・ガラス・金属ごみ	2,717	2,714	2,891	2,568	2,443	95.1%
	粗大	2,873	3,088	4,482	4,432	3,582	80.8%
②	資源	23,499	23,661	25,464	25,131	24,650	98.0%
	資源ステーション回収	15,241	15,601	17,553	17,382	17,189	98.9%
	拠点回収	168	181	176	193	194	100.5%
	集団回収	8,090	7,879	7,735	7,556	7,267	96.2%
③	合計	96,063	97,325	102,504	98,832	95,108	96.2%
④	粗大からの金属資源化					619	
⑤	粗大ごみリユース					6	
⑥	木製粗大ごみリサイクル						
	資源化率	24%	24%	25%	26%	27%	+ 1 %

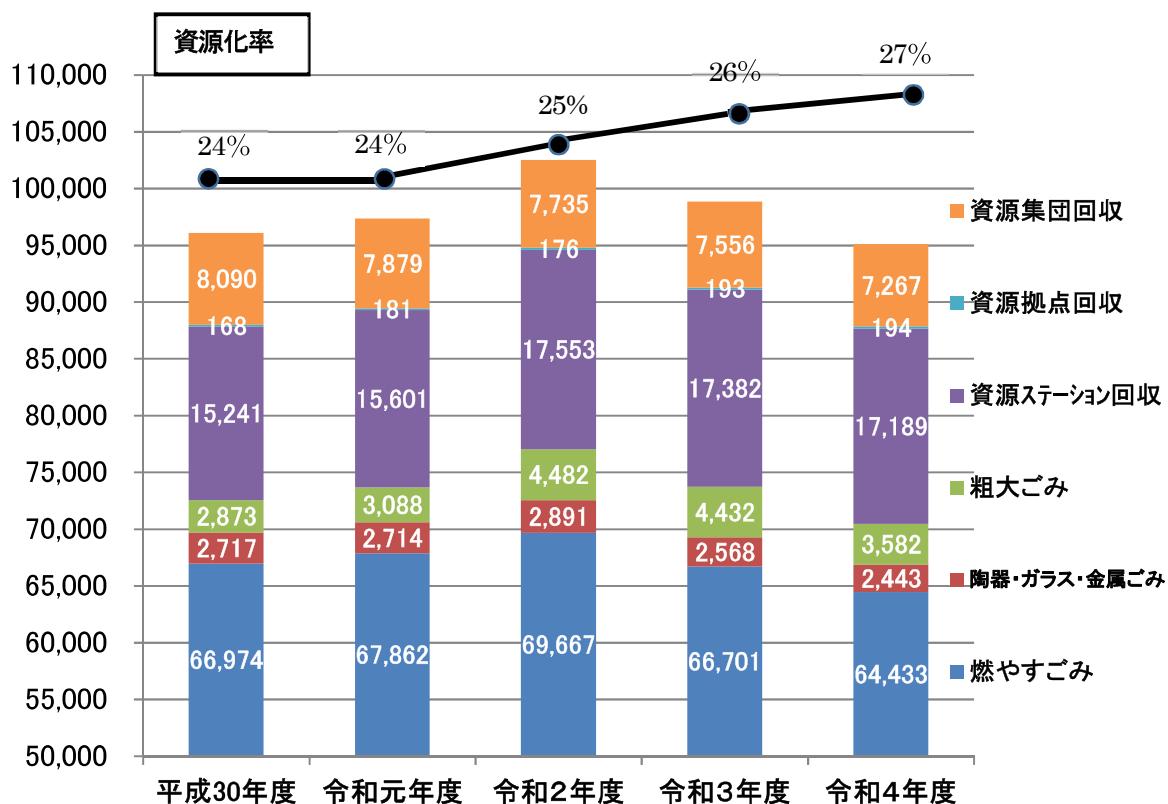
※資源化率 = (②+④+⑤+⑥) ÷ ③

※令和4年度は速報値 ※燃やすごみは週2回、陶器・ガラス・金属ごみは月2回、粗大ごみは個別申込・隨時回収

※資源ステーション回収は週1回回収 ※資源回収には区施設資源回収を含まない。

※ごみ・資源には区収集事業系ごみを含む。

※⑤粗大ごみリユースは令和4年10月開始、⑥木製粗大ごみリサイクルは令和5年度開始



二. 直営事業の経営資源等 (事業係)

1 清掃関係施設のあらまし

令和5年4月1日現在

区分	品川区清掃事務所(品川庁舎)		北品川分室
所在地	品川区大崎1-14-1 TEL3490-7051		品川区北品川3-10-19 TEL3474-5240
施設	敷地面積	1,318.04 m ²	986.50 m ²
	建 物	延床面積 5,490.34 m ² (うち地下駐車場 1,475 m ²) RC造地上3階 昭和43年建築 平成8年8月竣工 駐車場55台分	延床面積 720.90 m ² RC造地上4階 地下2階 昭和43年建築 (平成9年全面改修)
職員数	238人	事務 20人 統括技能長 1人	
常勤職員	191人	技能長 13人 収集 53人	技能長 2人 収集 34人
再任用	24人	自動車運転 12人	
会計年度任用職員	23人	自動車車整備 2人	
(品川・荏原の合計)		再任用 13人 会計年度任用職員 9人	再任用 6人 会計年度任用職員 3人
		計 123人	計 45人
所管する地域	品川区内のうち品川・大井・大崎・八潮地区、粗大収集は全域		
業務の概要	ごみ・資源・し尿の収集・運搬、動物死体の収集作業 清掃事業の普及啓発、排出指導 大規模建築物の廃棄物・資源物の保管場所設置届の受理 廃棄物処理手数料の収納および有料ごみ処理券に関するこ 集団回収に対する支援に関するこ 廃棄物減量等推進員に関するこ 資源の持ち去り防止に関するこ 一般廃棄物処理業の許可に関するこ		
収集体制	小型プレス班6班18組 小型特殊班1班3組 大型特殊班4組 軽小型貨物班7組 小型ダンプ班1組 指導班15人		
配車計画	燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ 小型プレス車 19台(直営7台、雇上12台) 小型特殊車 3台(雇上) 新大型特殊車 4台(雇上) 軽小型貨物車 5台(直営1台、雇上4台) 軽小型ダンプ車 2台(直営1台、雇上1台) 小型ダンプ車 1台(雇上) 粗大ごみ 小型ダンプ車 12台(委託) 中型プレス車 3台(委託) し尿収集 小型吸上車 1台(杉並区との協定締結により杉並区が収集) 計 50台		
(品川庁舎)			

区分	荏原庁舎		西小山分室			
所在地	品川区平塚1-10-11 TEL3786-6552		品川区荏原7-7-2 TEL3784-6505			
施設	敷地面積	500.93 m ²		235.87 m ²		
	建 物	延床面積 838.63 m ² RC造地上4階 昭和44年3月建築 (昭和63年全面改修)		延床面積 318.92 m ² RC造地上3階 昭和62年11月建築		
		技能長 6人 収集 28人 再任用 3人 会計年度任用職員 9人 計 46人	技能長 2人 収集 18人 再任用 2人 会計年度任用職員 2人 計 24人			
所管する地域	品川区内のうち荏原地区					
業務の概要	ごみ・資源の収集・運搬、動物死体の収集作業 清掃事業の普及啓発、排出指導 大規模建築物の廃棄物・資源物の保管場所設置届の受理 廃棄物処理手数料の収納および有料ごみ処理券に関すること ＊令和5年10月1日に、荏原庁舎は品川庁舎に統合します。名称は「荏原分室」となり、9月30日で窓口の移行経過措置期間を終了します。					
収集体制	小型プレス班5班13組 小型特殊班1班2組 軽小型貨物班7組					
配車計画	燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ 小型プレス車 14台(直営2台、雇上12台) 小型特殊車 2台(雇上) 軽小型貨物車 4台(直営1台、雇上3台) 軽小型ダンプ車 3台(直営1台、雇上2台) 計 23台					
(荏原庁舎)						

区分	品川区資源化センター			
所在地	品川区八潮1-4-1			
施設	敷地面積	7,208.80 m ² (東京23区清掃一部事務組合から借用)		
	建 物	延床面積 2,387.14 m ²	RC造地上2階	平成4年建築 17年増築
所管する地域	品川区内全域			
業務の概要	区内全域から回収した資源のうち容器包装プラスチックを除き、中間処理(選別・圧縮・梱包)をし、再商品化ルートに出荷。			
処理能力	古紙圧縮梱包機	1台	処理能力	115.0t/日
	びん選別ライン	1台	処理能力	16.5t/日
	スチール缶圧縮機	1台	処理能力	5.1t/日
	ペットボトル圧縮機	2台	処理能力	5.1t/日
	アルミ缶圧縮機	1台	処理能力	1.5t/日

※資源化センターにおける中間処理は、委託事業者により実施。

三．主な委託事業等の概要（リサイクル推進係）

1 資源回収

	資源ステーション	拠点回収	区施設回収	集団回収
委託作業の概要	週1回 古紙、びん、缶、ペットボトル等の資源をステーション回収する。 令和4年度（速報値） 回収実績量：17,189 t (189頁参照)	地域センター、小学校等31カ所の拠点で、毎月第2・4土曜日の午前中、古着・廃食用油・不用園芸土・小型家電を回収する。 令和4年度（速報値） 回収実績：194t	区168施設の資源物を回収し、再商品化ルートにつなぐ。 令和4年度（速報値） 回収実績：276t	町会・自治会やマンション管理組合等が地域で自主的に取り組む資源回収・リサイクル活動を支援するため、実施団体の相談や用具の貸出、回収業者の紹介や報奨金等の支給を行う。 令和4年度（速報値） 登録：645団体 回収実績：7,267 t
物的資源	車両（委託/日） (1)古紙（普通貨物7台・小型プラス2台） (2)びん、缶、ペットボトル等（軽小7台・普通貨物7台・新小特14台・小型プラス7台）	回収・運搬委託 普通貨物車 月32台 (16台/2回) 令和4年度 延 384台	回収・運搬委託 普通貨物車 月28台 (4月のみ50台) 令和4年度 延 358台	
従事者等	回収委託 運転手 44人 作業員 51人 計 95人	拠点管理 委託従事者 98人/回		
予算額 令和5年度	回収運搬委託等 1,134,258千円	管理委託等 26,157千円	回収運搬委託 7,832千円	報奨金等 87,082千円

2 資源中間処理委託

区分	品川区資源化センター (品川区八潮1-4-1)	JR東日本東京資源循環センター (品川区八潮3-1-1)
業務の概要	区内全域から回収した資源のうち、容器包装プラスチックを除き、中間処理（選別・圧縮・梱包）をし、再商品化ルートに出荷。 (平成4年9月30日竣工、平成17年度増築)	資源回収事業により、品川区内で回収したプラスチック製容器包装およびプラスチック製品（令和5年6月から開始）を適正に資源化中間処理（分別および圧縮・梱包）を行い、再商品化事業者へ引き渡す。 (平成22年10月1日より)
予算額 令和5年度	273,850千円	166,520千円

3 粗大ごみ中継業務委託

区分	粗大ごみ中継所（大田区京浜島2-15-7）
業務の概要	品川区内で回収した粗大ごみを受け入れ、可燃系・不燃系・家電製品等・小型家電・鉄および金属類に分けて積み置き、鉄などの有価物は抜き取って売却する。残った粗大ごみは、一組の中間処理施設である粗大ごみ破碎処理施設へ搬出するため、大型の車両への積み込みを行う。 (令和2年4月1日より)
予算額 令和5年度	67,380千円

四. 収集作業計画 (令和5年度) (事業係)

ごみ種別	回数	作業計画自動車			搬入先と日量(t)
		計画日量(t)	台数	車両の種類および台数	
燃やすごみ	週2回	227.0	57台	小型プレス車 33台 小型特殊車 5台 新大型特殊車 4台 軽小型貨物車 9台 軽小型ダンプ車 5台 (狭小路地対策) 小型ダンプ車 1台	品川工場 196.6 目黒工場 30.4
陶器・ガラス・金属ごみ	月2回				京浜島不燃ごみ処理センター 10.3
粗大ごみ	週1回	15	15台	小型ダンプ車 12台 中型プレス車 3台 (中継作業用)	粗大中継所 (京浜島、民間事業者) 15
資源	週1回	51.3	44台	普通貨物車 14台 新小型特殊車 14台 軽小型貨物車 7台 小型プレス車 9台	品川区資源化センター 47.5 民間事業者 3.8
し尿	隔週	0.3	1台	小型吸上車(月曜日)1台	品川清掃作業所 0.3
合計			117台		



小型プレス車



小型特殊車



新大型特殊車



軽小型貨物車



軽小型ダンプ車



小型ダンプ車



中型プレス車



普通貨物車

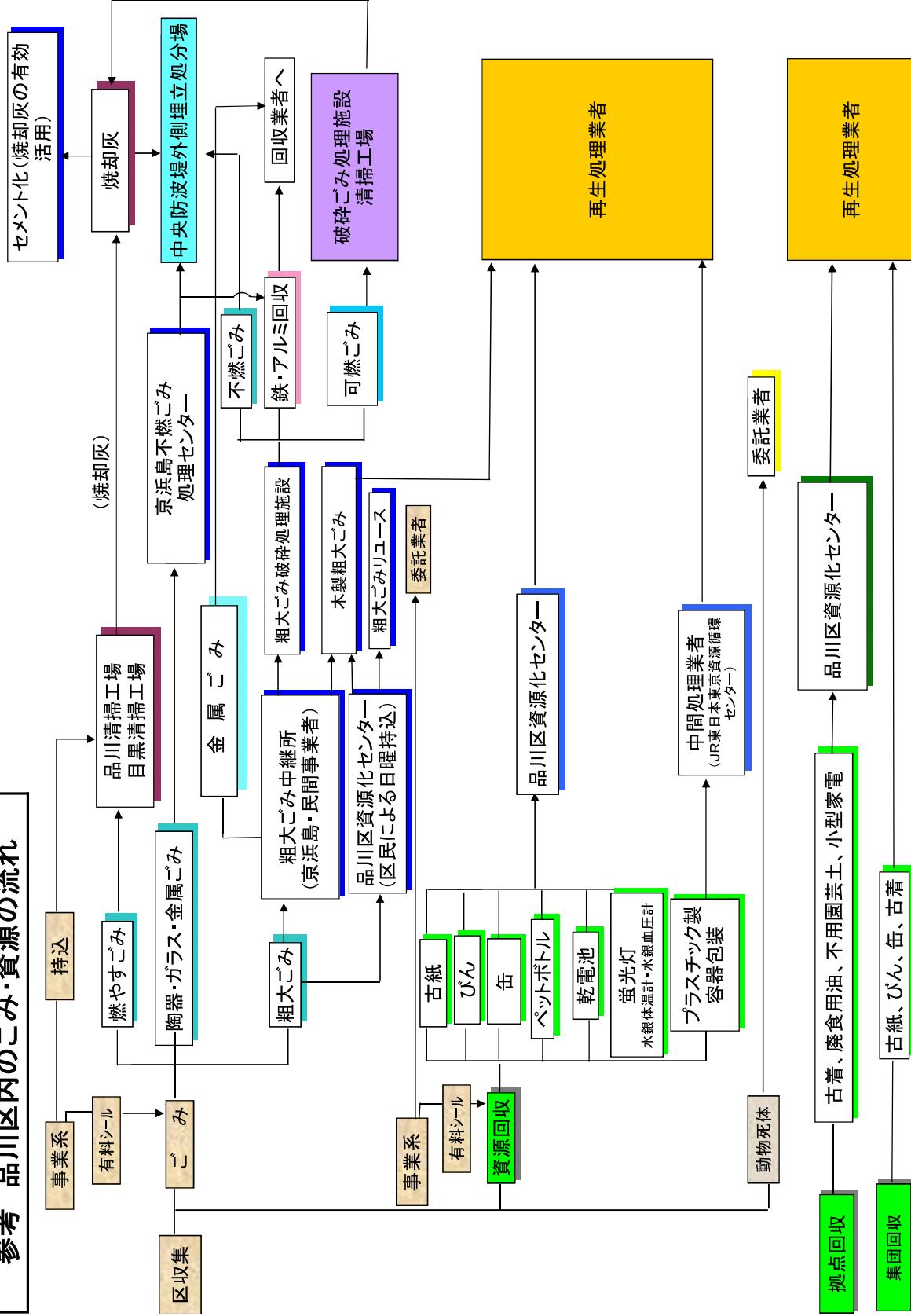


新小型特殊車



小型吸上車

参考 品川区内のごみ・資源の流れ



五. ごみ収集（事業係）

1 ごみ収集運搬作業

- ①事業目的 ごみを適正に収集することにより、生活環境の維持・保全および公衆衛生の向上を図ります。
- ②事業概要 燃やすごみは週2回、陶器・ガラス・金属ごみは月2回の収集を原則としています。なお、収集は直営事業ですが、収集車両は直営車に加え雇用車両を活用しています。
また粗大ごみは平成24年度から事業委託により収集しています。
・早朝各戸収集（平成12年5月開始）
少しでも早くまちをきれいにしカラス等による被害を防ぐため、区内の主要な商店街では午前7時台にごみの収集を開始しています。
＊品川区清掃事務所：五反田駅東側、大井町駅西側・東側
＊荏原庁舎：武蔵小山商店街、戸越銀座商店街
・住宅地での各戸収集（平成17年7月から区全域開始）
ごみの分別意識の向上やごみ減量の促進、周辺環境の美化を目的に住宅地での各戸収集を実施しています。
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の二第1項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第26条第1項、第34条
- ④実績 186頁参照
- ⑤令和5年度予算額 1,360,565千円



2 排出指導

（1）大規模建築物（住宅）における保管場所等の排出指導

- ①事業目的 大規模建築物（住宅）に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進状況等の調査・指導を行い、大規模建築物（住宅）から排出される一般廃棄物の減量を図ります。
- ②事業概要 大規模建築物（住宅）に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進等の調査・指導および助言を行います。
《対象大規模建築物（住宅）》
住戸数が20戸以上または居室のある階数が3階以上の集合住宅で、主として一の居室からなる住居形式で、その床面積が30m²未満の住宅の数が15戸以上で、かつ、その数が住戸の総戸数の3分の1以上の建築物
- ③根拠 事業用建築物および集合住宅における再利用対象物および廃棄物等の保管場所の設置に関する指導要綱

④実績

単位：棟

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3,000 m ² 以上	7	4	11	10	10
1,000 m ² ～ 3,000 m ² 未満	41	49	50	34	36

(2) 廃棄物の排出指導

①事業目的

ごみ・資源の分別やごみ出しマナーの向上、事業系廃棄物の有料シール貼付など、適正な排出について指導または助言を行い、だれもが住みやすい快適な生活環境を創出します。

②事業内容

ラッピングカーやベストを着用したふれあい指導班(しながわ きれいにする象)が区内をパトロールし、排出マナー向上の啓発や、排出状況を調査して指導を行います。

- ・区民および事業者に対し、ごみ・資源の分別、事業系廃棄物の有料シール貼付などの指導または助言を行います。
- ・資源回収ステーション等に排出された適正処理困難物、指定場所以外へのごみの不法投棄に対しての指導を行います。
- ・資源回収ステーションステッカーの製作
- ・ごみ・資源の排出指導チラシ作成他



③根拠

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第3・4条

④実績

単位：件

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
10,674	11,797	15,148	17,386	20,749

⑤令和5年度予算額 484千円

3 不法投棄対策

①事業目的

資源回収ステーション等に不法投棄された適正処理困難物を処分し清潔で良好な住環境を保全します。

②事業概要

資源回収ステーション等に不法投棄された消火器、廃タイヤ等の適正処理困難物を委託により処分します。また、家電4品目については再商品化委託をしています。

③根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第3条第1項第2項、第26条

④実績

単位：台

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
エアコン	1	0	3	0	0
テレビ	33	22	14	20	9
冷蔵庫（冷凍庫含）	5	5	4	2	1
洗濯機（乾燥機含）	2	2	4	4	2
パソコン	11	9	7	5	8
電気・ガス・石油器具	181	213	134	123	111
家具・寝具	534	721	352	325	301
OA機器	12	16	4	11	5
趣味用品	18	10	12	10	3
その他	242	319	216	179	130
計	1,039	1,317	750	679	570

⑤令和5年度予算額 1,014千円

4 し尿収集作業

- ①事業目的 区民の生活環境と公衆衛生の向上を図ります。
- ②事業概要 吸上車を雇い上げ、し尿収集を行っています。
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2第1項
- ④実績 ※平成25年度から杉並区との協定締結により杉並区が収集する。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	7	7	6	5	5
収集量（t）	7.16	7.97	6.72	5.62	5.54

5 動物死体収集

- ①事業目的 道路等の動物死体および飼い主等からの依頼を受け、飼い犬などの死体を適切に処理し、生活環境および公衆衛生の保全を図っています。
- ②事業概要 区内の飼い主等から動物（25kg未満）の死体処理を依頼された場合に、区で引き取り民間業者に委託し火葬後埋葬しています。なお、25kg以上）の動物は区で扱えないため、民間業者を紹介しています。
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2第1項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第39条、第55条
動物死体作業処理要綱

④実績 動物死体処理件数 単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
届出（有料）	199	211	173	161	173
区道・公園	400	425	417	316	334
計	599	636	590	477	507

⑤令和5年度予算額 1,725千円 (歳入予算額 540千円)

6 粗大ごみの収集運搬

(1) 粗大ごみ受付および収集

- ①事業目的 粗大ごみ受付センターの運営と収集の委託により、区民の利便性と迅速な収集を確保します。
- ②事業概要 粗大ごみ受付センターを委託により開設し、併せて受付時間の延長、インターネットによる24時間申込みも可能にしました。
(平成14年4月開始)
・電話による受付
月曜日～土曜日の午前8時～午後9時
(日曜日および12月29日～1月3日休み)
・インターネット受付：年中無休24時間
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2第1項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第36条
- ④実績
- | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 受付件数 | 151,338 | 172,924 | 237,052 | 241,967 | 233,375 |
| 収集点数 | 311,001 | 387,005 | 546,178 | 547,378 | 519,861 |
- ⑤令和5年度予算額 57,682千円



(2) 区民による粗大ごみの日曜直接持ち込み

- ①事業目的 日曜日に区民が直接粗大ごみを資源化センターに持ち込むことで、迅速な粗大ごみの処理を可能にします。
- ②事業概要 平成19年7月1日(日曜日)から開始しました。
さらに8月からは、インターネットによる申し込みも可能になりました。
日曜日の持ち込み受付業務は委託により運営しています。
・持ち込み：毎週日曜日
・持込場所：品川区資源化センター（八潮1-4-1）
・持込時間：午前9時から午後4時まで
※粗大ごみ処理手数料が割引になります。
《持ち込みの方法》
(1) 粗大ごみ受付センターに電話するか、またはインターネットで申し込みをします。
(2) 持ち込む日までに、区内ごみ処理券取扱所で手数料分の粗大ごみ処理券を購入します。
(3) 持ち込み日の時間内に、購入した粗大ごみ処理券を粗大ごみに貼って資源化センターへ持ち込みます。
- ③根拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第36条、第52条第3項

④実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受付件数	5,713	7,367	9,067	7,271	6,398
受付点数	24,787	30,463	38,778	30,510	26,318

⑤令和5年度予算額 6,407千円

(3) DX化による粗大ごみ収集の効率化（令和5年度新規事業）

- ①事業目的
- ・インターネット受付システムの改修により区民の利便性向上。
 - ・GPS機能付タブレットを導入し、業務効率化、収集業務の見える化。
- ②事業概要
- ・手数料の支払いにオンライン決済追加
 - ・インターネット受付品目の拡充
 - ・申し込み品目の拡充
 - ・収集職員との連携強化およびペーパーレス化
 - ・収集車にGPSを搭載し、現在地や収集状況を確認。
- ③令和5年度予算額 30,597千円

(4) 木製粗大ごみのマテリアルリサイクル（令和5年5月事業開始）

- ①事業目的
- 木製の粗大ごみをリサイクルすることで、焼却にかかる費用やCO₂を削減します。新たな天然資源の消費抑制となるため、「持続可能な循環型社会」に向けた取組みにつながります。
- ②事業概要
- 家庭から排出される木製粗大ごみから不適物を取り除き、細かくチップ状にして、木質建築材として床や壁などに循環利用される「パーティクルボード」の原料とします。
- ③根拠
- 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第3条第1項



④令和5年度予算額 24,653千円

7 その他、付帯する事務・事業

(1) 有料ごみ処理券経費（庶務係）

- ①事業目的
- 事業系一般廃棄物、粗大ごみの収集・運搬・処分に要する手数料を有料ごみ処理券によるシール制とし、区民・事業者の利便性を図ります。
- ②事業概要
- 事業系ごみ、粗大ごみを排出する場合には、有料ごみ処理券を貼付して排出します。有料ごみ処理券は、区内のコンビニ、スーパーなどの「有料ごみ処理券取扱所」で販売しています。清掃事務所では、有料ごみ処理券の販売、印刷発注などの業務を行っています。

- ・粗大ごみ処理券 A券（200円） B券（300円）
品目毎の処理手数料に合わせて貼付します。
- ・事業系ごみ処理券 排出する袋の大きさに合わせて貼付します
令和5年10月1日から事業系一般廃棄物の処理手数料を1Kgあたり40円から46円へ改定するにあたり、事業系有料ごみ処理券の料金も変更となります。

券 種	令和5年9月末まで(改定前)		令和5年10月1日から(改定後)	
	1セット	1枚あたり	1セット	1枚あたり
10円券(1セット10枚)	760円	76円	870円	87円
20円券(1セット10枚)	1,520円	152円	1,740円	174円
45円券(1セット10枚)	3,420円	342円	3,910円	391円
70円券(1セット5枚)	2,660円	532円	3,045円	609円

③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第52条

④実 績 有料ごみ処理券販売数 単位：枚（上段）、セット（下段）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
粗大ごみ	507,971	608,782	792,354	790,652	748,943
事業系ごみ	78,439	77,212	67,500	65,525	65,099

有料ごみ処理券取り扱い店舗数 令和5年4月現在

	店舗数
コンビニエンスストア	248
スーパーマーケット	16
公募店	43
計	307

⑤令和5年度予算額 36,587千円（歳入予算額） 457,920千円）

（2）ごみのカラス対策（事業係）

①事業目的 カラス被害によるごみの散乱防止を図ります。

②事業概要 集合住宅への防鳥ネットの貸し出しを行います。

③根 拠 品川区防鳥ネット貸出要綱

④実 績 集合住宅用防鳥ネット貸出数 単位：件

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
375	309	418	358	238

⑤令和5年度予算額 2,068千円

（3）ふれあい収集事業（事業係）

①事業目的 ごみの排出が困難な高齢者世帯等を対象に、利便性の向上を図るためごみ等の個別収集を行います。

②事業概要 日常のごみ出しができない高齢者等世帯を対象に、玄関または集合住宅の部屋の前まで個別収集に行き、あわせてごみの排出状況から安否

確認を行っています。また、福祉部のひとり暮らし高齢者対応との連携を図りつつ、高齢者等各戸収集のチラシを作成・配布し、希望者に対応しています。

- ③根 拠 品川区高齢者および障害者世帯のごみ・資源各戸収集事業実施要綱
④実 績

単位：件

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
548	564	566	601	602

⑤令和 5 年度予算額 0 千円

(4) スプレー缶・ライター処理装置賃貸借（令和 5 年度新規事業）

- ①事業目的 引火性危険物であるスプレー缶・ライターを安全に処理するため、清掃事務所内に専用の装置を設置し破碎等を行います。
- ②事業概要 区内で回収されたスプレー缶とライターを品川区清掃事務所品川庁舎へ集め、処理装置を使用して安全に処理します。正規の清掃職員が他の作業の合間で操作することで稼働時間も十分に確保できるため、安定的にスプレー缶とライターの処理を行うことができます。
- ③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第 3 条第 2 項
- ④令和 5 年度予算額 5, 610 千円



六. 資源回収事業(リサイクル推進係)

1 資源ステーション回収

- ①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため、区内約10,000カ所の資源回収ステーション（集積所）で、資源回収を実施しています。
- ②事業概要 資源回収品目は、古紙、飲食用びん、飲食用缶、ペットボトル、乾電池、プラスチック製容器包装、蛍光灯、水銀体温計・水銀血圧計等の8品目12種類で、事業委託による週1回の回収を行っています。
(事業開始：平成9年6月 ※平成12年4月に東京都から事業移管)
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第1項、第6条の2
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第6条第1項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第3条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則
プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律 第6条第1項
- ④実 績

資源回収事業による回収量 単位：kg

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
古 紙	7,501,960	7,538,630	8,404,500	8,378,540	8,504,060
びん類	3,686,050	3,804,100	4,315,090	4,147,900	3,941,410
缶 類	1,172,770	1,197,510	1,367,440	1,310,740	1,239,760
ペットボトル	1,593,590	1,666,920	1,917,130	1,946,350	1,892,560
プラスチック製容器包装	1,202,620	1,304,230	1,450,510	1,508,450	1,525,010
乾電池	55,753	62,499	68,247	64,990	62,793
蛍光灯 ※水銀体温計・ 水銀血圧計	27,963 ※体温計157本 血圧計14台	27,548 ※体温計253台 血圧計22台	30,204 ※体温計384台 血圧計25台	25,178 ※体温計395台 血圧計32台	23,497 ※体温計304台 血圧計22台
回収量	15,240,706	15,601,437	17,553,121	17,382,148	17,189,090

※令和4年度は速報値

また、令和5年6月から、一部地域においてプラスチック製容器包装と一緒に「プラスチック製品」の回収を開始(モデル実施)します。令和6年4月からは、全域実施を予定しています。

⑤令和5年度予算額 1,134,258千円

2 拠点回収

- ① 事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため拠点で資源を回収します。

(事業開始：平成2年6月【区役所】平成4年11月【学校等】)

- ② 事業概要
- ・回収品目 古着、廃食用油、不用園芸土、小型家電（特定品目）
 - ・日 時 每月第2・第4土曜日 午前10時から正午
 - ・回収場所 小学校等 31 力所

・回収場所 令和5年度

1	品川第一地域センター	北品川 3-11-16
2	台場小学校	東品川 1-8-30
3	浅間台小学校	南品川 6-8-8
4	城南第二小学校	東品川 3-4-5
5	第三日野小学校	上大崎 1-19-19
6	日野学園	東五反田 2-11-1
7	大崎第一地域センター	西五反田 3-6-3
8	第一日野小学校	西五反田 6-5-32
9	品川区清掃事務所	大崎 1-14-1
10	芳水小学校	大崎 3-12-22
11	三木小学校	西品川 3-16-28
12	立会小学校	東大井 4-15-9
13	鈴ヶ森小学校	南大井 4-16-2
14	大井第二地域センター	大井 2-27-20
15	伊藤学園	大井 5-1-37
16	品川区役所	広町 2-1-36

17	大井第一小学校	大井 6-1-32
18	大井第三地域センター	西大井 4-1-8
19	伊藤小学校	西大井 5-6-8
20	後地小学校	小山 2-4-6
21	小山小学校	小山 5-10-6
22	第二延山小学校	旗の台 1-6-1
23	京陽小学校	平塚 2-19-20
24	延山小学校	西中延 2-17-5
25	宮前小学校	戸越 4-5-10
26	旗台小学校	旗の台 4-7-11
27	大原小学校	戸越 6-17-3
28	豊葉の杜学園	二葉 1-3-40
29	八潮地域センター	八潮 5-10-27
30	源氏前小学校	中延 6-2-18
31	小山台小学校	小山台 1-18-24

※区施設6力所（区役所本庁舎2階、品川図書館、総合体育館、戸越体育館、品川区清掃事務所品川庁舎・荏原庁舎）にて小型家電の回収を行っています。

- ③根 抱 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第1項、第6条の2
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第3条

④実 績

単位：kg

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
古 着	122,825	136,990	131,880	146,850	144,180
廃食用油	5,040	5,090	4,602	4,120	3,610
不用園芸土	36,410	34,560	35,055	36,630	40,130
小型家電	3,589	3,813	4,675	5,173	5,821
回収量計	167,864	180,453	176,212	192,773	193,741
拠点数	31 力所				

⑤令和5年度予算額 26,157千円

3 区施設資源回収

- ①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため、区施設の資源物を回収します。

(事業開始：平成9年4月)

- ②事業概要
- ・回収品目 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、飲食用びん、飲食用缶、ペットボトル
 - ・回収頻度 月1回
 - ・回収場所 128 力所 166 施設

③ 根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第1項、第6条の2
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第3条

④ 実 績						単位:kg
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
紙 類	232,283	248,220	255,042	272,878	262,139	
びん類	4,582	4,052	3,194	2,947	2,487	
缶 類	8,386	7,378	5,926	5,754	5,268	
ペットボトル	8,686	7,818	5,745	6,105	6,164	
回収量計	253,937	267,468	269,907	287,684	276,058	
施設数	171 施設	171 施設	169 施設	166 施設	166 施設	

※令和4年度は速報値

⑤令和5年度予算額 7,832千円

4 資源の持ち去り対策（事業係）

①事業目的 古紙やアルミ缶等の資源物の持ち去りを防止し、適正な資源回収ルートを維持することにより、区のリサイクル秩序を守り、区民のリサイクルに対する意識を高めるとともに、区民との信頼関係に基づく資源リサイクルの推進を図ります。（事業開始：平成20年度）

②事業概要

- ・条例により行政回収および集団回収の排出場所からの資源物持ち去り行為の禁止等を明確化します。
- ・持ち去り行為等を行った者に対し、運搬の禁止および原状回復を命令し、当該命令に従わなかった者に対し、5万円以下の過料を科します。
- ・持ち去り行為の抑止のため、軽四輪乗用自動車2台による巡回パトロール、集団回収団体等へは資源回収を表示するもの等を配付します。
- ・平成24年度より、資源持ち去り防止対策を強化するために、結束用持ち去り禁止テープを作製しています。



③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第29条の2

④実 績 (指導件数) 単位:件

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
504	404	342	305	206

⑤令和5年度予算額 909千円

5 リサイクル資源の売扱

- ①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を目的に、区民から出された資源物を売払い事業経費に充当します。
- ②事業概要 資源ステーション回収等で集められた資源品の中間処理後、再商品化のための材料や製品を生産する各会社へ搬出します。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第6条第3項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第3条第1項
- ④実 績

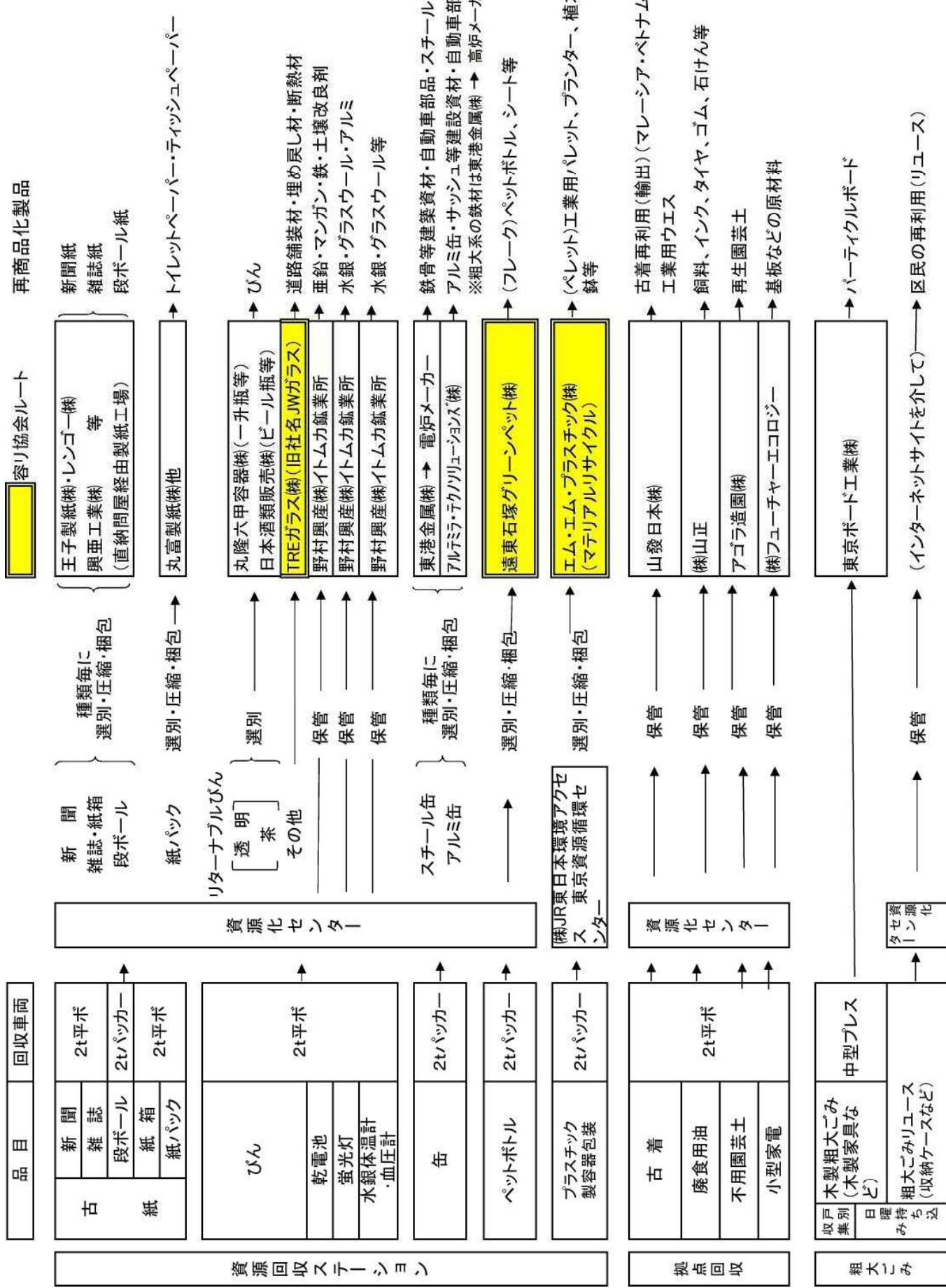
品目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
古紙	搬出量(kg)	7,255,490	7,411,210	8,221,230	8,043,630	8,058,840
	売却額(円)	75,336,801	54,436,466	67,759,804	83,064,065	90,034,758
びん	搬出量(kg)	2,193,371	2,135,718	2,350,780	2,252,228	2,069,934
	売却額(円)	1,259,599	1,189,802	1,422,448	1,346,159	1,219,965
缶	搬出量(kg)	914,830	955,750	1,079,350	1,009,320	928,050
	売却額(円)	75,523,058	64,133,090	71,559,715	129,484,290	137,486,340
ペットボトル	搬出量(kg)	1,536,270	1,574,230	1,757,570	1,780,190	1,711,330
	売却額(円)	63,870,281	86,563,170	91,714,185	77,097,186	159,600,414
その他金属	搬出量(kg)	582,400	577,830	665,860	654,070	620,870
	売却額(円)	58,240	57,783	66,586	65,407	62,087
古着	搬出量(kg)	108,360	122,640	119,720	132,730	129,580
	売却額(円)	650,160	735,840	718,320	398,190	388,740
携帯電話等 小型家電	搬出量(kg)	4,171	3,502	4,323	5,339	5,690
	売却額(円)	183,666	186,207	197,374	191,285	218,917
合計	搬出量(kg)	12,594,892	12,780,880	14,198,833	13,877,507	13,524,294
	売却額(円)	216,881,805	207,302,358	233,438,432	291,646,582	389,011,221

※令和4年度のペットボトルのうち、日本容器包装リサイクル協会の有償入札拠出金3月分の引渡量・金額は未確定のため含まれていない。

※平成29・30年度は約7tの小型家電(売扱量)を東京2020大会のメダル製作に提供。

⑤令和5年度 (歳入予算額 293,640千円)

令和5年度 資源処理フロー図



七. リサイクル活動支援事業（リサイクル推進係）

1 資源集団回収

- ①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため、区民のリサイクル活動を推進し、地球環境を守る資源循環型社会を目指します。
- ②事業概要 地域の集団回収団体を支援するため、実施団体の登録、相談や指導、用具等の貸し出し、回収業者への協力等を行います。
- 事業開始 昭和 34 年（平成 4 年 7 月都より移管）
- 実施要件
- ・団体は 1 グループ 10 世帯以上
 - ・事業系資源は対象外
- 支援内容
- ・報奨金の支給（令和 3 年度より単価引き上げ）
集団回収団体に対し回収実績に応じて 1 kg につき 8 円を支給。
 - ・協力金の支給（R 4 年度支給団体数：354 団体）
雑がみを回収した団体に対し、1 カ月につき 1,000 円を支給。
 - ・回収補助用具の貸出し、消耗品（PP ひも・軍手等）支給
 - ・優良リサイクル団体等への感謝状の贈呈
 - ・ルート対策費の支給
- 回収業者に対し、古紙の市況が一定額を下回った場合に支給。
- ③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第 2 条第 2 項第 7 号他
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第 12 条の 2 他
品川区資源リサイクル活動団体報奨金等支給要綱
- ④実 績 ○集団回収団体による回収量 単位 : kg

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
登録団体数	642 団体	649 団体	643 団体	645 団体	645 団体
新聞	3,471,385	3,107,913	2,521,609	2,466,693	2,316,454
雑誌	1,821,590	1,821,812	1,873,158	1,780,240	1,678,493
雑がみ	70,136	115,673	130,809	133,128	126,170
段ボール	2,364,253	2,480,522	2,887,818	2,855,772	2,798,611
紙パック	20,647	19,463	20,663	21,678	21,396
その他紙類	56,026	44,945	41,137	49,488	85,553
古着	57,753	65,361	41,355	35,045	35,582
アルミ缶	197,842	200,119	211,580	207,553	199,194
スチール缶	15,381	11,940	7,177	6,725	5,927
その他	15,039	11,422	135	60	60
総回収量	8,090,052	7,879,170	7,735,441	7,556,382	7,267,440

※令和 4 年度は速報値。雑がみは平成 30 年 9 月から協力金支給。

※登録団体数「645 団体」の内訳…マンション : 473、町会・自治会 : 134、その他 : 38

○集団回収に係わる経費

単位：円

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
報奨金および協力金	50,544,720	51,170,086	50,905,054	64,954,296	63,170,128
ルート対策費	0	0	13,844,278	13,658,612	6,773,186

⑤令和 5 年度予算額 87,082 千円

2 家庭用生ごみ処理機購入助成

①事業目的 家庭用生ごみ処理機の購入を助成し、資源の有効利用とごみの減量および地球にやさしい暮らしの啓発を図ります。

②事業概要 区民が家庭用生ごみ処理機を購入する場合に費用の一部を助成します。

- ・事業開始 平成 12 年 6 月
- ・申込要件 区内在住で、区内で継続して使用できること
- ・申込方法 はがき・電子申請サービスで申込を行う
- ・助成額 家庭用生ごみ処理機本体購入価格の 3 分の 1 (1,000 円未満切り捨て。2 万円を限度。)
- ・対象機器 家庭用の生ごみ処理機で、生ごみを加熱により乾燥または微生物により分解させ、減量または堆肥化するもの

③根 拠 品川区家庭用生ごみ処理機購入費助成金交付要綱

④実 績

単位：台

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
乾燥型	51	62	180	208	140

⑤令和 5 年度予算額 3,047 千円

3 フリーマーケット

①事業目的 家庭で不用になった生活用品を持ち寄り、それらを自主販売し再活用することにより、資源循環型社会に寄与します。

②事業概要 ○フリーマーケットの実施（区主催）

- 地域型フリーマーケットの支援（区民主催）
地域団体が自主的に実施するフリーマーケットに次の支援を行います。

- ・各種用具（のぼり等）の貸出し
- ・区民への周知（区広報紙・ホームページへの掲載）
- ・区立公園の使用申請の代行

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 4 条第 4 項

品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第 3 条第 3 項

フリーマーケット実施団体支援要綱

④実 績 ○区主催フリーマーケット（令和 4 年度実績）

- ・エコルフェスしながわ 2022

開催日 令和 4 年 5 月 1 日（日）

会 場 エコルとごし（戸越小学校体育館）
 出店数 24 店
 ○区民主催フリーマーケット

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数
団 体	15	212	14	229	中止		2	18	5	54

⑤令和 5 年度予算額 6 4 9 千円

4 粗大ごみからのリユース事業（令和 4 年度新規事業）

①事業目的 粗大ごみの中からリユース可能なものを選定し、希望する区民に提供することで、資源の有効利用とごみ減量につなげます。

②事業概要 粗大ごみの中からリユース可能なものを選定し、その情報をインターネット上に掲載、引き取り希望者を募集した後、指定日に品川区資源化センターにて引き渡しを行います。

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 4 条第 4 項
 品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第 2 条第 2 項第 2 号ほか

④実 績

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
引渡数(点)	なし	なし	なし	なし	1, 055
推定ごみ削減量(kg)	なし	なし	なし	なし	5, 950

⑤令和 5 年度予算額 10, 140 千円

八. 事業系廃棄物に係る指導と許可（許可指導係）

1 一般廃棄物処理業の許可指導

①事業目的 一般廃棄物の処理（自己処理を除く）は、原則的には区の固有事業であり他の者が業を行う事は禁止されています。この禁止された業を、関係法令等で定める諸条件を満たした者に許可するとともに、業者指導を行い、事業系一般廃棄物を適正に処理することを目的としています。

②事業概要 一般廃棄物処理業は収集運搬業と処分業の 2 つに区分され、業の許可および指導を行っています。許可更新にあたっては、立入検査を行い、適正に処理されていることを確認します。令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、立入検査の実績が減少しています。

○許可対象廃棄物

区では事業系一般廃棄物を許可の対象としています。その種類は、普通ごみ（厨芥ごみ、紙ごみ等）、道路・公園ごみ、しき・ふさ、汚でい、動物死体、医療廃棄物、廃家電とし、種類ごとに許可をしています。

○許可の区分

ア 一般廃棄物収集運搬業

- * 収集・運搬（保管・積替えを除く）
- * 収集・運搬（保管・積替えを含む）
- * 運搬（保管・積替えを含む）
- * 運搬（荷卸しに限る）

イ 一般廃棄物処分業

○許可期間 許可日から2年間

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第60条

品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第48条

一般廃棄物処理業の許可に関する取扱要綱

一般廃棄物処理業者に対する行政処分要綱

④実 績

・許可業者数

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
許可業者数	301	293	291	292	291

・立入検査件数（指導を含む）

単位：件

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指導件数	28	30	14	12	10

⑤令和5年度予算額 216千円

2 事業系廃棄物の排出指導

（1）中小規模事業者への適正排出の誘導

①事業目的 中小規模事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の区別や分別方法を周知し、廃棄物の減量と適正排出を図ります。

②事業概要 中小規模事業者向けの減量マニュアルを作成・配付し、廃棄物減量と資源分別の促進を図るとともに、事業所向けの有料ごみ処理券の貼付徹底と、事業系一般廃棄物処理業者への移行を促します。あわせて、排出事業者への直接訪問指導を実施します。

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第10条

④実 績 令和4年度は、177事業所に減量マニュアルを配付しました。

⑤令和5年度予算額 166千円

(2) 医療廃棄物排出指導

- ①事業目的 医療機関から排出される感染性医療系廃棄物の適正な排出方法を指導し、環境の保全と労働安全を図ります。
- ②事業概要 医療廃棄物処理申請の承認期間が2年のため、冊子「医療廃棄物処理マニュアル」を隔年毎に作成し、配付しています。また、随時、区内の病院・診療所等の医療機関に対し、感染性医療系廃棄物の適正な排出方法の指導を行っています。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条
医療廃棄物取扱要領
- ④実 績 マニュアル配付実績（令和4年度実績・隔年実施）
病院15件、診療所485件、
歯科診療所353件、動物病院81件 合計934件
- ⑤令和5年度予算額 0千円（隔年実施。参考：令和4年度予算 241千円）

(3) 一般廃棄物処理業者との連携による排出指導

- ①事業目的 区が許可している一般廃棄物処理業者と連携して、廃棄物排出事業者に資源分別の徹底と適正な廃棄物排出を促し、廃棄物の減量化を図ります。
- ②事業概要 資源分別と適正排出の啓発リーフレットを作成し、一般廃棄物処理業者と連携して排出事業者に配付します。また、排出状態の悪い事業者への排出指導も実施します。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第10条
- ④実 績 令和4年度版の啓発リーフレットを作成し、普通ごみの許可を持つ14業者を通じて排出事業者への配付を依頼しました。
- ⑤令和5年度予算額 159千円

(4) 事業系リサイクルルートの充実

- ①事業目的 資源循環型社会を目指して、中小規模事業者が排出する廃棄物の発生を抑制し、再使用・再利用を推進します。
- ②事業概要 「品川区リサイクル事業協同組合カムズ」と連携して、中小規模事業者が分別した資源の回収を図ります。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第10条
- ④実 績

単位：件

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受付件数	75	66	97	78	40

- ⑤令和5年度予算額 0千円（パンフレット作成予定なし）

(5) 宿泊事業者への適正な廃棄物排出指導

- ①事業目的 宿泊（民泊）事業者に正しい事業系ごみの出し方を指導することで、ルールを守らないごみ出しによる近隣トラブルを防ぎます。
- ②事業概要 新型コロナウイルス感染症拡大防止による海外からの入国制限などの影

響で、新規宿泊事業者への指導件数は減少しています。今後も継続して、令和4年度までに作成した排出指導パンフレットを有効活用するなどして、事業者の排出状況の確認と指導を行っていきます。

③根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第10条 品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例 第6条
④実 績	届出・指導数
	単位：件

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
届出・指導	67	13	3	1

⑤令和5年度予算額	0千円 (パンフレット作成予定なし)
-----------	--------------------

3 事業用建築物に係る指導

(1) 大規模建築物保管場所等設置および排出指導

①事業目的	事業用の大規模建築物に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進状況等の調査・指導を行い、大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量を図ります。
②事業概要	事業の用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² 以上の建築物の所有者に対し立入検査を行い、一般廃棄物の保管場所の設置状況、再利用の促進等の調査・指導を行います。令和2、3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため立入検査の実績が減少しています。 ・廃棄物管理責任者講習会の実施 令和4年度の廃棄物管理責任者講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、7月22日は中止、2月17日にオンライン開催を行いました。 ・再利用計画書の発送、受理他
③根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第10・20・51条・ 品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第5～8・31条 事業用大規模建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱
④実 績	令和4年度の立ち入り件数は100件です。

大規模建築物立ち入り調査件数（延べ床面積3,000m²以上）単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件 数	122	122	43	22	100

⑤令和5年度予算額 427千円

品川区大規模建築物の物件数

単位：件

用途	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
	延床面積 3,000 ～ 10,000 m^2	延床面積 10,000 m^2 以上	合計												
オフィスビル	156	87	243	161	89	250	160	90	250	135	92	227	161	94	255
店舗ビル	6	12	18	6	12	18	6	11	17	7	12	19	7	12	19
ホテル等	8	7	15	8	8	16	8	8	16	8	8	16	8	8	16
病院	5	6	11	5	7	12	6	7	13	7	7	14	7	7	14
駅舎	10	1	11	10	1	11	10	1	11	10	1	11	10	1	11
工場・倉庫・研究所	24	26	50	25	25	50	25	30	55	24	29	53	26	28	54
学校	4	17	21	4	17	21	5	17	22	5	17	22	5	17	22
区立小中学校	38	8	46	38	8	46	38	8	46	38	8	46	38	8	46
その他	34	17	51	39	16	55	41	16	57	28	16	44	45	17	62
合計	285	181	466	296	183	479	299	188	487	262	190	452	307	192	499

(2) 1,000 m^2 以上の事業用建築物の排出指導

- ①事業目的 条例で定められている事業用建築物の指導対象は、3,000 m^2 以上であるため、1,000 m^2 以上の建築物の指導を要綱で定めることで、廃棄物の約4割を占める事業系廃棄物の排出抑制と資源化を推進し、廃棄物の減量を図ります。
- ②事業概要 1,000 m^2 未満の事業用建築物の管理者(使用者)を要綱で指導対象とし、再利用計画書および処理・リサイクルフロー図の提出を求めます。また、必要に応じて個別訪問し、計画書の提出内容の確認と現場立入調査を実施します。
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条
事業用建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱
- ④実績 1,000 m^2 以上 3,000 m^2 未満用の再利用計画書およびパンフレットを、対象である建築物に発送しました。
その後、再利用計画書の提出があった建築物への訪問指導を実施しました。令和4年度の立ち入り件数は7件です。
- ⑤令和5年度予算額 128千円

4 净化槽清掃業の許可指導

- ①事業目的 净化槽とは水洗トイレの汚水や台所、風呂等の雑排水を下水道以外(河川等)に放流する場合に必要な水処理設備です。関係法令等で定める諸条件を満たした者に清掃を許可するとともに業者指導を行い、净

		槽を適正に維持することを目的としています。			
②事業概要		許可をした浄化槽清掃業者が、浄化槽の中から汚でい等を引き抜いて、槽の中の洗浄、掃除を行います。 ・許可の区分 浄化槽清掃業 ・許可期間 期間の定めなし			
③根 拠	浄化槽法 第35条	品川区浄化槽清掃業の許可に関する条例 品川区浄化槽の清掃および保守点検に関する規則			
④実 績					
許可業者数					
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
許可業者数	45	45	45	45	44
区内浄化槽数					単位：基
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
浄化槽数	36	36	36	20	14
⑤令和5年度予算額	5千円				

九. 計画と普及啓発

1 品川区一般廃棄物処理基本計画（庶務係）

①目 的	区市町村は、一般廃棄物の処理責任を負うため、その区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画を定める必要があります。
②概 要	基本理念「区民、事業者とともに、持続可能な『循環型都市しながわ』を実現する」 基本方針 1. ごみの発生抑制の推進 2. リサイクルの推進 3. 事業系ごみの削減の推進 4. ごみの適正処理の推進
③根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条第1項 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第33条第1項 品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第15条第1項
④実 績	・第1次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成12年3月策定） 計画期間は平成12年度から23年度の12年間 (本計画は東京都一般廃棄物処理基本計画を継承することから期間は都の計画期間の終期に合わせた。)

- ・第2次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成20年2月策定）
計画期間は平成19年度から28年度の10年間
- ・第3次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成25年3月策定）
計画期間は平成25年度から令和4年度の10年間
- ・第4次品川区一般廃棄物処理基本計画（令和5年3月策定）
計画期間は令和5年度から令和14年度の10年間

2 品川区一般廃棄物処理実施計画（事業係）

- | | |
|-----------|---|
| ①事業目的 | 品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）を実施するために必要な事業を毎年度ごとに策定し、公表しています。 |
| ②事業概要 | 品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）に定める資源・ごみの将来排出量の推計結果に基づき令和5年度の数値目標を定め、記載しています。 |
| ③根 拠 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条第1項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第33条第1項
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第15条第1項 |
| ④令和5年度予算額 | <u>0千円</u> |

3 品川区分別収集計画（リサイクル推進係）

- | | |
|-----------|--|
| ①事業目的 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく計画で、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、廃棄物の削減や資源の有効利用の確保を図ります。 |
| ②事業概要 | 令和4年度に第10期（令和5年度から9年度までの5年間）の分別収集計画を策定しました。
この計画は、3年ごとに見直しを行うこととしており、これまでの実績や社会状況を踏まえ、令和7年度に第11期品川区分別収集計画（令和8年度から12年度までの5年間）を策定します。 |
| ③根 拠 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第8条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第13条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第4条第1項（1）他 |
| ④実 績 | 第9期（令和2年度から6年度までの5年間）
第10期（令和5年度から9年度までの5年間） |
| ⑤令和5年度予算額 | <u>0千円</u> |

4 廃棄物減量等推進審議会（庶務係）

- | | |
|-------|--|
| ①事業目的 | 区長の附属機関として、一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進および廃棄物の適正な処理に関する諮問事項を審議するため設置しています。 |
| ②事業概要 | 審議会は、区議会議員、学識経験者および区民のうちから、区長が委嘱する委員20名以内で構成し、任期は2年。 |

③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第7条
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則第2条の2、第2条の3

④実 績

期 間	諮 問 事 項
第12期 (予定) 令和5年7月～令和7年6月	未定
第11期 令和3年7月～令和5年6月	区民、事業者、行政の協働による持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むべき、さらなるごみ減量、資源化の具体化施策について
第10期 令和元年7月～令和3年6月	持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組むべき、ごみの減量や資源化および適正処理のあり方について
第9期 平成29年7月～令和元年6月	快適な生活環境を創出するため、区民、事業者、行政の連携・協働による清掃リサイクルの今後の取り組みについて
第8期 平成27年7月～平成29年6月	ライフスタイルの多様化と住環境の変化に適合したごみの収集・運搬や資源回収システムの再構築など効果的な清掃事業のあり方について
第7期 平成25年7月～平成27年6月	品川区一般廃棄物処理基本計画（第3次）に掲げた「循環型都市しながわ」の実現に向けて取り組むべき家庭ごみの減量化・資源化の具体策について
第6期 平成23年7月～平成25年3月	資源循環型社会の構築に向けた今後の清掃・リサイクル施策のあり方について
第5期 平成21年11月～平成23年1月	ごみ減量化の現状と今後の取り組むべき課題について
第4期 平成19年8月～平成21年5月	清掃事業における区民・事業者との協働のあり方について
第3期 平成17年9月～平成19年2月	ごみ減量をさらに推進するための区民の取り組みについて
第2期 平成15年9月～平成17年4月	廃棄物減量目標の設定と費用負担のあり方について
第1期 平成13年7月～平成15年2月	一般廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進および適正な処理を図るための区民・事業者・行政のあり方について

⑤令和5年度予算額 1,130千円

5 廃棄物減量等推進員（リサイクル推進係）

①事業目的 廃棄物減量等推進員制度を通して、より一層のごみ減量およびリサイクルの推進を図ります。

②事業概要 18歳以上の区内在住または在勤者で、ごみ減量およびリサイクル活動に協力できる方を町会・自治会からの推薦および公募により選任。任期は2年とし区長が委嘱します。推進員はごみの減量および適正な処理、リサイ

クルの推進に関し、区の施策への協力その他必要な活動を行います。

*委嘱人数 432人（令和5年4月1日現在）

*委嘱期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(推進員の主な活動)

- ごみ減量およびリサイクル活動に関する会議・研修等への参加
- ごみの発生抑制と分別徹底の実践
- 地域における廃棄物の排出状況の報告
- 地域におけるごみ減量およびリサイクル活動の推進と相談
- 清掃およびリサイクル事業の普及啓発
- 地域の集団回収への協力
- 清掃およびリサイクル事業に関する調査等の報告

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の8

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第8条

品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則 第3条

④実 績 【令和4年度の活動実績】

令和4年6月：地区連絡会

令和4年12月：研修・見学会実施

令和5年2月：地区連絡会

【過去3期の委嘱数】

平成29年4月：512名（第9期）

平成31年4月：519名（第10期）

令和3年4月：509名（第11期）

⑤令和5年度予算額 2,727千円

6 ごみ・リサイクル出前講座

(1) 子ども向け（環境学習）（事業係）

①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要 スケルトン車両等を使った環境学習（平成14年4月開始）



区内小学校、幼稚園、保育園を対象に清掃車のしくみが分かるように改造した「スケルトン車両」等を活用し、ごみの積み込み体験やごみ・資源の分別ゲームなどを行い、幼少期から環境に対する意識を啓発します。

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第3条第4項

④実 績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園・保育園(園)	36	36	11	16	22
小学校(校)	11	8	1	0	4

※令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を縮小実施しています。

(2) 大人向け（リサイクル推進係）

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 区内在住の町会・自治会・P T Aその他のグループを対象にした出前講座をテーマにそって実施します。

テーマ（例）

- ・資源のゆくえ（資源として回収された物がどのようにリサイクルされるのか）
- ・品川区のリサイクル活動（品川区実施のリサイクル事業の説明）
- ・ごみ減量の合言葉『3 R（スリーアール）』について
- ・ごみ・資源の分け方・出し方

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 第3条第4項

④実 績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	7回	3回	1回	1回	4回
参加者数	290人	101人	100人	150人	182人

※実績には、資料の提供のみをおこなった場合も含む。

⑤令和5年度予算額 182千円（子ども向け・大人向け合算）

7 ごみ・資源追っかけ隊（リサイクル推進係）

①事業目的 区民が日ごろ排出しているごみや資源が回収された後どのように処理されているかを区民自らが追いかけ、取材することで、適正排出の促進・リサイクルの理解を深め、ごみの減量・リサイクルの推進を図ります。

②事業概要 区で回収しているごみ・資源の処理工場等（プラスチック製容器包装・ペットボトル・びん・缶・紙類・ごみなど）を見学するバス見学会を実施。（区民参加を年4回程度開催）



③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項

品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第3条第4項

④実績（令和元年度）※令和2・3・4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

年度	回	見学先	実施日	参加者数
元年度	1	・東日本環境アクセス (プラスチック中間処理施設) ・エム・エム・プラスチック(株) 富津プラスチック資源化工場 (プラスチック再生業者)	7月29日 (月)	26名 (10グループ) 大人10名 子供16名
	2	・資源化センター ・レンゴー八潮工場 (段ボール再生業者)	8月9日 (金)	30名 (13グループ) 大人14名 子供16名
	3	・資源化センター ・ユニバーサル製缶(株)結城工場 (アルミ缶再生業者)	8月28日 (水)	33名 (14グループ) 大人15名 子供18名
	4	・丸富製紙(株)沼津工場 (牛乳パック再生業者)	3月26日 (木)	※新型コロナ ウイルス感染 拡大防止の ため中止



⑤令和5年度予算額 865千円

8 普及広報

(1) リーフレットの発行（庶務係・リサイクル推進係）

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 ○小学生用啓発冊子

・小学四年生副読本 3,400冊

令和5年3月配布

○ごみ・リサイクルカレンダーの発行

ごみと資源の分別方法やごみの減量、環境に優しい暮らしの提案などを載せた「ごみ・リサイクルカレンダー」を作成し地域センター・図書館等にて希望者に配布します。(23,500部印刷)。

○「資源・ごみの分け方・出し方」冊子・リーフレット
(日本語・英語・中国語・韓国語)



資源とごみやの分け方や出し方をわかりやすく記載した「資源・ごみ

の分け方・出し方」の冊子を、転入手続きの際等に配布しています。

なお、プラスチック製品と容器包装の一括回収を令和6年度に全域実施するため、令和5年度中に冊子の改訂と全戸配付を行います。

③令和5年度予算額 17,360千円

(2) 「ごみ・リサイクル通信」発行（リサイクル推進係）

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 平成24年度より実施。広報紙で伝えられない情報、時節に合わせた情報を「ごみ・リサイクル通信」として年4回（1回あたり13,000部）発行しています。全町会に回覧を依頼しているほか、廃棄物減量等推進員を通じて住民への周知を依頼しています。また地域センターや文化センター等区の施設において区民に配布しています。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項
- ④実 績 令和3年度7月号・10月号・1月号・4月号
令和4年度7月号・10月号・1月号・4月号
- ⑤令和5年度予算額 1,197千円



(3) 啓発展示（リサイクル推進係）

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 各種イベントでごみ減量やリサイクル推進の啓発展示をします。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項
- ④実 績 • 令和4年5月1日「エコルとごしオープニングイベント」
- ⑤令和5年度予算額 211千円



(4) ポスター展示（リサイクル推進係）

- ① 事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
- ② 事業概要 区立小学校を通じて「清掃・リサイクル」をテーマとしたポスターを募集・展示する。
- ③ 実 績 小学生ポスター展（品川区民ギャラリー）
令和4年9月28日（水）～10月3日（月）
• 応募作品 37校 274点
• 優秀賞 12点、佳作8点
(優秀賞はPRシールを作成し、清掃車に各1カ月間貼付)
- ④ 令和5年度予算額 675千円



(5) リユース（再利用・再生）促進事業（リサイクル推進係）

- ①事業目的 区内にある家具や家電製品の修理・修繕が可能な店等を紹介することで、ごみの排出段階での抑制を図ります。
- ②事業概要 平成24年度より実施し、家具や家電製品等の修理が可能な店舗を紹介します。（令和3年度からホームページ掲載のみ）。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項



④実 績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
掲載店舗数	29	28	28	28	26

⑤令和5年度予算額 77千円

(6) 不用品交換情報紙「くるくる」発行（リサイクル推進係）

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 毎月、1日に不用品交換情報紙「くるくる」を発行
 - ・発行部数 1,800部（毎月1日発行）
 - ・配布場所 地域センター、図書館、文化センター等区施設、品川・大崎・荏原各郵便局
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第4条第4項
品川区リサイクル情報紙発行要領



④実 績

不用品交換情報紙「くるくる」の掲載実績 (各年度末現在) 単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ゆずります	98	182	129	137	135
ゆずってください	28	18	6	5	9

⑤令和5年度予算額 69千円

(7) プラスチック製品回収啓発（リサイクル推進係）

- ①事業目的 新たにプラスチック製品回収を開始することの啓発・周知を行います。
(令和5年6月から一部地域において回収開始（モデル実施）。令和6年4月からは全域実施を予定)
- ②事業概要 回収開始および回収内容・方法のチラシを、開始のタイミングに合わせて全戸に配布します。また、廃棄物減量等推進員には、プラスチック製品回収についてのより詳しいチラシを作成・配付し、地域での分別回収徹底に寄与していただきます。
- ③根 拠 プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律 第6条
- ④令和5年度予算額 2,996千円



事務事業概要【令和5年度版】

品川区都市環境部

令和5年5月発行

住 所 東京都品川区広町2-1-36

電 話 03(3777)1111(代)

